

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺
地誌備考八

解題

本書は、『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 地誌備考八』として、東京大学史料編纂所所蔵「日向地誌備考 追録一」・「日向地誌備考 追録二」・「日向地誌備考 追録三」・「日向地誌備考 追録四」を刊行するものである。収録されている地域は、日向国諸縣郡における旧薩摩藩領域であり、現在の行政区域で見ると、宮崎県えびの市、小林市、都城市、宮崎市の一部及び周辺の町（綾、高原、三股など）の1帯が該当する。なお、追録三には、明治一六年（一八八三）鹿児島県に編入された南諸縣郡の志布志・大崎・松山が掲載されており、これについては別途、鹿児島県立図書館所蔵本にも記載がある。この項は、従来の「地誌備考」同様に伊地知季通が編輯する形態をとっている事が特徴であり、他の追録との相違に関しては、改めて考察の必要があるだろう。以後、各追録毎に稿を進めていくが、「日向地誌備考」は本来、追録五まで作成されているものの、今回は編集上の都合により掲載していない事を最初に付記しておく。

追録一の中で先ず注目すべきである事項は、木崎原合戦関係である。木崎原合戦の前提として、追録一の記述を踏まえて真幸院の領有関係につき触れておきたい。真幸院は南北朝後期伊東氏と結んだ相良氏が領有していた。室町時代に入ると真幸院は、伊東氏・相良氏と結んだ北原氏（肝付氏一族）が領有している。永禄五年（一五六二）北原兼守が没すると、兼守の妻が伊東義祐の女である事から伊東氏が北原氏の後継者問題に介入してきた。伊東氏の介入に反発する北原兼親は、相良氏や島津氏の支援を得て北原氏の惣領となり飯野城に入った。しかし相良氏が真幸院の奪取を意図したため、同六年島津氏は兼親を伊集院神殿へ移し真幸院を島津氏領とした。翌七年島津義久は、真幸院を弟義弘に与えた。義弘は飯野城に入り、東方の伊東氏に備えた（『日本歴史地名大系46』宮崎県の

地名』平凡社、一九九七年)。

同十一年鳥津貴久は兵を發し、大隅国菱刈領主菱刈隆秋を攻めた。鳥津義弘は飯野城を發して參陣した。伊東義祐は義弘が飯野城を留守にした事に乘じて飯野・加久藤を攻めようとして桶ヶ平に壘を築いた。義弘は伊東氏の動きを聞くと飯野城に帰り家臣黒木播磨・遠矢下総に命じ本地原の橋下に兵を伏せて、輕卒らを出して桶ヶ平辺に馳驅して鶉を狩らせた。伊東氏の軍勢は鶉狩をしていた義弘軍を追い、背後を黒木・遠矢軍に襲撃され大敗し、桶ヶ平に入った。同十二年五月菱刈城は落城し、伊東氏は桶ヶ平を焼き三ツ山城に退いた。

元龜三年(一五七二)伊東義祐は、一族老臣を都於郡の本城に集めて飯野城襲撃を計画した。一族老臣は大軍で襲撃しないと難しいと主張したので、義祐は相良氏に救援を依頼した。相良氏は義祐の依頼に応じたので、義祐は伊東加賀守・伊東右衛門・伊東新次郎・落合源左衛門を將として三ツ山城に集まり、同年五月三日夜半飯野城には手出しをせず加久藤城を襲撃した。伊東氏は軍を二分し、一軍は伊東加賀守を大将として木崎原の東に屯し、一軍は加久藤城を攻め、火を城下の民屋に放った。義弘は飯野城兵三百人を分け、遠矢下総に六十人を付けて加久藤を救わせ、村尾源左衛門に五十人を付けて木崎原の東谷に伏せ、五代勝左衛門に四十余人を付けて白鳥山麓の民家に潜ませ、伊東氏の背後を襲撃させた。又諸所の山林に多くの旗を立てて、義弘軍が大軍であるように見せた。有川雅樂に飯野城を守らせて、義弘は自ら百三十余人を率いて加久藤に向かった。道中伊東軍が進軍しないのを見て二八坂に軍を留め、澤田八千に命じて形勢を調べさせた。澤田の報告では、伊東軍は大軍ではあるが半分以上は疲れているので進軍して戦えば勝利するとの事であった。義弘はこの報告を聞き、加久藤を捨てて木崎原に向かった。この時加久藤に向かった伊東軍は退いて木崎原の本陣に集まった。伊東加賀守は、相良氏の援兵も来ず、諸所に多くの旗が見え退路を断たれる危険があり、前後に敵を受ける危機から逃れるために速やかに白鳥山を越えて高原に退く事を主張した。

白鳥山を越え退く伊東軍は、木崎原で義弘軍が孤軍であるのを見て、伊東又次郎・落合源左衛門が義弘軍に攻め込んだ。義弘軍は隊伍乱れて劣勢となるが、久留伴五左衛門・遠矢下総や加久藤・吉田の兵、富永刑部・野田越中坊等が伊東軍と奮戦し、義弘軍は隊伍を整え伊東新次郎を刺殺、伏兵達も伊東軍を襲撃し五代勝左衛門は伊東加賀守を馬から射落とした。この他伊東又次郎・落合源左衛門等も義弘軍に討取られ、薩摩牛山城主新納忠元も馳来て伊東右衛門・伊東権之助を討取った。伊東軍は三ツ山に敗走し、義弘軍は兵を収め飯野城に帰った。

この木崎原合戦で伊東軍戦死者三百余人、義弘軍戦死者は二百余人であった。伊東氏は大きな打撃を受け、この後島津氏側が伊東氏側に攻勢に出ていく。

次に追録一で注目されるのは、霧島岑神社、狭野神社、霧島神社、東霧島神社、霧島山華林寺である。霧島山は歴史上活発な活動を続けた火山として有名で、霧島を祀る寺社も霧島山塊を取り巻くように存在していた。前記の諸寺社も霧島を祀った寺社の代表的なものである（前掲『日本歴史地名大系46』宮崎県の地名）。

この中で霧島岑神社は、神社の歴史が比較的詳細に判明するのでここに取り上げたい。霧島岑神社は、元々霧島山上瀬多尾（本書中では瀬戸尾）に鎮座していたと考えられ、瀬戸尾権現または霧島中央権現と呼ばれていた。現在は夷守山の東側に鎮座し、承和四年（八三七）八月官社に列し、その後従五位上に叙され、天安二年（八五八）十月従四位下、また、延喜式神名帳に記載され式内社に列している。社伝によれば、上古高千穂山東嶽と火常峰との間の瀬多尾に鎮座していたが、天永三年（一一一二）二月三日と仁安二年（一一六七）高千穂山上が大きく燃えたため社殿を修造した。文暦元年（一二三四）十二月二十八日高千穂山が噴火し再び社殿が焼亡、この時用水が枯渴したので瀬多尾の北西高千穂山下に遷座した。享保元年（一七一六）九月二十六日高千穂山が噴火し社殿が全て焼亡し、小林郷麓岡原に仮殿を作り、同十四年今の地に宮殿を建てて遷座した。又大隅国曾於郡田口村に鎮座する霧島神社も霧島岑神社であり、霧島岑神社は二つに分かれた。

霧島山の噴火活動により神階が上がり信仰を集める反面、遷座をよぎなくされる事は大きな矛盾である。前記の他の寺社も霧島山の噴火の影響を受けている。

霧島神社も他の神社と同様神仏習合であった。霧島山華林寺錫杖院は、高原郷に鎮座する霧島神社の神宮寺である。開山は性空上人であるといわれ、開基年月は不詳。天永三年二月二日火災が起こり社殿や寺院が焼亡、文暦元年十二月十八日火災により再び社殿・寺院焼失、文明年間（一四六九から一四八七年）迄の間に華林寺錫杖院は退転した。文明十八年（一四八六）島津忠昌の支援で澄儀法印が再興し、その後第三世に当たる忠弁法印の永禄年間（一五五八から一五七〇年）に伊東義祐は高原郷を領有すると民部卿秀澄僧都を座主に任命した。忠弁は島津義弘領飯野郷で寓居した。天正四年（一五七六）八月二十三日島津義弘が高原郷を領有し、同六年二月二十一日義弘の命で赤塚源太左衛門真重・久留木掃部康辰等が民部卿秀澄僧都を殺害した。同年七月十五日島津義久の命で快斜法印が座主に任命され、その後華林寺は島津氏の支配下に入った。寺社も当該期の政治的力関係の影響を受けている。

追録一で三つ目に注目されるのは、稲津掃部助祐信関係史料である。慶長五年（一六〇〇）九月関ヶ原の戦いが起き、伊東氏は東軍に味方し島津義弘等は西軍に味方した。戦後伊東氏家臣稲津掃部助祐信に黒田如水は、西軍に味方した大名の所領を取るよう言い、稲津掃部助は高橋元種家臣権藤平左衛門が守る宮崎城を攻めたため、伊東軍と権藤軍との間で戦鬪が起こり、十月一日宮崎城は落城した。その後稲津掃部助の弟が宮崎領主になった。島津氏は伊東氏の攻撃を警戒し、守備を固めた。慶長五年から翌六年にかけて伊東氏は本庄や穆佐・柳瀬・木脇などへ進撃している。

伊東氏と島津氏は、遂に佐土原において戦鬪を交えた。同六年五月伊東氏と島津氏との間に和議が結ばれ、同年八月徳川家康の命で伊東氏は宮崎城を高橋元種に返還している。稲津掃部助は、責任を取らされる形で切腹を命じられた。稲津掃部助は宮崎城に立て籠り延命を図ったが、自刃させられたと考えられる。伊東氏は、関ヶ原の戦い

に乗じて旧領回復の野望を抱いたが失敗し、家臣稲津掃部助にその全責任を負わせたと考えられる（『宮崎県史通史編 近世上』宮崎県、二〇〇〇年）。

追録二では、複数の引用文献が目される。『三侯院記』は、日向国北諸縣郡に属し中世前期島津荘日向方一円荘となり中世末期以降島津氏領国内に組み込まれた三侯院の関係史料雑録である（五味克夫編『鹿児島県史料拾遺（IX）三侯院記・真幸院記・甌島諏訪神社御神事由緒』「鹿児島県史料拾遺」刊行会、一九六七年）。『三侯院古雜記』は、伊地知季通が郡奉行になり三侯院域を受け持ち、実地巡回した時輯録したもので、文久二年（一八六二）秋八月から執筆が開始されている。『庄内平治記』は、江戸中期の元禄六年（一六九三）頃樺山某により編纂されたと考えられていて、北郷資忠が庄内に入部した南北朝期以降江戸前期に至るまでの島津氏一族北郷氏の都城支配について記述されている（『庄内平治記 全』都城市立図書館、一九七三年）。

『日向記』については、その序文に鎌倉幕府や室町幕府が発給した文書や貴族達が伊東氏に宛てた文書を永禄年間落合兼朝が編纂したものがその根元であると記載されている。

『日向記』に収録された文書や記録類は、十六世紀中期には伊東氏のもとにあったものと確定できる。編纂の基礎となっている史料は、①伊東家相伝の宛行状・下文・補任状などの文書類、②犬追物手組日記、③大閉書、④御代々覚書、⑤系図、⑥諸家・寺社相伝の軍功記・由緒・記録等である。しかし義祐の代までは本拠地である都城や佐土原城が再三災火に見舞われている上に、天正五年（一五七七）義祐は島津氏に日向国を逐われているので、前記の原史料が『日向記』編纂に直接利用されたと考える事には疑問点も出されている（『宮崎県史 通史編 中世』宮崎県、一九九八年）。

『日向記』には、『史籍雜纂』に収録されている（山田）卜翁本の他松井本、山之城本や校合本と呼ばれる複数

の写本が存在する。最も流布しているト翁本は、巻数十三、その内容は伊東氏の始祖から江戸前期寛永十三年（一六三六）までに至る。校合本は、巻第一から巻第三、巻第四の前半、巻第八から巻第十一の計八巻が残っている。山之城本は、巻第十三が欠けている（『宮崎県史 叢書 日向記』宮崎県、一九九九年）。『日向記』は伊東氏の発展の由緒を記した家記であり、中世日向国の歴史を解明していくための基本史料である。

『日向記』の編纂については、以下のことが考えられる。

巻一から巻七については永祿年間落合兼朝が編纂した部分である。内容は、源頼朝の寵臣であった工藤祐経・祐時の日向国内の「地頭補任」から南北朝争乱期の祐持・祐重の日向国下向とそれ以後祐堯の宮崎平野掌握を経て義祐の全盛期までの記録である。この部分は義祐により企てられ落合兼朝が命じられて編纂したと考えられ、義祐の永祿期までの正統性を主張し、全盛を誇示する記録であると考えられる。

天正十八年（一五九〇）落合伊賀入道が補筆した巻八・巻九は、伊東氏が島津氏に敗れ日向国から逃れ、豊臣秀吉の九州仕置の結果本来庶子家である伊東祐兵が飢肥に封じられ伊東家が再興された時期に書かれている。巻八・巻九の内容は、義祐の治世批判と没落の原因追及に目を向け伊東惣領家の没落を描きながら、庶子家ではありながらも伊東氏を再興し、日向国伊東氏の主流となった事を誇示主張する祐兵出現の前段階であると考えられる。

関ヶ原合戦後、海老原三郎左衛門尉為誠・田丸撰津介信成・山田宗武ト翁等により「再附録・潤色・修補」が行なわれ、二代祐慶の後半までの内容を持つト翁本が成立した。この段階で祐兵・祐慶の立場から『日向記』全体を見る形で内容が整えられたと考えられる。故にこの時巻九までの記録・内容にもかなり手が加えられたと考えられる。

巻十から巻十三は、『伊東氏大系図』にみられる祐兵・祐慶の事績をもとにしていて、故に『日向記』の編纂は近世飢肥藩主伊東氏の大系図編纂にも深い関わりをもっているとみられる。その意図するところは、中世伊東氏に

続き豊臣秀吉・徳川家康により飢肥に封ぜられた祐兵・祐慶が日向国支配者としての伊東氏の復活であり、祐兵・祐慶が伊東氏の正統である事を示す事にあると考えられる。祐兵・祐慶は、義祐―義益―義賢の系統に代わる事、内には新しく臣家となった家中士に、外には日向国内外の大名や特に伊東氏を日向国から逐った隣国島津氏に示し訴える事を意図していたと考えられる（前掲『宮崎県史 通史編 中世』）。

本書において『日向記』から引用されている箇所は、「尹祐庄内三侯知行之事」、「三侯御陣并合戦事」、「尹祐野々美谷頓死事」、「庄内三侯陣敗北之事」、「依錯乱三侯被捨事」である。「尹祐庄内三侯知行之事」は伊東尹祐が庄内三侯院を領有した事、「三侯御陣并合戦事」は伊東氏が北郷氏を撃破した事、「尹祐野々美谷頓死事」は伊東氏と北原氏との交戦の中で伊東尹祐が野々美谷の軍陣で急死した事、「庄内三侯陣敗北之事」は伊東氏が北郷氏・島津豊州家・北原氏等に攻められ庄内三侯で敗北した事、「依錯乱三侯被捨事」は伊東氏が北原氏の三侯城引き渡し要求に対して北郷氏に三侯城を渡した事が記載されている。

また文書関係では、建武三年（一三三六）三月廿八日付足利尊氏御教書（文書番号三）が収録されている。足利尊氏が肝付八郎兼重以下を倒すために守護の軍勢催促に従い戦場での軍忠を励む事を求めている。当該期足利尊氏は、三侯院に盤踞して反足利氏行動を展開していた肝付氏等を誅伐する事を意図していた（山口隼正『南北朝九州守護の研究』文献出版、一九八九年）。当該期三侯院において、足利尊氏方と肝付氏が激突している事がこの文書から示されている。この文書に関連して同年十一月廿一日付畠山直顕軍勢催促状（文書番号六）は、日向国大將畠山直顕が重久孫八に対して伊東藤内左衛門尉祐廣・肝付八郎兼重以下反対勢力を討つために参陣し忠節を尽くす事を求めている。この時期伊東氏が肝付氏と同じ動きをしている事はその後の両者の関係を考えると、中々興味深い。

天文十三年（一五四四）八月廿日付北郷忠相施入状（文書番号四一）には、同九年四月廿二日以降激戦を続け、

特に同十一年八月廿日高城脚や小山河原における合戦で伊東氏や北原氏の軍勢に大勝し、この時の戦死者の魂をなぐさめるために長田門を高称寺に施入した事が記載されている。当該期北郷氏と伊東氏との合戦は、都城地域北西部をめぐる北郷氏と北原氏との対立に、伊東氏が北原氏と連合して北郷氏と戦闘を交えたものである。この時期北郷氏は、島津豊州家や島津本家と連携し、都城盆地に勢力を拡大していた（『令和二年度都城島津伝承館企画展図録 北郷三代 〱忠相・忠親・時久と戦国時代〱』都城市教育委員会、二〇二〇年）。この戦闘もその一環であった。

追録三では、『大崎誌 飯隈山書出』（以下、『大崎誌』）部分が『大崎名勝誌』と深い関わりがあり注目される。『大崎名勝誌』は、『薩藩名勝志』の御再撰掛から薩摩藩内各郷への通達に基づいて、大崎郷に関する項目を再調査して編纂されたものである。大崎郷については、高山、川筋、古城・古戦場、名所、神社仏閣、宝物・武具・器物、郡郷村里の名称や関所、郷の石高、古人の墳墓、郷内で主人・父母へ忠孝をつくしている者、大崎郷の産物、昔あった寺社、御家地、牧、藩主の動静について、大崎郷の変遷、鹿児島城下から大崎までの距離などがまとめられ、文政七年（一八二四）に完成した。この『大崎名勝誌』は、天保十四年（一八四三）薩摩藩で刊行された『三国名勝図会』の基礎史料の一部となっている（『昭和六十一年文化財研究誌』 沢文 文政七年甲申五月大崎名勝誌）大崎町教育委員会、一九八七年）。江戸後期薩摩藩内大崎郷における『大崎名勝誌』の評価は高く、大崎郷域については『大崎名勝誌』を引用する必要があったと考えられる。

追録三に引用されている『大崎誌』の文章と『大崎名勝誌』本文を比較すると、行の移動や字句の違い、脱字が見られ、妻万五社の縁起や如意山宝奉寺の鐘銘、玉宝山正明寺鐘銘等は省略されている。また複数の行に書かれている内容を一行にまとめて記している場合がある。順に引用する形を取りながら、急に別の箇所から引用している

場合がある。「大崎名勝誌」本文の記載と比べると、字句も順番も大きく異なっていて、通常の引用ではないと考えられる。

追録三に引用された『大崎誌』の文章と『大崎名勝誌』本文との違いが起きた原因について考察したい。『大崎誌』の奥付には「田尻種香(甫カ)被撰置候地理志という書あれと、是に洩れ彼に委細なかりし故、両傳を合、別に卷成するもの也」とある事から、『大崎誌』は『大崎名勝誌』と『地理志』を基に別に作られたものと見る事ができる。このとき行の移動や字句などが変わり、また、これを『地誌備考』に引用する際に、必要に応じた省略が行われたものではないだろうか。ただし、元々の『大崎誌』また田尻種甫については詳細が不明であり、今後も検討が必要である。

また『大崎誌』には、蓮光院史料が数点引用されている。蓮光院の寺号は飯福寺、山号は飯隈山である。飯隈山飯福寺は、院号は照信院、益丸村に鎮座している。蓮光院は本山修験の先達としての名である。ここでは飯福寺と表記する。

飯福寺は、本山派修験の寺院であり、天台宗聖護院の末寺である。飯福寺は二十八家正大先達の一つであり、壹岐・対馬・薩摩・大隅・日向五ヶ国の法頭であり、薩摩・大隅・日向三ヶ国の年行事職である。飯福寺の本尊は神変大菩薩・不動明王であり、上古の開山は義覚尊師、中興の開山は覚進上人である。飯福寺の由緒記等によれば、飯福寺は准院家である。准院家は、聖護院門跡に付随する若王子等の四院家に準ずる高い寺格である。聖護院の院務を司っていたのは門跡であり、天皇の皇子や藤原摂関家の子弟が就いていた。

飯福寺の歴史を概述すると、慶雲五年（七〇八）修験高祖役行者の弟子義覚が大崎に下向し、飯隈山飯福寺を開山したと伝えられている。義覚は、新熊野三社権現を勧請し、本地として阿弥陀・薬師・観音を安置した。天平十五年（七四三）聖武天皇は、飯福寺第二代学元上人へ詔を下して勅願所となり神領千石が与えられた。飯福寺は、

熊野社の別当寺となった。これ以降飯福寺は毎年鎮符を朝廷に献じた。建治二年（一二七六）薩摩国守護島津久経は、飯隈山熊野社に参詣し、神馬、宝幣を奉納し、飯福寺第三十一世別当覚進に命じて熊野社に祈禱させた。弘安三年（一二八〇）十一月久経は、熊野社及び飯福寺を再興し、覚進を中興開山とした。また延文ごろ島津氏久は朝廷に請い、飯福寺別当の妻帯を許されたため、この後妻帯寺となる。その後薩摩藩主島津家久は、慶長九年（一六〇四）から同十一年まで熊野社と飯福寺を改修した。同十三年島津家久の請いにより、飯福寺は先達職の任を許される。元禄十四年（一七〇一）島津綱貴は、聖護院宮道尊法親王に以前の状態で戻す事を請うた。その結果飯福寺は勅願所に復し参内も認められ、鎮符を朝廷に献上した（『三国名勝図会』青潮社、一九八二年。首藤善樹編『本山修験 飯隈山蓮光院史料』至言社、二〇〇八年）。

飯福寺と在地領主との関係については、文保元年（一二二七）五月廿二日付大隅守護北条時直書下によると肝付兼石弟兼基の子兼村は飯福寺別当と共謀した事が記載されている。また、飯福寺第三十六世別当朝元は、志布志蓬原領主救仁郷四郎左衛門尉頼綱六世の孫藏人介頼世の弟であると伝えられている。延文四年（一三五九）救仁郷頼世が蓬原に敗亡した後朝元は出家して飯福寺別当に任命されている。飯福寺は鎌倉後期には既に一勢力を形成し、近隣の在地領主と結んで行動している。飯福寺別当と救仁郷氏との関係も、このころまでは遡及可能であると考えられる（五味克夫「島津庄日向方 救二院と救二郷」（『戎光祥研究叢書13』南九州御家人の系譜と所領支配）戎光祥出版、二〇一七年）。

飯福寺は、前述のように天台系修験寺院である。天台宗総本山延暦寺は、交易と深くかかわっていた（林文理「博多綱首の歴史的位置―博多における権門貿易―」（大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の社会と国家』清文堂出版、一九九八年）。飯福寺が鎮座している救仁郷は、志布志湾の西沿岸である。南島等との交易を意図した救仁郷氏は、積極的に交易を行っている延暦寺等天台系と関係を持つ事を意図して天台系修験寺院である飯福寺

を救仁郷に建立した可能性も考えられるが、飯福寺が当該期に交易していたとする明確な根拠を現時点では例示できないため、これからの課題としたい。

飯隈山蓮光院（飯福寺）には文書が伝来し、数通が引用されている。その内容について主なものを以下紹介する。慶長三年（一五九八）二月十五日付島津義弘証状（文書番号二六）には、蓮光院の朝鮮における戦鬪勝利を祈願する祈禱に対して、義弘の感謝の念が記載されている。慶長十二年と考えられる五月廿八日付島津家久書状（文書番号一三）では、家久が途絶えていた蓮光院の先達職復帰を聖護院に願い出ている。この書状に対し、慶長十三年七月廿七日付聖護院門跡令旨（文書番号一四）では、聖護院は蓮光院の先達職復帰を認めている。元和三年（一六一七）八月十一日付聖護院門跡令旨（文書番号一六）では、聖護院が蓮光院養仙坊に対し願いどおり薩摩・大隅年行事職を認め、翌四年九月廿一日付聖護院門跡令旨（文書番号一五）では蓮光院養仙坊の日向国諸縣郡の年行事職を認めている。寛文八年（一六六八）十二月廿六日付江戸幕府修験定書（文書番号二五）では、幕府から聖護院の霞（修験者の檀那場・祈禱圈）支配と年行事職の正当性が認められている。元禄二年（一六八九）九月五日付法印光有奉書（文書番号一七）では、聖護院が蓮光院陽慶坊に対して壱岐・対馬両国先達職を認めている。また、元龜三年（一五七二）二月七日付石巻判官奉書（文書番号二三）・天正廿年（一五九二）正月廿三日付全阿弥奉書（文書番号二四）は、聖護院年行事に対し霞支配を認めた文書だが、それぞれ内容に疑義があるため検討を要するものである（前掲『本山修験 飯隈山蓮光院史料』）。

追録四では、先ず島津荘に関する記述が注目される。文政六年（一八二三）五月に輯写された「島津の字出所考」である。同書に記載されている内容は、①延喜式に島津といふ地名の事、②忠久公以前に島津御庄と見へし事、③平家物語に島津の庄と云へる事、④文治^{元年}二年頼朝公御下文に島津御庄の事、⑤岡田丁（帳）等に島津御庄又ハ御

庄寄郡とのせし事、⑥嘉禎四年中院通方卿撰集玉ひし飭抄に鎮西志戸庄とミへたる事付檳榔毛の事、⑦鴨長明か無名抄につくしのしまと、ミえし事、⑧(忠宗公ノ時)金峯山鐘銘の事、⑨(道鑑公ノ時)島津庄の御訴状の事付応永記に島津御庄の事、⑩庄内島津稻荷の事、⑪祝吉御所御由緒の事、⑫庄内阿弥陀造立の棟札、⑬都城安久正応寺古棟札、⑭都城郡元村阿弥陀甲板背の銘、⑮庄内八幡社の棟札、⑯樺山玄佐日記抜書、⑰上井覚兼日記抜書である。

①では『延喜式』に日向国内の駅名として島津駅が見える事が指摘され、②では平安末期安元二年(一一七六)七月日付島津庄留守某下文(文書番号一)が引用されている。本下文は、島津荘領主富山氏一族の僧安兼を百引村弁済使に補任した文書であるが、この箇所では島津忠久の下司職補任以前に島津荘が見える史料として引用されている。島津荘は、先学により解明されている通り、日向国諸縣郡内に十一世紀前期成立している(徳重浅吉「鎮西島津の庄」『日本文化史の研究』目黒書店、一九三八年)等)。近年島津荘が日向国諸縣郡内に成立した背景として、南島ないし大陸からの物資調達の間としての機能が期待されていた事も指摘されている(野口実『歴史文化ライブラリー446』列島を翔ける平安武士九州・京都・東国吉川弘文館、二〇一七年)。③では『平家物語』の中で鹿ヶ谷の変後藤原成経が薩摩沖小島に流される際通過箇所の中に島津の庄が含まれている事が記載されている。ただし、これは表記から後世の成立と考えられる長門本の引用と見られ、時代考証については検討を要する。④では島津荘領家下文の趣旨に従い忠久の島津荘下司職補任を認めた元暦二年(一一八五)八月十七日付源頼朝下文(文書番号二)、早く濫行を停止し地頭忠久の命に従い荘民を安堵させ年貢を納めさせるように島津荘の荘官に命じた文治二年(一一八六)四月三日付源頼朝下文(文書番号三)が引用され考証が加えられている。⑤では島津荘、島津荘寄郡が記載されている薩摩・日向国建久田帳の關係部分などが引用され、⑥では嘉禎四年(一二三八)中院通方が撰んだ『飭抄』、⑦では鴨長明『無名抄』の中の島津荘關係分が引用されている。⑧では応長元年(一一三一

一) 十一月日付薩摩国田布施蔵王権現鐘銘が引用され、島津莊領主藤原撰闕家当主の末永い安寧を祈願して刻まれている。⑨では島津貞久が島津氏による薩摩・大隅・日向国支配の淵源と島津莊との関わりについて記し、⑩・⑪は酒匂安国寺申状の中の忠久の出生や惟宗広言に預けられた事に關係して、島津莊にある稲荷社と祝吉御所跡の由緒をそれぞれにまとめて記している。⑫では文明十六年(一四八四)六月二十五日、大日本国日向州島津院円福寺に阿弥陀如来を造立した事、⑬は応仁二年(一四六八)二月二十九日付で都城安久正応寺に日吉山王宮一字を造立する事を書いた棟札である。⑭は都城郡元村阿弥陀甲板背の銘であり、⑮は長享三年(一四八九)薩州家島津国久が戦鬪勝利を祈願し庄内八幡大菩薩靈祠を再興した事が記されている。⑯は樺山玄佐日記の中で樺山名字は島津の郡在名から付けられた事、⑰は上井覚兼日記中覚兼が宮崎と鹿児島を往復した際島戸を通過した事が各々抜書されている。

追録四では、『庄内地理志』も引用されている。

近世日本における地誌編纂の画期は、寛文・享保・化政期の三期である事が指摘されている。薩摩藩においては十八世紀に入り概略的な地誌が編纂されるようになっていく。十八世紀後期の天明期から寛政期にかけて島津重豪は、薩摩藩内各郷に高山・大川・神社・仏閣・旧跡・物産についての調査・報告を命じた。この時の報告書が諸郷の名勝志(糺帳)であり、その後増補訂正され絵図も付されて、文化三年(一八〇六)『薩藩名勝志』全十九巻として成立した。この時期都城においても後述の『庄内地理志』の編纂が開始されている。この後薩摩藩においては、諸郷に再撰帳を提出させ、それが天保十四年(一八四三)十二月に『三國名勝図会』六十巻二十冊に結実した(原口泉「総説 近世地誌における庄内地理志の位置」『都城市史 史料編 近世Ⅰ』都城市、二〇〇一年)。

『庄内地理志』は、都城島津家が独自に編纂した地誌であり、百十二巻と拾遺一巻の計百十三巻から成る。内容は都城の風土、名所、旧跡、土産、由来、政治機構について記され、編纂当時の都城に残る古文書・古記録、系図、

社寺縁起、棟札、石塔類等も調査して収録されている。『庄内地理志』には複数の写本が存在している。A本は表紙が青灰色、荒川儀方の筆跡で「庄内地理志」と書かれている。A本が、『庄内地理志』の原本である。B本は白表紙で、荒川儀一（秀山）を含めた数人でA本をそのまま書写したものであると考えられている。C本は表紙は簡易であり、絵図を省略して詳細は不明である。東大本は、東京大学史料編纂所が所蔵するものである。その奥書によると明治二十年（一八八七）十一月内閣修史局編集久米邦武が当時の北諸縣郡役所に委託して書写させたものである。この他都城市立図書館が所蔵する写本があり、昭和十一年（一九三六）頃に鶴田千蔵が謄写したものである。『庄内地理志』の拾遺は東大本と原本とでは大きく異なっている。この事実から久米が書写させた時期A本は現在の形ではなく、その後に書き加えられていったものと思われ、当初から企画されたものではなかった事が伺える。『庄内地理志』は、寛政十年（一七九八）に都城領主島津久倫の命によつて編纂が開始され、約三十年の歳月をかけて一応完成した。都城島津家が『庄内地理志』を編纂した理由は、都城島津家による自らの領地支配の正当性と領主としての立場を領内あるいは対外的に示すためであったと考えられている（『都城市史 通史編 中世・近世』都城市、二〇〇五年）。

追録四を編纂する上で、当然『庄内地理志』は参照されたと考えられ、必要な部分は『庄内地理志』から引用されている。例えば志和地城辺新山寺にある四つの古墓に刻まれた文字は、『庄内地理志』巻第八十七、志和池二、水流村、天満天神項からの引用である。三百二十六頁下段及び三百二十八頁下段に引用されている島津莊惣鎮守である神柱宮の棟札は、『庄内地理志』巻第九十四、梅北二、益貫村、神柱宮項からの引用である。但し前者に記載されている棟札は六枚、後者に記載されている棟札は七枚、『庄内地理志』該当項目には七枚記載されている。この食い違いをどう考えるか難しいが、最初追録四に神柱宮の棟札を六枚引用し、その直後棟札が一枚引用漏れしていた事に追録四の編纂者が気づき、改めて少し後の箇所にも再引用したのではないかと考えられる。また三百三十頁

『地誌備考八』 掲載文書点数

史料名	文書数		掲載文書数
	(収載)	(未収)	
日向 追録一	7 (1)	〈6〉	7
日向 追録二	49 (45)	〈4〉	47
日向 追録三	26 (14)	〈12〉	26
日向 追録四	15 (8)	〈7〉	15

注1 収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは「同」未収載文書を示す。

2 掲載文書数とは『地誌備考八』に掲載した重複分を除く文書数を示す。

上段の安永諏方社は、『庄内地理志』巻第七十六、安永四、北前川内村、諏訪大明神項からの引用である。但し引用された棟札やその裏面の勧進助成者の名は大半が省略されている。以上の事から、追録四には『庄内地理志』から必要部分が過不足ないよう引用されている事が確認される。追録四と『庄内地理志』との関係については、今後更に分析していく必要がある。

なお平部嶮南が明治十七年（一八八四）に成稿した『日向地誌』と本書を併用する事により当該地域についての理解がより一層深まるものと考えられる。

今回で『地誌備考』の刊行は、一旦終了となる。しかし『地誌備考』の未刊行部分が幾らか存在する。この部分がいづつ刊行されるかは現在の所未定である。近い将来『地誌備考』が完結する事を祈りたい。『地誌備考』は、南部九州の事を調べる上で貴重な史料である。『地誌備考』が多くの方々の研究に活かされる事を念願しながら筆を擱きたい。

（日隈正守）

例言

一 本書は、「日向地誌備考 追録一」「日向地誌備考 追録二」「日向地誌備考 追録三」「日向地誌備考 追録四」を収め、『旧記雑録拾遺 地誌備考八』として刊行するものである。

本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次の通りである。

史料名	所蔵者
日向地誌備考 追録一	東京大学史料編纂所
日向地誌備考 追録二	東京大学史料編纂所
日向地誌備考 追録三	東京大学史料編纂所
日向地誌備考 追録四	東京大学史料編纂所

一 文書・記録・記事は、原則として底本に従って掲載し、文書のみ通し番号を文首に付した。重出文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文は省略した。

一 収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア 補充・挿入箇所は▽ △及び◇で示した。

イ 底本が原文書または校訂史料と相違する部分は、原則としてその右側に典拠史料を記し示した。相違する部分
分が二字以上の場合等は、その範囲を明確にするため該当部分を「」で囲んだ。また、漢字・かなの相違に
ついては、原則として読みが同じであれば、底本のままとした。

ウ 他に補充や校訂に使用した史料は、次の略記号で示した。

旧記雑録（東京大学史料編纂所所蔵）⑩

- 島津家文書(東京大学史料編纂所所蔵) ㉟
- 新編島津氏世録正統系図(東京大学史料編纂所所蔵) ㊱
- 新編島津氏世録支流系図(東京大学史料編纂所所蔵) ㊲
- 池端文書『鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 家わけ一』 ㊳
- 入来文書新訂(朝河貫一著書刊行委員会編・日本學術振興會發行) ㊴
- 延喜式『新訂増補国史大系26』吉川弘文館發行) ㊵
- 大崎名勝誌(都萬神社所蔵) ㊶
- 御代々御戰場御由緒之地并御居城由来(『旧典類聚三』東京大学史料編纂所所蔵) ㊷
- 鹿屋文書『鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 家わけ九』 ㊸
- 肝屬氏系圖文書寫『鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 家わけ二』 ㊹
- 甕藩名勝考(東京大学史料編纂所所蔵) ㊺
- 薩隅日地理纂考(鹿兒島県教育會發行) ㊻
- 薩藩名勝志『鹿兒島県史料集44』鹿兒島県立図書館發行) ㊼
- 三州御治世要覽(東京大学史料編纂所) ㊽
- 重久氏系図『鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 伊地知季安著作史料集四』 ㊾
- 庄内地理志『都城市史 史料編 近世1・3・4』 ㊿
- 庄内平治記(東京大学史料編纂所所蔵) ㊽
- 諸家系図文書『鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 伊地知季安著作史料集四』 ㊾
- 新刊島津国史(鹿兒島県地方史学会發行) ㊿

- 神社調(東京大学史料編纂所所蔵) ㊦
新編伴姓肝屬氏系譜(『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ二』) ㊧
西藩野史(東京大学史料編纂所所蔵) ㊨
関ヶ原御合戦後日州辺江稲津致狼藉候一件(『旧典類聚十下』東京大学史料編纂所所蔵) ㊩
大慈寺文書(『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ六』) ㊪
東霧島神社文書(『宮崎県史 史料編 中世Ⅰ』) ㊫
寺尾文書(『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ六』) ㊬
伝家亀鏡(『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ五』) ㊭
富山文書(『宮崎県史 史料編 中世Ⅰ』) ㊮
祢寝文書(『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけⅠ』) ㊯
長谷場文書(『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ五』) ㊰
日向記(鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里文庫) ㊱
本藩地理拾遺集(『鹿兒島県史料集32』鹿兒島県立図書館発行) ㊲
本藩地理拾遺集(鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里文庫) ㊳
三俣院記(木脇家文書)鹿兒島大学附属図書館所蔵) ㊴
山田聖栄自記(『鹿兒島県史料集Ⅶ』鹿兒島県立図書館発行) ㊵
要用集(『鹿兒島県史料集28』鹿兒島県立図書館発行) ㊶
横山久内忠篤覺書(『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集四』) ㊷
一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 原注や文書中の異筆・補筆、また出典を示す箇所は、原則として「」（墨書）、『』（朱書）で囲んだ。
イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従ったが、ある程度の統一をした。
ウ 文書・記録・記事中には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。
エ 原注に移動指示がある場合は、原則として該当箇所に移動した。
オ 頭注や行間の書き込みは底本の体裁に合わせたが、長い場合は※印を該当箇所に記し、関連箇所の本文後に適宜まとめた。

- 一 合点は「^」で示した。
- 一 原本の摩滅虫損は、字数を推して□または□を以て示した。
- 一 見消は、その文字の左側に「々」を付した。
- 一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。
- 一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。
- 一 原文中の送り仮名及び返り点は、原則として省略した。
- 一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。
- 一 漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。
- 一 本文中に、後に記入する目的や虫損等の理由で空けられたと考えられる箇所について、□□、□□、…、―、
などがあるものは、原則として底本の体裁に従った。
- 一 『鹿児島県史料 旧記雑録』との重複文書については文末に注を付した。なお、記事の場合には、原則として重複注は逐一付さなかった。
- 一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吳(異) 早(畢) 季(年) 皈(歸) 哥(歌) 亘(事) 迂(遷) 坎(歟) 杛(杉) 厖(廟) 筭(算)
逃(逃) 壬(閏) 脉(脈) 二(四) 芴(州) 灵(靈) 岢(時) 帟·帟(虎) 加(弘)
广(磨·摩·塵·廳)

旧記雜録拾遺地誌備考八 目次

解題	1
例言	17
目次	23

日向地誌備考 追録一

諸縣郡沿革	1
真幸郷	3
加久藤郷	7
飯野郷	10
小林郷	19
須木郷	32
高原郷	34
高崎郷	40
野尻郷	42
綾郷	44
高岡郷	45

倉岡郷	五〇
関ヶ原乱後稲津狼藉一件	五二
関ヶ原御合戦後日州辺江稲津致狼藉一件	五二
稲津乱記	五六
稲擾録	六六
穆佐郷	七六
日向地誌備考 追録二	七九
上三俣郷	八一
下三俣郷	八一
山之口郷	八二
三俣院記（山之口・勝岡）	八四
三俣院古雜記	九一
山之口郷	一三七
三俣院記（山之口）	一三八
三俣院記（高城）	一四一
御居城由来記（高城）	一四五
日向地誌備考 追録三	一四七
日向国宮崎縣大小区町村表	一四七
南諸縣郡	一五四

志布志郷	一五八
大崎郷	一八九
大崎誌 飯隈山書出	一九二
大崎郷	二一九
松山郷	二二三
地理志（松山郷・志布志郷・大崎郷）	二三四
日向地誌備考 追録四	
都城郷	二二九
神社仏閣上梁文写	二三四
都城郷	二四一
島津の字出所考	二四四
都城郷	二六三
荘内郷	二七一
都城・末吉古雜記	二八〇
文書目録	三三七

日向地誌備考

追録一

(表紙)

日向地誌備考

追録一

(中表紙)

諸縣郡沿革
真幸 野尻
加久藤 綾
飯野 高岡
小林 倉岡
須木 穆佐
高原

日向地誌備考

追録一

(地理纂考)

日向國

東豊後國東南海に對し、西南大隅國に界ひ、北肥後國玖
麻に接す、周廻二百八里三十三間、日向國六郡の内、和
名鈔に兒湯古由國府とありて、上古日向の國府なり、景行天
皇紀に子湯縣とあると同所にて、今の佐土原なり、同紀
曰、其國有佳人、曰御刀媛ミカクリヒメ、則召為妃、生豊國別皇子、
是日向國始祖なり、(造説カ)又妃日向髮長大田根、生日向襲津彦
皇子、次妃襲武媛、生國乳別皇子與國背別皇子・豊戸別
皇子、按するに、大田ハ和名鈔に諸縣郡大田あり、是なるへし、
根ハ美称なり、襲津・襲武等の名も地名に依れるなり、○國
造本紀曰、輕島豊明朝御世、豊國別皇子三世孫老男定賜
日向國造、○續紀和銅三年正月戊寅、日向國貢采女、○
天平十八年十月癸丑、日向國風雨共發、養蝨損傷、○天
平勝寶六年十一月丁亥、大神朝臣オホカミ社女シメノメ云々、除名從本姓、
配日向國、○天平寶字六年正月戊子、從五位下田口朝臣
大戸為日向守、○同年七月乙卯、外從五位下高橋連ウツカサマ笠磨
為日向守、○神護景雲二年七月壬午、日向國獻(松カ)白龜、○
同年九月、日向國宮崎郡人大伴益人所獻白龜赤眼、青馬
白髮尾、○同三年八月甲寅、從五位上表晋卿為日向守、

寶龜五年三月甲辰、外從五位下秦忌寸ハクイミキ蓑守為日向守と見ゆ、これらの類ひ擧るに違あらず、

〔本藩地理志〕

日向國武備志ビツ兄加 五郡

惣高式拾八万五百八拾九石

周廻式百式拾六里四町六尺

内九拾五里七町拾間半薩摩領

高拾貳万貳拾四石五斗八升六夕九才

〔地理纂考〕

諸縣郡

此一郡日向國の内にて、鹿兒島の管轄なり、丑方日向宮崎郡、東同國那珂郡に界ひ、辰方海岸に連り、南大隅肝付郡に接し、西同國贈於郡、戌方同國桑原・菱刈の兩郡に界ひ、亥方肥後國球麻郡に接し、三國四郡に分界す、郡内都城より視る、一郡の所管二十一郷六十四村、周廻九十五里七町十五間なり、日向風土記に曰、此郡曩時無鄉村里之名、唯縣耳有焉、因曰諸縣、郷十二、莊三、また和名

鈔に、諸縣牟良加多ムラカカとあり、土人今毛呂加多と云ふ、書紀皆同し、○景行天皇紀十八年、諸縣君泉媛、依獻大御食而其族會之、○應神天皇紀十一年、有人奏之曰、日向國有娘女、名髮長媛ツミナガノメ、即諸縣君牛諸井之女也云々、十三年春三月、天皇遣專使以徵髮長媛、秋九月中、髮長媛至自日向云々、一曰、日向諸縣君牛仕于朝廷、年老者之不能仕、仍致仕、退於本土、則貢上巳女髮長媛、○續紀聖武天平三年七月、定雅樂寮雜樂生員、大唐樂三十九人、百濟樂二十六人、高麗樂八人、新羅樂四人、度羅樂六十二人、諸縣舞八人、筑紫舞二十人云々、度羅・諸縣・筑紫生並取樂戸と見ゆ、此諸縣ハ筑紫と並へて擧たれハ、日向國諸縣なる事疑なく、往古諸縣人の一種の歌舞ありしなり、さて和名鈔に諸縣郡瓜生ウリノ加用野カヨノとありて、此地今宮崎郡高篠の左方ホトリにあり、慶安二年高辻帳に、日向國宮崎有馬左衛門佐領分の内瓜生野村高千五百八十八升云々と見ゆ、何の頃如何なる故にて宮崎郡に隸キぬらん、是等の類ひ猶多かるべし、

「地理纂考」

眞幸^{⑥郷}

鹿兒島の北十五里十八町餘、日向・大隅の境なり、北方同郡加久藤郷、南大隅桑原郡吉松、西同國菱刈郡菱刈・太良両郷、戌亥薩摩伊佐郡牛山、丑寅肥後國球麻郡に接して、三國五郡に分界す、周廻十里四町十間、村落十^昌寺村 龜澤村 向江村 岡松村 柳水流村、水流村 浦村 河北村 内堅村 島内村、高七千二百六十石六斗九升七合九撮、土族九百七十九人^{男五百二十五人、女四百五十四人}、平民六百六十八人^{男三百四十二人、女三百二十六人}、惣計千六百四十七人、戸数四百^{⑥六}十八、當郷ハ吉田・馬関田とて両郷なりしを、合せて一郷とし、郷名を眞幸と改む、往古吉田・馬関田・加久藤・飯野・小林の五ヶ郷を眞幸院といへり、延喜兵部式に眞^マ研^カとあるハ此地なり、されと建久八年日向國圖田帳に諸縣郡内眞幸院三百二十町とありて、同書に吉田の莊三十町、また馬関田の莊五十町とあるを思へハ、當時吉田・馬関田の両郷ハ眞幸院の外にして、後に沿革ありけむ、^{諸國院を置れしハ、續紀延暦十年一月、}さて、眞幸の郡司^{又後紀十四年閏七月の紀に詳なり}ハ火闌降命の後裔大隅・薩摩隼人等と同族にて、後に氏を日下部^{ヒカカ}と号し、世々郡司を承襲す、日向國圖田帳を調

進せし日下部宿祢盛綱も同族なるべし、建久の初、眞幸太郎日下部重兼領主たり、重兼より五代貞房に至り、北原右兵衛佐兼幸日下部氏に代りて眞幸を領し、飯野に在城す、兼幸ハ肝付兼貞三男にて、始大隅肝付に住す、^{家系の事ハ肝付高山郷の巻にいへり、}北原周防範兼に至り、伊東・相良に與して眞幸の外吉松・栗野・横川を併せ、兵勢大きに奮ふ、或る日、範兼球麻の城主相良祐頼を加久藤徳滿城に招て宴す、事を論して合ざるを怒り、相刺して俱に死す、其後二子交絶て、範兼子北原久兼島津元久に降り、眞幸院を領する事故の如し、久兼より第八世北原長門貫兼三子を生む、長を又五郎寛兼、次を又七郎兼門、其次を民部兼珍といふ、寛兼・兼門先立て死す、兼門一子あり、中務茂兼と号す、貴兼死して其後を嗣く、叔父兼珍是を奪ひて眞幸を領し、其子又八郎兼守、伊東義祐女を娶りて子なし、永祿四年、兼守死す、家臣等茂兼を立むとす、伊東義祐是を聞、兼守か妻を北原家臣馬関田右衛門に嫁せしめ、茂兼を殺して、義祐眞幸及び吉松・栗野・横川を奪ふ、茂兼か子又太郎兼親球麻に遁れ相良に依る、其外家臣諸所に奔り、眞幸大きに乱る、島津貴久此乱を鎮

め、兼親を球麻より招き飯し、北原か後を継しめ飯野の城主とす、同七年、兼親か叔父北原左兵衛吉松城に在りて又叛を謀り、發覺して出奔す、貴久兼親か勢ひ微にして眞幸を鎮めかたく、且伊東義祐と境を接し危きを慮り、島津義弘を眞幸院の領主として飯野の城に移し、兼親を薩摩國伊集院に移す、

〔地理纂考〕

昌明寺村

温泉 山王山東南の麓に在り、巖石の底より湧出るを、厚き板を以て四方を圍ミ温泉を湛へたり、四五寸廻りの竹を五六尺に截り、節を通して巖石の底に突立れハ、温泉水面より高く湧揚るを痛所に灌かせ、或ハ其竹を短くして湯中にて自在に痛所に灌く、湯性温和にして明礬を帯ひ、能く諸病を治す、殊に金瘡に効あり、

〔地理纂考〕

水流村

菅原神社 社司境田新左衛門家譜及び當社根元記に曰、

新左衛門祖先河野伊豫守通廣ハ伊豫の國人なり、弘安四年蒙古入寇の時武功あり、通廣四世の孫河野四郎通安、明德三年始て薩摩國伊佐郡祁答院に來り、境田に住す、是より以前、通安天満宮を崇敬し、屢戰場に於て靈應を受く、故に祁答院に在りつる時一社を建立す、其子伊豫守通正、日向諸縣郡眞幸院吉田に來り、北原か家臣と成り、河野を境田に改む、又天満宮を同郷龜澤村に建立して吉田の鎮守とす、通正か孫對馬守滿元、享保四年槻ヶ牟禮に遷し、其子孫世々社職たり、島津義弘飯野に在城の時深く崇敬して、慶長十九年七月神領若干を寄附して、屢參詣す、此時滿元曾孫新左衛門滿重社職たり、義弘當社に詣てし時、滿重か家に入りて槍一筋及び酒盃等を與ふ、さるを元禄十三年二月三日、火起りて社殿忽ち燒亡す、時に煙の中に人の如き影顯れ、空中に聲ありて神體柳原に飛去ると聞ゆ、皆人驚き柳原に走せ至るに、果して神像を得たりとあり、同十六年三月、社殿を再興す、例祭年中三度、二月卯の日・六月廿九日・十月廿日なり、

〔地理纂考〕

(山北村之
島内村)

菅原神社 馬関田一郷なりし時の宗社にて、祭祀年中十
度、其中十月十日を正祭とす、飯野の町人道正三左衛門
といふ者の先祖道正某京師より神體を守り来りて社殿を
建立すといふ、年月詳ならず、道正か家に神像を護り下
りし時の笈を蔵めたり、今に至り祭日にハ其笈を携へ来
りて神前に備へ祭事に與かるとそ、

〔地理纂考〕

眞幸正心 正心ハ眞幸の産にて書を能くす、一説に眞幸
農民なりといふ、水戸光國(○閉)に仕へ、三國筆海の書を著せ
り、

〔地理纂考〕

高牟禮神社

奉祀四座 天照天神 天兒屋根命 經津主命

武甕槌命

社記に、天智天皇七年大職冠鎌足公の命を受け創建すと
あり、應永五年七月、地頭沙彌玄昌玄昌ハ北原
兼範なり田地寄附の

文に曰、寄進タレカト水田二段、右水田者、限永代号三宮
之御神領[△]地上者、△不可懸公私之役者也、寄進状如件と
あり、三宮とハ、飯野・加久藤・馬関田の三ヶ所に一社
つ、當社を建立して、飯野なるを一之宮、加久藤を二之
宮、馬関田を三之宮と稱すと社記に見へたり、建武元年
日下部行房大宮司職を嫡子行守に譲る書に曰、

1

しまつ(○の)御しゆう(ヤカ)日向國まささきのゐんたかむれの六所權
現たくししきの事

ちやくしむま三郎行守所

右、大宮司職にをいてハ、行房せんそさうてん所職也、
しかる之間、寛元三年地頭御代官江左近允末吉之状あ
ひそへて讓渡之上ハ、たのさまたけあるへからず、但
先祖の讓状、代々御下文等、御社ゑんしやうの時紛失
せしむる之間、末吉方に申て、関東言上あて、末吉の
御状を給はる上は、子細あるへからず、仍御まつりと
い、御祈禱の丁寧とい、きんしせしむへきゆつり
之状如件、

建武元年五月廿七日

日下部行房花押

此文中に假名の違ひたるか見ゆれと、本書の俣に記して今其文字を改めず、

宛行

島津庄日向國眞幸院鷹牟禮大宮司職事

右於彼職者、右馬三郎行守相傳重代無相違之處、為凶徒坂九郎左衛門尉正重被押妨之由依令申、如元行守所被宛補也、早任先例、於祭例ハ可令勤仕之旨、依仰下知如件、

貞和二年二月七日

大江花押

源 花押

按するに、高牟禮六所權現と文書に見えたれハ、祭神六坐なるへきを、今四柱なるハ二柱漏たるへし、さて此文書當郷高牟禮勝右衛門家に藏めたり、此家世々當社の神官にて今に神事を掌る、祭祀九月廿日なり、
行守昆裔、詳ならず、

物産

飲食 茶

蔬菜 香蕈 丁蕈 蕨
シヒタケ マヒタケ フラヒ

樹木 檜ヒ 樟クス 桐トガ 榿カシ 蚊ユス子木

飛禽 山鷄ヤマトリ 鶴ツル 雁カン 鳧カモ

走獸 鹿 野猪キ 猿サル

鱗介 鯉コイ 鮒フナ 鮓ササギ

吉田吉田・馬関田・加久藤・飯野・小林
五ヶ所惣名号眞幸院、

一 諸縣郡眞幸院ハ都て眞幸家領なり、

村上天皇御宇天曆・天徳・應和・康保之比至元弘年間、其後應永之比、専ら北原周防守伴範兼領之、永祿年間為 公領、而⑦再〔二冊〕給北原又太郎兼親、其後為 公領也、

一天正年間⑦義 公弘公御守護代不被成御定内、▽⑦右之諸所

并△栗野・馬越・吉松・須木御領知也、

一慶長十九年甲寅、轉川邊郡内宮村賜日州眞幸吉田▽⑦之内△正明寺村及津留村肝付彈正少弼兼武、

一天神宮 社司押領⑦司氏

一南方山福地院觀音寺 眞言宗大乘院末

一寶陽山昌明寺曹洞飯野長善寺末 在昌明寺村、
⑦通

一温泉 此湯金瘡甚有驗、味醃なり、
惣廟
一天神社 社人押領司靱負

馬関田

本藩地理志
一上古真幸氏領之、其後馬関田又九郎北原範兼弟なり領之、

一威徳天神宮郷土社官黒木伊膳所祭少名彦命

一花景山宮楽寺威徳院真言宗大乘院末

一王城山大圓寺禪宗飯野長善寺末、開山大鐘
和尙、北原氏菩提所なり、

一天神社 池牟礼村、傳稱ス、天文年間勸請、久林像近

代焼失、私佛にて候、

一平野阿弥陀堂 在川北村、去加久藤徳満城西方五町計、

右徳満城江安置也、傳稱、鳥津犬太郎久林加久藤徳

満城居住、有故切腹之後殉死六人、崇ニ阿弥陀安置

於此地と云々、久林球摩肥後國之様落行れ候時追手懸

り、無是非此所にて切腹也、竹添某當郷士介借云々、

(一脱力) 民部塚在川北村寺園原、北原民部少輔於球摩境戦死之體葬此地、

民部少輔久兼
三男と云ふ

〔地理纂考〕

加久藤郷

鹿兒島を距る事丑寅の方十七里なり、東南飯野に界ひ、

西北真幸に接し、丑寅求麻に接す、周廻十一里二十五町

四間、村落川北村 栗下村 榎木田村 東永江浦村 西永江、高
浦村 灰塚村 西郷村 湯田村 小田村 永山村

八千九百四十七石三斗一升六合、士族七百十二人男三百八
十二人 女六百五十二人、人員惣計二千

五百五人、戸数五百二十八、

〔地理纂考〕

榎木田村

國見嶺 加久藤より求麻の人吉へ往來の大路、此嶺上の

南北に通す、加久藤麓より人吉まで凡四里なり、群山の

上に高く抜け出て、此方より登る事一里餘、彼方へ下る

ハ一里半餘なり、此嶺を越果て牧之原といふ所、肥後・

日向兩國の界なり、

〔地理纂考〕

上永江浦村

飯盛峰^{ダケ} 當郷の南ハ高千穂の群山に連りて次第に山高し、飯盛峰ハ獨其連山の北麓に離れて、四面より望むに其形状異ならず、故に一名を奇峰と稱す、

〔地理纂考〕

小田村

諏方神社 鎌を以て神體とす、固伊東義祐領内小林郷大川原なる諏方社の神體なりしか、加久藤に飛來りて木の枝に掛りたるを聞、島津義弘大きに喜び、伊東氏を退治せハ社殿を新建すへしと祈誓して深く崇敬せしに、程なく日向國平定せしかハ、社殿を建立して飛諏方と稱し、神領三段を寄附せしとぞ、祭祀七月廿八日なり、

〔地理纂考〕

加久藤城 永祿年中、真幸院の領主北原兼親を薩摩伊集院に移し、是に代りて島津義弘真幸に移り飯野を居城とし、家臣川上三河忠智を加久藤の城主とす、元龜三年五月四日、伊東氏其將伊東加賀守・同右衛門尉に下知して、伊東の領内三山^{今の小}林郷也より兵を發し、潜かに飯野を過ぎ加

久藤の城を襲ひ、城西の民屋に火を放ち、勢ひに乗して城に乗り入らんとす、城外に山伏樺山常陸坊淨慶居宅ありて、其地形城の外郭に似たり、夜いまた明ず、敵誤りて淨慶を圍む、淨慶父子三人大きに聲を發し、衆兵の形を示して拒き闘ひ、時を移して戦死す、守將川上忠智其間に兵を整へ突出して敵を撃つ、退て大河^{川内川の}上流なりを渡り川の南に屯す、敵將米良筑後兵を進めて戦ハんとす、不動寺の住僧久道川を隔て鉄砲を發ち、敵の大將を馬より射墜す、敵軍氣を奪ハれ猶豫して進まず、此時吉松の番兵駈來りて敵に向ふ、忠智機に乗して夾ミ撃つ、敵軍破れて木崎原に走る、

一本杉 ^(小田村) 當村にあり、一株直立して其高さ天に參る、島津義弘加久藤に在りける時、城中より常に此杉を望ミ、其高く秀たるを賞美す、朝鮮の役に赴ける時、此杉の形ちに擬^なひ馬印を製て一本杉と号く、今尚存せり、

〔地理纂考〕

栗下村

二宮神社

奉祀一坐 仲哀天皇

當社ハ真幸郷高牟禮神社と同社にて、天智天皇七年、飯野・加久藤・馬関田に一社つつ建立あり、飯野なるを一之宮、當社を二之宮、真幸郷なるを三之宮と唱ふるよし彼社記に見えしを、祭神の異なるハ上古の傳へを失へるなり、天正四年島津家久加久藤の城にて生れ生土神なる故、父子深く崇敬し、社殿を造営して神領若干を寄附す、例祭年中十六度にて、正祭九月十日なり、

〔御居城由来記〕

諸縣郡加久藤

一 德滿城

真幸院之領主北原周防守事、求麻之領主相良氏と結黨、守護方ニ致敵對候処、相良之弟相良祐頼於德滿城周防守と致口論、刺違候而共に相果候、依之両家氷炭と罷成、周防守之嫡子左馬頭久兼改前非 元久公江奉訴候故、多勢を被差遣、相良家の人数を追出、真幸一院全北原氏踏鎮申候、

- 物産
- 五穀 粳米ウルシネ
 - 蔬菜 蕨シヒガク 香蕈マヒタケ 丁蕈
 - 藥品 柴胡サイコ 茯苓フクレク 紫根シネコン 金銀花 瓜蒞實ウラボクシ
 - 飲食 茶
 - 樹木 樟クス 櫛カシ 檜ヒ 樅モミ 桐キリ
 - 飛禽 鴈カシ 雉キシ 鶴ヤマトリ 鶉シラサキ 白鷺
 - 走獸 野猪サル 鹿 猿
 - 鱗介 鯽フナ 鯰ナマツ 鰻ウナギ 鰻コイ 鰻スッポン 鰻カメ

総州家之嫡孫上総介久世之嫡子左衛門尉久林、親父久世於鹿兒島切腹之後川邊籠城にて候得共、終にハ不相叶肥後國江出奔有之、其後當城に居住之処、 忠國公より打手被差向切腹にて御座候、德滿之近邊馬関田之内平之阿弥陀ハ久林と申傳候、

加久藤

一 関所在榎田村、 肥後國求摩領通路也、
一 德滿城 曲輪三ツ、北の方深谷あり、惣廻り拾三町許、

小城也、當院領之北原周防守・相良某^{求摩}住^{相良某}與黨^テして

△對「公結讎有年、亦其頃相良祐頼^{會弟}於當地与周防守倫論而共相死す、因茲両家氷炭と成、周防守嫡子

左馬頭久兼改前非 元久公ニ降訴す、故援兵を當地に被遣、相良之人数を追去、真幸院を北原氏に給、

〔地理纂考〕

飯野^郷

鹿兒島を距る事子丑に丁りて十八里十八町餘なり、東北小林に界ひ、西南踊・襲山両郷に接し、北加久藤或ハ肥後求麻に連る、平地南北一里東西六七里水田にて、其間村落斷續す、周廻十七里三町五十七間、村落十島村^{末永村}池坂元村^{今西村}前田村^{上江村}原田村^{大河平村}杉水流村^高、高一万六百五十石餘、士族千二十八人^{男五百五十五人}、平民千五十人^{男五百四十人}、人員惣計二千七十八人、戸數四百九十六、

〔地理纂考〕

川内川水源 飯野郷麓より四里許山中、肥後國求麻郡白

髮岳の西麓及び同郡法ヶ八重の山中より出つ、此両川山中を屈曲する事一里許にして合流す、又飯野大河平村の奥狗留孫山より一川出て、求麻の境を過る事十餘町にして三川合流し、猶求麻の境を過る一里三十間餘にして當郷大河平村に入る、此間諸所より溪水合流し、飯野の麓に至りてハ濶さ十間許、深さ五六尺許にして水勢大ひなり、薩摩・大隅・日向の三國を経て薩摩國水引郷川内に至るまで五十餘里なり、其間尚諸所より大小川合流して、下流に至るに従ひ大河となれり、水引郷より下流三里、高江郷久見崎の海に入る、

〔地理纂考〕

上江村^{末永村カ}

白鳥神社

奉祀 日本武尊^{例祭二月初四日・六月廿八日・九月廿九日}

創建の年月詳ならず、白鳥山の半腹にありて、日本武尊の四字を額とす、白鳥ハ霧島嶽の支峯にて、韓國岳の西に當れり、軍神と仰きて、當郷及び近郷に至り白鳥を獲る事を禁ず、島津義弘・同家久飯野・加久藤に在城の時深く崇敬して、神領若干を寄

附す、其目錄數通存れり、按するに、此所尊を齋き祭れるハ、川上梟帥を御誅伐ありし時、此あたりまでも臨幸ありて行宮の跡などにてやありけむ、飯野の近郷栗野・吉松両郷の界に熊峯と号して大きな岡あり、此所熊曾か居城の址なるよし云傳へたり、

「地理纂考」

白鳥池 白鳥の山上にあり、周廻一里餘、深さ測るへからず、或ハ二十餘尋といふ、群峯影を浸して水色藍の如し、霧島山中四十八池の一なり、白鳥山満足寺の記録に、性空上人池に臨ミ法華經を讀誦し、白鳥の神出現ありしに因て其池に佛宇を建立し、觀音の六躰を性空自作して安置せしといふ、因て土俗六觀音の池と呼へり、例の妖僧か妄説なり、寺ハ廢して今なし、

温泉 白鳥の山中にあり、俗に白鳥温泉と号す、巖石の間より湧出して湯勢壯なり、明礬に硫黄を兼て能く諸病を治す、此絶頂飯野・小林・襲山・踊の四ヶ郷に分界す、

「地理纂考」

大河平村

熊野神社 奉祀紀伊國熊野神社に同し、大河平村の人家を距る事三里、狗留孫山の奥にて、其路の險難なる事具に述ふへからず、深山幽溪を上下する事一里許にして谷の底に鳥居あり、其處を鳥居谷と号す、是より又峯を攀ち澗を渡る事一里二十餘町にして寺見嶺に至る、此嶺より谷こしに別當寺今廢しを望ミ見る、故に其名を得たり、此嶺より又谷に下り、溪川を渡る事數回にして又嶺に登り、半里にして社に至る、此地肥後・日向の境なり、社ハ大きな巖上に建立す、巖上平面にして、東西十五間、南北十間、高さ十間餘なり、其岩を右旋すれハ祈願成就すとて參詣の徒是を回るを、俗に内御腰廻といふ、四面深谷なり、又社頭より東一町餘に怪巖あり、深谷の底より屹立して空中に聳ゆ、三方ハ深壑に臨ミて、西の一方のミ社地に續きたり、此半腹にも廻旋の路ありて、周廻凡四町餘なり、其路狭き所ハ身を横にして行く、足の踏む處なきに至りて、長さ八尺許の梯子を深谷の上に渡したるを、或ハ樹の根、或葛藤を把りて渡る、谷を望めハ

千尋の底なる大杉の梢幽かに見ゆ、是を外御腰廻りといふ、又本社より午の方八町許に金毘羅と稱する祠あり、世に天狗宮と号す、天狗の棲處（スミカ）なりとて土人懼恐ミ、申の時を過れハ參詣を禁す、爰に一奇談あり、往年此宮を修復するに、吏民等別當寺を寓とす、往来路遠き上に申の尅を限りたれハ、日数を經て其功を遂ず、棟梁の大功歎きて、此宮の修復なれハ禁を犯すとも咎め給ふまし、皆宮に寓りて速に功を遂くべしといふ、皆恐れて従ハす、棟梁獨り宿りけるに、夜中枕上に物あり、怪しく思ひ夜明て見れハ、割籠一重にさま／＼の菓子を盛りたり、人々の来るを待て其よしを告れハ、棟梁か志を感じ天狗の賜へるなりとて、敬拜して皆人戴き喰ひて、即ち此宮に宿を移し、日あらずして成就せしとぞ、

〔地理纂考〕

香取神社

奉祀 經津主命例祭二月初卯日・九月九日

社記に、白鳳二年七月、大織冠鎌足公の命に依り創建すとあり、二條天皇應保二年・後花園天皇永享二年並トモに大

般若經一部を御寄進ありし事など社記に見ゆ、真幸郷高牟禮神社の傳記に、天智天皇七年、鎌足公の命を受け、飯野・加久藤・馬関田馬関田を改今真幸郷とすの三ヶ所に一社つ、建立ありて、飯野なるを一之宮、加久藤を二之宮、馬関田を三之宮と稱へし由なるを、祭神各異なるハ古の傳を誤れるなり、彼建武元年の文書に高牟禮六所云々とあるハ正しき傳へならむを、是も今四柱にて二柱ハ闕たり、さて當社ハ飯野郷の宗社にて、今も一之宮と号す、又當社より辰巳の方三十町許、正原村に天之宮と云あり、周回四町許なる叢林の中に（ナシ）大きな巖を神體に崇めて別に社殿なし、例祭二月初卯の日なり、此日社司神馬を牽來り、祭祀ありて香取宮に牽き行く、既にして再び天之宮に至る、土人相傳へて香取神を天之宮に迎へ奉るなりと云ふ、創建由緒詳ならず、

〔地理纂考〕

大明寺村

諏方神社

奉祀 建御名方命例祭七月廿三日

創建の年月傳ハらず、天正三年、島津家久加久藤の城にて生れ、當社ハ當時加久藤の内にて生土神なれハ、深く崇敬して屢祭田を寄附し、又家久関ヶ原の役終りて後上京の時、誓願の旨ありて神領を加増すと云、

〔地理纂考〕

諏方神社 杉水流村にあり、奉祀上に同じ、永禄年中島津義弘飯野在城の時建立すといふ、祭日七月廿三日なり、

〔地理纂考〕

原田村

飯野城 真幸院ハ往古日下部氏數世郡司にて、建久中、真幸太郎重兼飯野を居城とす、重兼より第五世真幸左衛門三郎貞房に代りて北原左兵衛佐兼幸領主たり、永禄年中、北原又太郎兼親島津貴久に降り、兼親を伊集院に移し、島津義弘を真幸院の領主として當城を治所とす、事ハ真幸の條に詳なり、

〔地理纂考〕

桶ヶ平 永禄七年、島津義弘北原又太郎兼親に代りて飯野に移る、同十一年、島津貴久兵を發し、大隅國菱刈領主菱刈隆秋を攻む、島津義弘飯野を發して是に會す、伊東義祐虚に乘し飯野・加久藤を襲んとて桶ヶ平に壘を築く、義弘是を聞、中途より飯野に皈り、從臣黒木播磨・遠矢下總に命し本地原といふ所の橋下に兵を伏せ置き、輕卒を出して桶ヶ平のほとりに馳驅して鶉を狩らしむ、伊東か兵是を追ふ、黒木・遠矢か伏兵其後を遮り、撃て大きに破る、敵遁れて桶ヶ平に入る、島津の軍中より狂歌を詠し敵の軍門に立つ、伊東めが真幸マサキの陳ハ桶ヶ平飯野欲しさに帶のゆるさよ、かくて明年五月菱刈の城陥り、島津の兵勢壯なるを見て、六月、桶ヶ平を焼き三つ山の城に退く、

〔地理纂考〕

木崎原 飯野城を距る事西南一里餘なり、元龜三年壬申、伊東義祐一族老臣を都於郡の本城に集めて飯野を襲ハん事を議る、衆皆大兵を擧されハ克事あたハすといふ、因て使を求麻に遣し相良義陽に救を乞ふ、義陽是に應ず、

義祐即ち伊東加賀守・同右衛門・同新次郎・落合源左衛門^⑨を歩騎三千に將トシ、三山に會して、同年五月三日の夜半、密に飯野の城下の間道を過ぎ加久藤を襲ふ、飯野の城中是を知る者なし、伊東氏兵を二つに分ち、一軍ハ加賀守大将にて木崎原の東に屯す、一軍ハ加久藤城を攻め、火を放ち城下の民屋を焼く、樺山淨慶父子三人戦死す、淨慶父子か事ハ加久藤の巻に詳なり、義弘今夜諸臣と事を談して終夜眠らず、肥後民部庭に出て、加久藤の火光を見て義弘に告ぐ、又上江村の穢多藤元丹波走せ来り、今夜大軍上江を過て加久藤の方に赴く、伊東か兵加久藤を襲ふならんと告ぐ、時に城兵三百人計なり、義弘則遠矢下總に六十人を附て大道より加久藤を救ハせ、村尾源左衛門に五十人を付け木崎原の東の谷に伏せ、又四十餘人を五代勝左衛門に附て白鳥山の麓なる民屋に伏せて、敵の後を襲ハしむ、又諸所の山林に多く旗を立て大軍の状を示し、有川雅樂を留て城を守らせ、義弘親百三十餘人を帥て加久藤に向ふ、行々敵の進さるを見て二八坂^{二八坂ハ飯野・加久藤の間に}に兵を留め、澤田八千といふ者に命して形勢を伺しむ、澤田歸りて、敵軍多しといへとも過半ハ勞れたり、進ミて戦

は、必ず利を得んと告ぐ、是を聞、義弘加久藤を捨て木崎原に向ふ、此時加久藤に向ひし伊東氏か兵退て木崎原の本陣に會す、加賀守曰、求麻の援兵来らず、且諸所に旗多く見えて歸路を絶つ、前後に敵を受る時ハ戦危からん、速に白鳥山を踰へ高原へ退かんとて、軍を収め白鳥を登りて退く、此時白鳥山別當寺の住僧光嚴紙を以て旗を製り、僧侶及び寺戸の男子三百餘人を従へ、不意に關を發して敵を撃つ、敵山を下り木崎原の辰巳を差て遁る、時に白衣の兵数千人道を遮る、即ち立還りて木崎原に至り、義弘^⑩の狐軍なるを見て、伊東又次郎・落合源左衛門前驅して戦ふ、其勢ひ疾風の如し、鳥津の兵数百歩退く、義弘槍の石突を把り、槍頭^{ハヤキ}を槍持にとらせ、聲を揚て敗卒を遮り留む、此時久留伴五左衛門・遠矢下總告て曰、我兵隊伍亂れて必死の敵に當り難し、臣等進ミ戦ハん、其間に軍を整へよと云捨て奮戦す、又加久藤・吉田の兵馳續きて是を助く、富永刑部・野田越中坊・鎌田大炊・曾木播磨共に死を決して戦ふ、義弘此間に隊伍を整へ、親敵の將伊東新次郎と槍を合せ刺殺す、又鎌田尾張・五代勝左衛門か伏兵一度に起りて夾ミ撃ち、勝左衛門矢を

放ちて伊東加賀守を馬より射落す、此外敵將伊東又次郎・落合源左衛門等數十人を斬る、薩摩牛山旧名の城主新納忠元加久藤の火を見て俄に兵を督し、般若寺山の難所を越て駈来り、木崎原 迄六里、伊東右衛門・伊東權之助を討取る、伊東氏遂に敗走し、北るを逐ひて粥持田カユモツ 三ツ山の地名に至る、義弘此處にて袖木崎丹後・肥田玄齋の兩將を刺殺す、小林の条に詳なり、是より三山の城近けれハ、兵を収め飯野に歸る、討取る所の首級三百餘、味方の戦死二百餘人なり、此日求麻の援兵五百餘人加久藤の境まで来りしに、白鳥山より木崎原まで白旗連れるを見て、薩摩の大軍飯野を救ふなり、思ひ叶ひ難きを慮り、戦ハすして歸る、又富永萬左衛門命を受、數十人の農民を卒て原田村なる八幡山に旗を多く建させ、大軍の屯せる状を示して敵の歸路を絶つ、萬左衛門獨農民に離れて在りけるに、敵兵餘多逃来る、萬左衛門槍の穂首に手巾テマキを結び付け、伏兵起れと呼はる、敵驚き引還して大道に向ひ遁れ走るといふ、又木崎原に三角田といふ地あり、其所に大きな自然石あり、義弘伊東新次郎ヲをナシ祐信を刺殺しける時腰を掛け休息しけるにより、今に憩ひ石といふ、又此処に小川ありて太刀洗川といふ、軍終りて軍兵刀を洗

ひしに依てなり、儲求麻の援兵白旗と思ひしハ皆白鷺の群居たるにて、彼白衣の数千人も俱に白鳥の神助なりといへりとそ、日向記學頭合戦敗北事とある條下に曰、日向記ハ日向國飲肥人の著書にて、其姓名を闕く、爰に學頭とあるハ地名にて、加久藤の事とおほゆゝ下にも出てたり、真幸の働ハ辛未の九月より翌三年壬申五月まで九ヶ月間、飯野にて防戦數ヶ度なり、然るに壬申五月四日、山東の大軍を起し、大将にハ伊東加賀守・伊東新次郎・伊東又次郎・伊東修理進、彼四頭を大将として發向なり、飯野ヲを搦手、覺頭表を破らんとの詮議にて、伊東加賀守飯野△の搦手に定て妙見の尾の備なり、三大將ハ惣軍を引卒して覺頭の麓を討破り、敵數輩討取、此競を以て家を焼て引退き、飯野圍少々踏破り、敵を飯野の城内に追籠め、此競を以て尾河平まで引退き、軍法亂れて足浪さわきしかハ、各詮議して、備を堅め曳給へと制しけれども、過半若大将衆にてハ有り、下知調ハすまぢく云けれハ、薩州の分際として如何の事をか仕出すへき、手並の程を見せてしものをと聲々に喚はりて、頃しも五月の事なれハ、水練ミヅナとして時刻を移しけるほとに、なしハよかるへき、薩州諸卒栗野・横川の間より馳つつく、斯て兵庫頭伊東勢

の區々なるを見すまし、評議を調へ横入をしたりけり、日州大將衆是を見て、足を亂さず尋常に鎧を合せむものをと、吾もく互に突合ひ、火出る程こそ戦ひけれ、されとも俄に軍法調ひ兼、薩州にかけ立られ、はやりきつたる若侍、数を盡して討れる、伊東加賀守・同修理亮人数をまとめ引退く、然るに誰々ハ討死、誰何某殿ハ生死不知など、追々に告来りしかハ、老功の衆も馳返く討死を遂られけり、中にも伊東源四郎討死と告けれハ、伊東加賀守聞給ヒ、今ハ誰をか救ハむとて取て返し、自ら真先に進ミ、島津兵庫頭を目掛て敵の真中へかけ入り討死を遂給ふ、大將かやうに有る上ハ、老若上下の分ちなく取て返し、皆討死とぞ聞えける云々とありて、大同小異なり、

物産

五穀 粳米ニシキメ
 蔬菜 蕨シヒクサ 香薷マヒクサ 丁香アハクサ 天花菰マヒクサ 松茸
 藥品 柴胡サイコ 白朮ヲク 桔梗キキョウ 和人參シロコ 紫根シロコ 金銀花キンギョクワ
 花卉 玉柏 方言萬年艸 狗留孫山中に産す、小野蘭山

曰、此草を断て乾枯にし、後ち水に浸せハ青色に挽回す、故に此名あり云々、

樹木 厚朴カウボク 椴ヒノキ 檜ヒノ 樟クス 蚊子木ユス 桐シロ 榲カキ
 飲食 茶 栗 梨子
 飛禽 鶉ウツ 雉キン 鴛鴦ウツ 雕ウツ 雁カモ 鴨カモ 蒼鶴ツル 白鷺

走獸 野猪 鹿 猿
 鱗介 鯉 鱒アサギ 鯰ナマズ 鱈イサ 龜カメ 龜スワホシ 斑魚マダラ

〔御居城由来記〕

諸縣郡飯野

一飯野城

右城地、永祿七年 惟新公伊東家為押御移、加久藤城江者 御簾中被成御座候、加久藤ハ 家久公御誕生之地にて御座候、

〔御居城由来記〕

諸縣郡飯野

一 木崎原

元龜三年五月四日、伊東氏之凶徒竊かに飯野を過、忠平公之御簾中被成御座候加久藤之城江押寄、放火仕候ニ付、忠平公纔四五十騎にて飯野城より木崎原御出張被成候処、伊東家之軍兵加久藤城より引取候、路於木崎原御會戰有之候、諸所伊東又次郎・落合源左衛門諸軍致下知強相働候、味方久留半五左衛門軍勞仕、此時伊東軍兵長峯弥四郎と申者 忠平公に向ひ來候を、遠矢下総守・竹下又左衛門・瀬戸口八郎左衛門續來、右弥四郎を打取候、且又伊東又次郎・落合源左衛門戰死仕、敵軍騒立候付、弥以御勝利に罷成候、伊東加賀守ハ五代右京助討取、其子伊東源四郎・伊東大炊助も致戰死候故、敵敗軍に罷成候、忠平公鬼塚小林内御追詰被成候、此時柚木崎丹後守と名乗、御大将与奉見、忠平公に突來候故、島津兵庫守忠平と御高聲に御名乗、其威光奉恐、丹後守提候鐘を投捨候処、御馬上より御討取被成候、其日、肥田木玄齋と申者も御討取被遊候、惣て敵軍貳百九拾六人御討取、其外切捨多く有之由候、味方鎌田大炊助・野田越中坊・曾木播摩守・富永

刑部左衛門於木崎原打死仕候、且又 忠平公被為召候御馬、柚木崎丹後守を御討被成候時、両膝を付候て首尾能御討取被成候、依之膝付栗毛与名を御付、八拾餘歳迄存生仕候由申傳候、右馬死候而、帖佐龜泉院江御葬被遊候、于今御馬之塚有之由候、

〔本藩地理志〕

飯野

一 北原氏世々傳領之地なり、北原又八郎兼守病死之後、一族家臣兼守か遺領を争乱を起し、伊東義祐・相良義陽も又伺此地、時に踊之城主白坂佐渡守城を太守に獻し降参す、從夫栗野・吉松・吉田・馬関田等御手に入、其後北原又太郎兼親肥後求广ニ出奔候て住居候を被召寄、太守公より真幸を賜也、兼親伯父左兵衛尉吉松之城を守る、伊東ニ内通し、球广勢を城中に引入候、其陰謀露頭、真幸院を収公し、兼親を伊集院之内神殿村に移し、真幸を 忠平公に被進候、依之永祿七年甲子此城に御移也、

但右之又太郎兼親ハ北原之嫡流也、

真幸院主④北原兼幸肝付家三男 右兵衛佐と号す、當代領真

幸院而以飯野城居城す、法名明善大禪定門、二代左馬

頭兼貞、三代右馬頭玄兼、四代左馬頭玄幸、天定大禪

定門、五代周防守範兼、法名久玄昌庵④天、六代周防守或

ハ左馬頭久兼、大與玄祐大禪定門、七代長門守兼興、

八④天代又△五郎貴兼、九代長門守立兼、十代民部少

輔兼珍、大樹玄棟大禪定門、十一代民部少輔久兼、十

二代又八郎祐兼、十三代又八郎兼守、大陽昌春大居士、

至此兼守血脉斷絶、雖然嫡流在肥後國求广郡、依 公

命再帰參此國、奉命為兼守之後嗣、十四代又太郎掃部

介兼親と号、賜當院、其後天正年間有故而被収公此地、

被移伊集院神殿村、死彼地、自是為 忠平公御居城也、

一 白鳥山六所權現在末永村、 康保年崇之、祭神日本武尊、

外之五座神名不詳、性空上人草創、神領高百四拾三石

五斗式升三合、座主満足寺、社司黒木権右衛門、

一 白山山金剛乘院満足寺 真言宗大乘院末 在末永村、

開山性空上人、中興開山光尊上人、應永十五年子六月廿七日迂化、年五十三、

六世光嚴上人、寛永六年五月九日化、

一 白鳥神社六座者日本武尊を奉崇候、其所を以、性空上

人康保年中此山に来て修法練行す、時に老翁老人忽然

として現し、問性空曰、我者は日本武尊なり、白鳥と

化而此山に來り住こと久し云々、依之上人山之半腹ニ

靈廟を建而祭之、山を白鳥と申候、此謂也、性空又寺

を立て為別當寺、其後天台之徒致退轉、中興開山真言

師尊律師、中興年月不詳、

高式拾七石式斗六升七合余、社司出石河内、

一 狗留孫山三所權現 祭神麓山祇命諺ニ祭彦火

一 狗留孫山多寶寺④院端山寺大乘院末 狗留孫座首開山葉上僧

正、開基年月未詳、山當麓より三里、山上に至て其長

拾五尋、圍七尺四方、又長きこと五尋にして圍ハ相同

き自然之二長石深谷之中より屹立して空裏に聳ユ、縁

紀曰、是ハ上古ニ健盤・娑竭之二龍王之為狗留孫佛觀

音堂建給ふ石卒都婆也、仍山を号狗留孫、後に建仁寺

之開山葉上僧正有中華之日、於醫山觀音大士之蒙指示、

帰朝而此山に來り、卒都婆を拜、谷傍之山巔に建一宮、

弥陀・薬師・觀音之尊像を安置し、号三所權現、大宮

之傍に寺建て為別當寺、

一兜卒山長善寺 禪宗能州総持寺之末、峩山五哲之内実

峯派、○開山明窓和尚、日州臼杵郡田部姓之人也、拾九才而為師皇德

寺開山無外和尚、貞治五丙、午參禪、而應永三年丙子當寺造立、施

主北原周防守伴範兼也、法名久天玄、昌和尚と号、

一長善寺ハ往古真幸院前領主草部氏之建立にて候、開山

明窓和尚、能登國定光寺開山實峯和尚之門弟なり、

一宗江院長善寺末 開山梵芳永紹和尚、開基年月不詳、湖

月宗江大禪定門義弘公御位牌所、

一龜城山幻生寺 宗江院末 開山常室梵庸和尚、開基年月不

詳、涼山幻生大禪定門義弘公御牌所、

一稻荷山西方寺保壽院大乘院末 邊川御前御影所阿弥陀佛

御安置、

一劔大明神崇北原左馬頭良兼靈、民部少輔

一都卒大明神 北原又五郎寛兼又五郎貴兼嫡子 幼而蒙於父貴兼之

勘氣被誅殺、崇其靈号兜卒大明神、但不記家督人なり、崇北原氏

靈、都卒杵として大木有之、

一峯八幡崇島津太郎久林之靈

一妙見山 此所者、永祿六年八月廿四日、伊東家より伏

兵を設、敵を討取と云々、此敵ハ北原氏之事歟、

夜求广陣 大明寺村之上野原なり、球より陣取之跡有、

御當家之御陣跡も有之、此合戦追而可考也、

一播广ヶ城村在田原 此城ハ、天正十八年 忠平公栗野御

移之節、黒木播广守実利被召置候城也、依て此名あり、

一當郷者、天文・弘治・永祿之比北原民部少輔領之、其

後北原久兼領之、永祿七年十二月 忠平公御領地に相

成候、

一飯野郷者、上代より真幸院之領主真幸次郎草部年貞真

幸院郡司、九品院般若寺施主と有、其苗裔真幸十郎重

兼、元暦・文治比之人也、三郎貞房領之、元弘三年五

月十八日父妙覚讓状あり、

「地理纂考」

小林郷

鹿兒島を距る事東北二十一里十二町廿二間、周围廿八里

十三町廿間三尺、村落八細野村 堤村 眞方村 東方村 北西、

高一萬八十二石餘、土族二千二百七十二人男千八百八十二人、

平民二千八百三人男千四百四十八人、女千三百六十三人、人員惣計五千七十七

人、戸数七百六十二、良方須木、卯方野尻、巽方高原、
午方莊内、未方襲山、申西方踊等の数郷に接す、舊名を
夷守ヒナシといへり、景行天皇紀に始到夷守云々、同書に兄夷
守・弟夷守、また延喜兵部式に夷守とあるハ皆此地なり、
さて何の頃にか改りけむ、文祿の頃までの記録にハ三山
とありて小林ハ村名なりしを、慶長の頃より郷名とハな
りしなり、
此夷守を書紀通紀に筑前なりといへるハ大き
に誤れり 此事下條岩瀬川の所にいふべし

〔地理纂考〕

細野村

夷守嶽ヒナシモリツツケ 高千穂山の衆峰の中なる一峰にて、所謂東嶽の
矛盾ヒナシなり亥子方に丁り、直徑半里餘なり、地名に因りて夷守
嶽といふ、今籙守とも書けり、

〔地理纂考〕

夷守神社ヒナシウヂ

奉祀 瓊々杵尊 火々出見尊 葺不合尊 開耶姬命

豊玉姬命 玉依姬命

夷守嶽の北麓にあり、創建の年月詳ならず、社傳に曰、

上古此岳の半腹に鎮坐ありしを、景行天皇夷守に巡幸あ
りし時、勅命ありて今の地に遷し奉り、旧の社地を官宇ミヤウヂ
都と云とありて、小林の宗社なり、正祭にハ詣人遠近よ
り夥し、例祭年中八度、其中正祭九月十九日・十一月十
五日なり、

〔地理纂考〕

景行天皇行宮址カキミヤアト 夷守嶽の良方廿餘町に在り、横一町餘、
長三町餘、垣を結び渡して、往古より牛馬を繋ぎ人の踏
事を堅く禁したり、景行天皇紀曰、十三年夏五月、悉平
襲國云々、十七年春三月、天皇將向京以巡狩筑紫國、始
到夷守、此時於石瀬川邊人衆聚集、於是天皇遙望之、詔
左右曰、其集者何人也、若賊乎、乃遣兄夷守・弟夷守二
人令覘、乃弟夷守還來而諮之曰、諸縣君泉媛、依獻大御
食イノホヒ而其族會之云々、此時の行宮なり、偕此所を景行天皇
紀に居于高屋宮已六年也とある行宮の址なりと云るハ妄
なり、此事内之浦高屋神社の卷に辨せり、

〔地理纂考〕

十日市 行宮の址より巳午の方五町許にて、上古夷守驛の跡なりといふ、此地往古一年に十日宛市立せし故に十日市と云とそ、延喜驛傳式にアヤ亜耶・野後ノシロ・夷守ヒヤサキ・眞坂マサキ云々とあるか如く、亜耶より眞幸までの驛々三里許つ、隔りて今も古へに異ならず、今ハ亜耶を綾、野後を野尻と書き、夷守を小林と改め、眞坂を眞幸とかけり、又十日市より飯野・加久藤への通路ありて上江通といふ、高千穂山の西北の山下にて、上古の街道なり、景行天皇の夷守より求麻縣に幸坐しハ此路なりし事疑なし、今小林より飯野へ通ふ街道ハ後世の新墾なり、

〔地理纂考〕

石瀬川 水源肥後國白髮岳の山中より出つ、此外須木・小林等諸所より衆水會流し、二十餘里を経て日向國宮崎郡赤江の海に入る、同郷東方村の内に渡場ありて、其所ハ云も更なり、其上下をも遍く石瀬と呼へり、小林より宮崎邊へ通ふ往還にて、小林・野尻両郷の界此川中なり、川の濶三十間餘にて、深さ三四尺なり、常に土橋を架したれと急流にて、橋落ちたる時ハ歩にて渉る、川の底すべて巨岩にて、水勢逆卷、實に岩瀬の名に符カフへり、上に

擧たる景行天皇紀の文に岩瀬川と見えたるハ即是なり、然るを書紀通證に曰、延喜主計式、筑前國驛馬、夷守十五疋、萬葉集、大伴家持等相送驛使、共到我夷守驛家、また延喜式、岩瀬五疋、屬遠賀郡とあるを擧て、爰の夷守及び岩瀬をも筑前國なりと云り、此ハ景行天皇紀に、於石瀬河邊人衆聚集ムトヘリ云々、弟夷守還來而諮之曰、諸縣君泉媛、依獻大御食而其族集之とあるにて、夷守・石瀬共に日向國なる事明かなるに、心附ざりしハいと不審し、此ハ彼橋小門或ハ櫛原をも筑前國なりといへると同し強説シヤクゴトなりけり、

〔地理纂考〕

霧島岑神社

奉祀一座 瓊々杵尊

夷守岳の東一里許、霧島山瀬戸尾に登る事山下より二十五六町にあり、俗に瀬戸尾權現、或ハ霧島中央權現ともいへり、其ハ上古霧島山上瀬戸尾に鎮坐ありつれハなり、續後紀曰、承和四年八月壬子、日向國諸縣郡霧島岑神預官社、また三代實錄天安二年十月己酉、授日向國從五位

上霧島神從四位下、從五位上を授られしハ史に漏たり、神名帳、日向國諸縣郡一坐小霧島神社とあり、社傳に曰、上古高千穂山の絶頂なる東嶽俗にいふ茅と火常峰との間の瀬戸尾瀬戸尾とハ双に方の峰の間のを云也。鎮坐ありしを、鳥羽天皇天永三年壬辰二月三日、

また六條天皇仁安二年丁亥、山上大きに燃て神社其災に罹るといへとも、神像恙なく、宮殿造營ありて猶山に鎮坐なりしを、それより百二十三年を経て四條天皇の文暦元年十二月廿八日の燃に又神社焼亡す、此時も神像恙なしといへとも、用水涸しに依り、此以前ハ神社の傍に靈泉有て天之井と唱へしとぞ、瀬戸尾より乾方十八町餘山下霧島王子と唱ふる末社のほとりに遷坐あり、凡四百七十八年許を歴て享保元年九月廿六日、山上また火を發して數日息ず、此時灰砂地を埋む事六尺、四方二里あまり、本竹盡く枯しとぞ、神社・寺院すへて焼亡す、然れと此度も神體恙なく坐まし、を、守護して小林郷の麓なる岡原と云所の假宮に遷奉り、同十四年今の地に宮殿を造營して、同年八月廿七日遷坐ありしといふ、享保元年神社焼亡せし時、神体はしつる五柱の神像、一柱灰沙の中におはしますを見當り、皆人大きに喜ひ、其所の砂礫を堀る事七尺餘にして四柱の神体をも得奉れりとぞ、又大隅國曾於郡田口村なる霧島神社も、霧島山数度の炎上に依て、村上天皇の御世彼瀬戸尾より遷坐ありしよし

社記に見えたるハ、是も彼も其本續後紀にいわゆる霧島岑神にして、同社の二つに分れたるなり、

「地理纂考」

南西方村

粥持田 地名なり、或ハ貝餅田に作る、飯野より二里許にて、古の眞幸街道なり、島津義弘木崎原にて伊東氏の軍を破る、殘兵三山三山ハ小林の旧名なりに走る、義弘北るを逐ひ此地に來り、親ら槍を取て伊東氏の將柚木崎丹後・比田木玄齋を刺殺す、既にして軍を収め飯野に還る、

「地理纂考」

眞方村

三山城 一名を宇賀城といへり、按するに、宇賀とハ、城外に稻荷山あり、稻荷の祭神稻倉魂の略言なるべし、眞幸院ハ北原氏世々領主にて、永祿四年、城主北原又太郎兼守當城に於て卒す、伊東氏此虚に乘し兵を發して當城を抜き、元龜三年、此に兵を會し、大軍を將ひて飯野を侵す、島津義弘是を木崎原に破り、續きて當城を抜き、家臣川上四郎兵衛忠兄に命して是を守らせ、

且城壁の崩れたるを修しむ、忠兄時に十六歳、穎敏にして才略あり、民家の板戸を集めて城塼とし、不日にしてその功成る、

〔地理纂考〕

星合杉 伊東氏諸將木崎原へ發向の時、此所にて軍勢を點檢方言に星合と云せし跡なり、當時の杉ハ枯れて、今に遺れるハ植継きなり、往古原野にて、今水田と成れり、

〔地理纂考〕

伊東塚 木崎原の役に伊東方の諸將戦亡の墓所なり、今俗に伊東塚と云り、星合杉より北方三町許、杉山の中に墳墓あまたあり、或ハ折損し、或ハ土に埋れ、姓名定かならざるあり、今に分明なるハ、伊東加賀守・伊東又二郎・伊東新次郎・稲津又三郎・上別宮内・米良筑後・野村四郎左衛門・米良喜右介・米良式部等なり、此外にも以前ハ餘多在りし由なるを、今存する処此の如し、此外に一基ありて、前面に法号を記し、左に于時慶安三年庚寅歲十一月朔日建立、右に伊東加賀守殿、後ろに五代

勝左衛門友嘉合掌とあり、木崎原の役に五代勝左衛門友嘉加賀守を討取たれハ、其子孫建立せるなり、加賀守怨靈の崇りありしか故なりといふ、

〔地理纂考〕

東方村

陰陽石 石瀬河の上流岸頭にあり、陽石高二丈四尺餘、圍り五丈七尺餘、根廻り二十七間餘、水面より岸頭まで高二丈五尺餘なり、陽石圖の如く陰石に向ひ太く勃起せる形状恠きまで能く似たり、陰石ハ惣廻三十餘間にて陽石に對す、陰陽相距る事凡そ一丈九尺餘なり、抑國々に陰陽石の世に名高く聞ゆるか多かれと、此ハ其形状に似たるのミならず、子無き者ハ此石に祈れハ必ず驗ありとぞ、此石の事ハ既ハヤく關盛長委しく記し置り、其文に曰、我殿の管轄シラシメす日向國諸縣郡小林郷東方村の岩瀬河の河中に奇クしき石あり、女男の隱カクレ処の形にて、並立るさまやかて圖の如し、さるハ天地の未成ハシメの時に成坐マセる二柱の産靈ムスヒの大神ハ、女男の元メつ大神にして御靈代なむ、やかて玄牡・玄牝の形なる事神典の註釋ツギミともにこゝら見えて、既

く下總國人宮負定雄か其を一に集めて櫻木に上せて世に行ハる、されと其ハ悉く唯大形のかたちこそ似通ひつれ、此神石にくらふれハ同日にいふへき限りにハあらずかし、さて此陽石の根の方にハ蒼薄蒼薄など生茂りてさなから陰毛如く、又亀頭口亀頭口と覺しき処よりハ彼萬物感陽氣とかいへる春の頃にハ必ず水垂水垂滴落滴落て恰も精液の如く、はた陰石の方ハとことハに水滴落水滴落て、共に心ありけに見ゆるなど、あやしとも奇奇しともいへハ更にて、正しく神の造り給へる物とこそいふへかりけれ、抑小林の郷郷ハしもやかていにしへの夷守の略略さにて、かの天の下に二なき二上の穗觸の高千穂山の麓なれハ、かゝる尊尊き神石のあらむことも自然なる理とやいふへからむ、今般板般板に彫りて世におほやけに成し給へるにつけて、そのよしいさ、か記し侍べるになむ云々とあり、

〔地理纂考〕

太鼓橋 石瀬河の渡場より一里許上流にて、南ハ眞方村、北ハ東方村なり、切石を以て疊て其形太鼓に似たるか故に名に呼へり、長さ十五間、高さ八間餘、横二間餘にて、

橋の上に幅六尺許の水道を通したり、此橋墾田の為に架せるにて人馬通融の為にハあらされとも、今ハ人馬能く馴て往来す、そもく是より先聊陸田も在しかとも其餘ハ曠野なりしを、水田に開かむとて、川の上に板以て大きな榑榑を掛け渡し水を引しかとも、動もすれハ柱倒れ或ハ水漏りなどして遂に其事成就さりしを、石橋と成りし以来其橋動く事なく、其水絶る事なくして、今十七町餘の水田也、

物産

蔬菜 蕨 香草 松草
薬品 柴胡 白朮
走獸 野猪 鹿

〔御居城由来記〕

諸縣郡

一三山城 後改小林、
日州佐土原城主伊東大膳太夫義祐三山に構要害、兵
庫頭忠平公之居城飯野を欲犯候故、永禄九年十月廿六

日、 義久公御大将にて 忠平公 左衛門尉歳久を副
將ニ被成、大軍を被引卒三山城を御攻被成候、 忠平
公御手を被負、数輩戦死有之候、

小林 旧名三之山 公之御手に入
候以後今の名に改め玉ふ、

一文安六年之比、源久義姓名不詳領之、文龜二年比、北原氏
伴兼領④延、弘治年間平良中務太輔伴兼賢、永祿年間伊東
氏押領、天正四年落城、上井次郎左衛門秀秋地頭に居
給ふ、

一三之山城 永祿之比、馬関田右衛門守此城、飯野に楯
をつく、依之永祿九年十月廿六日、 義久公御大将に
て被攻之、 忠平公深手を負給ひ候故、城を巻解給之、
右衛門妻ハ伊東義祐か姉、北原兼守か後室なり、天正
四年八月廿四日、當城に火を掛伊東方落去、同廿三日、
公御発向、城祝有、

一小林城 東北大河流、南方池、長七拾間余、廣三拾間
計、西大手口、東水手口、往古飯野より之通路北に廻
り、城之西北川向に往還有、今之通路城南、土小路ハ

往古外郭之内にて有之、大手口より東北之方半町計り
稻荷山と云山有、須木之兵卒據之放矢炮、因茲 太守
之兵及難義云々、此城者、永祿九年十月廿六日 義久
公 忠平公 歳久公卒大軍攻之、 忠平公於搦手口被
為負④手、自夫解困御開陳有之と云々、内木場・岩牟礼此
兩所ハ、天正四年八月廿三日高原落去ニ付一同に入手

裡所なり、岩牟礼麓より東野尻境にて高巒なり、西方
大河流、自小林川向なり、天正十五年夏、羽柴美濃守
秀長兵卒岩牟礼にて雖押入、大河洪水漲不得涉、故小
林迄者乱入不相成と云々、内木場麓より東須木境なり、
岩牟礼麓より路程壹里、

一山之神社在木裏 忠平公依御立願、慶長十二年丁未四月
廿四日御願文あり、其文、巢鷹於有之者、早速可有成
就者也と有、此木裏木山にて巢鷹有之所也、上代より
八重尾氏居住、木浦木④ナシ山番手相勤、代々御切米被
成下候、麓より三里、内山路一里、深山幽谷なり、

一籬守六所権現 祭神不詳、按、東霧六、所同所乎、社官黒木氏、崇廟、
神領高壹石壹斗三升七合、
一愛宕山十輪院圓岳寺高五拾石 天台宗南泉院末

一 瀬太尾権現祭米三
半五升

一 中嶋山普門院觀音寺 真言宗大乘院末

一 福城山昌壽寺寺 加久藤德泉末、高式石、

于時永祿九年十月下旬之比、於道寺三山奉公被閉目し

人々のため、弥陀之名号六字をつらね、吊事一念、

弥陀佛則滅無量在之こ、ろたるへし、

貴久

なを重くおもふ心の一筋に捨しやかるき命也けり

むらくしくる、けふの柴よりも昨日の夢そはかな

かりける

ありはてん此世の中にさき立を歎くそ人のまよひ成け

る

水の淡のあわれに消し跡⑩とくや折々ぬる、袂也ける

立そへる面影のミやなき人の忘れ形ミと残し置けん

佛ます世をいつくとや尋ぬらんよへハこたゆる山ひこ

の聲

六字

日新

何事もみな南無阿弥陀く猶打死ハ名をあくるかな

無益にもむつかしきよにうは玉の昔のやミの報はるら

ん

悪敷世にあらゆるものもあしなれハあからさま⑦又ハあ

らし身の果

南にハ弥陀観音の御座なれハ身まかる時も御名を唱へ

よ

唯⑩かにも誰そと問わぬ誰しかも誰かは獨り誰か残らん

ふつくとふつと世も身もふつきりとふつとくやしく

ふつとかなしむ

〔三侯院記〕カ

小林

一 小林ハ舊名三之山ト云、文安年間源久義ト云人領地た

り、其後北原氏領地也、文龜年間、北原氏伴兼延領す、

弘治年間、地頭平良中務太輔伴兼賢、永祿年間、伊東

氏より押領シ、永祿九年、忠平公御責被遊候得共不

落去候、天正四年、致落城御手ニ入、地頭職ヲ上井次

郎左衛門秀秋被仰付、其後地頭上井仲五兼政、寛永年

間、諏訪仲右衛門地頭也、

〔在祝子家〕

一八王子權現 本地十一面觀音 兩隨神王 但八大龍王有、

右八王子ト申者、源義經之尊像を觀請、（勳）正祝子祖齋藤

常陸与申者鎌倉より請下觀請シ為申由候、八王子と申

事、義經之義之字をかたとりて八王子と申之由候、就

夫霜月丑ノ日ヲ神事之日と為相究由候、正祝子齋藤彈

正と申者、 惟新様飯野御在城之節被召出、月并之御

祈念・御祓被仰付為相勉由申傳候、拜領物鏡一具・鎧・

鍔式本・箆・刀二腰格護仕候事、小林之内谷木与申所

へ伊東勢楯籠候処二、齋藤彈正子甚五郎与申者被仰付、

飯野より人数餘多召列、谷木江寄追拂、飯野へ罷歸、

忠平公江申上、其節名ヲ治部太夫与拜領被仰付候、木

浦木山神御立願治部太夫江被仰付、成就仕候、 忠平

公御光儀之節、八王子江御社參、治部太夫 御目見仕

候、

〔右同〕
城内

〔右同〕
一荒神 一水天

右、 忠平公御代為被崇候、以前ハ此在所之儀三之山

与為申由候処、御手ニ入、城之名ヲ小林与改為申由候、

〔右同〕

真方村

一熊野權現

奉造立日州諸縣郡真幸院小林（窪谷村之内）湯屋三社權現、御神

事小林名中之竿、當知行少童北郷長千代丸、役人同名

伊右衛門久元、肝煎開田玄蕃允、大工松長李介儀次・

同栗屋李左衛門秀延、再興乙名柎村七郎左衛門・同市

兵衛、于時慶長三年戊戌十一月三日、當座主新山寺宥

海、

但棟札湯屋權現と有之候得共、先年より熊野權現と

申傳候、

堤村之内

一今宮八幡

奉造立今宮八幡御寶殿一字

右心趣、聖主天中天、迦陵頻迦聲、哀愍衆生有、我等（者力）

今敬禮、大願主帝釈天、衆為信心大檀那伴兼延武運長

久、子孫繁昌、 當所安全、尊卑和合、如意満足由若

件、

文龜二年八月吉日 大工 栗屋重增

小工 各

施主敬白

鍛冶松方正吉

為悅衆生故現無量神力、

大檀那源久義

右棟札裏

于時文安六年己巳菊月大吉日

天正十三年乙酉十一月十五日 信心大檀那藤原忠平再興所

大工御神氏

御即住光蓮法印

弥平次久國

孫次郎吉國

〔右同〕
一稻荷大明神

右、小林御城御手ニ入始之節崇為申由、伊東領天正年

〔右同〕

中 忠平公御責被遊、二之丸迄御登之刻、須木より多

〔北方村〕
一天神

勢寄来、東之岡江居候を追散討取御手ニ入、右岡ニ稻

荷を御崇可被遊御祈願有之、御建立被遊、東方村之内

知行被召付、御崇敬為有之由申傳候、神領其後被召上

候、

取来り、差上候由申傳候、

奉掛肥后州益城郡甘木庄御船玉虫村觀世音菩薩御寶

前鰐口、

〔右同〕
東方村
一濱妙見宮

奉造立上棟一宇濱妙見宮、天長地久、御願圓滿、殊者

天文六年丁酉十一月吉日

大檀那増長福壽、子孫繁昌所也、

願主ニ俣丹波守藤原盛貞

諸佛救也者註於大神通、

〔右同〕
木浦木
一山之神

右、忠平公御立願有之御觀請之山神也、天正之初、

代宮司八重尾氏鷹を取候而 義弘公江奉捧、依之伊東

義祐此所を追散す、右八重尾氏飯野之内大河平之住居

大河平今城江伊東勢一夜中ニ押寄、八重尾一家七人討

果、其俣伊東領之様ニ引退、即刻右之由 義弘公御耳

ニ達、多勢被遣、八重尾御救被遊候処、八重尾与次郎

与申者飯野之内狗留孫ニ手習ニ罷居候を被召出候而、

其後元龜年中ニ小林御手ニ入候故、今城より如本被召

移候刻、木浦山百狩倉御上下壺下り、刀大小・鎧甲并

革衣壺ツ拜領被仰付、當時迄木浦御番手先祖代々相勉

来候、

3
○〔在正文祝子齋藤氏〕
木裏木山神

立願文

一四目二本被立神舞之事

一七湊之塩井之事

一御宮作之事

一知行五石御寄進之事

右立願、巢鷹於有之者、早速可有成就者也、仍願文如

件、

慶長十二年閏四月廿四日

〔義弘〕
惟新

〔本文書ハ、「旧記雜録後編四」三四八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔在宝光院一
一霧嶋山

宝光院

右、慈覺圓戴開基、人王五十四代 仁明天皇之御願所

申傳、平家乱之時、當寺繁昌ニ而、延曆寺明雲僧正下

向、其時之住持吉富氏僧ニテ、城ヲ吉富ノ城と云、往

昔六十坊為有之由、右堂野火燒失、依之天正十一年未

九月、義弘公飯野衆中田向井丹波被仰付、御長久之

為御造營、大般若經宝徳二年二月念八日住山圓給置之、

權大僧都宥信法印伊東領難守山格護在城荒神建立、法花

釈并卒都婆之次第、永徳十二年己巳文月十一日小林西

在城之刻、西之城書之、右本叡山天台末山疎学人為利

益彼書置所計、宥信印、

宥信ノ曰宿圓明房寺、役豎山番右衛門并僧俗数多佐土

原都於郡江罷越、住居在城之儀者伊東合戰、小林落城

仕、卒都婆之次第群類為拔濟書写、伊東江相付佐土原江罷越、都於郡江住居、權大僧都実盛 忠平公より宝光院住職祈願所、天正二年、福山より被召移、古来より雛守權現座主屋敷神領十三町、天正年間社頭燒失、同六年御再興、福永丹波御奉行、廣原王子高三斤斗力加傳、五代右京ヲ以、同十年社寺御再興、

忠平公御社參、

右所願成就ハ、此表十八万石御手ニ入為申儀ニテ寺宮御造管加傳、宝光院領小林細野村之内油田木浦山ニテ御祈禱被仰付、雛守正祝子其外出家三十人程召列罷登候、地頭上井次郎左衛門藏須木之御藏人より真米拾石・錢拾貫文被遣候、代官有村隼人、小林より主取として野邊十兵衛・樋永隱岐被登候、惟新公御登山、此不知此拾八万石御手付為申由、遠山之故、宝光院之登山難成被 思召上、北方八王子正祝子ヲ以、遊木山之神三社之内壹躰申下シ勸請仕、宝光院座主彼所へ差越、御祭事所願成就為仕儀候、左候而、遊木宝光院ニ直 惟新様より御寄附被遊候、其後毀破之節被召上候哉、且亦何そ之節取離れて于今格護無御座、右之通ニ而木浦木

山之神者于今二躰ニ而御座候、何方ニ茂山神ハ三社ニ而御座候事、

〔右同〕

一北原領小林地頭伴兼資、弘治二年、所代官平良中務太輔伴兼賢、飯野狗留尊大般若經三十卷納、筆者三之本ノマ、卜有宝光院、

〔右同〕

一宝光院事、雛守權現座主ニ而御座候、山主之儀本ノマ、卜有不條無御座候、天正六年棟札ニ茂相見得候、雛守權現正祝子之儀者、黒木氏代ニ相勉候、

〔在祝子黒木丹後〕

一雛守權現

右、性空上人 村上天皇勅命ヲ受て日向ノ霧嶋江下り、瓊之杵尊社ヲ立給、誠以本説也、抑霧嶋權現ニ者、天照太神・忍耳尊・瓊之杵尊・火之出尊・鵜草不合尊、神武天皇六ノ御子ノ又瓊之杵尊・木心笠開耶・彦火之出尊・豊玉姫・鵜草不合尊・玉依姫男女六ノ尊、性空上人奉崇始、東霧嶋中霧嶋千陀羅守戸神大明神、然ハ此霧嶋雛守權現之社者、本尊十一面ニ而東終り之神末

ニ而有之候、然共、霧嶋者十一面ニテヲ以本地トス、然者右之五社之神殊勝、當社者正社日向霧嶋日本無隱本所之霧嶋權現、小林宗廟之神、

〔右同〕
一左右之三徳之事、智仁勇三徳之灵神尤

〔右同〕
一乙護法白山權現并端山權現者、本地十一面馬頭略之、當所ニ而本地十一面ナレハ、端山權現者于今御座候本地馬頭大日之類なるへし、乙子王ノ社之儀、性空上人專御崇、其後社破壊為仕由、于今申傳來候、

〔右同〕
一籬守權現宮田十三町御寄附、其後破壊之節被召上候、于今神領高壺石八斗分有之、高麗御在陣之節御祈禱・神楽被仰付、御帰陣之節、高麗鎮守大神宮神主職被仰付候得共、他所ハ御断申上、其引替として當方北方筋之内、^{〔西〕}北方村鶉戸諏訪大明神正祝子被仰付、是又于今格護仕候、元龜三年五月四日、伊東方御合戦御勝利、小林迄御手に入、籬守六所權現又ハ北方諏訪大明神之神主石六郎太夫^江被仰付、其上六郎太夫子被召出、黒

木次郎九郎与名を被下、御證迄拜領仕置申候、^{〔本クマ、〕}天正五年御支配目録于今在之、其後次郎九郎名ヲ萬吉左衛門与被召替、小林籬守宗廟六所權現神主天正八年被召移、無程 御社參被遊、於御社頭御酒被召上候、金地之御盃壺ツ・赤地之御盃壺ツ于今頂戴仕居候、其時萬吉左衛門を黒木式部太夫与名を被下候事、天正廿年御支配之時分、壺町四反之内四反被召上、残り壺町御神領として被仰付候、目録有之候事、慶長三年御支配、右之内五斛ニ被召成候、目録黒木式部太夫与有之、慶長十九年五石御神領被仰付目録有之、

〔右同〕
一愛宕^{〔岩〕}
右、地頭諏訪仲右衛門寛永十三年彼岸建立、

〔右同〕
一伊勢
一霧嶋
一熊野
右、寛永十三年丙子、小林惣職權大僧都宥教建立、

〔在祝子前原氏〕
廣原村、延宝年間以來高原之内相成、
一霧嶋王子六所權現

諸佛救世者住於大神通

奉再興霧島王子六所權現社

為悦生故現無神力

金輪聖皇寶長遠

持者大檀那藤原朝臣忠平息災

延壽、御子孫繁榮、武運長久、

當院安全、万民豊樂、所願成弁故、仍奉再興處如件、

當地頭上井次郎左衛門尉

天正十年壬午霜月十八日 大宮司前原十郎太夫

當座主寶光院權少都實盛

鍛治對馬介

右神主前原十郎太夫与申者北原家之家臣ニ而、代々三

之山内温水江居住仕、王子權現之大宮司ニ而御座候、

伊東義祐より三之山被押取、伊東ニ相付罷在候処ニ、

忠平公北原領御知行被遊候ニ付、真幸江御内通仕候、

元龜三年 忠平公温水御破之節茂王子權現江祈願申、

真幸軍衆を温水江引入申候、温水村打破り御帰陣被遊、

御祈禱之印ニ水田一町八反王子權現江御寄附被遊候、

十郎太夫江右大宮司如本被仰付候、右神領者先年被召

上、屋敷迄を御付被下候、

「地理纂考」

須木郷

鹿兒島より東北二十五里餘なり、東綾、南野尻、西小林、

北肥後國求麻に接す、周廻十三里三十四町五十八間、村

落一須木、高千九百九十四石八升六合六勺二撮、土族九百十

二人男四百七十八人 女四百四十二人、平民二百六人男百二人 女百四人、人員惣計千

百八十八人、戸数三百三十一、當郷ハ小林郷の麓より四里八

町餘にて、小林の内東方村まで一里、それより奥三里餘

の路深山にて、三ヶ國第一の邊鄙なり、四方大山圍ミ、

人家山林の間諸所に在り、水田・陸田共に少けれハ、土

人獵を事とし猪鹿を獲、或ハ藥艸を採りて家業の助とす、

信に淳朴葛天氏の民に似たり、

南川并北川 両川共に肥後國求麻の山中より出つ、下流

須木の山中を流る、十三里許にして綾郷に出つ、委しく

ハ綾郷の巻にいへり、

〔地理纂考〕

須木村

一之宮神社 祭神及び創建の年月詳ならず、一名を年之宮と号す、當郷の宗社にて、例祭九月廿九日なり、

〔地理纂考〕

松尾城 一名を鶴丸といふ、往古の城主詳ならず、元龜の頃に至り、伊東氏の臣米良筑後城主なり、筑後木崎原に於て戦死す、天正四年、島津義弘伊東氏一族伊東勘解由か高原城を抜く、此勢ひに恐れ戦ハすして落去す、

〔地理纂考〕

観音瀑布 即南川にて、松尾城の北四町餘なり、高さ三十三間、横幅三間餘、瀧壺の深さ三十三間なりといふ、瀑布より寅卯方なる巖頭に観音の石像を安置す、此巖頭より望むに究めて絶勝なり、

〔地理纂考〕

二之宮神社 一之宮に對して云へり、祭神創建俱に詳な

らす、例祭九月廿九日なり、

物産

藥品 柴胡 白朮 紫根

蔬菜 椎茸 丁苳

須木

一須木城 西大手口、北大河流、城壁岨、自往古肥田木氏守之、文明之比(肥)、比田木次郎太郎守之、元龜之比、米良筑後守守之、元龜三年五月四日、木崎原におひて戦死、天正四年八月廿四日、敵棄城去る、仍令宮原筑前守守之、

一須師原 麓より三里許(東)東方△野尻境(奈カ)、桑良崎麓より東方、此両所、天正四年八月廿三日ニ高原落去之節、同時属公之簷下八ヶ所之内り、(寺也)

一大歳大明神 社司川野氏 崇廟
一誕生山真福院世尊寺 真言大乘院末 高老石
一竜鳳山自得院一麟寺 禅宗日州吉田昌明寺末

高原^⑧郷

鹿兒島より子方十八里、東上三俣・野尻の兩郷に接し、南莊内に界ひ、西北小林郷に接す、周廻十九里餘、村落九麓村 廣原村 蒲牟田村 後川内村 前田、高七千九百三十八村 大牟田村 繩瀬村 東霧島村 朝倉村 石六斗三升八合餘、士族二千三百十三人内男^{千二百三十四人}女^{千七十九人}、平民二千四百九十八人内男^{千三百二十九人}女^{千六百六十九人}、惣人員四千八百一十一人、惣戸数八百三十一、

〔地理纂考〕

麓村

松ヶ城 上古の城主詳ならず、永祿年中、莊内梅北の領主梅北掃部是を領す、伊東義祐此地を侵し、屢兵を合せ、遂に伊東方に屬して一族伊東勘解由を城主たらしむ、時に霧島神社の祭祀毎に勘解由兵を出して神事を妨く、島津義久是を怒り、島津義弘を先鋒とし、其外の諸將を左右後軍として、天正四年八月十六日當城を攻む、城兵防く事能ハす、落合豊前・肥多木河内を質として降を乞ひ、勘解由城を下りて野尻に退く、同五年、義弘又野尻を陥れ、兵を進めて佐土原を攻む、日向瓦解して伊東義祐豊

後に奔る、

〔地理纂考〕

蒲牟田村

神武天皇皇居并御降誕跡

此地高千穂山の東の峯より東北の山下なり、土人此所を宮の宇都、或ハ權現か宇都といふ、平面の曠野にして、其中に四方四段許一段高き所を相傳へて神武天皇の皇居の跡なりといふ、又其四段許りの中に四方二間許殊に高くして両石あり、地より顯る、事共に三尺許、圍一丈余なり、高千穂山度々の炎上に其邊の巖石皆焦れて其色變したるを、此両石に限りて更に其色變せず、此處を御降誕の址と称して牛馬を繫かす、今に神幣を立て標とし、地名を狹野と号す、書紀一書に、次〔に〕^⑧狹野尊、亦号神日本磐余彦尊、所稱狹野者、是年少時之号也とあるか如く、此地にて御降誕ありし故に地名以て称奉りしなり、古事記に神倭伊波禮毗古命與伊呂兄五瀬命二柱坐高千穂宮而云々とある大宮ハ即是なるへし、又此所にて御降誕坐まし、に就てハ、都城高千穂宮より此所に遷都ありし

八葺不合命の御世なる事論なし、そもく瓊々杵尊より神倭盤余彦尊（皇尊）まで御世々々の大宮、其所ハ替るといへとも猶高千穂宮と称奉りしハ、何れも其山のほとりなれハなり、又御降誕の地より西の方に距る事一里許に皇子河原と唱ふる地ありて、此處をも土人皇居の跡といへり、幼く坐まし、程の大宮なりしか、又ハ御兄弟（ハツカフ）などの御坐まし、跡にてもあるへし、往古皇居の址に狹野神社ありしを、高千穂山炎上に焼て神社今ハ別所（マ）なり、

〔地理纂考〕

狹野神社

奉祀 瓊々杵尊 彦火々出見尊 葺不合尊 神武天皇

皇 開耶姬命 豊玉姬命 吾平津媛命

例祭二月初酉日・九月廿九日・十一月中酉日

狹野ハ地名なり、社傳曰、當社ハ始神武天皇御降誕の地に鎮坐ありしを、元暦元年甲午十二月廿八日、霧島山大（文カ）きに燃え、神社・寺院悉く焼亡して、神輿同郷東霧島神社に災を避給ひ、神人・社僧是に従ひ、年久しく東霧島と同殿なりしを、天文十二年、島津貴久高原郷の麓に假

宮を造營して神輿を迎へ、此処に又久しく鎮坐ありしを、慶長十七年、島津家久今の地に神社及び寺院を改建して封戸を加増す、さるを享保元年九月、霧島山又火を發して翌年正月まで息（ヤ）ず、神社・寺院ハ云も更なり、近郷の民屋・山林悉く焚て、諸縣郡の諸邑田園災を被る事十三萬六千三百坪に及へり、今の神社ハ享保年中の建立なり、本社（ノ）の西南の側に一社ありて四所宮と号す、祭神伊弉諾・伊弉册の二尊、菊理媛命・罔象女命・大己貴命・武甕槌命・經津主命なり、按ずるに、此所に由も無き神々を始より祭るへきに非されハ、後世の會祭なること疑なし、

〔地理纂考〕

霧島神社

奉祀 瓊々杵尊 彦火々出見尊 葺不合尊

伊波禮彦尊 例祭正月八日・九月九日・十一月初酉日

狹野神社より西半里余、石階を登る事八町にして其山上にあり、創建の年月詳ならず、俗に霧島東御在所所權現と号して、社説に祭神伊弉諾・伊弉册の二尊とせり、さるハ此二尊高千穂の峯（アモリ）に天降まして、彼嶺上の矛ハ二柱の神の建給へりといへる妄説に因れるにて、いふにも足らぬ事なりけり、そもく三代實録に霧島神、延喜式

へり、

〔地理纂考〕

東霧島村

東霧島神社

奉祀霧島峯神に同じ、

同郷霧島神社より東へ二里余り引延たる山を長尾といふ、即ち霧島山の尾筋にて、東の果なるか故に端ツツとハいへるなり、石階を登る事数十級にして其山上に在り、創建の年月詳ならず、社傳に祭神を伊弉諾尊として、軻遇突智神を斬給ひし跡なりと云るハ、例の妖僧か妄説なり、

○十握劍 即軻遇突智神を斬給へる劍にて、長二尺四五寸にて、尋常尋常に異ならず、寛永五年戊辰九月廿九日霧島山炎上に神社・寺院及び寶物鳥有となりしかとも、劍のミ煨燼の中に遣りて聊も毀れさりしといふ、

○割裂石 神社より辰巳方數十歩にて、長尾山の東の果なり、伊弉諾尊彼劍以て軻遇突智神を三段に斬り給ひしかハ、一段ハ飛去りて、其余ハ石に變せしと云ふ、兩段の石地を出る事豎九尺余、横九尺五寸許、厚さ一尺二寸

に霧島の神社とあるハ、續後紀に霧島峯神預官社とある社にて、始霧島山上瀬多尾に鎮坐ありしを、霧島山炎上に依り曾於郡田口村に遷坐ありし事、彼卷にいへる如くにて、當社ハ田口村なる霧島の神靈を迎祭せしなれハ、伊弉諾・伊弉冊の神にハ更に由なきなり、

○狗人社 イヌヒト 本社イヌヒトの左右に在り、祭神左火闌降命ホスリノミコト、右火明命ホアカリなり、

○祓川 本社より卯方八町余山下なり、參詣の徒此川にて齋戒沐浴す、因て祓川ハツと号く、

〔地理纂考〕

眞池 并小池 霧島の東嶽より東南の麓にて、即四十八池の一なり、眞池の周回一里余、深測るへからず、池の半より南ハ莊内郷に属す、霧島神社より臨めハ千尋の底に見放られて、實に荒山中に海を為せり、土人神龍の蟠潜する処なりといふ、早魃の時に此池に雨を禱るに應驗あらざるハなし、小池ハ是より西の方山上に登る事十余町にて、是も四十八池の一つなり、周回半里余にて、大樹空を覆ひ、水色藍の如し、小池を陽池、眞池を陰池と呼

許なり、これら皆社僧ともが偽り設たるものにて笑に堪たり、

毎歳二月中西日濱下行列飾物

- 忍穂井取一人 ○御先拂二人 ○寶幣二串 ○金幣二串
- 錦幡八流 ○弓箆一具 ○銅拍子一對 ○笛一管
- 鉦一挺 ○大鼓一面 ○面二懸 ○十握御劍一振
- 神輿一腰 ○金環路水引天井覆錦一通 ○角金幡四箇 ○鈴十六口 ○絹蓋一

〔地理纂考〕

朝倉村

朝倉野 狹野神社の南の曠野なり、長門本平家物語語丹波少将成經薩摩國沖小島へ配流の卷に、室町、船引、大山とて、月影日影も漏らぬ深山の峩々たる石巖を凌ぎ越果て、日向國西方島津の莊に著き給ふ、彼莊の中に朝鞍野といふ所に云々と見へて、今も朝倉と呼へり、

〔地理纂考〕

稻荷神社

奉祀 倉稻魂命

延寶四年、當社を創建して朝倉村の鎮守とす、其後屢大風・洪水に値ひ社殿久しく毀れたりしを、元禄元年再興せしといふ、例祭九月廿八日なり、

物産

- 藥品 柴胡 白朮
- 飛禽 雉 山雞 鴨 鴛鴦
- 走獸 野猪 鹿 猿

〔三侯院記〕カ

高原

一高原ハ天文年間以前税所右衛門与申人領地之由、真幸之白坂下総守より致追討、其後右下総守領する歟、永禄年間より伊東義祐押領シ、同名勘解由ヲ城主トス、

天正四年 義久公、
〔在座主山伏〕
一鎮守大明神

右真幸院北原代ニ税所右衛門南都より下シ申建立為申

由候、

〔右同〕
一 高原大明神

右、税所右衛門靈ヲ崇、白坂（下カ）総守致追討候ニ付、下

総守崇之由候、

一 古城 右、伊東勘解由籠城也、

〔於所聞書〕
一 鎮守尾 右、城より通路むかへ也、本鎮守大明神有之

候地也、

一 東霧嶋大權現 右（マ、マ）

〔御居城由来記〕

諸縣郡高原

一 高原城

日州伊東家之臣伊東勘解由と申者高（原カ）江城江召置、天正四年八月十六日、義久公鹿兒島御進發、同十八日、

義弘公之御居城飯野に御入、同十九日、諸軍高原城江被差向候、義久公者花堂に御陣を被居候、同月廿一日、

島津中務太輔家久・同圖書頭忠長大将にて鎮守ヶ尾に陣を築、互に防戦有之、味方より水路を断候付、

城中致難儀和談ニ罷成、同廿三日、城主勘解由退去仕、

則日 義久公高原城に御入被成候、此城落去ニ付、伊

東家之持城高崎・三山・内之木場・岩牟礼・須木・須

師原・奈崎等之所々落去仕候、同廿八日、義久公三

山に御着、其日、飯野城に御入候、

高原 當郷ハ往古北原氏領地なり、永享・文龜之比專領之、其後税所右衛門（此子孫領之）在高原領之、又白坂下総守天文元年より押領之、其後永祿年間より伊東義祐領之、

天正四年八月廿三日より為 公領

一 高原城 小林之方より當郷麓へ通路筋坂登、左之方城地なり、西南之方通路、北東之方田地、○當城四面深谷、南西之方少連平地、

東方大
手口

天正四年八月十九日より 義久公以大軍攻玉ふ、耳付

之尾御本陣なり、廿一日、忠長・家久鎮守か尾に陳を

取寄、城主伊東勘解由（初新次郎といふ）因念佛寺頼偏して降を乞、

落合豊前守・肥田木河内守を為質、此方より為人質本

田因幡守親治・徳持舍人佐兩人被遣候、同廿三日、勘

解由城中之人数を列て退去、即日 義久公御入城、高

原・高崎・三之山・内木場・岩牟礼・須木・須師原・

奈良崎八ヶ所御手に入、上原長門守尚近令守當城玉ふ、

右城攻之時、小川内口・地藏（寺院）口にて攻合、

一 狹野霧嶋六所大權現 座主神徳院

一 霧島東御在所両所大權現社官押領司氏、座主錫杖院、在蒲牟田御代之御崇敬有之、吉貴公以來御家督之節白銀進納有之、當番頭 御代參、

一 鎮守大明神在麓村、祭神天津唐屋命、武甕槌命、齊主命、姫太神四座、可考、

門勸請云々、 傳称、税所右衛

一 高原大明神在同所、 崇税所右衛門尉靈云々、傳称、白

坂下総守致税所某誅戮、如此勸請其靈云々、年月不詳、

一 霧島王子大權現廣原村、天正年間棟札有、神主前原十郎太夫、由緒追て可考、

一 水流村 古都城郷之内志和池村之内なり、慶長十九年

より野尻に被召付、其後延寶三年より高原に相付、

一 廣原村 古小林之内にて、延寶三年より高原に被召付

候、

霧島山華林寺錫杖院神徳院天台宗 江戸東叡山寛永寺圓頓院末寺、穴大派日州天台宗一ヶ寺、性宮上人開基以來

十八世にて、天台之別院として無本寺にて候処、寛文

五年乙巳、將軍家綱公台嶺之御門主に被仰達、諸山之

台徒本寺を定、諸寺之法派之奥旨を御極め候、依同年

八月、東叡山御門跡輪王寺宮一品親王尊敬之末寺に被

属候、

一 霧島山華林寺錫杖院大乘院末寺 東御在所座主 開山性空上人、開基

之年月不詳、大永三年壬辰二月二日神火起、社頭并寺

院燃亡、文暦元年甲午十二月十八日神火起、神社・佛

閣焦土矣、至文明年間始二百五十二年之間寺院退轉早、

文明十八年丙午八月、 太守忠昌公御再興、為澄儀法

印中興開山、従夫第三世忠弁法印代永祿年間、伊東義

祐掠取當郷、是故寺院佛閣亦為伊東ニ有、自伊東家令

民部卿秀澄僧都為東御在所權現宮座主、忠弁先住者奉

忠平公命而寓居於飯野郷、然而天正四年子八月廿三日、

高原郷属公領候て、後六年寅二月廿一日、 忠平公命

於赤塚源太左衛門真重・久留木掃部康辰・和田圓覺院・

花堂大圓坊而令誅戮當住民部卿秀澄僧都、同年七月十

五日、 義久公有高命而使快斜法印為此内變刈院居住當山中興座

主、自是寺院繁茂す、

一 高原山法蓮寺禪飯野幻生寺末、在麓村、當寺由緒不知

一 真源庵在廣原村、由緒不知

一 王子權現社家頭取前原仙右衛門

一 地藏院在廣原村、由緒不知

一 小川内地藏院口之尾と云、往古此所に地藏院為有之由、此邊之田在麓村、高原城より東に當り志町計有之、于今寺

京都で小川内と云、高
原城賁之時戰場なり

一 鎮守か尾在右同村、右城より西之方道路の向を云、左鎮守大明神の地也

一 耳付之尾在右同村、當分此名なし、耳取と云所あり、其所にても候哉、麓村より花堂之方へ通る、人家出口右之方、上ハ尾筋有之、下ハ田地なり、義久公御陳場なり、○城より東田町、三方深谷有、東南齋原野、土居二重、虎口一つなり、

一 茶曰ケ陳在水流村之 野岡なり、南東山大流廻る、

一 白坂之上 天正四年八月廿三日城賁之節、喜人撰津守

陳場なり、

一 廣原畷在廣原村、小林境、自麓一里計、傳稱、往古合戦、^⑦為有之、^⑧左京塚、唱

一 鳥越水流村にあり、高城郷より乾之方壹里、志和池より北方一里計、野岡にて、要害堅固の陳場なり、

右、天文十年六月十六日、伊東氏陳之、北原氏陳志和

池、北郷忠相居城攻高城之時陳場なり、

(三侯院記)カ

高崎

一 高崎者高原之内ニ而、高崎と云、延宝八年申十二月廿

九日、外城ニ被召立、地頭職村尾源左衛門被仰付、天

和元年五月十七日、外城割惣檢使菱刈孫兵衛・野村太

左衛門、

「開書」
一字賀大明神

右、朝倉氏先祖丹波國より下シ建立為申由申傳候、

「正文高崎朝倉氏有之」
朝倉氏系圖拔書

神武天皇より二十三代清寧天皇 市親王 帶丸 賜清原

姓 安丸 維家、此人初丹波國 島田丸 維續式部太輔

是より六十三代 維定朝倉主計頭

大膳助維忠子

盛堯佐渡介

維忠 大膳助

主計頭

維親

維延

維家

維續

維守

維家

維家

維家

維昌

女子

維家

維家

維親

維延

維家

維家

維守

維家

維家

維家

維昌

女子

維家

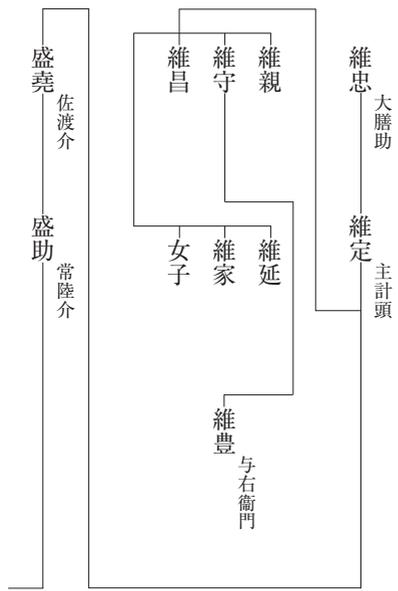
維家

盛堯

盛助

佐渡介

常陸介



本名四位兵部少輔

盛信
主水左衛門

4
○^{〔右同〕}
朝倉小名

船木木工頭兼保

江川民部頼種

清見石見守雄真

鬼城修理助維利

菊元將監重貞

竹崎佐渡守維長

右、小名字由来系圖分明而候覺拔書、

延宝九年九月朔日 朝倉主計頭維延

5
○^{〔右同〕}
一作

壹段 三反之内

坪付
笛水門之内

已上

天正七年己卯三月吉日

朝倉主計佑殿

(村田) 經定
(平田) 光宗
(上井) 覚兼

6
○^{〔右同所持、懸命之地下文書有之文章〕}
日州飲肥院之内 都合公田三段

天正八年二月吉日

(本田) 親貞

子孫

7
○^{〔右同古墓ニ記有之〕}
文明四年霜月 日穗巖府公禪師

高崎

一當郷者古高原之内、大牟田・前田・繩瀬三ヶ村を外城に被召立、号高崎郷候、延寶八年申十二月廿九日なり、地頭村尾源左衛門、

一天文年間、白坂下総守高原領之時居住なり、天文年間、於高崎小山^(城)与北郷讚岐守忠相合戦、討負白坂氏戦死、

一天和元年五月十七日外城割、惣檢使菱刈孫兵衛・野村太左衛門なり、

一外達社^(村田) 在前田村、麓入口より三町計有之候石之方高き所なり、白坂下総守靈社なり、
一小牧居士^(平田) 在繩瀬村、上原長門守・尚近墓有之候、久全源昌、前^(上井)に上原長門守、天正廿年壬辰九月五日、
一水湧^(上井) 在右同村、庄屋役所より南之方田地三町計有之候、小溝流、慶長四年庄内一乱之節、太守公より此所^(上井)に閼所を建られ、入院又六重時高原内之者勤番なり、于時倉野七兵衛山之口東霧島為境入破関所、此所にて戦死なり、関所之跡究て不詳、水湧近邊之由^(上井)候、

其時之関之板（前カ）と板として柳橋
門之土民致所持居候なり

一字賀大明神 祭神不詳、在前田村、朝倉氏先祖丹波國

より負下勸請云々、杜官押領司長門守、別當幸樹院、

一 竜虎山幸樹院、真言宗高原錫杖院末寺、在前田村、（元）水祿七
年再興、中興開山盛（マ）、由緒詳ならず

一 朝倉山海蔵寺、在前田村、禪馬関田大圓寺隔庵、開 麓中程通
山耕山和尚、大圓寺五世之住持

路より右之方川越なり、由緒不知、古寺なり、城脇に

天文十六年末八月彼岸日興山和尚と書たる小石あり、

一天和年間、轟木邊路番手持留として崎山鹿倉被宛行、

尤も江平・笛水百姓人別、田畑ハ野尻支配にて、大山

野ハ高崎支配にて候、

〔地理纂考〕

野尻

延喜兵部式に野後とあり、鹿児島より東北廿五里余、周

回拾四里七町、丑寅綾・高岡の両郷に接し、卯辰方上三

俣・高原の両郷隣り、西小林、北須木郷に接す、村落五

三ヶ野山村 麓村 江平、高四千五（百）十二石二斗九升三合余、
村 笛ヶ水村 紙屋村

士族千十一人内男五百二十九人、女四百八十二人、平民千二百四十五人内男七百二十一、女五百二十四、惣人員二千二百五十六人、惣戸数五百五十三、

〔地理纂考〕

石瀬河 川中野尻・小林両郷の堺なり、小林の方より川
を渡り一町許坂を登れハ、東南に高千穂の東峯を望ミ、
眼下に石瀬川の流れを遠し（サ）ろく見放て、其絶景云むかた
なし、小林の条に詳かなり、

〔地理纂考〕

麓村

大王神社

奉祀一坐 猿田彦命

創建の年月詳ならず、寛文四年再興の棟札あり、當所の
總鎮守にて、例祭十一月中酉日なり、

〔地理纂考〕

新城并戸崎城 新城ハ伊東義祐家臣福永丹波居城なり、
天正五年丁丑十二月七日、島津義弘是を攻む、丹後戦ハ（後カ）
（波）

すして降る、島津義久又後軍を卒⑨ひ来り、兵を會して戸崎を抜く、城主詳ならず、戸崎城ハ新城より東半里ばかりにあり、

「地理纂考」

伊集院忠真墓 慶長四年忠真叛逆の後、庄内より薩摩國穎娃郡に移し一万石を興へ置しを、再ひ隱謀発覚す、時に慶長七年、島津家久京師に赴く、命して忠真をも從ハしむ、家久八月朔日鹿兒島を發し、野尻に留る事数日なり、同十七日、穆佐地頭川田國鏡・須木地頭村尾松清・野尻地頭敷根頼豊に命して忠真を殺さしむ、國鏡等相議り、是を穆佐の士湖脇平馬に命し、平馬鉄砲を發して忠真を射殺す、此日忠真獵に出、角ツノを吹きて鹿鳴を傲ふ、從臣川井田監物曰、今朝芻葬の者一人も見えざるハいと怪し、恐らくハ忠真に禍あらむ、疾く球麻に奔れ、忠真答て、求麻に奔るとも我を納るへからず、唯此所に於て死すへきなりとて、卒に害せらる、川井田監物・野村新次郎共に死す、土人此所に葬ツツめ石塔を建立す、
○吊躍 當郷毎年八月十七日躍を興行す、其来由ハ、慶長七年八月十七日、伊集院忠真野尻に於て害せらる、其

後毎年八月十七日毎に火災ありて、土人忠真か怨靈の然らしむるなりといふ、因て土民躍を興行して其難を免れむ事を禱りしに、遂に其災鎮れりと云ふ、因て吊躍と号く、

「地理纂考」

紙屋村

高妻神社

奉祀 猿田彦命

紙屋村の鎮守なり、創建の年月傳ハらず、十一月初申日を例祭と⑩す

物産

藥品 柴胡 白朮

走獸 野猪 鹿

「御居城由来記」

諸縣郡野尻

一野尻城

伊東氏家臣福永丹波守城主にて相守り候処、伊東三位入道義祐を憤之子細有之付、高原城江被召置候上原長門守江内通仕候故、此旨飯野江申上、則 義弘公御出陣被成、天正五(行力)五年十二月七日、落去仕候、翌八日、

伊東持城戸崎城野尻之内落去仕候、依之同十一日 義久公野尻に御着陣被遊候、右兩城陥候ニ付、入道義祐進退相究、豊後國江退去にて御座候、

野尻

一當郷ハ往古北原氏領知、文明十九年之比、北原長門守伴兼藏領之、其後天文年間より伊東義祐押領と成、天正五年十二月より再び為御領、

〔地理纂考〕

綾

綾ハ延喜兵部式に垂耶アヤとあり、鹿児島縣廳より丑方三十里、周回十八里七町三十一間、卯方森永、未方野尻、酉

戌方須木、巳方高岡に接す、村落北俣村、高四千四百八十四石六斗五升五合余、土族八百七十八人内男四百九十四人、女三百八十四人、平民三百九十八人内男二百十六人、女百八十二人、惣人員千二百七十六人、惣戸③三百八十五、

〔地理纂考〕

綾川 須木郷南川・北川の末流にて、俱に大河なり、南の方なるを南川、北なるを北川と云、南北合して綾川といふ、綾郷の麓より一里許川下にて南北合流し、夫より又二里許下流倉岡郷に至り、高岡去川と會して宮崎郡赤江の海に入る、此川の年魚アユ名産なり、毎年南北俱に川の上下に築を掛て年魚を取る事夥し、大きなハ尺に余れり、

〔地理纂考〕

南俣村

八幡神社

奉祀三坐 仲哀天皇 神功皇后 應神天皇

本社ハ兒湯郡本莊村神馬峯八幡宮にて、社司宮永某先祖

宮永神祇大夫實益故ありて綾に來り建立すといふ、其年月詳ならず、當所の宗社にて、例祭十月十八日なり、本莊村八幡宮ハ、淳和天皇天長八年、豊前国宇佐より神靈飛來り、本莊村五ヶ所といふ處に鎮坐ありしを、天和元年の春、故ありて神馬の峯に遷坐あり、旧の社地にハ小祠を建て故宮といふとぞ。

〔地理纂考〕

北俣村

龍之城尾 此地上古の領主詳ならず、中古綾美濃義門城主たり、義門本莊村に本莊村ハ綾郷より東半里余にあり一寺を建立す、義門寺といふ、其弟義福また本莊に一寺を建つ、是を義福寺といふ、天正の頃に至り、伊東義祐是を領す、時に島津義弘伊東か数城を陥れ、此地を略して義祐か本城都於郡に逼る、島津義久續きて兵を進む、義祐防く事能ハす豊後に遁る、

物産

布帛 麻 此地の名産なり、弓絃或ハ魚網の類ひに用て

佳し、俗に稱して綾芋アサギといふ、

器用 紙

藥品 柴胡 白朮

走獸 羚羊カマシ 鹿 野猪 猿

鱗介 鯉 鮒 鯰 香魚 鰻鱺

〔地理纂考〕

高岡

鹿兒島より東北二十七里、周回三十八里十町五間半、西方綾郷に界ひ、卯方倉岡・穆佐両郷に接し、未申上三俣山之口両郷に隣り、申西方野尻郷に接す、村落十二田尻村入野村 深年村 北俣村 南俣村 飯田村 花見村 高濱村 五町村 内山村 浦之名村、高一万八千九百八十八石六斗九升三合余、士族二千十六人内男千二百廿一人 女八百九十五人、平民四千二十三人内男二千六十六人 女千九百五十七人、惣人員六千三十九人、惣戸数千四百九十六、當郷ハ往古久津良ツラと号して、久津良太郎家光所領なり、内山・飯田・久津良・深年・八代和名鈔に八代とあるハ是なり等の諸城ありて、島津忠久以來島津の所領なりしを、伊東氏はを押領し、其後屢沿革ありて、天正以來永く島津氏に属す、かくて慶長五年関ヶ原の役後、同郷内山村に城を築きて天ヶ城と名付け、内山城主比志島

國貞を移して地頭たらしめ、又大隅・薩摩・日向の諸郷四十箇所より士族七百三十余戸(◎人)を移して郷内の四方に土着せしめ、郷名を高岡と改む、

〔地理纂考〕

去川山 同郡上三俣郷磐井ヶ野より高岡郷去川村まで五里連山なり、大隅より日向美々津辺への通路にて、山中嶺を攀ち谷を渡る事其数を知す、日向國一二の難所なり、山中第一の高き所を國見と云、此所の外ハ五里の間更に遠望する処なし、

〔地理纂考〕

去川 延喜式に去飛サヒとあるハ此地なるよし云り、今俗去の一字を用ふ、上流二筋ありて、其一つハ小林郷岩瀬川なり、今一ハ莊内三俣川にて、此二流野尾(◎尾)・上三俣・高岡三ヶ郷の堺に至りて合流し、山中を屈曲する事五里許にして去川村に出つ、此所舟渡りなり、上下に大きな巖余多ありて激流を支たるか故に溜水の如し、川の濶一町余にて、上下巖石の間二町余なり、下流高岡の麓まで

三里にして甚急流なり、舟を下すに疾き事箭の如し、上る時ハ是に反す、

〔地理纂考〕

高濱村

栗野神社

奉祀八座 大己貴命オホナムチノ 少彦名命 建御名方神

事代主命アチスギタカヒコノ 味鋤高彦根命シタケル 下照姫命 高照光姫命

御井神 例祭六月廿七日
十月初午日

創建年月傳ハらず、應永年中、島津久豊穆佐の城に在りし時崇敬して、穆佐院三百町の總社と崇め、神領七町を寄附して社殿を新建す、其後伊東氏此地を奪ひ数年を経しを、天正五年、島津義久伊東氏を平定して島津氏に復し、神領七町を寄附せらる、さるを天正十五年、豊臣秀吉公先鋒此地に亂入して社殿を毀ち、神寶・文書悉く失たり、慶長五年、島津義弘當邑を建置し、社殿を再興して一郷の総社とす、六月の祭祀を祓祭と唱へて、神輿濱下り儀式あり、宮崎郡上野町當社を東に距る事四里なる小戸の渡りの松原に、彼土人年毎の例にて行宮を建て神輿を待つ、神

官を始め諸官吏数艘の舟を去川に浮へ神輿を守護し、流れに順ひて下る、舟にハ余多の旗を立、舞樂を奏す、行宮に着き給ひ、祭祀の儀式終り、上野町の人民神輿船に余多の大綱を附け川を挽上る、是を強力の綱と名附く、曉に至りて還御なり、〔然歎〕かして村々より神馬を出して競馬あり、見物の徒夥しく、其壯觀いふへからず、此祭式古代よりの俣にして、更に改むる事なしとぞ、

〔地理纂考〕

月知梅 ①梅 榎樹山香積寺といひし寺の跡にて、旧客殿の庭なり、寺ハ廢して今なし、安永・天明の頃までハ一株なりしか、繁衍するに従ひ枝垂てハ其処に根を生し、四方斯の如くにして展轉蔓延し、今ハ数十株と為り、其旧株何れとも知るへからず、高さ二丈余、四方十間許にて、四周に垣を結び其周回三十余間にて、垣より余れるハ皆剪捨しを、寺を廢せし後繁衍するにまかせたれハ、いよ／＼繁茂して周圍旧に倍せり、開花の時ハ積雪の如くにして、其香四方に薰す、花ハ八重の大白にしてホウ薄淡青なり、一説に、此地に天正五年と記したる墓あり、伊東氏娘の墓にて、

家臣小森某より三代小森十郎左衛門利國追悼に植たるにて、高岡田尻村の農民其子孫なりと云り、

島津光久

香積前有梅、大二十圍、盤結如蓋、不知創植之歲、蓋古代之尤物也、余偶過見之、名以月知梅、△〔地作詩係之〕

老龍盤屈歲寒枝 遠出人間托佛祠 移植春風今歷幾
當初唯有月明知

〔地理纂考〕

稻荷神社

奉祀一座 倉稻魂命

例祭十一
月三日

慶長五年、島津義弘當郷を建置して、鹿兒島稻荷社を迎祭し一邑の鎮守とす、元和元年大坂の役に、島津家久鹿兒島の兵を發して日向國細島に至る、其中途白赤の兩狐日毎に出現して軍前に先立つ、かくて大坂の軍終り、家久中途より帰陳す、皆人神靈の加護とす、又寛永十五年、肥前國島原の役に當邑の兵士進發す、行軍の先に毎日白赤狐現る、第二軍地頭仁禮藏人又當邑の兵を將ひて發せ

むとす、首途に當社に詣つ、一狐忽ち帰り来る、藏人は
を見て、今度の出軍中途より帰陳すへしと云フ、衆人其
意を得ず、両軍薩摩國出水郷米之津に至る、果して島原
落城の報来りて米之津より帰陳す、皆人稻荷の靈驗とす、

其後又伊東に属せしを、天正年中島津義弘日向を平定せ
し後、家臣伊勢長門貞清を地頭とす、

〔地理纂考〕

内山村

天ヶ城 慶長年中関ヶ原役の後當城を築き、比志島紀伊
國貞を城主とす、事ハ當郷の首に詳なり、

奉祀一座 事代主命
往古花見村ハ倉岡郷の内にて、當社ハ旧倉岡の總社なり、
故に高岡郷に隸くわし後ごも神社のミハ今に至り、倉岡より管
轄して一郷の鎮守とす、

〔地理纂考〕

内山城 天正年中暫く伊東義祐に属したりしを、義祐敗

〔地理纂考〕

稲津掃部亂妨

亡の後再び島津に復し、城主比志島國貞天ヶ城に移りし
後、野村備中・鎌田尾張兩人當城を守る、

稲津掃部祐信ハ伊東義祐が家臣にて、日向清武の城主な
り、天正五年義祐豊後へ遁れし後、祐信も行方知れさり
しを、慶長五年、関ヶ原の役終りて清武に還り、兵を集
めて近邑を侵し、勢ひに乗りて故土を取らむとす、島津

〔地理纂考〕

川上村

八代城 文和の頃、伊東藤内左衛門祐廣居城なり、延文
三年十二月、臼杵郡縣城主土持新兵衛宣榮當城を陥る、

家の諸城主各城に據て固く守る、内山の城主比志島紀伊國貞・
倉岡の城主丹生備前・穆佐の
城主河田大膳亮國鏡・綾
の城主新納勘解由なり、是により、島津義久鹿兒島より諸將

を遣して佐土原及び東長寺の故の秋月領なり両城を救はしめ、又穆佐・倉岡の諸所に兵士を増して守らしむ、時に島津義弘関ヶ原の役終りて舟路より皈り、九月廿九日向細島より上陸し、高岡八代に宿り、諸所の守將を戒めて守備を怠らざらしむ、此日、稲津祐信日向宮崎城宮崎ハ穆佐より東二里にありを陥れ、守將權藤平左衛門父子戦死す、城中伊東義祐か旧臣多くして内應するに因てなり、祐信兵勢に乗して佐土原の城下を侵す、佐土原の士鉢木仙太夫敵の横を撃て大きに敗る、敵又八代を侵す、福島佐渡・榎木平右衛門力戦して敵を卻く、續きて佐渡・平右衛門及び相良日向・村尾松清等稲津か軍を東長寺に破り、敵兵若干人を斬る、義弘諸將に守備を戒めて八代を立つ、十月四日、祐信又千餘人を卒ひ穆佐の城を攻む、守將河田大膳國鏡出撃して是を破る、十二月廿四日、祐信か兵又倉岡の城を襲ふ、守將丹生備前撃て是を卻く、六年正月七日、又祐信か兵穆佐の城を襲はむとす、城兵清武の界に出迎へ戦ひ、利あらずして退く、敵軍追来る、倉岡城主丹生備前大銃を發して是を防ぐ、穆佐の軍又反撃して敵敗走す、四月十日、又倉岡を攻む、内山城主比志島紀伊等来り救ふ、敵

軍通れ去る、此後祐信行方知らず、此亂熄といふ、逸史に曰、飢肥城主伊東祐丘之會東征也、病卒大坂、及難作、子祐慶驍還國、伐旁近黨賊者、克之云々、祐慶謂、薩我宿讎、斯可乘、雖大小不敵、而繼援足恃、乃攻宮崎城拔之、進伐佐土原州、奮戰大破之、斬獲數百、近隣諸城合兵来救、又擊走之、十一月、如水・清正糾合二豊筑肥兵、討島津氏、進兵佐敷、清正督前部、軍于薩境土、祐慶大喜、勒兵以從、如水度薩必降服、乃貽書清正、故緩師期、以埃東報、薩人亦告情不出、既而大君有命班師、祐慶慙然、爾後諸藩疆場終無復事、伊東氏至今憾之、其部下每正且相見、必先曰、勿忘薩仇、對曰諾、然後納慶云とあるハ此時の事にして、事實大に違へり、

深年村

和泉式部旧蹟并琵琶 古老傳稱す、上東門院の女房和泉式部、癩病を患ひて醫療吏に驗なし、京師清水觀音の夢想を受け日向國に下り、高岡郷真金山法華嶽寺養老二年の建立なりといふ、今參籠して、本尊藥師に快氣を祈る、既にして平愈す、京に上るに及びて報謝の為に琵琶一面を納むと

いふ、其琵琶今猶存れり、大日本史列女傳に曰、和泉式部越前守大江雅致女也、善和歌、嫁和泉守橘道貞、生女小式部、道貞歿後、仕上東門院云々、再醮藤原保昌、又小式部傳に曰、小式部内侍即道貞女也云々、母式部從保昌赴丹後云々とありて、日向に下りし事見えず、其外の書にも見えされハ、同名異人なる事疑ひなけれど、古老の傳説斯の如し、法華岳寺縁起といふもの一卷ありて、式部か參籠の始終、又其時式部か歌とて三首載たれと、いみしき凡調にして偽作なる事疑ひなけれハ爰に略せり、

物産

藥品 白朮 柴胡

走獸 野猪 鹿

鱗介 鯉 鯽 鱸 鯰 去川に産ス、

〔地理纂考〕

倉岡

鹿兒島より寅卯方二十九里、卯辰方宮崎郡跡江村に隣り、

丑寅同郡大瀬町村に接し、申西方高岡に接す、周回三里五町廿八間、村落有田村、高千六百四十五石一斗三升七合余、士族三百十一人、男百六十一人、女百五十八人、平民七百六十人、男三百九十人、女三百七十人、惣人員千七十一人、惣戸數百五十五、

〔地理纂考〕

糸原村

川口番所

去川・綾川の両川此役所の前にて合流す、濶さ八十間余、海口まで三里なり、下流に至りていよく廣し、潮水の満干を待⑧つす舟船常に往来して運漕便利なり、番所の官吏鹿兒島より交代して舟の出入を改む、

〔地理纂考〕

有田村

(髭カ) 白髮神社 祭神創建詳ならず、上古白糸大明神と唱へしとぞ、伊東氏領地の時、明德三年・應永廿二年・正長元年・嘉吉二年に祭田寄附等の文書數通今に傳れり、例祭十月中午日なり、

「地理纂考」

池尻城 西南ハ去川に臨ミテ巖壁直立し、東北ハ水田なり、應永年中、島津久豊穆佐に在り、池尻・白糸・細江細江今宮崎郡なりの三ヶ所に城を築きて日向を固む、其後或ハ伊東氏に屬し、或ハ薩摩に屬して沿革屢なり、天正年中伊東義祐敗北の後、永く島津家に屬して丹生備前城主たり、関ヶ原の役終りて後、伊東氏旧臣稲津掃部兵を起して近邑を侵す、城中の守兵七百人に過す、備前死を決して城を守る、高岡の地頭比志島國貞倉岡・穆佐・綾三ヶ所の城主に使を遣ハし、三城兵少く戦ひ危し、一旦高岡に退き力を協せて戦ひなハ利あらむといふ、備前其是非を議す、帰化の明人三槐といふ者末座より進ミ出て曰、死守ハ豫て決する処なり、城を敵に與へて退くの理あらんやといふ、備前素より其志なりけれハ、此旨を告て使を帰す、十二月廿四日、稲津か兵糸原村を放火す、城兵出撃し、若干人を斬て敵を卻く、翌年正月七日、穆佐の兵稲津掃部と清武の界に戦ふ、穆佐の軍利あらず、倉岡に向ひて退く、敵追来りて城南の大河を渡らむとす、備前大砲を放ちて敵兵を卻く、十七日、又掃部川崎某を將とし

兵を發して池尻の城下に屯す、時に一首の歌を書て箭に結び、敵より城中に射る、

朝夕に芋を拾ひて倉岡の前の河原にやかて丹生殿チ

城よりかへし

帯切れて伊東か家ハ崩れ桶汲めど溜らぬ川崎の水

四月十日、敵軍又寄来り、川を隔て戦を挑む、城兵川を渡りて進ミ戦ひ、利あらずして退く、敵勝に乗りて川を渡らんとす、備前内山に救を乞ふ、比志島國貞速に兵を發し、敵の横を撃て大きに敗る、此後來りて侵す事なし、

一説に、此時、柏原周防東長寺城に在り、此変を聞、三百余人を卒ひて来り救ふ、稲津か兵瓜生野ウツを差て遁れ走る、
◎半

「地理纂考」

窟居 當邑の内諸所岡嶺の間に大小の穴ありて、大きなハ横七尺、高五尺、深一丈余なり、相傳へて大古土蜘蛛居住せし址なりといひ、或ハ洪荒の世宮室の制なき以前に人民栖所スミカの址にて、倉岡の号ナも是より出たりといへり、

「地理纂考」

瓜生野 此地今日向宮崎郡の内にて、倉岡に境を接す、
和名鈔に日向國諸縣郡瓜生野と見えたる是なり、慶安二
年高辻帳に日向國宮崎郡有馬左衛門佐領の内瓜生野村と見えたり、
何れの頃より宮崎郡に隸まゝしにか詳ならず、

物産

鱗介 鯉 鮒 鱸 鰻 龜 倉岡の地、上文に述しか如
く周回僅に三里余、水田のミにて四方山野なけれハ、
鱗介の外ハ産物ある事なし、

関ヶ原合戦後稲津狼藉一件

関ヶ原御合戦後日州邊江稲津致狼藉候一件

一慶長五年庚子(八月十五日)比、関ヶ原合戦没落、

一同年九月、伊東修理殿家臣稲津掃部助祐信と申者、関

ヶ原一乱下向に、筑前之黒田如水長政老(之)尋候者、今度

関ヶ原合戦に島津殿を初め京勢之諸大名討負被成候に

付、當國近邊までも弱目成行候、殊に日州之儀ハ伊東

本國之儀候、能時節(之と存候) 条揚義兵、如先代取返度由

申入候得者、中々子細有間敷候、(之可致一戦) 若及難儀候

者者、可加勢と下を相受、則謀叛の(之知) 軍勢揃

為申よし候、(之) 漸(之)此方御家中穆

佐・倉岡・内山など(之) 之比より方々

軍衆發向と(之) 倉岡地頭丹生備前守恒信籠城被

成候由、但朝④四ツ時分より暁④之五時分まで諸士在郷

まで上城申候由、秋月長門守種長日州高鍋之城主内④匠④十一御座を名

④穆

金崎内村者倉岡へ申入候而籠城仕由候、

佐も同前に、地頭川田大膳亮國鏡殿を初籠城被成由

候、高④橋殿内跡江村之人數穆佐へ申入上城仕候由候、

高橋殿内富吉・浮田・細江・長峯・柏原・小松・大田、

右之名數ハ伊東方より取巻候て、男女ともに飢肥・清

武之様に引參由候、此外にも餘多所之者共取巻狼藉

申候て參由候、財寶等もことごとく乱取申由候、秋月

殿之内三ヶ名之者ハ、薩摩より入番被成東長寺之城江

上り城申由候、

一 高橋殿内宮崎之城地頭權藤平左衛門殿を初め、近邊之

諸在郷皆々落城申よし之候、

一 九月廿九日より伊東諸軍勢夜中に中村大渡之川を渡り、

則宮崎之城を引廻すよし候、

一 同十月朔日未明七ツ時分、双方合戦仕よし候、權藤平

左衛門、子八右衛門、二男仲右衛門、三男出家之よし

候、歳④拾八才、城中ニ敵悉攻懸候処、父子四人被相働、

敵五十七八人切崩したるよし候、然る処、城中に逆心

之者餘多有之候て不及力候而、頓て悉皆戦死之よし申

候、八右衛門嫡子當二才に成候を、母とも生捕申帰り

候得とも、後公義より沙汰被成、次之年之夏、縣之様

返し申由候、

一 宮崎地頭に者、則稲津之弟に稲津午之助と申者を差は

め申候て城主に仕たる由候、

一 其とき薩摩之太守惟新者④様、関ヶ原合戦事濟候而御下向

被 遊候に、中書様に者元來討死被成候ニ付、跡にて

佐土原之城御見廻被成、同し二十九日夜入時分に八代

江御入着被遊、次之朔日未明に、宮崎城江放火之処攻

落候を八代より御覽被遊候由承申候、一日御滞留被遊

候て、倉岡之地頭丹生備前殿へ兵庫頭様八代より御使

者被下候由候、倉岡之儀、敵中に不人数にて俄に籠城

仕儀、御念遣に被 思召上候段、上使被仰下候に、境

目に被召置儀に御座候間、暫く安堵可仕候、倉岡にお

ひて者毛頭御念遣ひに被 思召上間敷候段御受被申上

由候、頓而近邊之士の子、庄屋之子、地頭、本庄・竹

田の庄屋之子とも餘多人質に被成御取、向之島江二三

年ほど被召置由候、榎木新次郎殿、福崎之清左衛門、

浦之名半左衛門、榎木六郎左衛門殿、

一同し十月より稲津方之勢者(増)まし勝に乗り方々に懸入よし候、佐土原近邊迄も火を掛申由候、

一同し十月中旬、イニ十日とあり、薩摩御城元より入番諸將倉岡に

御着被成候由、一番に桂太郎兵衛御着よし候、是者別祇殿者申に桂神よしなり、二番に島津弥市郎殿入来院石見守と申たるよし候、本田弥六

殿後に本田伊豫守なり、三番に白石永仙入道殿・野村清七殿・野

村新次郎殿、此三人ハ伊集院源次郎殿内衆、庄内より

降人之よし候、野村殿商人ハ若輩に、四番に鈴木伊之助上方より抱

人之よし候御越し被成候、外にも餘多諸士(附)衆ハ猛勢夥

敷事之よし候、一度替に三拾餘日ツ、御詰被成、倉岡

御立被成、被為替合入番衆ハ中途替にて幾度も被成た

るよし候、次の年五月まで入番御座被成候、

一 穆佐方之儀者細々ハ不承知、伊東衆田野・清武之武士

ハ、十二月十三日之頃、穆佐城大手口などへ責入合戦

あり、源次郎殿衆百原七左衛門・八代萬右衛門・種田

宅右衛門など被出會合戦御座候、伊東方に田野の高福

寺と申出家、其外士餘多此方之衆に懸合、稠しき一戦

有之候て、敵之鎗鉄炮などを双方引合取、又ハ敵より

被取たる事とも有よし候、

一 穆佐へ入番大將者度々入番被成よし候、以後に何れも

下野守殿・鎌田出雲殿など大將餘多、此外猛勢替る

く打入被成よし候、細々之儀ハ遠きのゆへ未た不相

知候、

一 秋月種長殿内三ヶ名東長寺城に入番、大將二者島津右

馬頭征久殿、脇大将に者柏原周防との、薩摩より御越

之よし候、其外付衆ハ多勢之由候、

一同し十二月上旬イニ四日とあり、倉岡之内魚原村に伊東軍勢寄

せ来り、青木曾と申村へ火掛候処、倉岡衆被出合、龍

泉寺の脇瀬戸より横入申候て、悉く追ひ打に餘多被討

取、倉岡衆餘多何れも大平喜之助と申人始伊東衆を此

方より被討取申候、入番衆も敵餘多被為討よし候、在

郷之者とも首取よし候、吉野・堤内より籠り居候者餘

多にて、伊東衆を討取よし候、やがて梁瀬川までこと

く切伏せ突伏申由候、

一 其後十二月中旬、イニ十二日とあり、日州本庄義門寺へ敵責入候

を、綾衆・八代衆被走續、東長寺御入番衆も跡よりす

け切被成、義門寺阿弥陀堂の庭にて綾衆脇本五兵衛殿

など始め敵悉く打被申候、此時須木衆も地頭村尾源左衛門殿大将にて何れも敵被為討取よし候、其時伊東衆寺之酒など吞て居を四人生捕候て、綾にて御成敗被成よし候、

新納勘解由久宣傳に云、慶長五年、稲津宮崎城を陥め、後師を進めて須木城を陥れんと欲し、須木之困を聞て、綾の士卒を將ひて須木にいたりて加番をなす、怠る事なしと云く、

一同日、イニ十二月二十三日とあり、敵秋月殿・高橋殿領内木脇・塚原・岩地野邊までも攻来り候を、何れも御家中衆被為續候て、高橋殿内瓜生野原まで伊東衆を追詰被成よし候、其日、三熊崩と申合戦有之よし候、稲津勢悉く滅亡申よし候、鹿兒島より入番之大将柏原周防守殿横入にて、伊東方之大将佐土原瀬兵衛殿・◎長中倉殿討死之よし候、其外大将分之人六人被打取よし候、柏原殿分取之よし候、細々家名ハ不承候、追付宮崎城近く高峯之越と申邊まで薩摩方より追うちに被成、火か、り近邊之在郷ことごとく焼拂ひ被成よし候、此前後に自他方之乱妨狼藉者勝て計るへからざるよし候、

一 穆佐口合戦イニ慶長六年正月七日のことと云ふ儀細々に不承候、千町崩れの

日者、薩摩入番衆・地下衆など清武堺大塚・小松まで責入、従夫無案内なる所に薩摩衆無勢にて深入被成候に、伊東方者一門衆を始め宗徒之衆猛勢にて責かけ、双方合戦など少く御座候得とも、足場あしく候ゆへ討負被成、小松之溝越に双方合戦候得とも、次第に引立、敵より追詰られ申、皆々穆佐・倉岡を差て被引候に、倉岡川に追入、むけなく餘多打取申よし候、其内に竹下平藏殿など打取申よし候、年者十六才之よし、倉岡衆日高筑後守殿・松元六郎左衛門殿などハ伊東衆と被戦きすを蒙られよし候、やかて穆佐郷も千町より直に敵責来る所に、此方衆皆々被出合追返、敵討取被成よし候、その時穆佐口より松元主膳正殿・◎老原佐渡守殿此兩人富吉観音堂前にて伊東勢と懸合、敵餘多被討取よし候、自其此元軍勢伊東勢を追返し申よし候、其日、穆佐衆竹元右近殿などをはしめ餘多戦死之よし候、千町崩れと者此時之儀を申由候、

一次之正月廿一日イニ二十七日より川崎を將として来るとありに稲津懸来り戦ひ申、有田村軍衆餘多来候処、倉岡衆より伏草申、日高民部

殿など敵被打取よし候、秋月殿内吉野村より籠り居候緒方吉藏と申者茂敵討取申候、其上深手負ひ申由候、一次年慶長六年辛丑四月十日に倉岡築瀨口にて合戦御座候、其日之大將鹿兒島鈴木伊之助殿・倉岡地頭丹生備前守殿之よし候、敵味方合戦御座候、一番に戦死、倉岡衆中日高千右衛門殿、鹿兒島衆川野孫兵衛殿主従打死之よし候、其日双方名乗合鎗取合に成よし候、一番鎗ハ倉岡衆釜原兵部左衛門殿・久留木宮内左衛門殿なと伊東軍衆岩切覺左衛門なと云人に懸合鎗被申、勝負なく相退き申さるよし候、二番鎗ハ倉岡衆税所平右衛門殿父子弥平次殿・谷村内藏介殿なと、伊東方に押川殿を始め入乱鎗申さるよし候、其場御家中衆討死、倉岡衆田中南右衛門殿・池之上助右衛門殿・日高源助殿・小田原才助殿、此衆御奉公にて候よし候、其場外城衆・鹿兒島衆いづれも鎗鉄炮にて稠敷合戦御座候て、皆々手負数々にて、双方ともに被為引よし候、合戦は今日まてにて終り申よし候、方々之儀ミなく其まて為留よし候、

一紀州者比志、其日薩摩軍勢四五百人勢にて秋月殿内

金崎村大門と申所に軍勢并居、時分を見計らひ被成よし候、其日諸軍勢心揃候得とも、宮崎之城までもたまり申ましくと申たる儀のよし候、

右、慶長五年庚子、関ヶ原におひて関東方御勝利ニ付、御領國危急之虚を伺ひ、伊東老臣稲津掃部助日州諸邑を侵し候一件之聞書也、追而筆者可糺なり、

序

伊東修理大夫祐慶殿家臣稲津掃部祐信、慶長五年庚子秋起義兵、高橋殿領日州宮崎之城責落、當領倉岡・穆佐江雖発向、無勝利軍退畢、雖然時之人不殘一紙軍記、故始終不審、予想、重義輕死、或成軍功心之剛、何異往古良士、悲哉、適雖有功、其名埋カ理西海端、且當城營又區正高名為殘末世、傳聞老翁話語、成一編之軍記者也、

稲津乱記

一慶長五年庚子秋、濃州関ヶ原におひて 家康公と石田治部少輔各日本の諸將を相かたらひ、互ニ猛斥の威をふるひ雌雄を決すといへとも、治部少輔無勝利、八月中旬に没落す、然者西國方之諸大名大半治部少輔味方たるによつて、或ハ討死し、或ハ落失せなとしけれハ、伊東修理太夫殿家臣稲津掃部祐信と言しもの、関ヶ原より歸國之砌、筑前の國主黒田如水老へ令參候て申けるハ、今度関ヶ原合戦に島津殿など其外治部少輔悉味方没落いたし候故、西國方惣而弱目に成り、日州江下り、伊東本領にて候得者、時節此時に候、拳義兵本領を取返し怨讎を報し度旨申たり、然者如水老被聞召、中々子細有ましく候、若し戦ひ難儀に及ひなは加勢すべしと念頃に仰有によつて、掃部喜悅不斜、急き御前を罷出、歸國の序に島津中務殿領佐土原愛岩坂の邊にたゞ獨り深網笠の風情にて忍ひ、城の要害を伺ひ廻りて清武に到着し、落合・湯地・川崎是等を竊に招き寄せ密談し、諸軍勢を揃へ蜂起して、遙かに郷民等を悉くとりこにし勢猛を望むのよし同し九月廿日頃に聞へしかハ、穆佐・倉岡・内山・綾、右四ヶ所面々其格護

有之、然るに同し廿五日早旦にはや諸方に軍勢發向すと風聞せしかは、倉岡地頭丹生備前守籠城也、然れとも此城本より山城にて、屏・垣・堀等もなかりしは、(か脱カ)俄かに備前自ら縄張にて堀をほらせ、屏を付、柵をいわせ、本丸・二の曲輪・三の曲輪きひしく堀とほさせ、城の辰巳を搦手とし、城の戌亥を大手と定、駒出結構す、此城東南ハ大河流れ岸峨々として、敵そふなく掛るへき便あらされは、味方小勢にても防き易し、西北ハ味方地續といへとも平地にして、敵峯々をつたひ寄に便有り、依之戌亥を大手と定たり、扱又敵城近く責よせなハ味方落行方なけれハ、死を一偏に極め、かなわん時は同枕に討死と定らる、此城用水澤山なり、粮尽てハ如何と俄に近邊之土蔵より兵糧を運はせ、土下之野へ置たる味噌・塩など悉く納む、さありて、敵に川を越されてハあしかりなんと、川之邊一町に一人ツ、物見番を替るく付置かる、倉岡惣人数士・町人・百姓まで纔七百人に不足、其内三百人を城に籠め、三百人を惣廻山伏兵と定、敵城近く責寄ハ、城内三百人大手に支へ、伏兵にて後詰せんとの事なり、扱又相

残る百人ハ、敵味方とも不知牀にもてなし、所々逃け落ゆく者を可討止ためなり、女にハ頭巻をさせ男のやう出立せ、城の内を行廻らせ所々之旗を動さす、是は城中に人数多ありと敵にしらせん為也、掛引は貝次第なり、

一秋月殿吉野・金崎・堤内、此三ヶ村之郷民等稲津蜂起と聞へしかバ如何ハせんと周章しける所に、吉野村之庄屋民部兵部と言ける者進出て申けるハ、領主の城下ハ数程なり、留守家財等捨置、身すから城下江越さんもいか、せん、所詮倉岡へ走参り籠城せんと言けれハ、此義尤可然と一致して、我もくくと走り参り、かくと申たりしかば、備前被聞召、城普請仕りなは可召置と、祈願所郡山寺屋敷に小屋をうたせ置る、然るに何者の申たりけん、庄屋二心なりと言沙汰しけれハ、庄屋難逃やおもひけん、妻子を人質に差上んと、夜半に灯を挑させ差上しかは、其後ハ何の沙汰もなかりける、

一高橋殿領跡江村之土民穆佐へ参籠城する、其外富吉・浮田・長峯・柏原・大田、此七ヶ村(タマ)の郷民、悉く稲津方より勢を差向、清武へ老若男女ともに奪ひ取也、其

狼藉乱捕すること不可勝計、

一高橋殿領宮崎の郡代権藤平左衛門并に嫡子権藤八右衛門・二男権藤仲右衛門、三男はハ出家のよしなり、諸勢を揃へ籠城す、然りといへとも士たるものハ何れも武者とも纒にて、其外ハ農業を事とする土百姓等にてならさりしかば、此体にて城をこらへん事あるへからず、急主君之城下江飛脚を越し、後詰の勢をこそ待つべしとて、夜を日につひて飛脚しき浪をうつといへとも、行程二十里に及ひしかば、日数移りに敵はや寄ると聞得しかは、先薩广方へ加勢をこひぬと、権藤平左衛門中間老人召列れ、早馬にて穆佐へ馳来り、地頭川田大膳亮國鏡殿へ對面して被申しは、稲津掃部此度の後詰有之まで難相支覺へ候、士ハ互之事に候、御加勢頼入候、しからハ御厚恩ハ重て可報謝と有之、時に川田殿忙然として暫く思案し玉ひしは、情黙止かたく存し候得とも、當地之儀も遠境にて候得者御加勢成ましくと有によつて、力におよばず立歸り、籠城之士卒を悉く召集め申聞せしは、此小勢にて戦はんには、はや我勝ことを得ん、計を以明白を移後詰の勢を待にしかす

と、火繩を千々切て火を付竹にはさみ、城の廻りに立
 ならへ、静まりかへつて居たりける、時に九月廿九日、
 稲津掃部諸軍勢を引卒、中村の大渡を夜中に渡し、十
 月朔日未明に宮崎の城に押寄せ、時の聲おひたゞしく、
 双方鎗合せ合戦数刻に及ぶ、しかるに、宮崎ハ昔日伊
 東之縁者親類ひ多ゆへ、兼々人数をくり入、或は國中、
 或ハ土蔵の内へ隠し置、依之軍の備へ不定、其上城中
 に野心之者有之、家々火を掛しかは、権藤平左衛門今
 ハ不通所と、父子四人得ものくく提げ門外ニ切て出、

屈竟之敵十八人矢庭に切臥けれ共、敵は大勢にて入替
 く責けれハ、平左衛門父子四人同し枕に被討けり、
 彼平左衛門大剛強の人なりと今以謂傳し、

権藤平左衛門種盛墓、延岡領栢田一向寺直純寺にあ
 り、法名華岳院云々と有之、
(宗カ)

一権藤平左衛門か妻やすくも長刀を提げ、夫婦もるとも
 に切て出て相働くといへとも、敵大勢に取まかれ、終
 にとりことなり、囲ひの内に光陰を送りしそ憐なり、
 誠に夫婦の別れ程世にうらめしきはなきに、数多の子
 ともを親のあたり冬枯の草葉の霜と消うせ悲に堪兼而、
(露カ)

時の間もなからうへき浮身かは、墓(マ)なく成て埋れぬ若
 之下まで、同し穴の契りをとかこちに、残りぬるこ
 そうらめしや、涙の床にふしまろひ、荊棘喉に塞り、
 眼色もましろかず、朝夕の喰もなつて、身を濕す物
 とてハ一滴の水なからてハなし、数行之泪袖に余り、
 衣かたしきさむしろにをく露の身の消やらて、せめて
 一片のゑこうして、夫子どもの菩提をとわんとて、昼
 夜念佛不忘、籠の鳥になりしか、軍散して後故郷へ通
 りたりとぞ、
「返坎」

一宮崎之城落去せしかは、則稲津掃部弟稲津丈之助を居
 置、城主となり威をたくましうす、

一薩戸の太守惟新公、関ヶ原落去故、御手勢纔にて大勢
 を切抜、伊賀之國を御通り、泉州堺より船に被遊、日
 州細島江御着岸、島津中務殿御戦死ゆへ佐土原へ御見
 舞ひ有之、九月廿九日の夜陰に及び、八代福島か館江
 御入着なり、同し十月朔日、宮崎の城放火を御覧有之、
 倉岡地頭丹生備前へ御使を被下候、子細ハ、倉岡之儀
 は御堺目、就中他國差出たる所ゆへ、別而念遣ひ存な
 り、其上無人数にて之籠城、よくく軍慮をめぐらす

へしと有けれハ、備前御返詞に申上るハ、此時之為に被居置候得者、何様安治可仕、倉岡におひてハ少しも御念遣ひ被遊間敷と申上しかは、御喜悅不斜、一日八代江御滞在ありて、近地頭之庄屋之子とも人質に御取被成、翌日、八代御立、薩广へ御歸國なり、

一宮崎合戦半に、佐土原より多人数池内邊へ見物して居たる所、稲津勢すき間なく追懸けれハ、一支へ不支逃行けるを、稲津勢勝に乗り聲をかけ追掛、已に佐土原麓までも敵乱入すへしと見へし処、鉢木仙太夫と云者商人とも数多召列、ひた／＼橋ほとりにて横合に討けるゆへ、稲津勢大半討死す、

一内山地頭比志島紀伊守殿より倉岡・穆佐・綾三ヶ所の諸地頭江使者を以密談之子細ハ、各持の城小勢にて、勝利を得られん事危く覚候、然る時ハ三ヶ所ともに内山江引取、軍慮を廻し、勢を分出張いたし粉骨を尽しなは、一定勝軍たるへし、早々打寄と有りしかは、穆佐・綾其意に應し、倉岡地頭丹生備前諸士を集め、如此儀如何と有けれハ、兎角返詞いふものなし、はるか末座に三槐と言唐人居なをり申けるハ、味方一陳崩れ

なハ残黨不全と聞く、我預り之城を明除き敵に渡し、

士の道に可叶哉と、泪を流し座敷を打て言へハ、并居たる諸士此義に同す、時に備前此よしを聞き給ひ、もろき涙をおしのごひ、誠に何れも神妙なり、予も左思ひしかとも、かた／＼の心底如何と角申そかし、惣て軍ハ勢の多少に依らず、諸軍勢の心一致するとせん

と大将の計の善悪にあり、此上ハ各一致して粉骨を尽し相戦ふへし、若勝利なくハ、當城を枕にして戦死と思ひ定めたりと、酒取出し酒宴数刻に及ひしとなり、

一同十月十日、薩广より入番之面々倉岡へ到着、一番に桂太郎兵衛、二番に島津弥太郎、同時本田弥六、三番に永山入道、同時野村清七、四番に鈴木伊之助、上方抱人なり、右之外付衆猛勢廿日ツ、相詰、中途替りて翌年五月迄之入番終るなり、

一同十二月十三日、田野・清武の士卒穆佐江押寄、敵味方入乱、無二無三に相戦ひしかとも、城之大手を際にふりせきしかは、伊東勢不責得して引退、鎗・長刀互（マ）に奪ひ取たる事、軍況なるに因て如此、

一薩广より穆佐江入番下野守時に新納新八・鎌田出雲、右

之外大勢替るく入番、尤詰日数替合倉岡同然、

一 秋月殿領三ヶ名、東長寺の城江薩广より入番、大将島津右馬頭征久、脇大将柏原周防、右付衆大勢なり、記にいとまあらず、

一 同十二月四日に倉岡糸原村へ稲津手の者忍ひ入り、民家江火を懸け立除所を、早左衛門と言ひし慶賀三尺余り太刀提げ、龍泉寺脇瀬戸より横合に駆付、敵三人を相手にして相戦ふ所を、大平喜之助と云ふくせ者、白木の弓にて三人とも矢庭に射伏する、此時に褒美として右喜之助高三石被宛行、扱又右早左衛門慶賀なから甲斐く敷ものと今以云傳へし、

一 同十二月十二日、稲津勢に須木勢走かり、綾方足もとつよく、稲津方之^{シレス}所を、東長寺入番之衆敵の後を支へ、阿弥陀堂の前其外つまりくにて追詰、悉く打取、

一 同月廿三日、秋月殿領内木脇・岩知野、高橋殿領塚原邊江稲津勢来りし所に馳續き是を打、敵一支へもなく乱れて落行所を、瓜生流野山降へ追詰悉く打取、柏原周防横入にて、此稲津方大将佐土原瀬兵衛・中倉の何

某討死なり、

一 翌年正月七日、稲津向と聞へしかば、穆佐入番衆各評議しけるハ、敵も城近く寄なは軍難儀に及はん、せんする所、此方よりさか寄に押寄、敵不意寄所を不意に

討ん、此儀尤可然と、夜中に穆佐を立、清武堺大塚・小松邊備を立、敵の通りを今やおそしと待掛たり、敵も此事を兼て聞得たりけん、勢を三ツに分、先勢を魚^{鱗カ}鱗に懸らせ、一勢を三町ほど跡にいかにも静かにうたせ、今一勢を西の峯頭に打上、味方の働を見て横ニか

けんとす、本より穆佐勢に向敵大勢に支へられ、暫時相戦といへとも足場あしく、穆佐勢ハ敗北なり、薩州入番之衆倉岡の城を目懸引ける所に、城之南さしもの大河なれハ、そふなく渡るへきやうなかりしかとも、敵頻りに追懸るゆへ、足立もなく川へ掛入所を追付、ことごとく討取、已に敵川を越さんと見得し所に、丹生備前大鉄炮にて打散さる、扱又稲津勢迹る勢に追すかふて穆佐へ責来りしに、穆佐勢不遁所を取て返し散々に相戦ふ、敵こらえずして敗北す、此時穆佐士松本主膳・海老原佐渡と云者敵を打なり、

一同正月十七日に稲津勢川崎を大将として大勢寄来る、

倉岡之内有田おしづめ、白糸へ出て倉岡之様体を伺ひ居たる所に、松元六郎左衛門向川原を通りしに、白糸より何者の申たりけん、一矢こたへよと呼ひけれハ、六郎左衛門尻をはき、こゝを射よと言ひし聲の中に、大鉄炮にてすかす射けるほどに、六郎左衛門か尻の下の砂を射散しければ、六郎左衛門高聲にて、伊東家のものもへくさく射けるよと高笑をして歸りける、此事後に備前被聞召、一旦死の輕きやうにはありしかとも、士たる者は左様の儀はいたさゝるものと、向後可嗜旨言聞せられしとなり、其後白糸の敵方より何者のしたりけん、一首の雜哥をよミ矢に付て射送る、

朝夕に芋をひろふてくら岡の

前の河原にやかて丹生どの

此方より返哥

帯切れて伊東か家ハくつれ桶

くめと溜らん川崎の水

一同四月十日に稲津勢倉岡築瀬口に奇しかは、村里の表の梢に旗押立、兵老人も敵に不懸静まりかへつて居た

りしかは、如何成計略を可成と敵不近付、川畑三町は

と去て鶴翼に備を立時を移さハ、此方より川を渡し敵の威を吞追散んと、倉岡士日高平左衛門・築原兵部左衛門・税所平左衛門・子息同平右衛門・谷村藏之助・田中宅右衛門・池田助左衛門・日高源内・小田原才助各一途に川をさつと渡し敵にかゝるを見て、鹿児島士川野孫兵衛主従續ひて切て掛る、一番鎗築原兵部左衛門・黒木宮内左衛門重（重）稲津方岩切覚左衛門其外雜兵五人に懸合暫く戦ひしか、勝負なくして相引ず、二番鎗税所平左衛門・同じく平右衛門・谷村藏之助、稲津方士押川某外に雜兵三人に懸合せ戦ひしか、税所平左衛門被討、子息平右衛門手疵を蒙り引返す、鹿児島士川野孫兵衛主従も討死す、田中宅右衛門・池田助左衛門・日高源内・小田原才助粉骨をつくし相戦といへとも、敵大勢にて、村里に隠居したる士卒四ツに分、駆出相戦といへとも、本小勢にて防ぎ兼しかは、丹生備前・鈴木伊之助より早使を以、高岡へ引し上ハ加勢すへきにあらずと大半落着なかりし処、何某申たりけん、いやく味方一陳崩れなは殘黨不全、味方にて候倉岡

の難義を見て忍ふべきにあらずと、吉野・金崎を押返し、岩知野を横に懸立しかば、敵こらへすして敗北す、最早敵を追ものになしと、比志島金崎の大門にて勢を集め暫くいきつきいたりし処、丹生備前・鈴木伊之助對面し、互に式對終り、各立列歸る也、是迄にて軍止候、倉岡日高ハ他國案内者たるに因て知行被宛行、其外手柄之名々にハ備前より切米過分に分遣すなり、稲津十九才にて蜂起、器量萬人に勝れしかとも、不足亦不運にして如此と云へり、稲津掃部逆意の聞得有之、其後切腹被仰付候由、佐土原書有之候、

西藩野史 義弘公傳拔書

惟新公豊後灘に至る、日既に暮る、公之船に箒をたき、衆船是を驗とし従ふ、時に黒田官兵衛孝高入道如水豊前國小倉に在て、家康公に属し安喜城豊前を攻む、案するに森氏、森江湊豊後に艖艦を出し、他之後援に備ふ、公の従船三艘大重記云、一艘ハ初め忠恒公夫、飲食糞炊、衆船に後れ、森江の火を以誤て、公之船なりとし進至る、黒田兵是を問ふ、薩人驚て退んとす、敵追ひ至る、薩人はと戦ふ、瓦貢俗にホウロクを投て

敵船を焼んとす、誤て我船三艘忽ちに灰燼となる、

是におひて比志島源右衛門・伊集院左京・有川三右

衛門船頭なり、三人・宅間與八左衛門惟新公夫人・大重次

郎左衛門或ハ五郎左衛門、此に戰死して、婢女八人或ハ

捕へらる、傳に云ふ、和平之後送り歸さる、○神戸氏記に云、

川助兵衛船危きを見て、其に漕返し、鳥銃を發し戰死す、中馬市

作・宅間半五郎も戰死す、敵打鑰を掛てうつり、婢女をうばひ船

を焼く、と云ふ、惟新公の御船及び従船無事にして日州細島

津に到る、九月二日、是より陸に上る、夫人等の船森江

に焼失し、二夫人の輿なし、松岡勝兵衛母か為に肩

輿を船に乗せたり、是を以忠恒公の夫人を乗らしむ、

榎木平左衛門高岡の士従者五十餘人細島に来て、公を迎

ふ、日州之士庶ハ八代に迎ふ、傳に云ふ、二夫人、の輿爰に携へ來、明る日

細島を出てて財部に宿す、先是、伊東修理太夫祐慶

の稲津掃部助日州清武の幸たり、黒田如水の命と称し、兵を揚

て日州穆佐院を襲んとす、公財部に至るの夜、其

臣杵本某をして穆佐士富田安藝守に説て曰、明日穆

佐城を攻んとす、足下内應せは、封するに穆佐を以

せん、富田偽て諾し、城主川田大膳亮國鏡に告げ、
檢使を乞ふて杵本を縛て、稲津ハ使の歸らざるを怪

ミ、宮崎城を臨れ、高橋石近太夫か領なり、石田に守將權

藤平左衛門父子を殺し、的野の内村を侵す、傳に云、十月四日、穆

佐城下に来る、大膳亮國鏡是を撃ち、彼二たひ侵さず、十一月十二日、又鈴木早助球に遣す、榎木平左衛門怪みて是を殺し、奴を縛

つて東長寺の營を送る、東長寺高橋家の領なり、故に二夫人急惟新公今度八代を通り、營を構へ、守兵を置

に八代に往しめ、公ハ佐土原に入る、豊久の老母

樺山守善久女・妻子長女を吊ひ、豊久の死を語り、

共に袂を湿す、樺山兵部太輔入道紹劔 龍伯公の命

を奉し佐土原城を警衛す、惟新公亦紹劔に告て曰、

汝堅く此城を守り、敵の為に侵し侮らるる事なかれ、

又源七郎忠直豊久に命して曰、力を戮せて城を保つ

べし、傳に云、公城に入る之日、忠直浅黄色衣に水巻の革袴を着し、公を迎ふ、當世素朴之風大概如此、公

八代に入る、稲津ひそかに八代を放火す、衆家出て

是を逐ふ、一人を斬て歸る、傳に云ふ、公を迎る、是に飯野土是を殺すと云、

おひて穆佐・倉岡・綾・八代之守將等に命し、堅く

守て侵されざらしむ、綾・野尻・高原を経て霧島山

を越へ、大窪村を過て富隈に至り、龍伯公に再會

を賀す、龍伯公嗟嘆して曰、大敵之困を破り身を

全ふし、夫人女子に至るまで卒ひて國に歸る事、庸

下之及ふ所にあらず、十月三日、帖佐に歸る、忠

恒公ハ初めより帖佐に来り、父母之駕を迎へ歡ひを

尽し、夫人と共に鹿兒島に歸る、○十月、圖書頭忠

長・又五郎忠倍忠長之長子、後に河内守師を卒ひて加藤

主計頭清政正か軍と戦ふ、是より先、小西撰津守行長

か臣小西美作守肥後國宇土城を守り、行長関ヶ原に

破れ囚に就て、清政兵を起し、肥後國半分ツ、行長・清政領す、宇土・

八代を侵さんとす、美作守救ひを 龍伯公に請ふ、

依て忠長・忠倍を遣わして是を援ふ、二將水俣に至

り、行長、船に乗て佐敷浦に至る、十月二日、清政か将井口

伊賀助隼撞数艘イニ十八艘とありと襲ひ来る、薩軍利あ

らすして退く、忠長憤激し、自ら敵船を衝く、竹内

備前守實康・甥竹内納右衛門進戦ふ、忠倍元來射に

善し、矢に書して曰、島津又五郎忠倍、生年二十四、

其矢楯鎧を貫かすと云事なし、家臣満尾勘解由光清

死之、敵震ひ惶れて薩軍又進ミ戦ふ、日暮敵退き去

り、忠長も亦軍を班す、

元禄五年願書之内

一其後慶長五年、稲津掃部千騎之人数を押出、穆佐・

倉岡之城を相攻、且又宮崎之内近藤平右衛門相籠候
 宮崎之城を朝攻ニ仕、十月朔日之朝攻落、其勢を以
 て佐土原・木脇・三ヶ名まで焼拂働仕候処、相良日
 向守殿・村尾勝清・福嶋佐渡守殿・榎木平右衛門(再脱之)四人
 秋月佐渡守様御領内東長寺と申候て三ヶ名之上に陣
 取仕、八代之内に入立不申、既に三ヶ名之渡におひ
 て追合に及び候処に、西之森之内より村尾勝清・榎
 木平右衛門横入にて稲津方人数を切崩し、荷取取坂
 を追上げ、其時榎木平右衛門家来甚助と申者、稲津
 内母衣掛武者を討取申候、右甚助子孫披官御改之節
 表方百姓に罷成申候得とも、近代之誉れと申候て、
 其時分正月十一日に者下人上座にて具足餅を喰せ来
 り申候、今に御蔵入百姓にて御座候得とも、其規式
 仕り来り申候、左候て、本城祇門寺に追込、其勢悉
 く討取申候、祇文寺本門馬場におひて村尾右衛門兵
 衛拾七才にて初陣にて、母衣掛武者を討取申され候、
 惟新様関ヶ原より日向表御歸陣被遊候節、野尻にお
 ひて御目見得仕、長助と御名被下、拜領物とも御座
 候よし候、左候て、稲津事者宮崎邊江落行、人数集

め罷在候に付て、東長寺陣拂歸陣仕候事、
 一稲津掃部穆佐・倉岡邊相働申候御より、惟新様日
 向表御下向之義無心元奉存、甥榎木藤左衛門と申者
 細島へ遣置罷在候内、ごき細工など仕候て為承合由
 に御座候、然処に、朝五ツ時分御船細島湊口江入候
 を奉見、直に走參候処に、晚六ツ時に榎木走歸り申
 候、兼て用意仕置候ニ付、一貝(カ)を吹き申候得者、
 皆家来とも一度に走集り、六拾余人之人数を召列れ
 細島塩見川まで參候得者、朝日出にて御座候よし候、
 川向に御かご相見得申候ニ付、川より此方江多人数
 道具備罷居候ニ付て無心元被 思召寄、兩人御遣し
 被遊、何者欵と御尋被遊候、榎木平右衛門御迎ひに
 參上仕候よし申上候得者、其後は乘馬一人・歩一人
 兩人を以て誠に平右衛門かと御尋にて候、平右衛門
 に無紛御座候よし申上候得者、其時川を御渡り被遊
 御かこをすへ、御側へ被召寄 御意被遊候者、扱者
 早く是迄御迎ニ參段別而神妙に被 思召上候、扱稲
 津掃部其邊へ發向之義被 聞召上、何程之義かと
 御意被遊候、平右衛門申上候者、御下向被遊候上

ハ、何程稲津起り申とも容易き義と申上候得者、其

時 御先に備可申よし被仰付候、平右衛門申上候ハ、

如何にも見苦敷道具御備參義如何しくよし申上候得

者、可様成時者不苦候間、御先に備可申旨被仰付候

ニ付、御先に備參候、誠に以野尻地頭敷根伸兵衛殿

主從拾七人にて被參候、夫より高鍋・佐土原江御下

向之御左右可申旨被 仰付、主從にて參候、私召列

れ候家来・諸道具之義者御備に被遊 代福島佐渡殿

屋敷へ 御入被遊候、平右衛門ハ夜五ツ時分八代に

着仕、御使之御左右申上候て脇宿仕罷居候処、則被

召寄、相良新右衛門殿・村尾勝清老を以て、當時何

程之躰にて罷居候哉と御尋にて候、幸侃五年出来之

節差上、小身罷成申候よし申上候得者、御迎に早々

罷出候義神妙に被 思召上候、為忠節、先(一)通(二)

糶木在所拜領可被仰付旨 御意被 遊、難有奉承知

候、此者慶長五年十月旬(一)にて御座候、左候て、翌慶

長六年二月三日、鹿兒島江被召呼、先年之通糶木村

御目録を以て拜領被仰付、難有仕合奉存候事、

7 加増目録 日州諸縣之郡八代之内

高式百拾六斛 糶木村

右知行、為加増被宛行者也、

慶長六年二月三日

鎌田出雲守

政近判

比志島紀伊守

國貞判

平田太郎左衛門

増宗判

島津圖書頭

忠長判

糶木平右衛門殿

稻擾録序

人皆無不有好尚焉、余惟好昼寢、時覺而涉獵故事、欲罷

不能、必流於其所僻矣、方今(職)抵役(倉岡)、有暇也必於斯不

知人之將笑也、爰有姓日高名正員者、能察予僻、假以稻津乱記取讀之、則質勝於文、俗奪於雅、謬闕頗多、蓋是口以所傳鄉人記之、寫誤過半、因多不可讀焉、故與正員謀、搜事實、校故籍、而訂補謬闕者曠日矣、始至如得以讀也、於是乎、余次其年月、遂成斯稿總十一篇、題曰稻擾錄、姑備遺忘、尚匡不逮、正員倉岡人錄所謂盛尚之後也、文化二年閏八月廿六日、書於川口亭、平克欽

稻擾錄

目次

- 稻津爵里並興兵事
- 倉岡城廟算事
- 隣國農民怖稻津倚來闕外事
- 比志島國貞以密使議事三池頭事(地)
- 權藤種盛來穆佐求救付稻津進師攻陷宮崎城事
- 松齡公班師歸城闕原事
- 稻津襲穆佐城付府士助衛闕外事
- 稻津黨乱妨諸邑付柏原周防勲功事

穆佐衆失謀及危難並丹生發兵救之付海老原・松本兩士勇功事

賊將川崎窺我要害付松元膽闕事(軍脫之)

築瀨口會戰付國貞後攻取事

目次畢

稻擾錄

稻津爵里並興兵事

稻津祐信者日州人也、名祐信、字掃部、稻津其氏、天資豪驍、少有大志、世事伊東、候為清武宰、年十九興兵、略地取城、數逼我闕外、雖為伊東不成其功、隣國皆振動矣、原夫昔年我

貫明公地進堺長大振威九州東方、多取伊東侵地、使弟松齡公將兵守藩籬、而順者以德服、逆者以兵臨、故伊東欲覆、然力無足以發、漸及至太閤定九州、諸將皆賜地、各守其界、無敢爭侵者、於是又不果、徒結怨有年矣、今茲慶長五年秋、日域大乱、東西兩分、有戰闕ヶ原、語在後章、稻津聞

松齡公敗関ヶ原、私心欣之、路赴筑前、謁黒田如水、因

以訟曰、関ヶ原之役関西軍既敗、始石島之諸將今悉定、

僕幸乘之、興師擊 島津、而復故地、以欲報積愆如何、

如水懇對曰、善、若及事急、我益兵救之、稻津欣然喜躍、

即起西道、而變容詐為行者、冠深綱笠、唯獨獨行云、行陰催兵、而過

佐土原、登臨愛宕坂、既先窺其城壁、是即我

貫明公庶族島津中務豊久之府也、豊久戰死関ヶ原、今為

空虚、稻津所以欣也、而馳還清武、乃招湯治・落合・川

崎等、三氏名字可追考、蓋皆將官也、遂能議興兵謀、稍求士聚黨、而所捕

略於清武、凡富吉・浮田・長峯・柏原・大田等之農民男

女老壯甚衆、皆高橋(侯力)候封城也、豈其人情乎可謂不仁之甚

矣也、

貫明公封薩、松齡公封隅、一唯公封諸縣、小早川

左衛門督隆景封筑前、筑紫上野介廣門移筑後山下、山

下之蒲地主計助移三池、筑後之地也、立花左近將監宗虎封築川、

筑後之内、小寺官兵衛尉封豊前、伊東氏封飢肥・曾井・清

武、日州之内、高橋氏封縣・三城・宮崎、日州之内、秋月三郎種

實封高城・財部・福島、日州之内、島津又七郎豊久封佐土原・

都於郡・三納・穂北・富田、日州之内、相良四郎太郎忠房球(封脫力)

摩・若北、肥後之内、佐々陸與守封熊本、肥後之内、

倉岡城廟算事

倉岡者関外郷、而府之最遠処也、所謂関外高岡旧属飯田郷五年、以飯

田八代、内山為一城邑、讓割野尻之浦名・穆佐之高瀨・倉岡之花見・綾之入野、以上四村併屬之、至翌年、号曰高岡、而移土益祿、以威辺境

矣、関外第一有勢所也、綾・穆佐・倉岡四郷也、四郷與伊東・高橋・

秋月等大牙交堺、比屋隔窓、有可以語、故設関於紙屋與

去川、以禁諷出入、而備非常矣、於是関外四郷也、各撰

英才有將略者置之地頭焉、以令鎮戍也、今當其撰也、内

山者比志島紀伊守國貞、穆佐者川田大膳亮國鏡、綾者新

納勘解由久宣、倉岡者丹生備前守信房也、是歲九月二十

日、聞稻津興師、乃揚韜敷略、各脩禦備焉、二十五日、

既聞逼関外、於是丹生俄城池尻、倉岡之内、自督準繩、深堀構

柵、不幾而成之、乃名池尻壘、周廻半里許、曲輪有三、搦手良位、大手乾位、其地

山而驚、嶮而岐、東南則流去川、其固亦足恃、西北有北

川、雖有此川、距城可半里、其間惟危、不足以恃、故丹

生建門於此、示卒投命也、而拳麓之士、有田・糸原之農、

築瀨之、皆乘之池尻、教戰法示謀略、其兵減七百人、乃

分使三百城守應内、三百伏外遮後、一百混敵追北、卒一

人伏川畔每一町、報敵濟川、且女詐類丈夫、益兵示疑、若夫進退以螺詢告、廟算已決、即求取糧食、悉轉輸城中、士氣皆距躍、砥劍矯箭、惟敵是埃而已、

隣國農民怖稻津倚來関外事

從倉岡方乾可一里曰吉野、方北可半里曰金崎、方亥(減カ)一里曰堤内、皆秋月候封域也、皆農民耕作而居焉、會稻津起、驚懼欲避、携妻卒子、村中騷動、吉野村長民部兵部(以爲力)者為以身運家財、趨赴藩封則高鍋、其路遠、老幼又無如何、不如赴近倉岡、戮力城將、乃収衆庶而議之、衆皆相決、於是負擔家財、扶卒老幼、馳來以告曰、願能助衆皆逼於急也、地頭丹生憐諾之、時方築壘、乃命穿堀、為宮小屋、居之郡山寺、真言淨刹、在糸原村、衆皆悅、能皆忘勞助功焉、居無何有疑村長粗謂進節、村長惆怖、遽卒妻子、夜自挑燈、詣候城中以質之、而明無二心矣、自是人無疑也、倉岡以東距可一里、而有村曰跡江、為高橋候封域、(侯カ)此民亦欲倚薩威助、負財擔器、各卒其妻子、而馳來我穆佐城、得以脫難云、

面高真運坊頼俊深年村之善哉坊に住する也、慶長五年、

伊東民部太輔家臣清武之城主稻津掃部逆乱を企し時、本庄村之土民右馬之允といふもの數十人善哉坊に來りて加護を乞ふ、頼俊許容す、村民虎口之難を遁れしとなり、故に本庄村之田地四反七畦十五歩を永世寺に寄附して其恩を謝す、右馬允ハ寺に入て頼俊に仕へ恩篤を報すといふ、子孫千左衛門とて享和年に存せし事、名勝志に出つ、

比志島國貞以密使議事三地頭事

我関外之於綾・穆佐・倉岡也其兵寡、而不足以防衆也、内山地頭比志島國貞心意、伊東結怨久矣、今稻津兵雖新所求集、皆其故地人也、必有以當、不如三將引兵内山而合軍共謀以擊討也、乃遂遣使密諭意、以議三地頭、綾・穆佐皆然之、而丹生獨心未諾、乃集倉岡諸士以告之、而問其可否、一坐未敢對、有三槐者、奮然起而對曰、臣聞、一陣既敗、殘黨不全、況今城已成堅以城守、若棄而退是如滅火用薪、豈亦士君子之道哉、諸士皆從其言、地頭丹生即感賞曰、勇哉、皆能称我意、我意不以始發者、為聞諸士志視其一致也、於是遂以報使者、使者還、丹生乃置

酒燕歡、饗士卒、以勸義勇、三槐者故中華人也、不知所因來、可追訂也、

權藤種盛來穆佐求救付稻津進師攻陷宮崎城事

距穆佐而可三里丑寅、其村曰池内、有城焉即宮崎城也、又一名鶴地城、是高橋候(侯之)封域也、侯乃使權藤種盛為城代以城守、種盛者侯之藩臣也、姓權藤、名種盛、字曰平左衛門、以剛強有名、生三男、長八右衛門、次仲右衛門、季沙門失名、皆從而城守焉、而城辺俗皆耕作、少事戎者、今逢稻津起、種盛心意不可以一面防、乃飛檄告急於藩府也、然延岡其可二十里、日待報絕而聞既逼、於是種盛恐救兵發後於其防之而來、即策馬卒卒一人、馳來我穆佐城、謁地頭川田國鏡、以告其實曰、臣種盛再拜告足下左右、賊軍既逼臣之城甚急也、因數告臣藩府、路遠救兵未至、恐其先立攻之、若然則臣等惟死耳、願借援兵交救急、不與國之好乎、後其謝恩、國鏡默然熟思、乃遂對曰、誠急也、不可不救焉、然臣亦今反急也、請聞詳辭、夫大臣之藩府也殆三十里、孰與足下之遠、同是邊疆、猶且寡兵、同已求府救、今恐其遲、彼同先立攻之、亦惟同死耳、以

急救急極力如何得為哉、種盛不得已起悵然、馳還乃収士衆曰、薩亦曰甚急、是天也、已不如以謀遷時、而踱延岡之救、我有一謀、衆皆勿驚、即切繩火之、括諸數篠、以建城壁、城中寂然、使敵疑也、時是月廿九日、稻津將衆軍、其夜既濟中村渡、翌旦進軍圍宮崎城、而攻甚急也、種盛乃發兵擊之、大戰其城下、此辺故伊東地、故多有綠伊東者、因圖預匿變詐兵、乃皆並起、俱進破城兵、時有城兵又反放火者、城中愈擾、稻津遂乘勝益急也、於是、種盛向妻子從卒曰、天也天也、義不可以避、乃相俱出門、縱橫奮戰、立斬十八人、然衆固勝寡、何為得勝、父子四人遂戰死、種盛妻獨後其死、泣血而力戰、終亦為虜、慕夫思子、囚棲痛哭、淚日不乾、可謂哀也、而稻津遂拔、使弟稻津丈之助代之、以後威愈振日、逞其望屬之意云、

十月、島津又四郎忠仍后相模守聘佐土原侯女、中務太輔家之妹、家臣川上六郎兵衛後出羽守忠實為逆、時值清武宰、稻津欲釋怨於佐土原、寇已入郭、忠實拒戰卻云、以此威

名滋震、

西藩野史為六年辛丑之歲

旧説に曰、戰方闌なる時也、佐土原之人來池内望、乃

稲津追之、望人直（直）に北、既至佐土原、即鉢木仙太夫なる者出、而遮於夜啼橋之邊、卒商數人以防戰、斬首する事尤多云、橋一名者ひたゞ橋、自佐土原至池内蓋二里餘と云、

松齡公班師帰城関原事

故太閤之嬖臣石田三成興師、名忠於秀頼、實圖剽神君自啜其汁、乃倚太閤遺戒而徵軍兵也、於是日域諸將兩分、関東以属神君、関西以属秀頼、我

松齡公亦彊隨勢與焉、是秋九月十五日、東西大戦関東、西軍敗、松齡公彊因獨當之、東軍擊急也、公軍大戦死、公甚危、尚収其兵而曰、欲生其死、欲死其生、遂進冒東陣、乃與福島正（正）戰、我軍大所敗、公乃欲戦以死、臣皆諫言、為國不可、於是貴族豊久等戦死、時我兵已滅二百人、而稍亦危矣、公亦欲戦而死焉、臣皆復諫言、為國必不可、勿極死也、於是國老阿多盛淳詐冒公諱、誑敵而戦死、乃從死者又數百人、以故公得與僅之從臣不死而問遁、國老川上忠兄殿、時井伊直政奉公子忠吉（神君）、尾撃愈急、而公亦益危、於是忠兄僕柏木源藤即

放鉄炮射直政、直政傷落、以後不追也、而道勢江諸州、間行至堺浦、道而使忠兄詣神君所、告公不敢倍神君、所以敵者有不得已之勢故也、廿二日、艤船解纜、乃謀載國婦之質大坂、至西宮遂逢其船而載之、廿九日、着細島港、過佐土原、逢豊久之母及妻、哭豊久甚矣、可謂哀也、晦日、入我八代、宿福島宅、時會稲津既逼於宮崎烽火方舉、乃語曰、國亦有乱乎、衆皆勿怠、乃下令、誠関外地頭守禦事、而使隣國出質村長子弟、乃別遣使倉岡、命地頭丹生曰、今賊既臨汝之所最危、汝其謀之勿敢忽、丹生對曰、臣願盡力幸君勿賜念、使者還報、松齡公喜、十月二日、發八代踰霧島至大久保、三日、發大久保至富隈、乃謁貫明公、告彊属関西之状、而後帰帖佐城、是即松齡公居城也、

松齡公美々津に着、源七郎忠直母直に至佐土原城、溝口伴助・濱田新三郎・前田伴左衛門尉從之、此時に當て、伊東臣清武之宰稲津掃部助舉兵、称黒田如水命、佐土原及都於郡當（ママ）城、然に則以旧地故地下人亦合心之よし所々に告廻わす、加之ならず、廿九日之夜方其期之由有巷説之故、危急存亡之時、奉龍伯公

之命、樺山兵部太輔忠助忠真母之兄トモ今夜鷄鳴佐土原に至、

故を以群臣力を得評議せしむる之処、幸哉、松齡公

財部町に下着之由を聞て、忠助早々人を使して公を

佐土原城ニ入しむ、時宮崎之方に當て鉄炮鳴響く事頻

なり、翌朔日聞しは、穆佐を陥んとすとも川田大膳堅

く守るによつて、高橋右近太夫領分権藤か宮崎之城陥

し、悉く討殺となり、十月朔日、稲津兵佐土原に襲来

らんと欲るとて地下人等周章す、同日午時、公佐土

原に來附故、共に力を得、然れとも、申刻 公佐土原

を發して、綾・紙屋路を經て無難に入國し給へり、忠

助諫曰、母堂既に喪中書家久、且逼此難、是天なり、(マ)

非可保身利生之期、定隕命於當城可乎、且為之名譽、

諸臣等可同心、何周章而勿怯弱、其以後伊東兵佐土原

六坊之上邊新山口之城下まで賁來放火せしむ、然れと

も追返之、敵兵廣原(行カ)に支とも之を擊敗、敵首八員を

得たり、其後佐土原無事、季冬忠助歸宅、腰痛なり、

松齡公は伊賀路を經、泉州平野に至り、九月十八日、

蜜に住吉に至り、棚邊屋宅ニ匿る、廿日、有東兵迫平

野聲す、去住吉如境浦主塩屋孫右衛門、廿一日深更、

一船至る、薩人東氏船なり、廿二日曉天、解纜於境浦、

西之宮邊に繋る、時會在大坂質夫人及び秋月種實夫人

以昨夜發西宮に至る、皆之に乗る、公之船廿九日細

島に着、宿于宇多津氏、晦日、到財部、秋月侯二時な

り、十月朔日午時、至佐土原、逢豊久之母及夫人曰、

躬逢苦戰、無見豊久不得與歸、涙千行、貫明公是よ

り先遣樺山紹劔守佐土原、紹劔曰、今曉伊東發兵陷宮

崎城、其臣稲津佐土原に侵入、之を陥る事を得ずして

放火、木脇・三ヶ名・八代危近にあるなり、公曰、(マ)

當守本城、督兵以伐之、然夫人等質於大坂久經年、

所欲速以歸、寡人留此、夫人等亦不能措、寡人國に入

て、乃使衆守之、申時佐土原を發、都於郡六野原を經、

八代に至り、福島氏に宿す、道路伊東賊諸所に伏、

公分兵備之、十月二日、發八代、霧島大山を踰て大久

保村ヲ經て、富隈に至ると云々、

九月廿九日、公関ヶ原より還て、此日細島に着船、

重候在須木聞之、乃晦日、將衆三十人跳馳為迎、既に

大野山に至る、時に稲津か兵に値、已入綾川内、住に

舉烽火、重候乃使人急歸、徵于村尾重昌及須木衆益為

百五十人、行擊卻之、追て本庄に至、是より先、祐信

既に本庄を取、祇門寺令衆堅戍、寇因皆入之、既而重

候八代に詣て賀、公至報事、公乃使迎至諸將且備之、

十月朔日或ハ作二日、恐らくハ非、平旦、使村尾源左衛門重候・村尾

長介重昌將衆、與五代勝左衛門友泰・相良日向守長泰・

右松安右衛門祐盛等俱進兵、攻祇門寺、伐將別伏兵木

脇口以禦之、重候・長泰等乃令祐盛等破之、遂擊祇門

寺、尽く滅敵人、凡斬首六十級、獲馬十四疋、此時寇

出堅拒、（假力）廼欣屋原弥助或ハ作九郎徑に棄弓矢、拔劍長二尺八

寸、決死跳出、當我村尾重昌及び上野隼人郎彦九忠則時

年二十、前て與に接戰、重昌直に持白柄槍刺之、忠則

廼劍を以斬之、身亦各傷を被る、忠則四創、重昌右脇

最淺、村尾重候馬上觀之曰、汝等年少功冠衆兵、既而

重昌及父還詣野尻、持頭猷捷、於是重昌初見、公於客

舎、公廼賞其功、賜重昌長刀一柄、更命祢舎人、時

年（マ、マ、マ）公發歸藩、

伊勢兵部少輔貞昌も五年稲津綾の邊を侵すとき往而迎

公、又奉命督兵追伐稲津、稲津防く事を失ひ敗走、敵

首數級を得る云々、

稲津攻穆佐城付府士助衛閔外事

是月四日、稲津將衆軍攻我穆佐城、地頭川田國鏡堅守拒

之、稲津不能拔、遂引兵還、我軍閔信濃守兼恭等倉岡士、伊地知慶

右衛門重時獲首一級事者見其墓銘力戰死、時事已聞、邦君、於是、邦君議群

臣、乃慮閔外危、即下、命發救兵、使大將島津右馬頭以

久及副將柏原周防往東長寺、城在秋月侯封城三ヶ名村、今寺則城之麓而淨土宗也、島津下

野守久元・鎌田出雲守政近往穆佐、桂太郎兵衛忠詮往倉

岡、各將衆兵、咸軍閔外、而備稲津也、十日、初至閔外、

各陳而防、皆廿日代而迄明年五月凡數百人、悉不可得記、

旧冊蓋出於倉岡、因一二委傳、桂還、島津弥太郎・本田

彌六往代、島本等還、永山入道・野村清七・野村新九郎

往代、永両野等返、鈴木伊之介往代、是類皆審於他郷也、

鈴木時所謂築瀨口會戰、而頗其有功、語皆在後章、是龜

舉將名而已、

川田家系に云、被補穆佐地頭、勤仕二十二年、慶長五

庚子、稲津掃部助企一揆、將多勢來逼穆佐城、以責急

也、國鏡強拒之能守城、稲津引兵退去、

國分士伊地知慶右衛門重時屬久元、戍穆佐城、稲津入

寇、斬首一人、又来攻城、（衍力）國國分士松下萬左衛門力戰

死、重時衝敵所屯、負松下屍歸陣、敵不得其頸、我軍賞、公曰、重時大膽子也、豈可無功乎、

(頭注)「米良庶流」

榎木平右衛門構之城罷在候処、慶長五年、伊東家之家臣稲津方よりからくり之使として、鈴木早助と申者、

二人罷通候と榎木番所にて見當り、打果し申候、且又惟新公関ヶ原御在陳にて御下向之節、平右衛門事人数五六十人召連れ細島塩見迄御迎ニ參上仕候処、塩見川向より被遊 御覽、御不審被 思召上候哉、御歩行兩人被遣、名字を被成御尋、榎木平右衛門御迎ひに參上仕候旨申上候、夫より川御渡、八代御假屋まで御供仕候、其晚村尾笑清・相良新右衛門を以、當時知行如何様所持申候御尋に付、五斗出物被仰付候節知行差上、少身に罷成候よし申上候処、御迎ひに早々罷出候段神妙被 思召上候由にて、榎木村高式百拾六石被成下、慶長六年二月三日之御目錄を以拜領被仰付候、毛利肥前元親與鈴木宇左衛門與俱為去川先陣、

稲津黨乱妨諸邑付柏木周防勲功事

是歲十二月四日、稲津黨間入我糸原、糸原者倉岡之村、

而在池尻城西、農民居之、所謂其危処也、乃賊放火而遁、村人慶賀名者早左衛門者、提三尺劍、因追急也、賊亦益走、乃要龍泉寺傍之迫門而得駭及、遂接力戰、時鄉士大平紀伊介馳來、直以弓射賊、而立殺三人、俱得首級、

公聞之、乃賞其功、賜大平采地三石、早左衛門家世慶賀、因功名特顯、十二日、賊窺我綾、須木發救、東長寺衆出而擊之、大敗之於阿彌陀堂前等、指本庄鬼門寺乎、未詳、斬首過當、十三日、伊東侯田野・清武攻我穆佐、地頭國鏡發兵敗之、城下賊退、二十三日、賊軍侵秋月侯木脇・岩知野、高橋侯塚原等、我兵往救、賊不戰走、柏原周防要而擊之、北至瓜生野山之麓、大敗之、斬賊將佐土原瀨兵衛・中倉某等、皆柏原力也、右録慶長五年事云、

十月、稲津已陷宮崎城、放火佐土原・木脇・三ヶ名・八代、因是相良日向・村尾勝清・福島佐渡・榎木平右衛門等陳于東長寺、退治稲津、見戰場記、

穆佐衆失謀及危難並丹生發兵救之付海老原・松本兩士勇功事

慶長六年辛丑正月七日、有稲津來侵聲、已聞我関外也、

穆佐城中乃為之謀曰、賊兵已逼、我軍必危、不如我先發反擊其不意、乃夜發、遂軍大塚・小松辺、而皆待於清武堺、事亦泄稻津、稻津三部既備焉、一隊前屯西峯、一隊後陳可三町、以餘一隊迎我軍、已及接、欲以前隊包擊之、各衆軍也、我軍視賊兵多戰而不我利、乃頗戰直還、賊軍乘勝追甚急、我軍馳穆馳倉大散走、府兵概赴倉岡、已至城南之川、乃欲濟而無舟、遂皆決死、與返力戰、死傷甚多、賊軍已且濟、因丹生發兵救之、乃魔士卒放鉄炮、大敗之、別亦追來穆佐、穆佐亦返戰擊之、賊軍遂還、鄉士海老原佐渡・松本主膳等殿、大勲功頗斬首、凡此戰我軍始所敗、終能退之者、惟丹生發救於倉岡、兩士返戰於穆佐之力故也、誠勇哉、

賊將川崎窺我要害付松元膽濶事

十七日、稻津使川崎某將衆兵入白糸窺我倉岡、夫白糸者在倉岡有田邑、隔川接池尻城、往昔墨趾而荒廢処也、川崎乃陳此、我士松元六郎左衛門一日託事出川畔、賊視之、乃自白糸叫曰、某子一箭受乎、於是松元撰裾露臂、乃罵曰、汝賊欲射其此射、言未畢、炮丸如雷、忽飛股下塵、

松元自若猶揚聲、听然而笑曰、賊（イ）鳳臭、我豈屑乎、松元還、丹生聞之、乃誡曰、徒似不畏死、不苟士行狀、子其慎之、而後賊賦狂歌一首、附之箭射贈於我軍曰、朝夕二芋於拾而倉岡之前之河原仁頓而丹生殿、我軍亦賦之、乃付其箭以射返曰、飢肥切而伊東家者朽桶汲止溜奴川崎之水、此則雖如童戲、武人之風流述怨情而已、松元膽濶、関外至今皆所茶話也、

築瀬口會戰付國貞後攻取軍事

是夏四月十日、稻津以衆兵欲逼築瀬口擊我倉岡也、倉岡地頭丹生備前守及鈴木伊之助等聞稻津且襲、乃聚兵池尻、為張旗幟諸山、以為疑兵、寂然惟待焉、稻津望視之、察必有我深計、不得前而戰、夾北川遙陳可三町後、於是丹生遂麾之、先彼未發、乃縱士卒七十人以擊之、鄉士日高平左衛門盛尚・篠原兵部左衛門秀姓・税所平左衛門篤等及子平右衛門篤登・谷村藏之助・田中宅右衛門・池田助左衛門・日高源内・小田原才助等各一齊渡川、本府河野孫兵衛通次及其卒亦從渡川、噉平田源五郎宗經亦卒士卒六人渡川、俱進會戰、稻津已伏兵、乃縱四隊齊當之、篠

原秀姓・黒木宮内左衛門重 等先登、接岩切覺左衛門及
從卒五人、鏖鬪俱無勝負、暫之互相引、稅所篤等及子篤
登・谷村藏之助亦續魁進、接押川某及從卒三人爭戰、篤
等遂討死、篤登傷還、河野通次亦觸戰、主從遂討死、平
田源五郎宗經等七人皆奮戰、斬首四級、田中宅右衛門・
池田助左衛門・日高源内・小田原才助等各粉骨力戰、然
彼固衆軍、且部四隊而預伏諸間路、乃並起其鋒頗彊、於
是丹生・鈴木視我兵少、戰而不我利、乃馳使高岡告急、
以求救兵、高岡聞之衆謂曰、始慮倉岡等之偏少而危於其
防之、已遣使諭引兵於高岡而合軍共謀也、然倉岡獨不諾、
今果及逼其危、求我高岡救、誰往救之乎、概多不諾者、
一人又有言曰、我聞一陳敗殘黨不全、倉岡亦我同陳也、
惟聞其難、何為得不救乎、衆皆不可不往、地頭國貞自將
遂發師、歷吉野・金崎至岩知野、乃遮稻津後大敗之、稻
津遂北走、於是國貞詢衆、以禁尾擊、乃立馬於金崎大門、
暫休息而收我散軍、丹生・鈴木亦來此、掛國貞厚謝之、
而皆告別、共引兵歸各城、乃上聞論功賜賞、日高某以有
熟他國導功、獨賜之采地、其他各從功次、丹生與俸米也、
自是以後亂騷斷歇、封疆寧靜、(驅力)関外皆唱萬歲也、

「地理纂考」

穆佐

鹿兒島より寅方二十八里、東倉岡に接し、西南飢肥に界
ひ、北高岡に接す、周回九里四町五十一間、村落五小山田
倉永村 下倉永村、高三千七百五十三石余、士族六百三十七
高濱村 有田村、人内 男三百四十四人、平民千二百三十三人 男六百四十五人、
女二百九十三人、女五百八十八人、人員總計千八百七十人、戸數四百十四、
和名鈔に日向諸縣郡穆佐とあり、往古穆佐・倉岡・高岡
を合せて穆佐院といへり、建久八年日向國圖田帳に、穆
佐院三百町、地頭兵衛佐忠久と見ゆ、此後足利尊氏西國
を從へ、此地を其室湯沐の料とす、其後伊東家に属せし
を、天正五年、再び薩摩に復す、

「地理纂考」

小山田村

八幡神社

奉祀 三坐 應神天皇 神功皇后 仁德天皇
島津久豊嫡男島津忠國應永年中此地に於て出生して生土
神に建立す、長祿四年九月九日、忠國是を再興し、慶長

二年十一月十五日、島津義弘又是を修復す、寶殿の棟等に十字の紋今に存す、祭祀十一月十五日なり、

〔地理纂考〕

粟野神社 祭神高岡郷高濱村粟野神社に同し、高濱村ハ往古穆佐の内にて、島津久豊穆佐在城の時特に崇敬して、穆佐院三百町の總社なりしを、慶長五年高岡郷建置の時、高濱村を高岡に隸く、然りといへどもなほ旧規に従ひ祭祀穆佐より司りしを、天明二年、當社を別に建立して一郷の鎮守とす、祭祀十月初午の日・六月二十七日なり、

〔地理纂考〕

宇佐八幡宮 祭神豊前宇佐八幡宮に同し、建立の年月詳ならず、例祭十月初卯日にて、往古より當郷の總鎮守とす、

〔地理纂考〕

稻荷神社 神鏡 神體

同村城址に在り、應永年中島津久豊此地に在城の時建立

す、例祭十一月三日なり、

〔地理纂考〕

穆佐城 一名を高城といへり、太平記六笠に作る、觀應年中、足利左兵衛佐直冬足利直義に黨ツクし筑紫に來り、郡縣多く是に應ず、島山修理亮直顯も又尊氏に叛きて是に屬し、文和元年四月、穆佐院及び島津莊を奪ひ、直顯當城に據る、延文三年の春、肥後國主菊池武光筑紫探題一色直氏と戦て是を破り、筑紫の諸城風を望みて武光に應ず、直顯なほ穆佐城に據て下らず、武光穆佐を攻む、直顯城を棄て遁る、其後伊東氏はを領す、應永年中、島津元久兵を發し、日向海江田城海江田城ハ飢肥那珂郡にありて伊東に屬すを陥る、是に因りて、伊東氏諸將彼を叛て島津氏に屬す、元久又久豊に命して日向を鎮撫せしむ、此時久豊薩摩國 穎娃郡に在久豊即日向に至り、穆佐に在城す、伊東大和守祐安其勇武を恐れ、女を以て久豊に娶し、忠國當城に生る、應永十八年、元久卒す、久豊鹿兒島に帰り其後を嗣く、此後又伊東か所領となりしを、義祐豊後に遁れしより永く島津家の有となれり、

「地理纂考」

誕生杉 穆佐城内にあり、應永十年癸未五月二日、島津忠國穆佐^{◎城}にて誕生せし時、年比較^{クワッペ}に植つる故に、誕生杉とも又年比較杉ともいへり、大樹二株にて、共に周圍三丈余、二株相距る事三尺許りなり、四方枝垂れて地に着き根を結び、又幹を生して両株なりといへとも、遠く望めハ数株の如し、高さ数十丈にして、枝葉地を覆ふ^{◎事}一段余なり、

物産

走獸 野猪 鹿 猿
鱗介 鯉 鱸 年魚 鯰 鮒 鰻

「御居城由来記」

諸縣郡穆佐

一 高城

右城地、八代 太守久豊公御二男にて被成御座候内、日州之為押高城御在所にて、九代 太守忠國公御誕生之地にて御座候、

日向地誌備考

追録二

(表紙)

日向地誌備考 追録二

(中表紙)

日向地誌備考 追録二	上三俣 下三俣 山之口 三俣院 古雜記 三俣院記 高城
---------------	---

(地理纂考)

上三俣^{◎郷}

鹿兒島を距る事寅卯の方十九里、東山之口郷、南下三俣郷、未申^{◎郡}城郷、西莊内郷、戌亥高原・野尻両郷、丑寅高岡郷に接す、周回十五里廿五町八間、村落五^{大井手村櫻木村穂滿坊}、^{石山村}、^{有山村}、高八千六百七十七石四斗八合余、士族千九十三^{◎内}人、^男五百九十三、^女五百人、平民千七百七人^男八百七十六人、^女八百三十一人、惣人員二千八百人、惣戸数五百八十七、

三俣ハ、延喜式に水俣、日向國圖田帳に三俣院七百町在諸縣郡内と見えたり^{◎る}地なり、本高城といひしを、明治の始め古に復して^{◎上}三俣に改む、

〔地理纂考〕

大井手村

春日神社

奉祀二坐 武甕槌命 經津主命

^{神体木像、此外古鏡數面を蔵む}

社傳に村上天皇の御世天徳二年に創建の由いへり、此地高千穂山の東なるに因て社山を東山といへり、天文九年、^{◎元}鳥津忠朝^{◎肥}城主・北郷忠相^{◎郡}城主等伊東義祐が家臣高城の城主

高城^{ハ上三} 八代長門と上三侯不動寺馬場に戦ふ、此時春日侯の古名、
の神山より白鳥一雙飛来りて戦場の中に飛入る、島津・北郷か兵神助なりとてますく奮戦し、長門を始め以下の将卒若干人を斬て城陥る、かゝる靈驗あり、故に一郷の總鎮守と仰き、今に至り祭祀嚴重なり、例祭九月九日・十一月八日とす、

〔地理纂考〕

日和城 同村にあり、足利尊氏筑紫に下り、菊池武光敗軍の後、九州ことごとく足利氏に應ず、肝付八郎兼重^{兼重}ガ事^ハ大隅国高山獨り當城に抛りて動かす、畠山直顯尊氏にの城の巻に詳なり應し、曆應二年八月、大兵を卒て兼重を圍む、城危く兼重死を決む、家臣江田式部家定強て是を止め、兼重に代りて戦死す、兼重此間に遁れて高山の本城に入る、

〔地理纂考〕

穗滿坊村

諏方神社

奉祀二坐 建御名方命 事代主命

創建の年月詳ならず、天文十八年再興の棟札に、願主藤原忠相・同忠親^{忠相ハ都城領主にて、忠親ハ忠相嫡男なり}とあり、一村の鎮守にて、例祭七月二十七日なり、

〔地理纂考〕

三俣川 延喜式に水俣とあるハ此地なり、三方より大河會流す、其二つハ小林郷石瀬川と都城莊内川なり、今一つハ近郷諸所の溪水合流して大河となり是に會す、濶さ二十間余、深さ六尺余にて、舟渡しなり、高岡郷去川の上流なり、

〔地理纂考〕

川添瀑布^{カハソビタキ} 高さ十間許、横五六間にて、即三俣川の中流なり、双方巖石峙ち、激水岩隙に潭^{ツチ}をなして、其清潔愛すべし、兩岸櫻樹或ハ藤多くして、開花の時ハ清流に映し其景最佳なり、又土人大綱を瀧壺より川上へ幾筋も張りて小香魚^{コアユ}の登る便りとす、登り兼て潭に落るを網にてこれを取る、時の間にして得る事夥し、

物産

藥品 柴胡
飛禽 鶴 雁 鳧
走獸 鹿 野猪 猿 狢
鱗介 鯉 鮒 龜 鰻鱺

(地理纂考)

下三俣^⑧郷

鹿兒島より東十七里十八町、東飫肥、南末吉、西都城、北上三俣・山之口に接す、周回十九里廿五町三十三間、村落四梶山村 榊山村、餅原村 蓼池村、高七千四百十石六斗三升、士族三千百六十八人内男子六百四十九人 女子五百十九人、平民三千五十三人内男子四百七十七人 女子五百六人、惣人員六千二百二十一人、惣戸八百四十七、當郷ハ、素樺山村・餅原村・蓼池村の三ヶ村を勝岡と号して一郷なりしを、明治の始め都城の内梶山村を併せ、上三俣郷に對し郷名を下三俣と改む、

〔地理纂考〕

梶山村

轟橋 橋の制作柱を設けず、大松二本六尺許間を置いて両方の岸頭へ架して橋桁とし、其上に厚き板を並へ、大竹を破りて繩に練り、一枚つ、橋桁なる大松に編附たり、橋上より水面まで高さ十間余、長十三間、横六尺余なり、通ひ馴たる土人の外ハ目眩⑧き神奪⑧ハる、水源ハ同所の山中より出て、深さ一丈余なり、下流三俣川に入る、同製の橋今一つ此下流にあり、此地諸縣郡と那珂郡との境にて関所の跡なり、

〔地理纂考〕

餅原村

諏方神社

奉祀 建御名方命 事代主命

神體木像二體、佐土原大舎介と鐫名有、

創建の年月詳ならず、初都城野々美谷に在りしを、伊東尹祐此地を領せし時、當社を都城安永村に遷す、其後又島津家に復して、天文十二年正月十八日地頭和田越中此地に遷せるよし棟札に見えたり、隨神社ありて、其神像にも天文十二年の年号を鐫りたり、當邑の總社にて、例

祭七月廿八日とす、

〔地理纂考〕

榑山村

勝岡城 建長年中、島津忠宗忠久よ五男島津資久に莊内の内島津・榑山・早水・寺柱等の地を與へ、當城を治所とし、榑山を以て氏とす、其後伊東氏に属せしを、敗北の後故に復し、島津氏の家臣伊集院忠棟是を領せしを、慶長四年、其子伊集院忠真叛逆に依て没収す、當城ハ忠真叛逆の時築きたる十二城の一つなり、

物産

走獸 野猪 鹿 猿
飛禽 山鷄 雉

〔地理纂考〕

山之口郷

鹿兒島縣廳より東北十九里余、東飢肥へ界ひ、南下三侯

に接し、西北上三侯・高岡兩郷に接す、周回十九里六町四十一間、村落三山之口村 富、高四千四百三十八石八斗七合余、士族五百八十七人男三百廿二人 女三百六十五人、平民千二百八十三人男六百六十七人、 女六百十六人、惣人員千八百七十人、惣戸數三百三十、

〔地理纂考〕

山之口村

障泥嶽アツリノ 山之口村より三里、飢肥の境飛松に越る山中なり、深山幽谷を歴て此嶽に至り始めて虚空を見る、此絶頂より望めハ東海ハ云も更なり、日向宮崎・佐土原・那珂郡等の地一望の中にあり、故に此嶽を以て東海行舟の標識とす、双方の登路半里余にして甚急峻なり、此に至りて誰も喘アエき登らざるハなし、故に障泥嶽の名あり、

〔地理纂考〕

鬼山越 往古日向宮崎邊より莊内へ通ふ街道にて、山中

三里許左右深溪にて、山之口より同所天神河原へ通ふ通路の南に當れり、今大樹茂り通路絶て、獵師・樵夫の外

ハ至る者なし、

〔地理纂考〕

天神河原 菅家の社ある故に然いへり、山之口より三里山の奥にて飢肥の界なり、番人五六家居住す、大河ありて川中を界とす、

〔地理纂考〕

飛松 障泥嶽の東の麓にて、此所も飢肥の界なり、番人五六家居住す、天神河原より一里許り川下にて、川中を飢肥の界とす、

〔地理纂考〕

走湯神社 ひらゆ 土人相傳へて、建武四年、土肥平三郎實重伊豆國箱根の山中走湯の神靈を迎祭すといふ、例祭十一月十五日なり、社説に曰、實重ハ土肥次郎實平三代の孫にて、建武三年十二月五日、島山治部太輔に従ひ日向國三俣院に來りて福王寺に居住し、後に福王寺を氏とすとあり、此時の創建なるべし、正保年中までハ寺尚ありしといふ、天文三年、北郷忠相山之口の領主たりし時、深く崇敬して當邑の總社とす、

〔地理纂考〕

山之口城 一名を龜鶴城と号す、城の東西に尾筋ありて、東を龜の尾、西を鶴の尾と呼へり、土人相傳て悪七兵衛平景清是を築くといふ、建武以来土肥実重居城にて其子孫世襲せしを、実重カ事ハ走湯神社の條に詳なり、明應四年、一説文明十八年、伊東尹祐是を奪ひ、其後島津氏に属して北郷忠相領主たり、慶長の初めより伊集院忠棟代りて此地を領し、其子忠真反して、其臣倉野七兵衛・樗木主水を將として守らしむ、所謂十二城の一つなり、

〔地理纂考〕

花木村

諏方神社

奉祀二座 建御名方命 事代主命

相傳て和銅二年の創建とす、應仁元年・弘治三年修造の上梁文あり、例祭七月廿七日、夜祭なり、社參の輩ハ更にも云す、見物の者といへともイッ太く不浄を戒む、若禁を犯す者あれハ則神變ありとぞ、

〔地理纂考〕

三俣城 一名を松尾と号す、延文中、畠山民部太輔治部子太輔居城なり、太平記に、延文三年十一月、菊池武光日

州六笠六笠ハ今の日向穆佐郷なり城を攻む、先三俣城を陥ると見え、又

大日本史に、正平十三年、菊池武光畠山國久子重隆か三

俣城を攻、是に克つ、國久六笠城を棄て重隆と共に遁る、

武光師を旋すとある三俣城是なり、其後伊東氏に属して、

永正の頃伊東か臣落合兼隆城主なり、同村に地藏堂あり

て木像の背に、應永三十四年丁未四月十六日作之、願主

櫻木對馬介公頼と銘し、又地藏の膝の裏に、永正十年癸

西二月十五日、地頭落合刑部丞藤原兼有と記したり、天

正六年、伊東義祐豊後に奔りし後、永く島津氏に属して

家臣北郷忠相是を領す、

〔三俣院記〕

山之口

一山之口舊北郷之領地、其後伊東氏より押領、北郷忠相責取、

慶長十九年外城ニ被召立、

在山之口古帳

一桂谷山 示現院

祈願所 眞言宗 東之坊 修善寺

右、先代より走湯權現之別當坊ニ候、然共由緒之儀不

相知候、中興開山尊信ニ而候、前代脇坊・西之坊・南

之坊・北之坊与申候而為有之由候、于今寺跡有之候、

西之坊ハ于今御前帳ニ茂相見得候、西之坊者天正廿年

迄者相見得候、何比破壊候哉不相知候、本尊千手觀音、

建武四年土肥平三郎実重建立之由ニ候、以後伊東家領

地相成、唯今之堂伊東家建立之由申傳候、

〔右同〕

○棟札

◎大 右施主藤原朝臣時久・同忠虎朝臣并忠堯、當地頭北郷

大炊大夫久猶、

〔右同〕

同御堂

○箱香爐

本願唐人三郎太郎為伊地知禪翁禪定門也、小願以上
取成候者大崎勘解由次官、天正十二年甲申二月彼岸

日、

〔右同〕
山之口惣廟
一走湯權現

右、土肥平三郎実重建立之由申傳候、実重、建武三年、
源氏之太將軍為誅伐肝付八郎兼重以下凶徒日州三侯院
ニ御發向、実重御供也、當地福王寺ニ着到、号福王寺
平三郎、同四年、源氏より此邊之為兵糧所福王寺平三
郎・松崎平四郎江被宛行、此時權現建立之由候、実重
より四代之孫福王寺平四郎重尚迄此邊領地ニ而、重尚
庄内高城石山村長田ニ移、号永田平四郎、此時長田走
湯權現宮建立、于今彼所權現宮有之、依之長田之權現
者當地權現之末社也、実重より十四代之孫六左衛門弟
平之丞、高城石山村堂領門居住、重尚當地引取、伊東
領地ニ成候半、伊東家より茂權現宮修造之由候得共、
棟札無之候、天文三年、三侯北郷之手ニ入、忠相より
山之口惣廟ニ被崇由候、

〔右同〕
○ 棟札

奉建立伊豆走湯權現

天文十三年甲辰霜月二十六日、大檀那北郷讚岐守忠相
并忠親、本願主權律師春勝并西之坊頼善、當地頭上田
宮内少輔藤原久友代官山内兵部少輔義長、天正二年甲
戌正月廿日修甫、地頭北郷大炊太夫久猶、慶長十四年
酉九月十八日修甫、願主東之坊住持權大僧都法印宥遍、
同十九年、山之口御用地相成、其以來所中より修甫、

〔右同〕
一 愛宕山 稲荷大明神
天満大自在天神

右者、貞享四年、地頭最上右近義住并嘜其外衆中建立、

〔右同〕
一 十輪寺

右、從前代寺ニ而候得共、由緒之儀不相知候、

〔右同〕
一 十一面觀音

右、前代伊東殿領地田野江崇為有之由候、于今田野觀
音与申傳候、今野上村千左衛門先祖田野村より此方江
落来候刻、田野より上吉川江一往罷居、其後野上村江

落来由候、其時右觀音・藏王權現守越、今田野堂与申所江安置ス、十輪寺格護之由候得共、右寺足地之故節之無住ニ而致断絶、近年觀音八十輪寺へ安置ス、權現ハ野上村江奉置、右千左衛門親友助代也、大檀那藤原忠相卿、別當十輪寺深室禪師、願主野上子孫時任左衛門并氏女、

天文廿二年癸丑八月卅日 時任左衛門 敬白

〔右同〕
○ 棟札

奉新建立鎮守山王社

大檀那北郷讚岐守忠能

于時慶長十八年三月二日、大願主別當梵瑜、外之棟札
永正六年巳十一月十三日卜有之、余字不知、

〔右同〕
前田
一秋峯大明神

右、古来より之宮ニ而棟札無之、

〔右同〕
田原
一阿弥陀

右、和銅元年戊申、僧尊位ト云法師伊豆國三嶋より御供ニテ下向ス、右為法師本尊之脇阿弥陀ヲ供養ス、慶長十六年亥四月八日當檀那兄弟三人南崎儀延・同儀堯・同儀尚尊敬共背之板ニ書記有之、

〔右同〕
福王寺
一薬師如来

右、平氏影清之姫人丸ト為申姫之影代之由申傳候、福王寺者平氏土肥実重居住之由ニ候、号福王寺平三郎、左候得ハ、薬師并寺迄 茂実重建立ニ而有之候、往昔福王寺・薬王寺・立石庵、此寺今寺ケ追ト云所江為有之由候、右三寺薬師如来之御寺之由ニ候、三ヶ寺共ニ修善寺末寺ニ而為有之由申傳候、実重福王寺ニ居住して修善寺・走湯權現建立有之候得者、其通ニ茂候矣、今福王寺之跡古キ石垣有之、福王寺天文十三年迄者走湯權現之棟札ニ相見得候、何比破壊候哉不相知候、右堂之邊石塔多有之候、然共何代之石塔共不相知候、

〔右同〕
○ 棟札

聖主天中天(迦) 加陵頻迦聲(伽)
奉上棟藥師如来厨子一字
怠愍衆生知(哀) 我等敬禮(今腕力)

享祿三年庚寅三月十二日造之、

大檀那源秀綱、別當勝宥、日州三俣院北方弁分方ノ内

平原十郎左衛門・同掃部助

〔右同〕
一 同十二神 施主人

天文十辛丑霜月十二日、川野四郎兵衛越智氏通茂宗運、

同十一壬寅二月彼岸、旦那憎觀山内聖道坂ノ下、旦那

又左衛門・同平原右近丞

旦那源高淨

〔右同〕

永留 一日光菩薩・月光菩薩

天文十辛三月朔日

施主人

檀那高野藏人丞、福王寺當住別當海久、佛子小野良家

作、

〔右同〕

同所 一 山王

右、由緒不知、藥師同前御建立ニ而可有之矣、福王寺

鎮守ノ由候、前代ハ池ノ谷頭之中尾ニ鎮座之由ニ候、

福王寺山王、

〔右同〕 聖主天中天 哀愍衆生者

○奉再興

迦陵頻迦聲 我等今敬禮

一字

右者、大檀那大梵天王、大願主帝釈天王、護持建立、

大施主藤原朝臣時久公・同忠虎朝臣并忠堯各御子孫等、

番匠明、當地頭北郷大炊大夫久猶、供養道法印大和尚

位宥海、鍛治重康(治)、西之坊當住權大僧都定甚、

奉加帳一得齋御老中土持撰津守、東ノ坊當住權少僧都

春朝、同宿衆文試坊・玄勝坊・敬須房・堯音房・教舜

房、春日寺同内頭藏主黒木加右衛門・黒木大膳亮・南

崎筑後・轟木土佐目・道久村木工之丞、福王寺長井藤

栄濟、西ノ坊ノ内丹後上村甚助、十輪寺六ヶ所之衆田

中千右衛門、高城松川之人數、福王寺門前衆黒木甲斐

守源四郎・南崎源右衛門・春日ノ藤左衛門・佐藤休松

濟、田原ノ衆、花木衆、高橋丹波目、東ノ坊之内六助、

岩切式助、不知大藏丞、柏田藤七郎、宮丸因幡目、蓼池出雲守、西光坊、茄彼村地職、鶴山宗禪入道、上村兵部丞、富吉衆黒木喜之助、三四郎、案楽喜右衛門、高城御後多門坊、金藏坊、高野左近、ナレタ蒲生治部、同玄蕃、大與与三左衛門、高山筑後、當寺衆俊宗坊不知名、善兵衛・太郎五郎・新左衛門、與次以上八百人、前文句略、當社者修造歳久、社頭既朽癡也、因茲大檀那北郷讚岐守忠相公并忠親公遂言詞、本願主權律師春勝并西之坊頼善造營之誠申、諸人助力、先以吉辰、社檀棟上如件、國豊安全、御武運長久祈所、當地頭上田宮内少輔藤原久友代官山内兵部少輔義長、

天文十三年甲辰霜月二十六日

〔右同〕
○大願主權律師春勝修造之、大工黒木善左衛門藤原吉正、鍛治（地）黒木十郎右衛門藤原重吉、小工河野伯耆守越智通積、寺崎丹波守親重、丸目筑後守、野間助右衛門藤原吉次、高野丹後越智通正、伊地知駿河守、山内聖道、俊宗坊、福王寺海久高野丹後、屋敷勢左衛門、岩切美濃、大窪安房守、増觀、座頭山内次郎右衛門、柏木三郎右

衛門、寺崎助七、黒木平兵衛、児玉李之丞、高野式部左衛門、瀬戸山美濃、十輪寺丸目勘解由、福王寺ノ内七郎左衛門、去川善左衛門、野間助左衛門、上園九郎左衛門、古大内大藏、平原肥前、萩原半右衛門、同与三兵衛、源兵衛、助兵衛、次郎右衛門、野上村之衆三郎右衛門、覺寿坊等也、

同宮天正二年甲戌正月廿日修補、地頭北郷大炊太夫久猶、西ノ坊權律師快美、東ノ坊權律師憲勝、以一味談合ノ事也、社内木佛書付有り、福王寺八幡御鉢卜有之、作者當住持權大僧（律）字未知、天正廿歳壬辰（マ）月廿一日平原右衛門卜有之、于今山王ニ申傳候、八幡ヲ山王ニ崇替候哉、

〔右同〕
花之木村
一諏訪上下大明神

右、和銅二年勘請之由申傳候、

〔右同〕
棟札

花木中村諏訪大明神、奉為天長地久、殊信心大且越橘（マ）氏公方心中如意皆恙成弁、應仁元巳（マ）十一月十六日、施

主太郎左衛門・弥太郎敬白、

奉造立諏訪上下大明神御寶殿 壹字

右意趣者、護持信心大檀那直方(真カ)加賀守朝長坤久、國家

安穩、殊者願主現世安隱、無病平安、當貴永樂、火災

消除、家中安全、心中善歡如意耳、

大願主

弘治三年丁巳正月

直方(真カ)加賀守

大工

高山筑後守

〔右同〕
一勝軍地藏

右、御鉢之内書付有之、應永卅四年丁未四月十六日、

朽木桜木尤分明不知、對馬介公頼建立、作者山之坊、於春日

山作之卜有之、永正十癸酉二月十五日再興、地頭落合

刑部丞藤原兼有代官井野新兵衛・丸目彦左衛門と有之、

落合刑部丞者伊東臣下ニ候、高城八代長門守戰死之後

高城へ為籠人ニ而候、

〔右同〕
一釋迦

右、古来より雖為堂由緒不知、前代連性寺ト云ル寺為

有之由候、右堂之前古石塔有之、其内大成石ヲ花木殿

石塔与申傳候、前代花ノ木村領地之人之由也、菊池家

之系圖曆應四年辛巳、肝付八郎兼重憲依一味日州三侯

庄花木祖賢入道与相見得候、花之木村前代ハ花木村与

為唱由ニ候、元禄十二年里村御尋之節、前代ハ花木与

為申由書出シ申候、

〔右同〕
一勝軍地藏

右、由緒不知、寛永十、本願山角彦市郎、大工川内弥

兵衛・松ヶ野勝左衛門与有之、

〔右同〕
一上王子 一下王子

右、両社共ニ由緒不知、慶長年中嶋津野州老花之木ヲ

領地之時、向原馬場為有之由ニ候、

〔右同〕
一庄内三侯八ツ之外城、山之口・松尾トモ三侯、梶山・勝岡・野々美

谷・下之城・小山・高城等也、

伊東殿格護庄内安永中之川者北郷讚岐守殿格護ニ而候、

伊東殿より北郷殿ニ一戰談合ニ而、三俣八ツ之外城ニ番手を究被成候時、北郷讚岐守殿川東乙戸大明神天文二年十二月廿九日參籠被成候而、一戰定有之時、的野八幡宮江御誓願有之、三俣北郷之手ニ入、

〔右同〕

一伊東家臣落合乙戸之宮被參、御談合被申上時、北郷殿御返事、於其儀者、高城下ウ川より若川御望ニ而候得バ、落合悦喜ニ候由被申上、高城江罷帰、即水被差上、其水を以的野八幡江深ク御祈誓被成候得バ、七ヶ月目天文三年正月六日、高城方北郷殿御手ニ入、北郷殿的野八幡江初而參詣被成候、其時為御祭田蓼池門之内五町アサナ國三下名付、初而參詣之時御上被成候、三俣之内廿町御祭田ニ上り候、以上合廿五町、初神領合三十町之神領也、

〔右同〕

一永祿元年戊午十月忠相より被申上、的野八幡宮箱棟九家之紋〔瓜〕被替、十文字ノ御紋ニ相也、

勝岡

一勝岡者舊北郷氏領地也、天文年間、伊東氏より押領シテ海江田氏城主タリ、北郷讚岐守忠相責取、如舊領地ス、慶長十九年、御用地ニ相成、外城ニ被召立、

〔在社中棟札〕

一若一王子權現

右、延慶元年戊申九月、栴山安藝守資久之時造營也、藥師正躰正和元年壬子九月資久代、十一面御正躰文保二年戊午九月資久代、施主草富十郎太夫、同御正躰應永廿五年戊戌正月栴山太郎五郎音久代、施主彦三郎、其後御神躰〔像〕阿弥陀・十一面・藥師三躰天文七年戊戌十二月北郷次郎右衛門久利造立、

(中表紙)

「文久二年壬戌秋八月起筆

三侯院古雜記

「此雜記ハ、余郡奉行ト為リ該院中受持ノ郷ニ係レリ、實地巡回セシ時輯録スル所ナリ、伊地知季通」

萬壽年中、平大監季基等、日向の三侯あたりに其頃さしたる主もなき閑曠の荒野を開墾して宇治の関白頼通公の庄園となして、をのれ自から其地(衍カ)に耕食せんことを願得て、館を益貫梅北に構へ居れり、所謂島津御庄ハ此時よりそ開發せり、さありて、長元・長暦の頃かとよ、兼貞日向の鵜戸に詣てんとて三侯あたりを過けるつゝ、季基か館を遊觀せばやと通れる折しも、

季基出迎ひ月餘も招き留めて言ひけるハ、吾一女ありて男の世つきなし、望らくハ吾か女をして足下の巾櫛を執らせて、吾か知れる此三侯あたりを傳へまほしとの請をハ諾なひ、兼貞竟にその女を妻として婦翁の所帯を撰行し、其家に贅壻たり、斯て男五人をうめり、長ハ太郎兼俊といひ、肝付郡の辨濟使に遷され、初めて肝付をもて氏とせり、次き萩原二郎兼任、つき安樂三郎俊貞、つき梅北五郎兼高、つき和泉四郎行俊、をのゝ職邑を氏として其地に分居せり云々、

「写本アリ」

日向國

注進國中寺社庄公惣圖田町

此間畧ス、

殿下御領島津庄田代三千八百三十七町[◎]↓

一圓庄二千二十町[◎]↓

前右兵衛尉

北郷三百丁 右諸縣郡内 地頭忠中[◎]

中郷百八丁 右同郡内 地頭同人[◎]

南中郷二百丁 右同郡内 地頭同人

救仁郷百六十丁右同郡内 地頭同人

財部郷百五十丁右同郡内 地頭同人

三俣院七百丁 右郡内 地頭同人

島津破(院)三百丁右同郡内 地頭同人

吉田庄三十町 右郡内 地頭同人

此間畧ス、

右、去元曆年中之、武士乱逆之間、於譜代國之文書者、

散々取失畢、雖然寺社庄公惣圖田、大略注進如件、

建久八年六月 日 (下)部依包

權様矢田部恒

權介日下部盛道

外三人畧、

〔延喜式ニアリ〕

大隅國驛馬蒲生、大水日向國▽長井・川邊、刈田・美

田・救麻・救貳・聖柳各五疋去飛・兒湯・當磨、

夷守・眞所・水俣・島津各五疋傳馬兒湯・去飛驒各五疋

〔兼重譜中抄〕

兼重

號三俣八郎左衛門尉、後任周坊守、

初叔父宗兼為姉婿觀阿嗣、領三俣院及鹿屋院、既而

為姉所憎宗兼、乃遷鹿屋院、傳兼重三俣院、以故兼

重居於高城、即今諸縣郡高城此謂之三俣殿、據鹿屋氏系圖聖業自記後迨

兼尚上邸鎌倉、兼隆尚幼、撰聞宗職亦有年矣、

建武二年乙亥、初

後醍醐帝謀誅北條高時、徵武士土岐賴兼等、高時間知、

乃殺賴兼等、尋欲廢

後醍醐帝、

帝如笠置、使大納言師賢招叡山徒、召楠正成於河内、

命以討賊事、高時乃立

光嚴帝、戰爭日起、

後醍醐帝又如隱岐、自隱岐如伯耆船上山、當此時、足

利高氏克六波羅、新田義貞取鎌倉、

光嚴帝廢、我

道鑿公等殺探題英時於博多館、

後醍醐帝還京師、去正慶年號、至是尊氏・義貞爭權交

惡、十月、

帝右義貞、詔討尊氏云々、正成既奉詔、為

帝深竭忠策、以討賊軍、十二月、兼重亦遙奉其詔、乃

式部諸三郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一八一五号文書ト同一文書ナルベシ)

據三侯院高城、菊池掃部助武俊據肥後菊地城、伊藤
藤内左衛門尉祐廣據諸縣莊八代城、皆一厥心、以應
義貞軍、各舉部下兵、却掠隣近、武威大振云々、

4「重久氏文書」

大隅國御家人重久孫八藤原篤兼謹言上

2「眞本野田士篠原武右衛門家藏」

同國肝付郡加瀨田城并日向國三侯院王子城後卷合

新田右衛門佐義貞誅伐事、去年被下関東御教書訖、而

戰事

肝付八郎兼重以下輩、令同意義貞、於日向國所之舉旗、^⑩既

及合戰之由、當國守護代并島津庄惣政所等依馳申、所

右、自最前於御方致軍忠之条、先日注進畢、去五月五
六兩日、隨御奉書、馳向日向國三侯院王子城、渡河懸

差遣羽月四郎右衛門尉元眞也、早相催一族、馳向彼所、

先□□与黨凶徒等致合戰之次第、大將式部小三郎・同

可被退治候、仍執達如件、

當國守護代森三郎行重・三侯院高木孫三郎・池袋□□^⑪馳

建武三年正月廿五日

大宰少貳^⑫

姫木孫五郎大夫見知畢、將又自同九日迄于六月、^⑬重・彦太郎兼隆城加瀨田致軍忠之条、大手大將大

廣武又次郎入道殿

偶□□入道・搦手大將嶋津七郎并軍奉行本田左衛門□□^⑭

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一七七二号文書ト同一文書ナルベシ)

同時合戰、地頭御家人等見知畢、仍粗言如上件、^⑮

3「山田氏藏本」

肝付八郎兼重以下凶徒誅伐事、隨守護催促、可抽軍忠

建武三年六月^⑯「道隆公御花押」
承了(花押)

之状如件、

「尊氏花押」

建武三年三月廿八日

「(花押)」

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一八五四号文書ト同一文書ナルベシ)

三年丙子八月、足利尊氏立

光明帝、○十月、

後醍醐帝還京師、○十一月、修理亮直顯自將屯兵於日

州大田城、在國富庄、徵諸郡兵、以伐我黨伊東藤内左衛門

尉祐廣等、居八代城、二十一日、或為廿日、禰寢清種・八郎清道

等馳至大田城、○野邊孫七盛忠父名久盛、稱六郎左衛門、建武元年補櫛間院地

頭、至三年、亦據櫛間城、應兼重師、廿二日、直顯使結城

彌七行郷・友永七郎澄雄・禰寢清種・清道等往攻櫛

間城、盛忠委城走、○十二月、兼重使部下兵戌新宮

城、在下財部、五日、畠山直顯率福王寺平三郎眞重等入三

俣院、六日、直顯使結城行郷・友永澄雄・楡井四郎

頼理・禰寢清種・八郎清道等如下財部攻新宮城、城

兵拒之、亦委城去、九日、直顯進圍我高城、十日、

長谷場六郎久純・小川小太郎季久等來助直顯軍、十四

日、直顯召禰寢重種等、十八日、稻本十郎氏純亦來

助直顯、兼重發大手兵擊之城下、禰寢清種・清道・

柿木原孫七兼政奮進急攻、我兵拒戰保城、清種・重

綱等傷去、晦日、及禰寢孫次郎清成等師戰於城下、

我兵却之、是月、

後醍醐帝幸吉野、詔改年號為延元元年、世謂之南朝、

5〔小根占池端氏文書〕

着到

為誅伐日向國凶徒伊藤藤内左衛門尉祐廣・肝付八郎兼

重以下輩、御發向之間、為致軍忠、大隅國禰寢孫次郎

重種令馳參國富庄太田城候、以此旨、可有御披露候、

恐惶謹言、

建武參年十一月廿一日 建部重種（花押）

〔本文書ハ、「田記雜錄前編二」一八八二号文書ト同一文書ナルベシ〕

6〔重久氏文書〕

伊東藤内左衛門尉祐廣・肝付八郎兼重以下凶徒誅伐事、

任被仰下之旨馳參、可被致忠節也、仍執達如件、

建武三季十一月廿一日 源（畠山直顯）

重久孫八殿

〔本文書ハ、「田記雜錄前編二」一八八五号文書ト同一文書ナルベシ〕

7「雜抄」

為兼重對治、有發向三俣院也、^{⑧所}早馳參可被致忠節、仍執達如件、

建武三年十二月十四日

(畠山直顯源判)

禰寢八郎殿

(本文書ハ、旧記雜錄前編二一八八七号文書ト同、文書ナルベシ)

8「雜抄」

着到

為誅伐肝付八郎兼重以下凶徒、三俣院大将御發向之間、稻本十郎氏純為致軍忠、馳參候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年十二月十八日

宗像氏純

進上御奉行所

承了判

(本文書ハ、旧記雜錄前編二一八八九号文書ト同、文書ナルベシ)

「兼重譜中」

延元二年丁丑、即此北朝、建武四年、先是、兼重使兵別戍石山城、^{遺墟在高城}

9「小根占池端氏家藏」

以為外援、至是畠山直顯謀翦羽翼、正月十日、使高木孫三郎久安・禰寢孫次郎清成・彌次郎清種・八郎清道等進攻石山城、城兵拒之、傷清種等、城兵不利委而走、十四日、禰寢清成等寇我高城、兼重擊之城下、○二月十五日、清成等復攻高城、兼重拒却、二十一日、高城夜失火、直顯乘間、乃使柿木原兼政・結城行郷・森三郎次郎行重・土持次郎重綱等攻東水塞、我兵善禦走之、二十九日、禰寢清成復攻高城、長谷場久純攻北野頸、皆防却之、久純等傷去、先是、後醍醐帝使三條侍從泰季、率名越左近將監高家等、來九州討足利黨、以援菊池及兼重等師、時 道鑒公在京師、乃三月、泰季徇地薩摩、立營南方、詔賜兼重錦旗、^{⑨令}以麾諸軍云々、

日向國凶徒為誅伐肝付八郎兼重、去年十二月五日、大将御發向三俣院間、以同十八日、押卷兼重城郷、云致合戰時、亦攻落石山城時、清種兩度被疵事、^{⑩云}

一去年十二月十八日、兼重城郷自大手城戸出相數輩凶徒等之時、懸先致散々合戰、追入御敵於城戸口、清種被

疵訖、①(左手)射疵

一今年正月十日、隨于大將御命攻落石山城之時、懸先於

大手、清種被疵訖、左手射疵

右、所之合戰致先懸、自身兩度被疵訖、仍注文如件、

建武四年正月十日 建部清種

進上

御奉行所

見知了、▽②(藤原)△(花押)

(本文書ハ、「旧記雜錄前編二」一八九七号文書ト同一文書ナルベシ)

10「載肝付譜中」

為兼重以下凶徒等誅伐、三保院御發向之間、自最初(令カ)

臣馳參、致軍忠候之處、去廿一日夜、兼重之城燒失之

時、大隅菱荊郡柿木原孫七兼政、於當水手致合戰之間、

被射左腰了、仍即時被見知、不日欲被經御注進候、以

此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年二月廿二日

藤原之政(兼)

進上御奉行所

見知了、守護代沙弥栄定(花押)

(本文書ハ、「旧記雜錄前編二」一九〇二号文書ト同一文書ナルベシ)

11「古本川上直左衛門藏」

着到

為誅伐肝付八郎兼重以下凶徒、去年建武十二月五日、

大將軍御發向三保院①(之)三間、御供任、眞重②(之)致軍忠候、

以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年三月十日 平貞重

進上

御奉行所

(花押)

(本文書ハ、「旧記雜錄前編二」一九〇八号文書ト同一文書ナルベシ)

12「小根占池端氏家藏」

去年十二月十八日、兼重城於大手、自身被疵①(右)肘、今

年建武四正月十日、石山城破却時、重自身被疵②(右)手之

条、令見知了、此旨可注進候、仍執達如件、

建武四年三月十五日 重綱(土持)(花押)

衾寝弥次郎殿

(本文書ハ、「旧記雜錄前編二」一九〇九号文書ト同一文書ナルベシ)

13「真本小根占池端氏家蔵」

大隅國祢寢弥次郎清種、為誅伐日向國凶徒伊東藤内左衛門尉祐廣・肝付八郎兼重以下輩、去年十一月廿一日、

馳參國富庄太田城、同廿二日、為對治兼重馳向、結城

弥七行郷・友永七郎清雄④孫〔④相共同十月〕六日、兼重与黨等楯籠

押寄下財部院新宮城、致合戰、同九日、打④以三俣院之

刻、御發向之間、同十八日、押卷兼重城墾之處、自大

手城戸出相數輩凶徒等防戰之時、清種捨身命懸先、致

散之合戰、追入御敵於城内、於城戸口被疵④射疵、隨

而行郷・楡井四郎頼理令見知訖、將又隨于太將御命、

今年正月十日攻落石山城之時、於大手懸先、致散之合

戰被疵④射疵、仍高木孫三郎久安并同時合戰地頭御家

人令見知訖、然自去年迄于今連日合戰、捨身命抽軍忠、

兩度自身被疵候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年四月廿三日

建部清種

進上御奉行所

〔④島山直顯花押〕
承了④(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九二号文書下同「文書ナルベシ」)

14「寫本在肝付氏」

為誅伐日向國凶徒伊東藤内左衛門尉祐廣・肝付八郎兼重以下輩、大隅國祢寢八郎清道、去年十一月廿一日、

馳參日向國之富庄大田城之處、同廿二日、為對治兼重、

結城孫七行郷・友永七郎澄雄被馳向間、相共同十二月

六日、押寄兼重与黨下財部院新宮城致合戰、同九日、

大將三俣院④列御發向之間、以十八日、押寄兼重城墾、致

散之合戰、將又今年正月十日、楯籠兼重与黨之攻落石

山城早、而自去年十二月迄今年四月三日夜致軍忠候、

以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年四月廿三日

建部清道上

進上御奉行所

〔④島山直顯花押〕
承了④(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九三号文書下同「文書ナルベシ」)

15「長谷場源助家蔵」

薩摩國長谷場六郎久純申軍忠事

去年④建武十二月十日、為攻落三俣院兼重城、大將軍御

發向之間、令御共致每度合戰畢、仍二月廿九日、於北

野頸致合戰被^①疵^②之^③間、則被遂御檢見、預兩

軍御奉行書下之上者、早預御一見狀、欲備後證^④龜鏡、

以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年卯月廿九日 藤原久純上

進上

御奉行所

承了^⑤ (花押) ⑥

(本文書ハ旧記雜錄前編「二一九二七号文書ト同一文書ナルベシ」)

〔小川喜兵衛訴狀〕

小太郎季久、建武三年十二月十日、三侯院兼重御誅討

之節、罷立合戰いたし、蒙疵相勉め、其節義詮公御談

判之文書所持仕候、

16〔入来臣寺尾善右衛門家威〕

兼重以下凶徒為誅伐、發向三侯院之處、薩州御敵等可

致後卷之由、依有其聞、先度被成御教書早、被馳向彼

等城墾、可被致忠勤也、^⑦仍執達如件、^⑧ ⑨

建武五年後七月二日 〔畠山直頭〕源判

〔重名〕
洪谷弥四郎殿

(本文書ハ旧記雜錄前編「二二〇二号文書ト同一文書ナルベシ」)

兼重譜抄

興國元年己卯^{即此北朝}曆應二年八月、直頭率禰寢清種等復入三侯

院、十三日、攻圍我高城^{兼重}本城、連日數戰、城且陷、兼重

乃欲死之、先是、江田式部少輔家定與其父家房從肥之

松浦来居三侯、有恩於兼重、至是、家定諫之曰、吾死

誑敵、君為後圖、兼重不聽、強而後可、乃誓曰、幸得

不死、子汝一息、竭力報汝、餘期黃泉、乃二十七日、

家定遂自呼三侯八郎兼重、伏劍死之、以逃兼重、江田

家定素有名士、恐敵迹之、爰有木前肥後者、乃詐呼江

田式部家定、亦自殺之、兼重乘間、乃走笠野、得入本

城^{肝付}、直頭遂拔高城、既而兼重徵家定之子、手加之冠

名曰兼政、字金太郎、畀姓伴氏、又兼重之困高城也、

^{會子}規来集旗鳩居、因本族後世禁言時鳥、為故事云、

此月、

後醍醐帝崩于吉野、

後村上帝立、

17〔寫本在肝屬氏〕

為誅伐日向國凶徒肝付八郎兼重以下輩、去建武三年十

二月五日、大将御發向三俣院之間、大隅國祢寢八郎清道馳參、同十八日、押卷兼重城墪、至于同建武十月、日夜合戰、自身被疵畢、將又去年七月十一日、為誅伐兼

重以下凶徒等、日向國南鄉御發向之時、楯籠兼重与黨

平山式部少輔可攻大和田城由蒙仰之間、押寄彼城取向

城、致連日合戰、今年曆應四月十三日夜、攻落彼城畢、

然今月十三日、押卷兼重城墪御合戰之時、清道又致合戰、

同廿七日、攻落兼重城墪訖、度之合戰致軍忠候、以此

旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應二年八月廿七日 建部清道上

進上 御奉行所

〔畠山直顯判〕

承了(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇六〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

18「小根占池端氏藏本」

為誅伐日向國凶徒肝付八郎兼重以下輩、去建武三年

〔二〕月廿日、大隅國祢寢弥次郎清種馳參日向國大田城、

付御着到、御使結城弥次郎行郷・友永七郎澄雄相共令對

治南鄉櫛間城、同十二月六日、兼重以下凶徒等楯籠押

寄下財部新宮城、取向城數合戰之刻、御發向于三俣院

之間、同九日、馳參三俣院、押卷兼重城、致合戰之處、

同十八日、自南城戸打出數輩凶徒等之間、懸先致散之

合戰、追卷御敵等於城内、於城戸口被疵右脛射疵訖、次同四

年正月十日、隨于御命、攻破石山城之時、懸先致散之

合戰被疵左手射疵訖、隨而自建武三年十二月迄于同四年十

月、日夜致合戰令抽軍忠早、次去年七月十一日、為對

治兼重以下凶徒等御發向之間、御共仕、賜御前陣、打

入日向國南鄉之處、兼重与同平山式部少輔等依楯籠于

同鄉大和田城、可取向城之由蒙仰之間、取向城日夜致

合戰、今年四月十三日、攻落彼城訖、又兼重与同猪俣

新左衛門尉等楯籠上財部城、取向城之時之合戰、親類

平六兼安被疵左眼射疵、將又今月十三日、押卷兼重城、日

夜致合戰、同廿七日、攻落彼城訖、然所之數ヶ度合戰、

捨身命懸先、令抽軍忠候、以此旨、可有御披露候、恐

惶謹言、

曆應二年八月卅日

〔畠山修理亮直顯判〕

承了(花押)

進上 御奉行所

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇六一号文書ト同一文書ナルベシ〕

19「重久氏文書」

大隅國重久様篤兼、自去建武三年十二月、奉属當御手、

致肝付八郎兼重城攻、至于去月廿七日、當城破却之時、

連日致合戰、抽軍忠候之上者、急速被経御注進、可預

恩賞候哉、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應二年九月五日

藤原篤兼上

進上御奉行所

(花押)

(畠山直顯)
承了判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇六三号文書ト同一文書ナルベシ)

20「小根占池端氏藏本」

注進

大隅國祢寢弥次郎清種、自去建武三年迄于曆應二年

八月兼重城没落期、於日向國属直顯手軍忠事、

一建武三年十二月十八日兼重城合戰、清種自身被疵右脛、射疵

一建武四年正月十日石山城合戰、清種自身被疵左手、射疵

一曆應二年正月十三日上財部向城合戰、親類平六兼安被

疵右膝、射疵

落城事

三侯院 南郷
石山城 大和田城 下財部 新宮城 兼重本城

右、注進如斯、若此条偽申候者、

日本國中大小神祇御爵於可罷蒙候、仍注進如件、

曆應四年十二月廿日

「畠山修理亮」
源直顯判

進上

御奉行所

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二一四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

元亨三年、尊阿人の為に殺害せらる、子五郎太郎兼尚

嗣く、兼尚卒し法名尊光、男女各一人あり、男彦太郎

兼隆嗣く、女ハ秋兼に配す、兼尚弟三侯八郎左衛門尉

兼重と五郎九郎兼経一名兼成となり、初め兼重か叔父宗兼

其姉婿觀阿か嗣と為りて三侯・鹿屋の両院を併領せし

に、のち姉より憎れて宗兼ハ鹿屋に遷りけれハ、三侯

を以て兼重に譲れり、ゆへ諸縣郡高城に居て三侯を氏

とせり、さありて、宗兄兼尚か鎌府に上邸するに迫ん

て、其子兼隆尚幼きゆへ、兼重撰して宗職を聞こと年

久し、建武二年、

後醍醐帝楠正成等を將として賊を討せらる時き、足利

尊氏と新田義貞互に權を争ふ、

帝義貞を右けて尊氏を討しむ、是年十二月、兼重も亦た遙に 詔を奉て兵を聚め、三俣高城に據る、菊池武俊は肥後菊池城に據り、伊藤祐廣は諸縣庄八代城に據て、皆義貞か軍に應し、をのく部兵を擧て隣近を劫掠し、數く尊氏の黨と合戦し、三州宮かたにおひてハ兼重か武威に優るハなし、三年、尊氏九築に来たり、菊池か師彼黨と多々良濱に戦て敗績せし頃の勢ひハ、九州多く尊氏に靡かざるハなけれども、兼重は其^(勇力)隆またハ伊藤祐廣等と猶いよく官軍に應して大に兵勢を振ふ、延元二年、勅して兼重に錦旗を賜て特に諸軍を麾かしむ、よて年く三州の諸所にて攻城野戦大少数く功をあらハし、尊氏方より大に悪まれ、動もすれハ兼重以下の凶徒と呼バるに至る、曆應二年八月、畠山直顕大軍を將ひて兼重かこもれる高城を攻圍ミ、殆と城も陥ちんとせし時き、江田式部少輔家定嘗て兼重に恩ふかきものにて、既に兼重の出で、戦死せんと訣するを頻に諫め、廿七日、家定呼て三俣八郎兼重と名のらへ、縦横つよく戦ひ死して、近よる敵を誑き、難なく兼重を逃れしむ、固より家定も歴くの士にて、

敵なほ深く迹んことを恐れ、木前肥後といふ者また江田式部家定と詐り呼つて時に死す、よて兼重ハ其間に乘して虎口を遁れ、笠野の如く走ゆきて、肝付の本城に入れると也、江田本姓は大江なり、されと兼重感に堪へず、すなハち子金太郎に冠を加へて兼政と名つけ、同族の好ミを結けるとそ、斯て兼重それよりまた散卒を取めて豊島にうち入り、東福寺か城に據て威を振ふ、貞和の末つかた、足利直冬の九築に来れるころ、これに付き、直顕と連和して彌兵勢も盛かりゆく折しも、觀應・文和の間に兼重も病をもて卒す、高山盛光寺に葬る云々、

〔旧記〕

一文明八年^{丙申}云々、

一庄内、伯州御敵御申候程ニ、三月八日ニ平田殿・宮丸殿庄内方に御より合、一日仕落シ合戦候て、御内方の方ニ長井・かしま・肥後、梅登衆^(北之方)春成弟ニおうら、北原方親類二人、殿原三人、其外数人打死候、中略、

一義経すゑよしのこいのつかニ御エイ御座候、御北方郎

等へムケ而とまつ候、

一氏久ノイハイ姫木ニ御座候、御難儀候時御連ヲヒラカ

レ候所にて候、

一三俣移之事、享徳二年癸酉ノ年四月廿九日、

一三俣より安永へ御移候事、寛正六年酉年六月廿九日、

一都城御屋形より御趣御請取、文明八年^{丙申}年六月廿一日、

卷御渡ニ末吉より末弘十郎三郎殿其外城衆、此方より

御請候方、右京亮・左京亮・圖書助・三郎^{ママ}衛門尉方御

趣候、其外殿原たち有之、

中略ス、

一三俣伊東へ文明八年丙申年御遣候て、其後文明十二年

ニ内乍共色々候て相返しへき工共候、よて十三年十二

月廿五日夜捨候て退候、さ候程ニ御屋形より御傳候、

明年ノ四月廿二日^{秀カ}秀折明ニ、鬼山しの原ふへの水より

三年ニ仕事仕候、鬼山の衆かすり坊中明破城の下ニよ

り候て籠矢仕候へ共、城よりハ不出合候、城衆にハ新

納越後・宮丸久活御入候、雑人六七人、下地者共切候、

かハち又さへもん雑人うちて候、

「江田源助家系圖」

家房 式部

松浦退出、三俣ニ在、

家定 式部

三俣ノ八郎兼重没落之時、兼重代家定腹切、其

子七才金太郎^{本マ、}跡本、

兼政

家定ノ依忠、從兼重伴氏ニ入、

兼盛

三郎四郎

兼房

三郎五郎

野崎次郎兼家ノ二男

讀此系圖、兼重威勢可以想像、殺身致忠、報以伴氏、

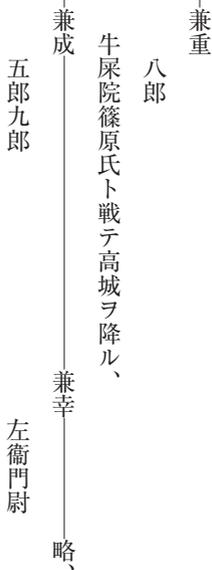
當時伴氏貴重千金、亦難易畀之人、則人以為榮、猶增

於利祿、因特系録可觀焉耳、

〔肝付氏古系圖ノ内〕

其已後三侯高城、其時宮方と將軍と御諍ニ高氏御理運
ニ御成候、三侯宮方ヲ仕候上者、肥後衆差寄高城落ス、
其後又入部ス、

〔橋口氏系圖〕



伯父兼重三侯院之内三十
丁ヲ譲リ養子トスル、

〔江田源助系圖〕

家定

式部少輔

父家房退出松浦庄、故與父俱在于日州三侯矣、三侯

院者、肝屬八郎兼重領焉、城高城、家定暫依頼肝付
氏、元弘・建武之乱、兼重為官軍振猛威、依之、將
軍尊氏下知九州之諸將、欲討兼重、曆應二年、將軍
方畠山治部大輔直顯・子息民部少輔圍高城、攻之甚
急也、兼重定必死、于時家定告兼重曰、予死于茲、
吾子潛身遁死、為後謀是良將之所事焉、兼重誓曰、
後來至子孫、江田氏絶者肝付氏可續、肝屬氏絶者江
田氏可續、期再會泉下、而兼重出城中、潛身山林免
死、其後家定名乘肝屬八郎兼重而自殺、高城則入敵
之掌握、

〔三侯院記〕

高城者日州三侯院之内也、肝屬八郎兼重在城して號三
侯八郎、其後至德年間、和田土佐守入道正覺領之、春
日大明神鐘銘ニ茂大檀那和田正覺ト有之、天文年間、
伊東氏より押領シ、八代長門守城主トス、同六年十一
月、北郷讚岐守忠相被責寄、長門守戰守、從落合刑部
致籠城候得共、忠相江内通ニテ北郷氏手ニ入、慶長十

九年、御用地ニ相成、市來八左衛門地頭也、

21「元久公御状案」

參洛事被仰候、畏入候、致其用意候處①之、去年相國

寺領三俣院事、御教書被成下候、仍未道行子細出来候②之

間、延引仕候、此事落杖候者、早々可令上洛候、其子

細為申入、酒匂新左衛門入道令進候、委細使者可申入

候、恐惶謹言、

明徳二年六月十一日

藤原元久

進上③ナシ〔斯波左衛門佐執事〕

人々御中

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」四九九号文書ノ抄ナルベシ〕

案スルニ、此時公御上洛ノ筈ナリシトミュ、明徳五應則

永元永元梶山合戦、夫ヨリ應永四年渋谷御退治、同八年山

北合戦御敗軍、同十四年、伊久逝去アツテ国中公ニ帰

シ、漸ク十七年ニ御上京アリシトミュ、サレハ相國寺

領分ニテ和田・高木等居タルニヤ、又文明六年行脚廻

聞記、高城衆ノ内酒匂アリ、右新左衛門入道カ時ヨリ

三俣邊ニ居住セシナラン、酒匂ノ宗家ハ総州家ニ仕へ
シト見ユレハ、此新左衛門入道ハ鹿流ナランカ、

22「雜抄」

相國寺領日向國三俣院事、早属守護手、可致忠節之状、

依仰執達如件、

至徳元年十二月九日

左衛門佐判

薩摩國地頭御家人中

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」四三〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

大隅外ニ同案如此也、

按スルニ、明徳ヨリ至徳ハ七八年モ前ナレハ、左衛門

佐トハ前ノ志和左衛門佐ノコトナラン、斯波氏ノ誤リ

ナリ、其比ノ執政ニ斯波・畠山等アリ、明徳ヨリ至徳

元迄相國寺領ナレトモ、此時守護領トナル、至徳元年

十一月ノ鐘銘ニハ大旦那沙弥正覚トアレハ、相國寺領

ノ時ヨリ和田正覚三俣ヲ領セシトミヘタリ、守護領ト

ナリシ後、應永比ノ合戦ニ守護ノ為ニ忠戦アリシコト

見へタリ、

23「志布志大慈寺文書」

奉寄進大慈寺⑧禪

日向国三侯院南方守行名地頭職事但半分

右、為佛法紹隆、天下安全、家門繁昌、兆民快樂、⑧ナシ

無上菩提、⑧附所奉寄進之状如件、

延文二年八月廿七日 宮内大輔源朝臣判

「伊東系大和守尹祐傳」

明應三年甲寅十月廿五日、庄内三侯院高城勢仕人衆八

千余人、同四年乙卯、島津修理亮忠昌方へ就和与儀、

從豊後國藤北禪門下向、其後本城新左衛門殿・高田先

達下向而和与ニ定シ、島津忠昌方忠昌母ハ伊東祐堯ノ女為使者日置

美作守ニテ、其年ノ十一月廿五日ニ三侯院受取知行ス

トアリ、

一壹岐加賀自記云、文明九年丁酉七月四日、三侯高城を

請取、八月六日、祐堯・祐国三侯ニ御越也、同十一月

廿四日、三侯両城捨候トアリ、

一地理志ニ、明應元年之比、高木長門守是家・同左衛門

尉殖家父子守高城、其後背忠国公命故被誅罰トアリ、

此時高木ハ梶山ノ城主也、

一全ニ、享徳二年四月廿九日、北郷讚岐守持久高城ニ移

ル、寛正六年迄十三年居住ト云々、其後伊東家ヨリ押

領ス、山ノ口・梶山・勝岡・野々三谷等也、

一壹岐加州自記ニ、明應四年、伊東家ヨリ三侯ヲ領ス云

々、

一或傳、明應三年十月廿五日、高城勢仕人衆八千余人ト

アリ、伊東領トナリシハ翌四年ナリ、

一北郷持久妻ハ和田土佐守匡盛ノ女ナリ、匡盛高城領知

セシ故、持久都ノ城没落シテ高城ニ移ラレトミエ、享

徳二年ノコト也、

「日向記ニアリ」

尹祐庄内三侯知行之支

去程ニ、尹祐於飢肥祐國討レ玉フ支誠⑧キ其イトトヨリ深

シテ、飢肥ヲ欲為退治企有シカハ、大友殿ヨリ和与ノ

儀トシテ御一家藤北入道殿御下候、雖然御承引ナカリシカハ、重テ本城新左衛門・松尾寺(先カ)仙達同心ニテ明應四年乙卯三月下向有、十月迄居留テシキリニ御催促有シカハ、此度ハ任仰申由有シニ依テ、同霜月廿五日、三侯千町當家ニ被相渡、島津忠昌被申ハ、祐國懸命ノ遺恨向後有間敷ヤウニトノ儀ニテ、飢肥ノ新納ヲハ志布志ノ如ク遷シ、櫛間ハ島津式部太輔久逸格護ニテ伊東家ニ入魂(問)ノ聞アレハトテ、田布瀬ノ如ク遷シ、飢肥・櫛間ヲハ帖佐ノ地頭島津修理亮忠廉ニ被遣、同十二月入部也、去間、三侯知行有テコソ當家・島津方暫ク和与、御家ノ御難モ少ハアサク成シトカヤ、

「日向記」

三侯御陣并合戦支

三侯領モ近年ハ北郷方依妨自由ニナカリシカハ、永正十七年庚辰七月朔日、三侯勝岡ノ城ヲ取始メ、國中ノ諸勢モ次第(逐)テ和田・梶山ヲ本陣ニ被居、在々所々明所モナク陣取テ、其勢雲霞ノ如クニ滿々タレハ、流石カ至剛ノ者ト云トモ叶ツヘウモ不覚、同六日ニ魁ケ

ノ勢都ノ城ニ押寄、町屋ヲ打破ントセシ所ニ、敵打テ出散々ニ防戦シ、互ニ敵味方入乱、爰ヲ先途ト切合▽
⑩撞合△火出ル斗戦ケルカ、終ニ城カ尾ヲ責崩シ、福永平右衛門尉ト名乗北郷民部少輔ヲ目ニ掛戦シガ、終ニ民部ヲ討取ケル、民部少輔息ヲハ伊東參河ノ手ニ討捕、
⑩其外雜兵若手討、勝鬨(関カ)声作、本陣ニ引退、去程ニ、北郷領山田・安永・野々美谷ノ人数ヲ以本ノ原ヲ手堅取囲、大永二年壬午四月四日ニ伊東勢一萬ノ着到ニテ本ノ原ニ押寄ル、先陣ノ大将ニハ伊東相摸守祐梁・同名上総守祐兵・黒貫寺一海法印・太平寺・伊東參河守祐運・同名右馬助・同名式部太輔、國老ニハ落合河内守兼代・福永伊豆守祐昌・稲津修理亮重昌、此外記不違、ヒタ／＼ト押詰ル、城中ヨリモ追出、命ヲ限りニ防戦ス、雖然本ノ原ヲ責崩シ、其日ハ梶山ニ引玉フ、其時山田城主北郷六郎久家都ノ城ニ馳行、北郷左衛門尉忠助ニ被申ケルハ、伊東・北原両敵ノ横様(概)ヲ計リ見候ニ、先代祐國飢肥楠原討死後、庄内千町ヲ渡シ和談ノ所ニ、又敵ノ色ヲ立シニヨリ、
⑩文父
文祖ノ忠孝、當時ノ外聞、旁以是非攻捕ントノ勢ヲモ無疑相見ヘ候ヘハ、難拘ヲカ

、ヘント⑩シテ〔ノ〕望テ耻ヲカ、セ玉ハンヨリハ、一先野々美谷ヲハ伊東方ニ渡シ、山田ハ本ヨリ北原ノ本領ナレハ、両城ヲ去渡シ、彼堺ヲ泰平ニ治メ、時節ヲ御待候テハ如何⑩可有〔有可〕哉トソ被申ケル、誠金言耳ニサカフノ理リナレハ、北郷忠助是諫條ニ立腹シ、返答タニモナカリシカハ、六郎久家はヲ見テ債物⑩債ヲ案スルニ、夫人ノ世ノ末ニ成テ亡ヘキ驗ニハ、軍ヲ興スヘキ時ニ當テ起サズ、隨ベキニ不隨、罰スヘキヲ不罰、賞スヘキヲ不賞、徒ニ酒宴ヲトコシナヘニシ、終ニ悪ヲ去善ヲ止ルコト無モノト承ル、予モ亦如此ナル不順ナル吏⑩吏ヲセシヨリハ、イサ梶山ニ懸人テ討死セハヤト思フハイカニト、憚ル所モナク申ケレハ、名モ其言ニヤ耻ケル、同四月廿六日卯刻ニ一千余ノ人数ヲ以テ梶山ニ寄来ル、伊東方ノ要害ニ兼テ告知スル内通ノ者有ケレハ、逆茂木・乱杭・菱矢来ヲ結、究竟ノ射手數千人スクツテ待居タル吏ナレハ、是ヲ物ノ數トモセス、サシツメ引ツメアタ矢ナク射ケル間、矢比ニ進ム敵ヲ須更⑩更ノ間ニ二百余人ヲ射タリケル、敵少シヒルムト見ヘシ所ヲ、物馴タル伊東方ノ逸リ雄ノ若武者、城戸ヲ開カセ猛勢一

度ニ切テ出、北郷カ少勢ニ込入ケルカ、シトロニ成テ足ヲ乱ス、土橋ノ太刀高名先一番ニ長倉⑩九孫五郎祐有・海老原島之助為安・同名玄蕃允為武・黒岩筑後守政主・三輪左近丞末秋・安藤伊賀守武矢・志和知兵庫助・押川大膳亮則重・多田甚兵衛尉・久米田藤太郎儀運・河野十郎左衛門尉通重・阿万大学助忠良・真方清左衛門尉・野村源三郎・後藤新兵衛尉章秀、其外分捕數不知爰ニ野村主税介昌綱・海老原次郎為長ト名乗テ敵マツシクラニカタマリタル中ヘ横ヤリニ切テ入り、弥次郎敵ノ大将ヨト目ニカケ引組ケル、敵ハ重キ鎧ハキツ、加之手ハ負ヌ、弥次郎ニサ⑩レ〔シ〕テ空ク成ル、後ニ山田城主北郷六郎久家ト知タリケリ、伊東方ノ和田・梶山ニテ大剛ノ働ハ、先一番八代長門守祐量・同藤七郎・落合刑部少輔兼有・稲津民部少輔重由・野村松法印・同三郎五郎・同新五郎・弓削隼人佐・同名源郎・長嶺大炊左衛門尉・阿万主計助・三輪縫殿助・同源四郎・橋口圖書助・久米田甚左衛門尉・曾我右衛門尉・緒方太郎次郎・川崎弥八郎・肥田木源次郎・中村八郎右衛門・宮田豊前守・海老原次郎三郎・同次郎太郎、彼人

々叫喚シテ鎧ヲ入撞合切合太刀ノ鏗音敵味方ノ時ノ声ハ、唯百千ノ雷ノ鳴落カト覺タリ、サシモニ廣キ小鷹原、左右ニ放ト追散シ、北郷勢ヲ五百余人ソ討捕ケル、扱亦海老原六郎三郎^{⑧太}為用ト名乗テ大嶺大膳亮ヲ討捕、惣而於野々美谷北郷勢ヲ討捕、其數ヲ記ニ九百余人也、北郷勢僅カニ百余人ニ討ナサレ、山田ヲサシテ退散ス、是ヲ野々美谷軍ト申也、去ハ三俣當家知行以來於彼堺防戰曾テ不止、ヤ、モスレハ北郷方令敗軍、此克無念ニヤ被思ケン、竊カニ河田氏へ談シ兵道ノ術ヲ尽シケルニヤ、ケ様ノコトニテヤ有ケン、或夜兵道ノ夢ニ、尹祐公甲冑ヲ帶シ馬上ニシテ彼家ニ駈入玉ヒ、鳥ト變シ虚空ニアカラセ玉フト見シコソ不思議ナレ、

〔日向記ニアリ〕

尹祐野々美谷頓死支

然以後ハ山東諸軍勢和田・加治山ヲ手堅取圍テ番ヲナス、惣而伊東勢ノ鋒手浪^(並カ)ノ程兼テ知タル支ナレハ、打物業ニテハ難叶、役者ノ智法ヲ守レトテ、已ニ怨敵退治ノ秘法ヲコソ行セケル、去ハ大將ノ御年ハ他ニ不洩

者トカヤ、同三年癸未霜月、尹祐公庄内野々美谷ニ乘陣アル境節、俄ニ牀机ノ上ニテ御頓死アル、日ヲ記ニ霜月八日、御歳五十六、法名大用慈全、大用寺殿ト申也、^{⑨御}燒香ハ明林雲剛大和尚トソ聞エケル、同十二月十日ニ亦御舍弟^⑩相州△祐梁モ御死去也、誠日數日ノ内ニ如此御慎ミ申モ疎成御支也、法名ハ隆屋トソ申ケル、カ、ル諒闇ノ半ニ何者カシタリケン、

尹祐ノ尹ト云フ字ヲ詠ルニキミナラサルハ理リソカシ、

去程ニ、六郎祐充公十四歳ニテ御家業ヲ受玉フ、外祖父福永伊豆守・稲津修理亮令加判、國中泰平治ス、雖然彼鬱憤晴ヤラス、三俣退治ノ評議ヨリ外ナル業ハナシトヤ、^{⑪カ}此克薩州方へ洩レ聞へ、先年於飢肥伊東祐國并北原長州其外家子郎等令戰死、去月霜月尹祐野々美谷ノ陣頭ニ於テ卒去セラル、是兵術ノ妙驗タル旨風聞アレハ、重疊ノイキトホリ腹^{⑫ソコ}ニ入テ、無念ノ鎧ヲ突ント欲スルノ外他支ナシト聞ユ、夫サモナク共伊東家ノ鋒他國ニハ拔群セリ、一先和睦ヲ計策シ野々美谷ヲ伊東家ニ譲リ去、敵ノ瞋恚ヲ休メツ、時節ヲ待ニ

シクハナシ、是兵書ニ敵怒ラ〔ク〕ハ和之ヨトノ本文ニ相叶フベシト廟筭ニテ、大永四年五月五日和睦アツテ、三俣野々美谷ノ城ヲ相渡ノ間、則請取、彼堺安泰ニコソナリニケル、扱又北郷方ノ役者嫡子ノ何某俄ニ重病受ヌルカ、尹祐公前夢ニ少モ不相替御アリサマニテ来リ玉フト幼ニ見ヨリ、忽居スクミニニコソ死ニケル、因果歴然ノ道理トハ謂ナガラ、視リニ報シコトヲソロシカリシ支共也、

〔日向記ニアリ〕

庄内三俣陣敗北之支

三俣千町ノ外城ヲ此ニ記ス、梶山・勝岡・野々美谷・下ノ城・小山・松尾・山ノ口・高城、彼ノ八ノ外城ヲ手堅ク圍テ、番衆以上一万三千余人也、梶山ノ地頭稲津・落合、勝岡ニ加江田殿、野々美谷ニ須木ノ米良、下ノ城ニ福永、小山ニ宮崎・宮永、松尾ニ村山・川崎、山ノ口ニ長倉・海老原、高城ニ八代長州、彼旁々カ大将ニテ番手ヲコソハ堅メケル、然ルニ北郷・島津豊州・北原三將互ニ申合セ三俣責ト觸ヲナス、豊州ノ手ノ物

頭ニハ日置伊勢守・柳瀬・羽鳥ヲ大将ニテ六千余人高城ニ押寄スル、北郷方ノ物頭ニハ山内・小杵・和田起雲・児玉・土持・河野ヲ大将トシテ四千余人ニテ梶山ニ押寄タリ、北原方ノ物頭ニハ白石・田平・長野・渋谷ヲ大将ニテ八千余人野々美谷ニ押寄スル、都合其勢[▽]①二万△八千余、天文元年壬辰霜月廿七日乙巳ノ日、高城ノ不動寺馬場ニ三勢互ニ卸シ合、追ツヲワレツ防戦、伊東方ノ討死ハ、先一番ニ海老原何某廿歳・稲津廿三歳・加江田廿六歳・落合廿一・福永五十六・同嫡子十七・米良尾張守十九歳・長倉殿世三^{①世}・河野廿九歳^{①略}・宮崎殿ハ嫡子ヲ始廿五歳・廿二・十九・十六・十三、以上兄弟五人、宮永六郎廿二・村山源次郎十五歳・八代長州四十二、其外弓削彦十郎以下七百卅四人、一足モ不去討死也、サレトモ其日三俣ヲ持留場ヲフマヘヌレハ、^{①軍}半ハ味方ノ勝トノ風聞也、

〔日向記ニ見ヘタリ〕

依錯乱三俣被捨支

天文二年癸巳十二月十五日夜、眞幸表ヨリ為加勢三千

程綾ニ打入、敵ニモ不成味方共不知、只管在々ヲ発動ス、然間急彼人数ヲヒカレヨト有シカハ、眞幸ノ人数申様、綾ノ城カ不然ハ三俣ヲ北原ニ被下カ、於其儀者開陣スヘシトソ申スルニ依テ、三俣ヲ去渡スヘキ旨有シカハ、重而申ヤウ、若不渡如何可仕哉ト被申、サアラハ切テ取玉ヘト有シカハ、其時眞幸ノ人数志和地ノ様ニ引返リテ高城ニ使ヲ立ル、其詞ニ、當城ノ宐ハ伊東殿ヨリ北方ヘ申受ル間、可被相渡トソ云送りケル、城主落合刑部少輔被申ハ、^仰承候ヌ、乍去此方ヨリ一往伺申テ其後可相渡ト有シカハ、眞幸ノ人数申ケルハ、渡サスハ切テ取レトノ仰ニテ候トテ、既ニ和田口迄ソ攻入ケル、落合刑部少輔被申ハ、於其儀ハ三日待玉ヘ、城内掃除等申付可相渡由有シカハ、流石名ヲ知レタル士ノ詞也トテ先々人数ヲ引アクル、角テ高城ノ人数指寄評議談合シケルハ、夫指向ノ國衆ニ矢ハズヲ取テ居ル所ニ、伐テ取レトノ御返答ハ無情宐共也、此上ハ力ナシ、北原家ニ渡シテ竹ノ杖ヲツカンヨリ北郷方ニ渡スヘシトノ談合ニテ、同三年甲午正月、三俣ヲ下城シ北郷方ニソ渡シケル、梶山ノ長倉方計ハ山東當家ノ如

ク被參ケル、

〔聖榮日記〕

一動ずれば守護方を背けり、大将ニ付、嶋津殿ヘ弓矢を取、爰ニ信濃源氏ニ楡井頼長・畠山礼部・肝付八郎兼重、此三人ハ三ヶ国を争、こと〳〵ニ地頭御家人思付ニ成而弓箭を取、坂より上ニテハ頼長・兼重と合戦有ハ、礼部ハ嶋津方ニかゝり合戦有リ、肝付兼重ハ三俣高城ニも住所之様ニ有而、ひと比ハ三俣殿と云れ、山東穆佐・高城ニも住所之様ニ有、舍弟五郎九郎とておとらぬ器用人有、濱田・横山・獅子目・大始良四人、氏久に心を寄候而、横山之城ニ押寄せめ落ス、濱田討死ス、獅子目は城を落而ほそ小路之竹之茂ニ隠居、敵退を待処、日暮大将五郎九郎甲を抜て通を、馬より下ニ切落、我身ハ林ニ交而逝のふ、夫より四ヶ村之旁ハ當家御年比と成忠節をいたすなり云々、

〔庄内平治記〕

一享徳二年四月廿九日、忠国公の命により、持久都城を

去て三俣院高城にそ移られる、斯て十三年の春秋を送りむかへて寛正六年六月廿九日、息男敏久と諸共に高城を去て安永の古江村薩摩迫にそ移られる云々、

「庄内平治記」

一伊東修理大夫義祐ハ、三俣院高城其外梶山・山之口・野々三谷・小山・松尾・下ノ城・勝岡を押領ス、是ヲ伊東か八ノ外城ト名付ク、共ニ城主を居置テ、^其威尤揚^々たり、先高城にハ八代長門守、梶山に稲津・落合、勝岡に海江田、野々三谷ニハ須木・米良、下ノ城にハ福永丹波守、小山ノ城に宮崎・宮永、山之口に海老原・長倉、松尾ノ城に村山・川崎、凡一萬三千余騎とぞ聞へける、時に北郷讚岐守忠相并島津豊後守忠朝北原氏と意を合せ高城ヲ攻んとす、此事蜜談たりとハイへ共悪事千里ヲ行習ひ、洩て伊東か陣に聞ふ、義祐聞て驚き、件の八ヶ所の城^くに軍兵の手賦^つりし、高城を要害とし、武備を設けて待居たり、天文元年壬辰十一月、忠相・忠朝・北原氏數萬の兵を引卒れて高城の大手木崎口に押寄せ、只一搦^⑤等^⑥せん」と攻たりける、待設たる

伊東か勢、命を塵芥よりも輕し、不動寺馬場に相支、分^くの敵に相當り挑ミ戦たりけれ共、伊東か兵打負て、義祐か宗徒の臣蛭原兵部・稲津修理・落合加賀・福永丹波・嫡子維実・須木・米良・河崎・長倉・宮崎某父子六騎、宮永六郎父子、枕をならへて打死す、八代長州三百余騎を左右に双て命を限りに戦けれ共、ミナ尽く打死し、或ハ疲れ落うせて僅の勢ニなりけれハ、力及す落行処を、石山越に追詰て、手痛く攻寄たりければ、所從眷属皆打せ、其身も忽打死せり、三軍の手に討取首三百八十余級也、其外切捨たる者數ふるに暇なし、此日八代長州を北原か手に打取て、首を志和地に葬れり、長州塚とハ是なるへし、

「地理志」

天文ノ比、伊東ノ凶徒三俣院内諸所ニ構要害籠城故、同元年十一月廿七日、島津豊後守忠廣・北郷讚岐守忠相相議而、発兵逼高城、伊東兵敗走、石山越ニ追詰、主将十九人・雜兵三百八十余人討取、八代長門守^{高城}・長倉播广守・海老原刑部少輔^{共山ノ}口城主^{松尾}・

稲津某梶山城主・海江田某勝岡城主・米良某野々三谷城主・福永某下城主・
宮崎・宮永小山城主等也、仍惣將八代長門守討死ノ後、當
城へハ落合刑部丞兼任籠城、

〔庄内平治記〕

一八代長州打れて後、又落合刑部少輔兼佳ヲ高城地頭と
なし彼城を守らしむ、時に高城の士卒二百人一味同心
して、此城永くたもちかたし、兼佳に詰腹切らせ北原
に屬せんと蜜に野心を企しに、兼佳最負ものありとて
蜜に注進したりける、兼佳大きに驚、狐狼の中に棲居
して患ヲ招も心うしと、譜代の家臣中原氏の僧勘藏主
を使として忠相に屬せんと請ふ、忠相古老に相議して
兼佳に告られけるハ、味方に屬する程ならハ、子を尠
人質となし、無二の忠貞抽でハ、三俣の地半分ハ兼佳
に付屬すべし、半分ハ忠相か兔裘の地となさんと也、
兼佳違義に及されハ、天文三年閏正月六日の夜、忠相
の軍勢を高城に遣され、兼而期したる事なれハ、忠相
の軍兵ヲ城中に招入レ、兼佳外郭に呼けるハ、今宵よ
りして兼佳は忠相の味方に參し援兵を得たるそや、味

方に屬するものあらハ速に降參せよ、落へきものハ落
候へ、兼佳を討んもの只今寄て打べしと高らかに呼ハ
れハ、やわか立あふものもなく、皆降參して屬しけり、
日向よりの番勢ハ取太刀にて落退き、手指ものたにな
かりける、誠に一陳破れハ残黨全からざる習ひ、同二
月十六日、梶山・勝岡・山之口に楯籠たる軍勢も皆悉
く城ヲ捨、跡を昏し退散す、掛りしかハ、伊東か領八
ヶ外城も悉く敵なき城となりけれハ、都て當家の領地
となりて、忠相の武威の振ふ事、猛虎の山に寄りか靠るに似
たり、同四年八月十四日、新納領地末吉・松山・梅北
に忠相の兵を出さる、時に島津豊後守数千騎の兵を以
て忠相に加勢せらる、例の伊東・北原其透を窺い、在
々所々に放火せり云々、

〔庄内平治記〕

一三俣院高城ハ、去ぬる天文三年に落合刑部少輔兼佳か
内通ニ依て忠相の掌握に落領地せらる、処也、然るに
忠相頃年ハ家を長男左衛門尉忠親に付屬して高城にぞ
移住せらる、か、りし程に、伊東北原と同意し、高城

を責んかため、伊東ハ三保院鳥越に陣し、北原ハ志和地に屯す、然に高城を伊東か領せし比よりも北原内々思ひしハ、彼城を攻落し我領域となすべしと年来胸を焦せしに、思の外忠相に攻とられ、他処の室となして^⑤ けれハ、また忠相に遺根^(根カ)を含ミ、已に儀絶に及しに、北原家臣豎山丹波と忠相の臣有田加賀等か計にて漸く和融を取結び、誓紙ヲ以て契約を結びしに、聊家臣の卒尔に依て又讎敵と成にけり、朝真暮偽の人心定なかりし世の中也、天文十年四月、忠相味方の兵を出し、志和地の繩瀬を焼拂い、同五月、山田に打出、敵六人か首を取、同六月十六日、伊東・北原兩陣の勢高城ニ押寄、忠相の軍兵与諏訪の馬場にて挑ミ戦ふ、馬煙り天をかすめ、ときの声地を動す、か、りし処に、梶山・勝岡・山之口に籠たる忠相の兵とも、高城の後攻せんと相圖を定めて打て出、敵陣の後に突て掛る、高城の勢力を得て、門を開き打て出、前後より狭ミ透間もなく攻たりければ、伊東・北原打負て八方に散乱す、伊東か臣の討る、もの、山之城四郎右衛門・肥田木次郎右衛門尉・野村讚岐守・落合又十郎・同弥二郎・長嶺

甲斐・原田志摩・川崎兵庫・肥田木河内・重長志摩・岩田弥七左衛門尉、其外六拾余人也、北原か家臣も討る、もの多かりけり、當家ニも北郷二郎右衛門尉久利打れぬ、父撰州ハ梅北横尾の合戦に大永の末の年骨を野外に埋き、其子久利も今高城の役に當つて二代戦死の名を拳ぬ、誠に武夫の本懐也、其外新納武藏守・春日寺の同宿宗運・山内豊前守義清・同玄番允義繼・河野源五郎・山内刑部左衛門尉・黒田民部少輔・二方弾正・同彦九郎・島玄番^(番)左衛門尉清賢・僧の杏隱・武藏先達宥心・白谷藏人・江内谷筑前・松元小五郎・西保刑部少輔・竹下伊豆守・長嶺兵部・蒲生藏人・時任安藝守・同藤兵衛尉・堀口土佐守・木前彦左衛門尉・松仲左衛門尉・丸山因幡守・大浦十郎左衛門尉・園田四郎左衛門尉・丸目藏人・高野市之丞・長嶺平四郎・竹下彦六・樺木丹波守・有島舍人・赤又兵部左衛門尉・同彦右衛門尉・福富彦六・別府兵部左衛門尉・同弥二郎・國分宮内・千多羅守彦^(寺)左衛門尉・藤井甚兵衛尉・高野新兵衛尉・温水大藏・弁濟使與三郎・津曲七郎二郎・鳥羽弥五郎・時任七郎左衛門尉・田野邊次郎左衛

門尉・西山舎人・高野四郎次郎・高山與三兵衛尉・槻木玄蕃・黒木左衛門尉・濱川九郎次郎・成松肥後守・隈元帶刀・黒木七郎左衛門尉・小牧對馬守宗直・津曲石見守・石川与三左衛門尉・成松傳内左衛門尉・尾崎掃部兵衛尉・長友兵庫・蒲生縫殿・有馬某等を初て許多打れにけり、

有田將監か記処の書云、三俣ハ北原領すへく兼て心ニ含みしに、忠相の才覚にて彼領土なりける故、其遺根(根カ)深して、大勢を催し高城に押寄せ外郭ヲ破しに、立山丹波と有田加賀④計討て一先無事をすへしとて、有田加賀を使にて、腰刀を帶せず志和地の大手に至る、志和地城主も城外ニ出、加賀忠相の命を述て曰、日来弓箭に取組候に依て、民百姓も困窮し、田畝も荒廢し、已に菅原と成し上ハ、④西當家の衰勞計に足り、一先和融有へきのよしを奉す、地頭白坂氏此旨を以て北原に達す、北原僧ヲ使として事を述て曰、和融の事承候得共、有田白狐の偽弁に任せ和与の契約約ハ定かたく候、互に誓紙の上を以て定らるゝにおひてハ違儀に及へからずと也、後日の為ニハあらね共、一旦事を謀んため、忠

相七紙の誓文書き北原に与ふと云、又忠相に付共に和融のぎに成りて、水流・高木等の領土も比日溝を堺川ヲ限り、民百姓も和閑すと也、其後家臣の沙汰に依てまた讐敵と成る也云々、又両家の堅盟已に破れて合戦に及ニ、幾久利并江内谷ハ高城の合戦に諏訪の鳥居の下ニて北原か勢に打ると也、

天文十年同月廿六日、忠相兵を志和地に出して五十二人戦死、同十一年二月十二日、北原か領内志和地・水流・繩瀬等の麦作を散して頼の越まで乱入り、互に矢軍あり、同年閏三月三日、北原か領する処の森田を始、児玉・西楯等の麦作を削る、これに依て志和地の城兵西楯の邊に打出、両陣にムツカリ旗ハカり挑チカミ戦しかとも、一戦に切負て城中に曳退く云々、(旗カ)

「庄内平治記」

一天文十一年六月十八日、忠相の領梶山・勝岡の軍兵共北原ノ領する処の志和地に向て相働く、折ふし志和地の城よりも北原か勢共勝岡ニ向て押寄るに忠相の軍兵等平江に而相接し、互ニそれとそ見るより早く拔つれ

て入乱れ、追つまくりつ責戦ふ、北原か臣十七人忽ニ討れけれハ、殘黨即時に敗北して散々ニなつて曳退く、折節霖雨降つ、き、夏潦夥しく漲り来りて流水大ニ深かりけれハ、途を失ふて逃る勢河水ニ押流されて溺れ死するもの数をしらす、同日島津豊後守平房ニ出張して加勢を忠相ニ請れしかハ、北郷信濃守を大将として二百餘人を差遣し、豊州の助成をなす云々、

「庄内平治記」

同八月二日、忠相味方の兵を出し、北原の領地木野・牛谷・楠むれの作毛を散せしむ、ときに北原か軍勢真幸より馳續く、志和池之勢と一ニなり、忠相の勢ニ掛合ぬ、多勢ニ無勢の事なれハ、味方の勢叶わすして高城へ曳退くを、薄谷迄追掛たり、爰ニて味方返し合せ北原か勢と戦ふ、丸谷の川鱒ニて四位助七・田上治部・紫尾田孫七・古川の出家一乗坊を討取る、味方ニ山内勘解由・栗焼与一左衛門尉・加藤勘解由・花房三河・山内助四郎・葛城志广允等ハ（族方）旗敵ニ打て入、各分捕高名せり、

「庄内平治記」

一去ほとに、忠相ハ高城於居城として、息男左衛門尉忠親ハ都城を本営として兵馬の權を、いへとも、伊東・北原ハ其威風にも靡す、邊境を奪ひ地を略す、比日伊東北原を語り、忠相の領燒（マヤ）なり春秋の作毛於三年かあひた難程ならハ、三侯に籠る者共ハ、疵なき死をなすへきと動も兵を出し、作毛を削る事更に防禦の暇なし、其比伊東か領地八城の者とも忠相に意を通して、蜜に忍ひの兵を（以）忠相に注進す、其趣ハ、伊東・北原一判して三侯の作毛を難へきとの評儀一途に究れり、其時ハ何某等催促に隨て志和地に到るへし、三侯寄と風聞せは白葛衣を二ツ程内城の郭外に晒へし、是を相圖の驗として御用意有へく候（と）ニ蜜に注進したりける、扱こそ三侯の忠相ハ高城田間に遠見を出し、志和池の相圖を待れしに、八月十九日に相驗し見へたりける、去程に、忠相敵の寄と心へて、息男忠親の都城に居られしに早速に使を走せ、敵の寄るを待居たり、明れハ二十日、兩家の大勢高城に押入、作毛を難んとす、忠相の臣有田加賀、黒の駒を賜て敵ちの境に乗出し、敵の分限を

窺ひ見て馬引かへしいふやう、敵ハ目に餘る大勢也、味方の小勢争てか防ぎ留むへき、楚忽に掛て戦わハ、敵軍勝に乗へきそ、暫くおいて氣をミよと味方の兵を制しける、忠相ハ元來敵の多勢に氣を吞れず、少も屈せぬ丈夫にて、大手の口より打て出馳向んとの氣色見へしを、有田加賀等を初味方の兵に制せられ、是非なく馬ハ鼻を帰してどふの川に扣らる、去程に、敵の勢春日田間の作毛悉く難捨、敵の出合ぬハ味方を畏る、処也と勢ひ猛に旬て、両家の大勢差つとい、酒ゑんしてこそ遊ける、日已に斜なりけれハ、曳⑩退かんと色めきあふ、有田加賀是を見て、時分能⑪候て、早つつけ打て出よと觸渡す、忠相も時刻ハ今そと、味方の勢を左右に隨へ両家の勢に突て掛る、角て寄手の大将ハ楯の羽を突並へ、鎗を揃て相待処に、忠相諸兵を進めつ、敵の多勢に乱入、北山川原を縦横に追つ返しつ責戦ふ、長男左衛門尉忠親兼て調し合たれハ軍兵を相催し、宝山に備を設け、時分を見て此方より真驀⑫に打てか、る、高城の兵勢を益し、吐氣の聲を作り掛り、両方より狭⑬て息を休す揉たりける、敵軍多勢たりとへ共、比

刻に戦負て右往左往に引退く、北原か能臣志和地の城主白坂⑭下坂守某を木田市兵衛打取ける、又北原か鎧大將栗野の地頭渋谷兵庫始として、志和地の城下に到まで、北を追ひ北を奔て、以上七百三十人暫時の間に打取りぬ、このとき三男又五郎久厦の武功世に超たり、味方馴松太郎介并郎等カ織部と云者一処にて打死す、其外敵と味方の勢甲を双鎧を連て野原の露に身をさらすハ哀也し分野也、志和地の荒人大明神ハかの白坂⑮カ靈を祭て今に絶せぬこと、かや、有田將監カ記処の書には、白坂⑯下総守を勝岡の足輕市來隼人佐滿行但馬打取といへり、馴松氏カ子孫に傳ふ処ハ、兼而忠相諸臣を集め軍事を評談するの時、馴松太郎介と何某と一致して申やう、今度伊東・北原高城に寄るに於てハ、某等相謀り敵の勢に紛入、彼白坂⑰を討へしと、果して合戦の日ニ至り、敵軍に交入り、馴松則白坂をうち、其場にて打死す、故ニ白坂カ靈馴松の子孫をなやます、依て今にいたつて彼荒人大明神を馴松家より祭といへり、共に此書の説に違ふ、

「庄内平治記」

一 夫野々三谷の城と云ハ、去ヌル大永三年ヨリ已来伊東カ領地タリト云ヘトモ、過ニシ天文元年ニ、忠相・豊州北原ニ互ニ心ヲ一ツニシテ大ニ伊東カ軍勢ヲツ(イ)ヤシ、八ヶ外城ヲ責取シ時、北原カ分取ノ地タリト云ヘトモ、頃年忠相北原ト互ニ讎ヲ挟ミ刃ヲ争フノ節ナレハ、自他ノ改変定リナシ、終ニ天文十一年十二月十六日、又野々三谷ヲ攻落シ忠相ノ領地トス、故ニ北郷(⑧)信農守ヲシテ彼城ヲ守ラシム、尤其後北郷三郎右衛門地頭となつて是を守る、是ニ於て伊東カ構ふ鳥越の陣も退散す、此鳥越といふハ、天文の初ツカタ北原構て城とせり、同十年、伊東某北原ニ与力シテ此処ニ陣ヲ張ル、同十一年又構ノ処ニ、同年五月六日、忠相高城ヨリ兵ヲ出シテ是ヲ破リ捨るといへとも、同月廿九日、又北原か志和地ノ人数ヲ出して是を構ふ、然とイヘトモ、忠相野々三谷を攻破て北原カ勢成せしかハ、伊東も是ニ氣撓て鳥越の陣ヲ過散ス、(退力)

「庄内平治記」

一 山田ノ城ハ元来モ北原カ領地ニテ、白阪(⑨)左衛門尉地頭と成て守リシニ、釘村伊豫守ト云ヘル者忠相ニ内通ス、

故ニ忠相輒ク彼城ヲ陥レテ味方ノ勢ヲ籠置れしに、北原警ヲ忘よして、大軍を引卒終に是を攻破り、地頭小萩某を初、士卒六拾三人打れぬ、是より北原遠江守城と成て守る処ヲ、忠相又是を取んと意こん甚深ふして霧島ニ祈誓し、且山田の住人桂木・安藤ニ頼て山田之城を攻圍、同廿四日ニ至て再び城を攻落し、城主北原遠江守切て、一族北郷圖書介忠義を彼城の地頭とす、(⑩)此より山田ハ忠相の掌の内ニ入、是に依て忠相霧島の權現を山田ニ勸請し奉り、吉祥院ヲ建立し、山田内三町六反を神領寄付セラル、爰ニ勝岡の住人に南光坊と云者アリ、山田の城ヲ攻ラル時戦功莫ナナリケレハ、其忠ヲ賞セラレ、則霧島權現の神主と定られにけり、

「庄内平治記」

一 忠相の武威国内に振ふに依て、隣境(アマ)普く掌握ニ入すといふ処もなし、都城・安永ハ高祖よりの領地たり、山田・財部・野々三谷・高城・勝岡・山之口・梶山等の

諸城ハ皆忠相の筋力に依て服し来る処也、此に北原か一族の楯籠る志和地の城計こそいまた忠相の手に属せすして、動もすれハ讐をなす、故に忠相数千の兵を卒して天文十二年五月九日志和池之城に押寄せ、四方を圍て挑ミ戦ふ、息男尾張守忠親も都城の兵を卒して志和池の大手に打向わるとの勢に、野々三谷兵相加て柳川原口に責寄る、安永・山田・財部の兵ハ幸祥寺口より切て入、高城・山之口の勢ハ羽田口に押寄る、梶山・勝岡の軍兵ハ今楯口に責近く、四隊の陳の相圖を定め息をも休す採たりける、時に忠相先登に進んで新城を攻破らる、忠親の勢是を見て西楯に切て入、大箭「火銃」を放て城を燒、城中の者共叶かたきとや思ひけん、暫く矢軍を止られよ、速に城を下り忠相の手に属せんと乞ふ、誠そと心得て暫く軍を留しに、燒処を取しつめ、武士の楯籠たる要害を左右なく渡す法やある、太刀の柄⑥まにて請取れと高声に旬る、寄手の勢是を聞て責戦ふ、忠親の臣鳥某、西楯の岸に梯お掛て屏の上に責登、残軍勢我劣しと屏を乗越攻入れハ、西楯ハ破れける、是を見て財部の兵とも蓮池を渡て西楯より本城の敵お射

る、實にも一陳破るれハ殘黨全からさる、(ママ)、城中遂ニ力尽て、翌十日、城中より乙守柚木の某を出して忠相に降を乞ふ、味方よりも伊黒丹後・有田加賀城内に入て諸事を決し、同十一日未の刻、蒲生式部少輔・小杵右近城を受取、忠相も忠親も城中に入て軍の勝利お祝せらる、初献の酌ハ小杵右近、二献ハ土持民部少輔、三献ハ和田宮内少輔、一族諸臣下殘なく皆盃を▽⑦たふ△てけり、殊には今度の忠賞とて高木村を配分して鳥某に賜ひける、其外戦功之品に隨ひ三将恩賞に預りき、この時三男又五郎久厦の武略世に超て楯取の功をゑるもの也、此より志和池の城も忠相の掌握に入て、永く北郷家の領地と成、

「地理志」

天文三年壬正月六日、伊東臣落合刑部丞兼有兼住トモ、八代後城主心ヲ忠相ニ通シ、忠相ノ人数ヲ城中ニ引入、依之忠相ノ手裡ニ入、梶山・勝岡・山之口モ陣ヲ捨而去、故ニ忠相即當城ニ移、

同十年六月、伊東・北原寄来、伊東ハ鳥越ニ陣シ、北

原ハ志和地ニ陣シテ此城ヲ攻、忠相門ヲ開切テ出ル、
梶山・勝岡・山之口ノ勢等馳加リ、諏訪ノ馬場ニテ攻
合、忠相勝利也、

同十一年八月廿日、又小山川原ニテ戦、伊東・北原方
志和地城主白阪^{⑦坂}下総以下数百人討取、忠相勝利也、同
十二月十六日、伊東家ヨリ野々三谷城ヲ忠相^{⑧忠}通シ、
鳥越ノ陣ヲ拂テ阪陣、

同十二年正月廿四日、北原カ山田城ヲ陥ル、
同五月十一日、志和地城主ニ入、伊東・北原押領ノ地
悉北郷家手ニ入、

「庄内平治記」

一天文十七年正月廿四日、豊後國大友家の使僧眞光寺當
國に來り、豊州と伊東と和融の謀介をなして曰、飢肥
の鬭諍事已に難儀ニシテ、両家の困勞此事ニ在ぬべし、
然るニ、三侯の高城は先年伊東の領地なれハ、彼地を
飢肥の代として伊東氏に付屬して、両家の鬭諍を止ら
れん事最可然と云々、去とも高城ハ當時忠相の住城な
れハ、是をは敢て去^{⑨か}りたし、寄ル処の地六七百町は城

付眞光寺に去渡すへしと也、故ニ眞光寺山東へ打越、
さまくニ取まかないて和与の計策を運らされしか共、
義祐曾て承引せず、空くそ歸られける、其時忠廣大友
へ秘藏の孔雀を贈り遣し、彼勲功を謝せられける、同
七月七日、伊東が大軍又本城ニ襲來り、八幡馬場ニ責
入、北郷圖書介忠茂ハ忠親が加勢のため其比飢肥に有
けれハ、彼猛卒ニ突て入、防戦して打死ス、敵ニハ外
山の某を打取、遂ニ寄手を追退け、本城を全せり、

「雲遊雜記傳」

三侯下城仁伯耆守伯州久豊

按ニ、久豊ハ豊久ヲ上下ニ誤タルト見ヘタリ、伯州
豊久ハ八代義天公第五ノ公子ニシテ大岳公ノ庶弟、
今ノ義岡家ノ別祖也、圓室公ニ於テハ叔祖父ノ御屬
マシク、應永二十八年生レ玉ヒ、是歲甲午五十四
ノ御時ニ當レリ、三侯ハ前註ニ見タリ、下城ハ諸縣
郡高城今ノ有水村ニ其遺墟アルト云ヘリ、聖榮ノ記
セシ古系圖ニモ伯耆守三侯下城居住ト見ヘタリ、家
譜ニハ薩州平泉ヲ賜テ此ニ居タルトアレトモ、下章

ヲ按ルニ、平泉仁宇宿左馬助ト載スレハ、此時ハ既ニ封ヲ平泉ヨリ下城ニ移サレタルト見ヘタリ、文明十六年甲辰十二月、伊作久逸伊東祐国ヲ語ラヒ新納忠續ガ飢肥ノ城ヲ困メル時、豊久私衆三百ヲ將ヒテ二十日飢肥ニ出陣、兼テ謀ヲ公若クハ公軍ニ通ゼス、自カラ鎌ヶ倉ニ屯シテ和泉隱岐守久氏ガ戍レル酒谷城ヲ救ヒ、二十二日、久逸・祐国ガ軍ト大ニ鎌ヶ倉ニ戦テ歿セリ、年六十四、法號ハ大圓忠廣居士トソ申ケリ、其ヨリ五世ノ孫藏人久延ノ時ニ至テ、貫明公御諱字ヲ賜ヒ、天正八年ヨリ始テ氏ヲバ義岡ト號セリ、

野々三谷仁樺山長久

按ニ、長久ハ樺山氏六世安藝守入道宗榮ノ名ニシテ、五世兵部少輔滿久ノ次子ナリ、兄ヲ増五郎ト云、蚤死ス、故ニ長久父ノ後ト為レリ、野々三谷ハ都之城ニ屬シテ今村名也、初メ別祖ヲ安藝守資久ト云ヘリ、四代道義公第五ノ公子ニテ、建武ノ乱ニ功アリ、觀應二年、尊氏其軍功ヲ賞シテ柏杵院地頭等ニ補ス、又庄内島津・樺山・早水・寺柱等ニ封セラレテ樺山

ニ居レリ、因テ以テ氏ニセリ、今ハ勝岡ノ村名ナリ、

男ナシ、北郷資忠ノ次子ヲ嗣ニス、二世美濃守音久此也、應永元年七月、恕翁公相良カ師ヲ敗テ野之三谷ヲ取り玉ヒ、音久ニ賜テ此ニ居城セシム、其ヨリ代々相守テ五代目則長久ナリ、大永元年五月十日、美濃守廣久ト野々三谷ヲ去テ隅州堅利小田ニ移テ、程ナク長久卒ス、年六十六、法號春園榮公ト云ヘリ、安藝守善久入道玄佐ハ其孫ナリ、

〔瀬戸口伊豆入道覺書〕

一豊後守忠廣ハ、日州の其内おびの郡南之郷・福島之院・志布志之里・中之郷の梅北・大隅之内の末吉、如此院号郡を守護しておわせしか、同國の侍に伊東といへる弓取有、彼宦長倉上野介・同能登守とて兄弟有けるか、伊東殿にたいして無本をたくミ、我城くわくにたて籠、豊州をこそ頼ミけれ、豊州方之人くハ御運のつきつところかや、彼長倉にたのまれて庄内へもきかせず、福島・志布志江無談合、おび南郷計ニテ都合其勢三千餘き、山東へそ越給ふ、田野・石塚・長嶺、彼三ヶ所

へそ籠ける、さすがぶけんにて双勢を揃待所に、それにあわさる無勢ニテ水倩嶽⑧清に押寄る、天文九年辛丑九月三日の事成るに、豊州方之軍兵共、近々の御親類⑩老左中地頭其外くきやうの侍達六拾三人はて給ふ、中らう下らうに至迄、其日ニ死する者共七百餘りと聞へけり、長倉能登も打死ス、兄の上野⑨ひいき残る、彼城くわくを逸落て、おびの軍衆と同心して、鬼山と云所をやうくにしてみまたなる山之口へそ着ニけり、其後上野は末吉に平田殿助状を得て年久しく有けるか、終にむなしくなりけり、扱其後に伊東殿力を得たりとよろこびて、瀬平と云所を陳ニとり、扱其陳の境目鶴戸山と申て日本始のれい地なり云々、

一日州三侯院、高城、山之口、勝岡、都城内ニハ志和地・梶山之内・高木・田上・川内・野々美谷舟場ヨリ下、高原之内水流名、

右、三侯ニ而御座候与下々申傳候、正説之書付等ハ無御座候、以上、

元禄十五年午十一月廿二日

一又高城・下之城・山之口・上去川・下去川・梶山・勝岡トモ申候、

此説ハ七ヶ所有之候、

一庄内三侯八ツ之外城、三侯城松尾共、山之口・梶山・勝岡・野々美谷・下之城在高城・小山在高城・山之口等也、
有水村・櫻木村

又三侯郷数之事

一山之口、高城、勝岡、都城之内梶山・野々美谷・高木・志和池・薄谷村・大西村此兩所唯今唱丸谷村・水流村・金田村、

北郷三侯ニ相加り候、外ニ岩満村三侯院ニ而候、

右郷数ヲ貞享二乙丑五月御記録所より都城へ御尋有之、又寶永七庚寅上使御通國之砌、高述帳拔書を以御尋之節、都之城より申上郷ニ而候、

右ノ通段々有之候得共、三侯八ノ外城ト申事究而無別条所無しと相見得候、

一勝岡樺山村若一王子社棟札、中郷院東方トアリ、サレハ樺山一村ハ中郷ノ内ニテ、藜池・餅原ノ二村三侯ナラン、

〔伊東文書ノ内〕

一院御庄廿一ヶ郷事

鳥羽院御領也、崩御ノ時より嵯峨之天龍寺之夢備国師(窓カ)

御丁ニ被入せしる寺領也、三侯三荘も是なり、

三庄トハ北郷・中郷・南郷ノ事ナルヘシ、今三郷ヲ

庄内ト云、

一古城古戰場記ニ、延文四年十一月、肥後国主菊池肥後

守武光五千餘騎ヲ卒、險難ヲ越、畠山治部太輔在宮方

ニ屬カ息男民部少輔大慈寺文書ニ民部少輔カ居ル所ノ三侯城

山之口花ノ木村ニア松尾城トモ云ヲ陷テ、屠殺スル者凡三百人、畠山父子

聞テ穆佐ヨリカケ付シニヤ父トアレハ、礼部モ急難ヲ死ヲ逃レテ深山ニ逃入、菊池勝

利ヲ得、心ヲ快シテ帰陣ヲナス、此時ヲ以佳期トシテ、

小貳・大友・島津本ノ如ク將軍方ト成、菊池カ帰陣ヲ

討ントス、菊池不戦シテ肥後国へ帰ルト有、右菊池合

戦太平記ニ見ユ、是ヨリ菊池一族高木氏及和田氏等領

地セシナラン、

一聖榮自記ニ、忠國御代せいはずせらる、かた略中

坂より上には和田・高木・飢肥・櫛間・南郷・梅北、

いづれも此方之跡御料所として御一家御内に御はい分

あり、

按ルニ、三侯ノ領主和田氏・高木氏 忠國公御征伐ト

聖榮記タレトモ、年月等ヲ記サス、壹岐加賀自記ニ文

安四年丁卯ニ高木氏没落ト書ケリ、西藩野史ニ、嘉吉

元年、將軍義、命 忠國公討鳥津持久公ノ二弟、市来

太郎・高木孫三郎、高木長門是家梶山・同左衛門殖家伏

誅ト記セリ、嘉吉中ニ命アリテ文安丁卯ニ討タセリ(ラ脱カ)

ルカ、和田氏モ同比御征伐アリシカ、山之口修善寺觀

音鰐口銘、宝徳ノ年号アリテ大旦那大江正存トアレハ、

和田氏ナルヘシ、高木氏没落後ニ當レリ、文明六年行

脚僧聞書ニ高城衆ノ列ニ和田氏ミユレハ、山之口モ高

城ノ内ニ係ルカ、和田・高木両氏御征伐後、高城ヲ都

城ニ易ヘテ北郷讚岐持久ニ賜フ、因テ享徳二年四月十

九日移レリ、後寛正六年安永ニ易玉フ、薩广迫ニ移ル

ト記セリ、其跡ニ新納越後守忠泰ヲ地頭職タラシム、

文明六年ノ聞書ニ載タリ、忠泰ノ子刑部忠親襲テ又地

頭ニ任ス、九年丁卯七月四日、伊東尹祐三侯ヲ掠取ル、

十一月廿四日ニハ三侯ヲ復シ玉ヘハ、忠親再地頭トナ

レルコト詳ナラス、明應三年、忠親志和地ニ戦死トミ

ヘタリ、四年、再尹祐三侯ヲ襲取テ天文三年迄領セシ

24

ヲ、北原・北郷・豊州(マ)ニ氏終ニ三侯ヲ伐テ手裡ニ入ル、
 一鹿屋系圖、肝付太郎兼貞五代兼石ノ女子三侯(願カ)ノ願主願
 阿妻トアリ、又兼石ノ三男宗兼ノ傳ニ、三侯ノ願阿ノ
 養子トナリ、三侯殿彼宗兼ノ姉ニクシラシ候ニ、男子
 ナク候間、女房様ノ舍弟ニ三侯院ト鹿屋院ヲユツリ渡
 候トアリ、又宗兼ノ子兼永傳ニ、於三侯高城ニ宮ノ御
 方ミナ兄弟以上三人討死候トアリ、其子兼雄法名周榮、
 其子忠兼法名玄兼ト号、島津殿惣奉行也トアリ、此忠
 兼ニ元久公ヨリ賜書左ノ如シ、

日向國三侯院北方弁分内長田名事、為本領之間、任
 先例、可知◎行之状如件、

嘉慶二年八月廿二日 (島津元久) 陸奥守判

鹿屋周防介殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二四七〇号文書ト同一文書ナルベシ)

又宗兼ノ甥兼重兼藤入道尊阿二男也傳ニ、三侯院ヲ伯父宗兼ヨリ
 讓ラレ候、元服名八郎ト云トアリ、又鹿屋文書ノ内永
 仁四年ニ太夫入道觀阿鹿屋院弁濟使職事下文等三通ア

25

リ、觀阿ヲ願阿ト誤ルニテモアラン、宗兼願阿ノ養子
 ト前ニミヘレハ觀阿ノ養子ナラン、夫故觀阿以前ヨリ
 鹿屋弁濟使相傳ノ文書多ク傳ハレリ、願阿三侯院・鹿
 屋院領主タリシトミヘタレハ、先代鹿屋弁濟使職モ三
 侯領シテヤ有ツラン、梅北神社縁記ニ第三造宮弘安四
 大願主執行左衛門伴兼世トアルハ、觀阿ヨリ前ニ鹿屋
 弁濟使職兼世ニ宛給ハリシ時ノ事ヲカケル文書アリ、
 兼世無道ニテ、弘長元年兄実兼ニ補任ト見ユ、弘長元
 ハ弘安四年ヨリ廿年前ナリ、

昨日預御状候、御便宜と心得候て、則不能返事候刻、
 重而不審等細々示給候、悦入候、敵方手を失し由事目
 出候、如此候ても、弥陣々ニ堅誘候而了簡候者、猶以
 可得利候、面々存知之前ニ候間、不及申候、時宜連日
 可承候、恐々謹言、

十月廿九日

忠國判

和田殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一三三七号文書ト同一文書ナルベシ)

返之落人等之事、誰之をは被残置候由、承候由可然候、又燒山と申所、陣之取候而可然候由、承合も可有之候、

御状細之披見候、仍其方不審罷帰候、去共委細申候、尚以可然様面之可有談合候、次不残人奔之由承候、悦候、隨而三侯邊就用心、申子細等、如何ニも無越度候様被申付候而可然候、尚之其時宜連日可示給候、恐之謹言、

十一月十日

忠國

和田殿

(本文書ハ「田記雜録前編二」一三三八号文書ト同一文書ナルベシ)

27 一今度對親父忠國不和之儀出来、非立久一人之所行候、

某聞、幼雅昔(⑩稚)、奥州成敗重分國之族、且勞課役、且怖勤仕、悉以令退屈、既永(⑩季)、年号國一揆、同時蜂起、然間三州守護職讓与舍弟薩摩守用久、自身出鹿兒島之居宅、日州末吉郷隱居候、無幾程而悔還彼先約、鹿兒島押入(⑩)之間△、用久改居所谷山院、構城廓、既兄弟之成弓矢、争國事十余ケ年、其間之轉變不可勝計候、就

中忠國於日州三侯院、語得和田江右衛門尉正友(存カ)、討取高木長門守、其子被青亡(殖カ)植家、是立久出陣之始也、其

後乱入大隅(⑩國)、蘇郡住人籌策税所介、而當國之守護代追本田信濃守重經早云々、

(本文書ハ「田記雜録前編二」一三八〇号文書ノ抄ナルベシ)

28

尚之油断不可然候、分明ならず候へ共、承不審候之問啓候、

高城之事、小城中城ニ敵仕無事(⑩候)、残之城ニかたくもたれ候、さる程ニ、堺目ニ明日明後日(⑩の)あひたにうち出へく候、又敵方之勢今夜しのひことくにしたく候之由、只今つけ来候、さためてそのの仕事と覚候、いかにもかたく用心有へく候、當所事(⑩之)も其心を得候、返之いかにも用心かたく有へく候、此ため態遣人候、恐之謹言、

卯月十八日

立久判

貴嶋殿

(本文書ハ「田記雜録前編二」一三八一号文書ト同一文書ナルベシ)

29 「栴山氏文書」

30「栴山氏文書」

尚々鍋増事、恐なから子ともおほしめし、又親とも

大方愚意雖令啓上候、重々申置候、身之事今度之刻、

屋形之立御用、捨命候事勿論候へ共本望候、雖然則時

ニ一跡絶失候する事、餘なげかしく存候、鍋増丸か事、

高木殿を一向ニ憑申候〔する〕外^⑤の無了簡候、彼仁之事、

城所領等^⑥もはなれ候ハぬ様ニは、るこまれ候〔て〕、

来世までも心安かるべく、志和地への御中媒を憑存候、

又老母姉にて候もの之事、申上候までもなく候へ共、

是又御芳志をなしてたのミ申さす候、いかにも御ふち

候へく、とても申入候ハす共、御ふさたあるべく候共

不存候之間、不能巨細候、以此旨可有御披露候、恐惶

謹言、

永享四年 七月十二日

梅巖和尚

侍者御中

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一一一五号文書下同「文書ナルベシ」)

たのミ可存候由、かたく申付候、

生死之習今より難定^⑦子細^⑧、先を不令啓候、就其^⑨上御^⑩

國之事、如此罷成候て、屋形之立用捨命之事本望候、

雖然一跡則時ニ絶候する事、餘ニなげかしく候、なへ

ますか事存候ハす共、御近所と申可憑存候、ましてま

きれぬ子細にて候〔ひと之〕意趣を申入候へハ、中々隔

心ニ相當候欵、此仁か事、ともかくも御身持のことく

候て、城所領にもはなれ候ハぬ様ニ御計候て、御故人

とおほしめし、人たてられ候ハ、来世までも可心安

候、今度之刻度之趣申候き、定て可被思召同候、一

向憑申候上者、親類内者も御意ニそむき候事あるまし

く候、相構之令申分、不可有御違候、恐々謹言、

高木殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一一一七号文書下同「文書ナルベシ」)

「見雜抄」

一永享七年十月十四日之文を以大覚寺を可誅旨被相觸人

数

「信濃守」 本田重經
 「左京亮」 永野助家
 「備前守カ」 末弘忠勝
 「孫三郎カ」 高木經家
 「左馬助因盛」 伊地知久安
 「豊前守」 財部因成
 「美濃守」 伊地知久安
 柏原好資
 栴山孝久

廻元政
 町田一久
 「中務少輔」 北郷知久
 「左馬介敦弘カ」 加治木親平
 「遠江守」 和田正直
 「能登守カ」 新納忠臣
 「近江守」 山田忠尚
 「出羽守入道聖榮」

31 栴山氏文書

〔一〕於如御意趣我等も今度奥州御用ニ罷在候上者、後々

までも以前之御契約、又者此刻之忠節御忘候者、衆中

ニ訴可申候、若於私に御大綱之時者、無二心可罷在御

用候、此条々偽申候者、

伊勢天照大神 熊野三所^{④大}権現 八幡大菩薩 諏訪之上

下大明神 天滿^{④大}自在天神、御討各々可罷蒙候、

永享八年六月廿四日

栴山殿 (伊集院) 熙久 (花押)

和田殿

高木殿

栴寢殿

平山殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二一九二号文書ト同一文書ナルベシ)

32 栴山氏文書

起精文

▽④石之意趣者、△

一去二月十二日屋形之御書、末弘方より被遣候ニよて、

同十二日拂曉ニ志布志へ可参にて候し程ニ、日来も行

候時者、和田方へ状使者之間にて音信仕候へ共、俄ニ

罷立候^④程ニ、中郷前田所まで以使者申候、意趣者、志

布志より被召候、遅参候^④とて御意悪候哉、末弘方及御

書候、彼御書其方へ被遣候間、可有御披見候哉、定明

日拂曉ニ罷下候、親子共ニ留守^④事候、自然之時者預御

扶持候者悦喜可申候由、高城へ心得候て被申^④其悦喜

候、次ニ志布知之事、菟角荒説申候、如何候哉、不審

候者定而^④之儀ニハ可聞得候哉、左様之時者さかせら

れ候ハ、悦喜可申候由、以陰蜜前田方へ私尋候、此

二ケ条より外^④別ニ意趣お不申事、

一屋形今度此堺ニ御上之時、栴山殿御談合候て、志和知

へ可有御勢遣にて候通、此邊より申出候之由承候へ共、

努々不存知篇目にて候事、

一如此子細自是御出候者、屋形へ濃州之御讒言候之通、

我々承候之由候事、人の申候も不承候、心中にも不寄
思候事、

若此条々偽申候者、

日本國中之大小神祇云々、

永享十三年辛酉五月十日

〔北郷〕
知久判

栂山殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二二五三号文書ノ抄ナルベシ〕

33「栂山氏文書」

契約

〔一〕右意趣者、
〔[㊤]ナシ〕

一仰 持久、於私者、自然御大事之時、身之大綱と存、

御用罷立之事、
〔[㊤]可〕

一今度之刻一段申談候上者、於子々孫々捨すてられ申候

まましき事、

一如此申談候上者、讒者出来、和讒凶害之時者、則承可

申披事、

若此條々偽申候者、

日本國中之大小神祇、殊者伊勢天照太神宮 熊野三所

權現 八幡三所大菩薩 諏方上下大明神 天満大自在
天神御討可蒙候、

嘉吉元年九月十二日

〔和田氏〕
正存（花押）

栂山殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二二六八号文書ト同一文書ナルベシ〕

34「栂山氏文書」

契約

右之意趣者、

一仰 持久、於私者、自然御大事時、身之大綱と存、可

罷立御用事、

一今度刻一段申談候上者、於子々孫々捨す〔す〕てられ申
候まましき事、
〔[㊤]ナシ〕

候まましき事、

一如此申談候上者、讒者出来、和讒凶害之時者、則承可

申披事、
〔[㊤]披〕

若此条々偽申候者、

日本國中大小神祇、殊者 伊勢天照太神宮 熊野三所
權現 八幡三所大菩薩 諏方上下大明神 天満自在天
〔[㊤]天〕

神、御討可蒙候、

嘉吉元年九月十二日

(高木) 殖家 (花押)

梶山殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二六九号文書ト同一文書ナルベシ)

36「野邊氏文書」

嶋津持久・高木孫三郎・市来太郎以下事、所被加治罰也、早令合力嶋津陸奥守貴久、可被致忠節、就中對貴久無貳之旨申之、尤神妙、向後弥可被抽戰功之由所被仰下也、仍執達如件、

嘉吉元年十二月十二日

(細川持之) 右京大夫判

野邊刑部大輔殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二七四号文書ト同一文書ナルベシ)

35「梶山氏文書」

一日不寄思候之處、ふと入御候、誠之悦喜仕候、聽て參候て、か様御礼可申(上)とも、病氣後未銘候程、以吉日(參)可最之由存候て、于今延引候、恐入候、先為御礼次郎進候、委細可申(候)哉、又一日之御状、聽彼使ニ請取せ候、御状見申候、御意通悦喜申候、自是之御返事案文進候、可御披見候哉、就其屋形御座所其外、薩州不審聞得候て承(候ハ、)、隨而江州より一昨日得状候、意趣者、去十九日大崎(參)へ肝付・和田より勢遣候、内藏向ニハくしき(ま)より勢遣候て、在家二三ヶ所放火候、重而廿三日可有勢遣候、合力之由被申候程、昨日内者共十人計遣候、為御不審令啓候、恐之謹言、
八月三日
[北郷] 知久在判

梶山殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二七一号文書ト同一文書ナルベシ)

37「梶山氏文書」

嶋津持久・高木孫三郎・市来太郎以下事、所被加治罰也、早令合力嶋津陸奥守、可被抽忠節之由所被仰下也、仍執達如件、

嘉吉元年十二月十二日

[細川持之] 右京大夫判

梶山美濃守殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二七五号文書ト同一文書ナルベシ)

38「入来院氏文書」

嶋津持久・高木孫三郎・市来太郎以下、先度被成治罰

之処、當令出張、既陸奥守忠國及難儀云々、不廻時日、

合力忠國、可被抽戰功、若有背御成敗族者、可為彼兩

三人同罪之由所被仰下也、仍執達如件、

嘉吉二年十月廿五日

〔管領畠山左衛門持國入道〕
沙弥(花押)

入来院彈正少弼殿

(本文書ハ、旧記雜録前編二二二八号文書ト同、文書ナルベシ)

敬白

奉施入日向國三侯院北方春日社鑄冶臺口、諸行無常、

是生滅法、生滅々已、寂滅為樂、

至德元年十一月廿七日

大歲
甲子

大檀那沙弥正竟、大願主金剛佛子宥存、一結沙弥

大樂結縁大工藤原秀重、

歸命本覺心法身 常住妙法心蓮臺 本来具足三身德

三十七尊住心城

吉祥寺鐘銘

島津御庄三侯院 定福寺鐘一口事

右志者、為天長地久御願圓滿、別信心大法主僧鏡玄、現

世安穩後生善處、所奉施入如件、

文永十二年乙亥三月十八日

大願主僧鐘玄鏡

春日宮前六地藏之銘

天文九年庚子八月廿九日造立本願舜勝施主各、

兼石

玄石 法名尊阿

女子

三侯之領主願阿妻

宗兼

號鹿屋、

得父兼石之讓而領鹿屋院、為辨察使、以鹿屋為家

號、○宗兼得日州三侯領主願附之讓、是依宗兼姉

智且願阿無男子也、故宗兼并領鹿屋院及日州三侯

院、而傳子孫、

兼永

周防介

永和之乱屬官方、於日州三俣高城戦死、

大隅・薩摩・日向於此三州、伴氏之源被分候次第之事、
 少々存知分①註住置候、大伴親王後胤善男大納言、清和天
 皇時、檢違使②非脱之之別當而御入候、其時流罪候、其末子兼
 貞言仁、鶉戸參詣之砌、三俣院御通候、三俣重平③主たひ
 けん④季基すゑもと、云人之在所を一見候折節、平たひけん
 表に指出候て、彼兼貞見參被申候て、客人者いつくよ
 り御渡候哉尋被申候時、いつく共なき旅人⑤ナシに候
 由被仰候、左様候者、暫御逗留候へと留候間、一兩月
⑥逗留逗留候、然者彼平たひけん被申事ハ、愚身者無子候、
 女子一人持申候、あはれく御茶取せ候へかし、左様
 候者、我等か跡を可進之由被申候、其儀候者ともかく
 もと被仰候て、平たひけんの聲に御成候、無程男子出
 来候、其次第御子出来候、已上男子五人候、太郎肝付・

(本文書ハ二四号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

二郎萩原・三郎安樂・四郎和泉・五郎梅北と、皆々在
 名名乗候、兼貞梅北⑦ニ而遠行候、然ニ梅北方ハ五人めに
 て候、兼貞之跡を次、即善男大納言十番之けい馬の時
 本とりにゆひ籠にて信仰申候十一面金銅之佛をハ格護
 之由申候、三俣之神柱ハ、平太檢殿御伊勢夢想を蒙候
⑧天監
 て勸請候、其より梅北殿大宮司御持候、彼平太檢殿在
 所、都城⑨与之梅北間原に屋形于今在無隱候、伴家幡之事、
 大堂宮の御幡被下錦にて候、幡横廣サ三尺三寸、長サ
 一丈二寸五分候、竿五尺也、伴家幕文きつこふの内に
 足上たる鶴二ツ、共ニくもてを合、根の日の松を一本
 ツ、くわへ候、幕布上三のハ白、下二のハ着候⑩黒、妙見
 氏神也、

三俣院神柱大明神也、
⑪忠兼
 鹿屋周防入道

日向国三俣院高称蓮寺大佛宝殿棟銘
 夫以當寺者、畠山礼部公創建也、曩昔大塔宮与將軍家

相争天下日久矣、三分其天下、以二服事將軍、勇將抽

節猛士 薩隅日三国士卒、或帰京師、或帰將軍者、角

兩雄焉、於是礼部公奉將軍命引兵深入日州之地、伐闇

將明士者不可勝計、其野血可流杵矣、蓋征強敵殺群命

難計、不修善根争得佛果、即施財產建彼精舍、然為年

代久遠、禪宮塵世兩銷亡、我蓮社亦相然矣、今茲天

文丁未、請藤原忠相・忠親公命、依旧貫修造焉、願此

丹惱力、檀越文道秀出、武運亨通、馳聲九劬、高功如

青峯聳日決勝千里有国齊黄河向東次冀遍躅道根長久、

仰師惠遠宗風、

天文十六年丁未夷則十五日誌焉

住持彌阿

天文九年庚子四月廿二日、弓箭出来之已来、敵身形討

死不知其數、就中同十一年八月廿日、於高城脚并小山

合戰大破之、至伊東・北原之軍衆五百余人討捕、得勝

利早、為其亡靈之、長田門施入高稱寺、末代不可有變

易、

右丹志之旨如件、

天文十三年八月廿日

北郷 讚岐守忠相 (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二四七七号文書ト同一文書ナルベシ)

前文略、當大旦那北郷藤原時久公、相久略、又時代坊

主重阿弥陀佛落合藤惠入道子息從中興開山漸及三代門下繁榮略、

造榮施主相阿弥陀佛并催借郷里村民力、而永祿十三己

巳十月十九日既成就早、略、中、

永祿十三年己巳十月十九日、地頭北郷藏人頭久盛、坊

主三代重阿弥陀佛敬白、

久雄 北郷次郎右衛門尉殿

文龍 川野源五郎

道照 嶋玄番左衛門尉

玄鳳 新納武藏守殿

道清 山内刑部左衛門

守鶴 杏隱

宗運 春日寺同宿

春浦 黒田民部少輔

宥心 武藏先達

源高 山内豊前守

誠心 二方弾正

一庭 白谷藏人

亀雄 山内玄番允(番)

宗圓 二方彦九郎

喜山 江内谷築前寺

外五十一人、法名・俗名略ス、

右者、天文九年庚子四月廿二日弓箭之已来同十一年八

月廿日戦亡之人數トアリ、

棟札云、右祈念者、護持信心大且越藤原尹祐并席乘丸

御身堅固、息災安穩、領内豊(マ)、国土安全、別者御代官

源氏為、

吉祥寺鐘銘

島津御庄三俣院定福寺鍾一口事 右志者、為天長地久

御願圓滿(別)、信心大法主僧鍾玄(鏡カ)、現世安穩後生善處、所

奉施入如件、

文永十二年乙亥三月十八日

大願主僧鍾玄(鏡)

右寺ハ町入口ニアリ、此鍾上古石山寺ノ末寺乗福寺門今

名ニ残ト云寺ニアリタル由、右ノ寺廢壞ニテ石山寺ニ格

護ノ処、先年吉祥寺火災ニヨテ鐘樓モ焼失ス、故ニ石

山寺ヨリ吉祥寺ニ持来リカケシトゾ、

〔名勝考〕

同郡高城郷東霧島村

霧島神社 三代実録〇今名東霧島權現、ツマとは此地長尾山の尾端に在る故なり、一説に即チアツマの略也、此地ハ高城と都城との界たり、高城・勝岡・山口の地を

水俣院と云、延喜式に見へたる水俣是也、

府東北十九里、奉祀伊弉諾尊、瓊々杵尊・開耶姬・出見尊、

皇を相殿とす、今是を神人ニ間に、此相殿なしと云、

此處は諾尊(キ)の再尊火神の為に灼れて神去玉(ホノカミ)ふを甚だに

恨て、火雷(ホノイカツチ)を斬玉(キリ)ひし址なりといひ傳ふ、〇本田氏社

記曰、高城といへるは、瓊々杵尊東行し玉へる時、行

宮を建て御座ありし遺號なり、猶千臺高城郡(チウカウ)の例のご

とく、又曰、高千穂峯より東に連ける地なるか故に(東)霧

島の名あり、或曰、高千穂峯を霧島嶽と呼名せる事は

この處より昉りしならん、又曰、皇孫の御時に諾尊を

崇奉し玉ふ所なるへし、凡城を讀こと原是字（音）なり、山背の字出たり、むかしは城の事はきと訓り、山城と換られて始て志呂といふ訓はジヤウの唱ハ志呂より旧しとぞ、三代実録天安二年十月廿

二日己酉、授日向國從五位下霧島神從四位下、（上カ）是文德天皇の御宇なり、又同史に、同日高智保神に從四位上を授られしと見ゆ、是即霧島の神と高智保神とハ別所（音）證△なり、延喜神名式、

日向國諸縣郡一座小霧島神社、

十握劍 （即）神鉢とも云、此窟の寶物、長十把許と見ゆ、十握ハ古事記に十拳とも十掬ともあり、其長大なるを称ふなり、

神代系圖傳に伊弉諾尊みはかせる十握劍てふもの日向國に降し玉ひしよしをしるし、又神武天皇聖壽四十餘

り四とせの御時、寶劍降于蘇峯、（辛酉ノ年正月朔）此寶劍者其十握劍歟云々、○▽（音）社記曰、△寛永五年戊辰九月廿九日

卯刻、東霧島窟炎上す、災池魚に及て藏寶神物拳（コソツ）て鳥

有となる、獨十握劍屹然燬燼の中より出て、少も燬ふ

所なしと云々、あはれけに雲の上なる我なるを焼て出

とハ何をいふらん、（この哥社僧寺勅諭院縁起に見えたり、後人附會なるへし）又享保元年

九月廿六日霧島山火を發せし時、此地も延燎せり、東

霧島神窟每歲二月中西日濱下之飾物

一忍穂井取老人 一先拂式人 一寶幣式串 一金幣式

串 一錦幡八旒 一弓箆壹具 一銅拍子壹對 一笛壹

管 一鉦壹挺 一太鼓壹面 一面式掛 一十握御壹振

一神輿壹腰 一金瓔珞 一水引天井覆錦壹通 一角金

幡四竿 一鈴十六口 一絹蓋壹張 大御腰江差掛之

元祿十年三月十三日、於東霧島山被埋霧、

覺慧

襲峯埋盡沒殘餘 不覺吾身大虛 賴立浮橋朝霧上

瓊矛指下探洲歟

割裂石 （亦）云破裂盤、（即）神石なり、東長尾山の側胞夜谷の上に在り、石高五尺許、微橢圓く、砍て兩段となせし痕あり、書

紀曰、伊弉諾尊拔所帶十握劍、斬軻遇突智為三段、古

事記謂、石析神、次根析神、次石筒之男神是、この神

石ハ即其事蹟を表識とする者にして、三段の中一段は

嘗て飛去て今亡といふ、現存する其一段、地を出こと

豎九尺餘、横九尺五寸、厚一尺二寸、其一段地を出る

こと豎横右に同じく、圍一丈八尺五寸、

元祿十年、竟慧見神石于故有谷詩、尊神曾每驅魔鬼

十握劍頭生異輝 截斷盤陀作三段 右邊一片拋宮崎

「伊東氏臣壹岐賀州年代記」

一天文元年壬辰、同二年八月廿八日ニ祐充様御死去、九

月二日、福永伊豆守父子四人腹ヲ切、此年十一月廿七

日、北郷・北原・肝付・飴肥・新納殿一騎ニ而三俣下ノ城ニよせ、同高城ニよせ合戦有、八代長州其外人數數多打死、伊東衆打負申候、同十一月十六日甲寅、伊東武州生害、同廿二日庚申、義祐様日知屋ノ如く御退出候、此故ハ、伊東武州之子左兵衛佐殿謀叛ニヨリて國衆ノ多々御からくり、都於郡ニ打入ましますニヨリ

テナリ、同十二月十二日ニ荒武三省小浦衆都於郡ニ切スカル、同十五日夜、綾之城ニ真幸衆・北郷殿衆・新納殿衆打入、守永之城ヲ切落ス、本城衆同心ス、同荒武丹波守父子四人・稲津三郎右衛門同前ニ真幸江のき、北原殿をからくる事、十二月廿二日欵、是ハ義祐様方也、

〔肝付兼續譜中〕

一天文元年壬辰十一月二十七日、兼續及北郷氏・北原氏・豊州氏・新納氏合師、伐伊東氏于三俣下城、于高城斬八代長門守、克之云々、

一天文三、北郷氏・豊州氏・北原氏取伊東之八城、分有其地、忠相乃領梶山・勝岡城、忠朝領山之口山之口・松尾兩城アリ、

高城高城・下之城、小山城・三城アリ、久兼北原民部少輔ト云領野々美谷、

一同七年戊戌八月、忠相使財部筑前盛任・北郷次郎右衛門久利會忠朝臣日置刑部・羽鳥某、請以末吉・梅北易高城・山之口、六日、遂得高城・山之口易末吉・梅北也、

日州諸縣郡

都之城

都之城者北郷家居城ニ而候、求麻相良氏薩隅日三州之曆々六十三人同意ニ而都之城を責候時、氏久公御後攻之ため志布志より御出馬にて、同所天ヶ峯ニ被遊御陳、夫より末吉平長谷ニ被移御陳、應安二年三月一日・同三日、於都之城箕原大合戦有之、都城よりも北郷讚岐守義久之弟弥次郎基忠・七郎忠宜兄弟遂戦死、其外氏久公之軍中本田信濃守重親・肥後兄弟・石井某・北原彦七郎・宍目藤藏致戦死、敵方相良氏頼・伊東六郎左衛門・池尻五郎・薩州一揆之張本洪谷右馬助を御打取被成、大軍を討退被遊、

一天正十五年、殿下秀吉公被為入御國候節、御家老伊十

院右衛門大夫忠棟入道幸侃以迷心之志内應仕、早速御和談ニ取嘸、其後隅州肝付一郡之御朱印を幸侃拜領仕候、依之幸侃弥振權威、其上石田治部少輔三成ニ取入、文祿四年、北郷氏を薩州伊佐郡宮之城ニ移、幸侃事庄内都之城ニ罷移、北郷・南郷・中郷・三俣院・財部郷・末吉郷以下八万石を領シ威勢弥強ク、逆意之色自然ニ相見得候付、忠恒公幸侃を御討可被遊与数年被思召候得共、三成ニ取入、秀吉公御存之者候得ハ、御賢慮之上時節を御見合被成候処、幸侃悪行日々相積り、御家之御為難黙止被思召、慶長四年三月九日、於伏見御屋形御茶亭家久公御手討被遊、依之幸侃嫡子伊十院源次郎忠眞都之城楯籠、恒吉・山田・野之美谷・志和地・安永・高城・山之口・勝岡・梶山・財部・梅北・末吉十二之塞を構、家久公ニ奉背候故、竜伯様新納武蔵入道拙齋・山田越前入道理安此兩人ニ被仰付、都之城を御押、伏見ニ御注進被遊候故、忠恒公早々御下國被成、庄内江御出陳被遊候、六月廿三日、恒吉・山田両城御責、山田落去、八月廿日、恒吉城御陥被成候、九月十日、於都之城御合戦有之、野之美谷・安永両城より人

数を出して雌雄を争、大ニ合戦有之、同月廿九日、家久公山田城御入被成、急ニ源次郎忠眞を可被成御攻殺与被思召候得共、竜伯様被思召上子細有之御止被成候、十月二日、家久公森田御陳被成、志和地之城を御圍、糧道を御絶候処、安永之凶徒山田城ニテ挑戦ひ、伏兵を設、此時味方戦死之者百人ニ及候、翌慶長五年二月五日、志和地之凶徒下城仕、同月廿五日、高城・山之口・勝岡・梶山・野之美谷・安永六ヶ所之城を捨逃去候、依之源次郎滅亡之道を存、且又従家康公山口勘兵衛直友を御使ニ而忠眞和談可仕旨被仰付、奉應其意、都之城・財部・梅北・末吉四城を奉獻候故、三月十四日、竜伯公・家久公都之城ニ御入被遊、翌十五日御帰陳ニテ御座候、

都之城

梶山

高城之城主和田土佐守・梶山之城主高木長門守御味方故、明徳五年^{即應永元年}之春、凶徒及御退治、力を和田・高木ニ合、元久公庄内ニ御出張被遊、於梶山御合戦有之、

二月十七日、味方北郷又次郎讚岐守義久之四男、遂戦死、同三月七日、土佐守之軍敗候而及難儀、北郷藤次郎久秀義久三男・伊地知又七郎戦死仕候、

一右之後、梶山之城主高木長門守是家太守忠國公ニ相背候故、長門守・同左衛門尉殖家父子被遊御誅罰候、

都之城

野之美谷

元久公應永元年七月以謀野々美谷城を陥候而、相良氏之勇士數輩致斬獲候、元久公岩川より當城ニ御越被成、野々美谷を以梶山美濃守音久ニ給候、

天正元年正月、兼亮肝付三河入道等をして、志布志・安樂・蓬原・松山・福島の兵數千人を帥ひ、末吉にゆき北郷氏を伐て月野の役に報せしむ、北郷時久及び子相久・忠虎等と謀り、彼れかいたまた陣せざるを撃んとて、都城・財部・末吉衆を將ひ、徑に馳てこれを迎ふ、志和地・山田・野々三谷・勝岡・梶山・山の口・高城等の衆も皆聞付くこれに續き、梅北地頭知覽大

和守も隊下の兵を領して橋口より進之、六日、大に住吉原に戦ふ、肝付師敗續し、三河等を始として死するもの四百三十餘人云々、

〔地理纂考〕

富吉村

的野神社

奉祀三坐

仲衰⑧衰天皇 神功皇后 應神天皇

祭日二月初卯日、
十月二十五日

社傳に、和銅三年の創建にて、往古三俣院の宗社なり、社頭より申西方四町許りに御手洗池あり、十月の祭にハ池の側に假屋を設け、三つの神輿を守り下る、是を濱殿下りといふ、又長一丈余の偶人に布の衣を着せ、大きな両刀を佩せ、面に朱面を被せたるを四輪車に乗せ、余多の人⑧をして神輿の先に曳く、是を大人彌五郎と号して、熊曾クマソク梟師クワシが形状を摸せるなりといふ、見物の徒夥し、二月の祭日に田踊或ハ鉄初と唱へ、牛の形を余多造り壘田の状をなす、偕當社ハ毎年正月元日より七日まで神忌と称して、古来より何事に依らず音高き事を禁せり、文政九年の秋修復の為に鹿兒島より官吏来りて翌年に及ふ、土人神忌の事を告て、正月元日より一七日の間修復を罷む事を乞ふ、官吏キカ肯す、二日より造営を始む、六日に至る日、造営ツクシヨコ廠より火起り、折しも風烈しく、廠ハ更なり、

材木悉く時の間に焼失ぬ、木屋に並ひて支社あり、牛洪宮といふ、焰火甚しく宮に散乱すといへとも、近寄りて消すこと能はず、さるを火鎮りて見るに聊も焦損なし、神靈の然らしむる所なりとて土人更に崇敬す、神鏡六面を寶殿に藏む、其中の一面に承安三年十月の銘あり、

物産

芝柳 草カク草クサ 丁草マコ 濕地草シメヂ 椎草ヒノキ 和漢三才圖會に曰、蕪根カフ

草方 丁草に似て少⑧小になり、

飛禽 雉 山鷄 山鳩

走獸 野猪 鹿 猪 猿

鱗介 鮎 鱈 斑魚マダガ 山川の上流に産して、下流に下

る事稀なり、其形ち香魚に似たり、背淺黄色アキイロにして腹

白し、両脇淡紅にして紅の斑文あり、故に斑魚といふ、

大きなハ尺に餘れり、骨軟にて肉と共に食すべし、

夏に至り味ひ美なる事香魚に勝れり、

〔三俣院記〕

三俣郷数之外城

〔有山之口古峯〕

〔右同〕

○山之口、高城、勝岡、都之城内梶山・野之美谷・高木・

志和池・薄谷村・大西村但此兩所唯今丸谷村与唱申候

〔右同〕

○水流村・金田村・北郷三俣相加り◎峯、外ニ岩滿村三俣

院ニ而候、

右郷数者、貞享二乙丑五月、御記録所より都之城江御

尋有之、又寶永七 years 上使御通之節、高辻帳拔書ヲ以御

尋之節申上候郷ニ而候、或曰、高城、下ノ城・山之口・下
去川・梶山・勝岡トモ申傳候、

〔右同〕

一三俣八ツ之外城伊東家より押領シ、八ツノ外城籠、

山之口、長倉幡广守・海老原刑部少輔、三俣城、松尾

城トモ、河崎甲斐守、

右籠城之處、嶋津豊後守忠廣・北郷讚岐守以御談合、

天文六年十一月廿七日、高城江被向味方勝利、伊東有

敗軍、石山越追詰、高城地頭八代長門守ヲ始、山之口衆

海老原・長倉、三俣衆川崎、梶山衆稻津、勝岡衆海江田、

野之美谷衆米良、下城衆福永、小山衆宮崎・宮永を始、歴

之衆侍十九人・雜兵三百八十人討捕、長門守討死之後、

高城江ハ落合刑部兼住籠城、天文三年正月六日、高城

方北郷手ニ入、同七日、梶山・勝岡・山之口北郷手ニ

入、右合戦之場、山之口修善寺之上逆谷、追之谷トモ

云、此谷ニテ合戦有、

濱川

一觀音

〔右同〕

棟札

奉造立滿福寺觀音 壹宇

大檀那黒木出雲守法印大琳坊

弘治三年十月十五日

〔右同〕

田水成

一諏訪大明神

棟札

地頭安藝守藤原長久外字不知、

明應二癸丑十一月吉日

〔右同〕

中嶋

一天神

○ 棟札

持者護持檀那藤原氏經、地頭蒲生式部丞藤原經重外字
知、

天文二十二年 大禮那藤原朝臣時久御武運長久、庄内安全祈所、
筆者大琳坊 大工藤井李之允・久次美伊与守・圓
藏坊・細山田筑後守・野間大膳丞・黒
木新五郎、天正廿年壬辰十一月十五日

〔右同〕

北郷讚岐守忠相家老
一 山内豊前守義清

右、山之口地頭ニ而令在城、天文三年甲午、

〔右同〕

一 上田宮内少輔藤原久友、後任北郷遠江守、

〔右同〕

忠親一族
一 北郷大炊太夫久猶上田宮内少輔久友子

〔右同〕

○ 山之口城主

本丸主取田中小兵衛、内之丸主取平原又七・永野玄蕃、

搦手大将倉野七兵衛

右七兵衛戰死後、樗木主水助・同堅助山之口江在陣之 ○城

處、慶長五年二月廿九日、嶋津忠豊・北郷三久両大将

ニ而被責落候、山之口軍場田原門之上鉄炮取合有之、

忠恒公御備ハ高城宝光江御備、北郷手ハ山之口田原門
之上、○備春朝坊・脇坊・北之坊寺地跡有之、田中小兵衛

ハ修善寺春朝之甥ニ而候、小兵衛子花之木村百姓一得
与為申者之下人ニ而、寛文年中迄ハ甲并武具数多所持
也、

〔右同〕

忠能之臣
一 北郷四郎左衛門久武、慶長五年山之口地頭、

〔右同〕

一 慶長五年、嶋津下野老花の木村ニ而、忠能領地ニ而無
之候、庄内合戰前、益田彦岐守花の木村庄屋筋ニ而候、

嫡子助左衛門祁答院江御供ニ而被移、六年目ニ北郷殿
御移限ニ而助左衛門同所江罷居候處ニ、花の木村下野

守殿御持ニ而、從御物助左衛門方江庄屋可相勅旨都之
城江為被仰渡由候、花の木庄屋相勸候由相見得候、

一 大寺大炊助豊後入戰死、弟仁兵衛手負候、致歸陣相果

〔右同〕

候、大炊助子主計飢肥領田野村江居住之處ニ、天文十

五 太閤御下之節、山之口富吉村之内堀之内江被移候、

右田野へ仁兵衛殿茶毘所場とて有之由、山之口外城之儀、慶長十九年御用地相成、右主計地頭被仰付、元和年中、諸外城より衆中人數七十六人被召移候、

〔右同〕
一八代長門守八幡參詣之通筋、于今古通路跡有之、今横井木与申傳候、元禄之始迄并松為有之由候、

〔右同〕
一神多山(補力)

▽ ③大乗院末寺瑞應寺△

右由緒不知、中開山重鏤上人也、慶府中村氏祖ニして、于今上人佛餉米として中村氏より能米式石右瑞應寺江被相渡、右上人遷化ハ寛永九年正月廿三日也、

〔右同〕
山之口宗廟
一の野八幡

右、天文四年未春修造、同四年十月廿四日座主傳燈沙門覚睿、永禄元年戊午十月座主傳燈宥睿、檀主藤原忠相并忠孝・久慶御祈願之旨棟札有之、

〔在五右行右同〕
八幡社頭有、
一早王宮

同所
一春日

右門前
一兩地主光神

右両社共古社ニテ有之、
一涼宮大明神 一池之王

右由緒不知、末社之由申傳候、

〔右同〕
42 一の野馬場座主支配之時竿次帳写

的野寺 多門坊 福城坊 金光坊 満蔵坊 志摩之丞

二ノ殿守 正市 二ノ正市 門前中座 楽石 常慶

獅子舞 門前(形)形部左衛門 笛吹權祝子 正祝子 三内司

三殿守等也、

右社屋鋪之事、今度雖被載御檢地、任先規之例、令免許早、門前田畠者軍役方ニ被相加候間、於向後者諸士并諸役可相勉者也、

新納加賀守

寛永十一年二月十九日 山田民部少輔

高崎伊豆守

的野寺

(本文書ハ「田記雜錄後編五」六九一号文書下同一文書ナルベシ)

日向州諸懸郡三侯院記

夫日州諸懸郡三侯院者、霧島山之面、者境飮肥、者境
高原、去廳府凡十六里、建武年間肝屬八郎兼重領之、
號三侯八郎、其後至德年間、和田土佐守入道正覺領之、

高城

一高城者日州三侯院之内也、肝屬八郎兼重在城して號三
侯八郎、其後至德年間和田土佐守入道正覺領之、春日
大明神鐘銘ニ茂大檀那和田正覺卜有之、天文年間伊東
氏より押領シ、八代長門守城主トス、同六年十一月、
北郷讚岐守忠相被責寄、長門守戦死、從落合刑部致籠
城候得共、忠相江内通ニテ北郷氏手ニ入、慶長十九年
御用地ニ相成、市来八左衛門地頭也、

〔在勅定院之由緒書〕
一東霧島大權現

右、瓊瓊杵尊・木花冊酛姫〔耶〕・彦火之出見尊・豊玉姫・
鷓鴣尊不合尊・玉依姬也、又傳、當社者四大波社は陰

神也、龍女在故名、東霧嶋絶頂之鋒東也、在陰神故曰
妻、高知穗峯、瓊之杵尊勅ヲ受、天神始此峯降、有靈
區建立、神祠ヲ奉崇瓊之杵尊及花開耶姫尊、東霧嶋六
社權現是也、當寺與西御在所於西所者、性空之化跡多、
文曆元年甲午十二月二十八日神火起、山中社院灰广、
庄内一戰以来絶天台宗為真言宗、

〔右同〕
一兩脇之社

性空之侍者乙若、白山權現十一面觀音性空ノ像、右二
社上人自刻卜言、炎上之後新作像ニなる也、家久公
御寄進、佛師康嚴、當寺住僧光明院法印、本泉州岸和
田之人也、住飯野愛染院、家久公婦依僧也、高麗入
之時、為御祈禱渡海〔三〕、慶長五年庚子より同十年迄住、
其〔次〕性隆法印、其弟子性秀法印、其次頼尚四代也、古本
堂皆及破壊、右頼尚法印再營、

〔右同〕
一東霧嶋山

右、性空上人開基、天台宗十代、真言宗六代、
院御宇勅号ナル欵△
▽〔三〕花蘭

▽〔三〕勅定院△

43 [右同]
○敬白

奉懸霧山六所権^{④現}御賓前立願文之事

右、立願意趣者、修理亮久豊如念願開弓箭之運、如

所存^{④十町}令拜領國務候者、知行之在所^{▽④十町△}可奉

寄進、所之状如件、

應永十六年五月十五日 久豊(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二七八七号文書ト同一文書ナルベシ」)

44 [右同]
○就妻霧嶋御造營國中御進候之間、太刀^進

之候、

立久(花押)

文正二年六月十七日

▽^{所カ}東霧島六^{御坊}△

(本文書ハ「旧記雜錄前編二一四四二号文書トホボ同文ナルベシ」)

45 [右同]
○

船頭町木

(朱印)

延徳四年二月十日

忠昌(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二一七〇八号文書ト同一文書ナルベシ」)

46 [右同]
○願書

一今度上洛仕合等、始中終^{④得}可然様御神慮奉頼候事

一諸人心持無相違當家一篇ニ相守、悪事無出来家連續之

事、并又一郎拜領之諸縣一郡之儀、無違篇様御神慮奉

頼候事

一又八郎其外妻子等召置候在所、別而無何事様ニ御神慮

奉頼候之事

一上洛路次續上下無恙様御神慮奉頼候之事

一義久様・義弘・久保早速下向候様御神慮奉頼候之事

右以條々、能々祈念頼存候、仍馬一疋^{月毛}奉拜進之者

也、

天正十六年五月七日 義弘(花押)

光明院^{▽④まいる△}

(本文書ハ「旧記雜錄後編二一四五七号文書ト同一文書ナルベシ」)

47 [右同]
○敬白

於法花嶽山代僧老七日參籠之事

一御家景甲乙人、心持無相違可為當家長久之様ニ、弥可

被加御守渡事^{④護}

一義久・義弘・久保無異儀歸國之事

元主快憲〔書〕（花押）

一義弘留主中、以 御守護家内妻子等可為安全之事

右條々、依今度上洛奉勵念力之状如件、

天正拾六年

嶋津兵庫頭

八木
行數量事
一石五斗

霜月中之酉
之御祭礼

五月十七日

藤原朝臣義弘（花押）

八木
壹石五斗

貳月中之酉日

光明院

四斗

正月十八日修正

〔本文書ハ一旧記雜録後編二四五八号文書ト同一文書ナルベシ〕

48
〔右同〕
○東霧嶋山 御寄進

一大藪門

米二二石

前田 一反

狐塚 八反

一春日大明神

そう光作四反

右、天徳二年建立、

字不知 二反

同所 七反

〔在東龍寺〕
○ 敬白

以上二町二反

奉施入

天文廿一年壬子二月吉日

日向國三俣院北方

右御寄附者、當社米〔神領欵〕 事具宮ケ中為島地、從北原殿

春日社鑄冶壹口

被進畢、仍藤原忠相忽被成寄進處證文而已、

至徳元年甲子十一月廿七日

大檀那沙弥正覺

大願主金剛佛(子九)寺寄存

〔見聞書〕
榎木村
一小山城

右城地洪水二崩、二畦三畦之高地殘有之、

一春日山 三摩地院 東龍寺

〔右同〕
一小山川原

右開山舜賀法印、

右近邊也、

一龜石山 石山寺

右本ハ福聚寺ト云、近年改石山寺、開山融公禪師、應永之初住此寺、永享三年十一月十三日遷化、

〔在社中〕
一諏訪大明神 龜沢肥前守藤原秀元大願主福壽院棟札、
領主藤原忠親并久夏代官山内美作守當役人、

〔石山寺鐘銘〕
○嶋津御庄三俣院

定福寺鐘一口事

右志者、為天長○地久

御願圓滿、別信心 在石山寺、

大法主僧鏡玄、現世

安穩後生善處、

所奉施入如件、

○
此板永鎮
雲岫尼菴
應安庚戌
嘉平十三

文永十二年乙三月十八日 大願主僧鏡玄

49 〔在高城高称寺〕
〔本文書八四一号文書ト同一文書ニツキ省略ス〕

「御居城由来記」

諸縣郡高城

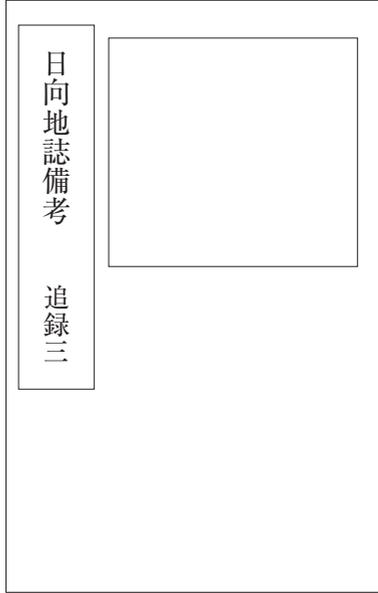
一高城

久豊公御二男ニ被成御座候節、日州為押當城に被成御
在城、元久公御逝去之節、久豊公鹿兎島江被遊御
越、守護職御相續被成候、其後對伊東家當城御越被遊
候処、伊東氏乘夜暗西城ニ攻登り候得共、城兵尽粉骨
敵を追退候、

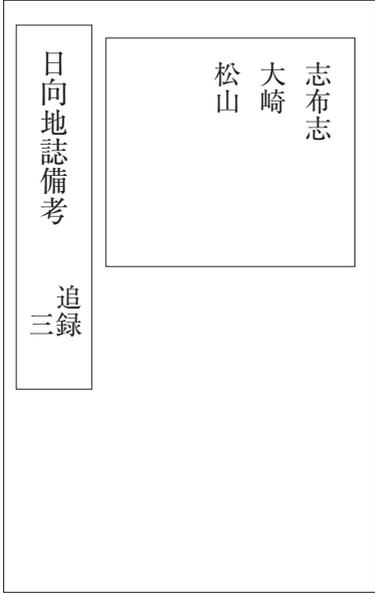
日向地誌備考

追録三

(表紙)



(中表紙)



日向国宮崎縣大小区町村表 明治九年廢縣前

『從前領』○旧幕領 □延岡領 ×高鍋領 △飢肥 ×佐土 ●旗
 『地之印』○米米良、鹿兒島藩内』

第一大區

一小區 宮崎郡之内 □上別府村
 一上之町 河原町

那珂郡之内
 ○下別府村 ○吉村 △字瀨頭
 恒久村之内

元祿高嶮
 二小區 宮崎郡之内 □下北方村

名田村 □池内村 □上北方村
 但古へ八名手 ムラズミ 村角村 □南方村 □大島村
 村トモ書ス ル趣別冊ニ ミユ

江平町 池内村 □花ヶ嶋町 □江平町

三小區 那珂郡之内 ○芳土村 ○島之内村
 ○塩地村 ○山崎村 ○江田村

○新別府村

四小區 宮崎郡之内 ●金寄村 □瓜生野村
 堤内村 □大瀨町村 柏田町

瓜生野村ノ内 大瀨町
 五小區 全郡之内
 右金崎村・堤内村・秋月三郎旧領也、
 諸縣郡之内

○宮王丸村
 ○三名村
 ○伊佐生村

六小區 全郡之内
 ○竹田村 ○本莊村

元禄高帳
本庄村

- 須志田村
- 十日町
- 六日町

第同

七小區 諸縣郡之内 ●岩知野村

- 吉野村
- 嵐田村
- 木脇村
- 印ノ三村

○塚原村

八小區 宮崎郡之内 □富吉村 □小松村

元禄高帳
庵屋
舟引村

- 長峯村
- 太田村
- 源藤村
- 柏原村
- 生目村
- 西細江村

- 大塚村
- 跡江村
- 浮田村
- 古城村

中村町 福島町

九小區 諸縣郡之内 小山田村

- 下倉永村
- 上倉永村
- 宮水流町

第二大區

一小區 諸縣郡之内 、糸原村 、有田村

二小區 高岡全郡之内 、八代北侯村

- 八代南侯村
- 深年村
- 入野村

- 向高村
- 田尻村
- 花見村

- 飯田村
- 浦之名城
- 内山村

- 五町村
- 高濱村
- 高岡町

三小區 全郡之内 、南侯村 、北侯村

第三大區

一小區 那珂之内 ×新名爪村 ×廣原村

×東上那珂村

二小區 全郡之内 ×下那珂村 ×下田島村

元禄高帳
袋廣瀬村
石崎村

三小區 全郡之内 ×上田島村

×西上那珂村 ×上田島町

四小區 兒湯郡之内 ×伊倉村 ×新田村

×上富田村 ×下富田村

五小區 全郡之内 ×岩爪村 ×荒武村

×山田村 ×下三財村 ×上三財村

×藤田村

六小區 全郡之内 ×平郡村 ×加勢村

×鹿野田村 ×三納村 ×都於郡町

七小區 全郡之内 ○穗北村 ○調殿村

○右松村 ○清水村 ○南方村

○妻村 ○三宅村 ○童子丸村

○岡留村 ○現王島村 ○黒生野村

元禄高帳
岡富帳
現王島村
ノ字ナシ

×妻町 ○右松町

八小區 全郡之内 米小川村 米越野尾村

米銀鏡村 米上揚村 米八重村

米中尾村 米横野村 米村所村

米板屋村 米竹原村 米上米良村

米尾八重村 米中野又村 米寒川村

以上米良十四ヶ村

第四大區

一小區 兒湯郡之内 日置村 三納代村

二小區 全郡之内 高鍋村 高鍋町

三小區 全郡之内 上江村

四小區 全郡之内 椎木村 高城村

石川内村 川原村 高城町

五小區 全郡之内 平田村 持田村

六小區 全郡之内 川南村

七小區 全郡之内 川北村 都農町

八小區 全郡之内 高松村 美々津町

白杵郡之内 幸脇村

元禄高帳 第五大區

一小區 白杵郡之内 塩見村 富高村

○日知屋村 財光寺村 平岩村

元禄高帳 二小區 全郡之内 山陰村 八重原村

山森村之内 坪谷村 下三ヶ村 追野内

三小區 全郡之内 水清谷村 神門村

○鬼神野村 上渡川村 中渡川村

四小區 全郡之内 大河内村 松尾村

○向山村 下福良村 以上椎葉山四ヶ村、実

外二十ヶ村 外三十八ヶ村

五小區 同郡之内 田代村 立石村

○小原村 山三ヶ村 宇納間村

六小區 全郡之内 加草村 庵川村

○門川村 川内村

第六大區

一小區 白杵郡之内 恒富村 出北村

○三須村 伊福形村 櫛津

○赤水村 土々呂村 綱名村

二小區 全郡之内 岡富村 方財島

方財島外七町 柳澤町 南町 中町 北町

皆岡富村ノ内

元町 紺屋町 博勞町

五小區 全郡之内 川島村 粟野名村

稲葉崎村 祝子村 大武町

六小區 全郡之内 三川内村 長井村

七小區 全郡之内 三川内村 古江村

高反別一緒 宮野浦村 嶋之浦 熊野江村

元禄高帳 市振村 須怒江村 浦尻村

島之浦 熊野江村ニ込 南方村 大貫村

八小區 全郡之内 三輪村 黒木村

九小區 全郡之内 北方村 黒木村

入下村

第七大區 高千穂十八ヶ村

一小區 白杵郡之内 七折村 岩井川村

分城村

二小區 全郡之内 岩戸村 山裏村

下野村

三小區 全郡之内 三田井村 押方村

向山村

四小區 全郡之内 田原村 上野村

河内村 五ヶ所村

五小區 全郡之内 三ヶ所村 桑之内村

反別帳 鞍岡村

六小區 全郡之内 家代村 七ツ山村

第八大區

一小區 宮崎郡之内 田野村 今泉村

二小區 那珂郡之内 鏡州村 加江田村

三小區 宮崎郡之内 木原村 加納村

船引村

那珂郡之内 熊野村 新町 木原村ノ内

四小區 全郡之内 恒久村 田吉村

郡司分村 城ヶ崎町 赤江町ノ内 田吉村

福島村 上南方村 下南方村

●東北方村 ●西北方村
『旗本伊東常五郎旧領』『旗本伊東鑑之介旧領』

第九大區 飯肥三十五ヶ村

一小區 那珂郡之内

板敷村 楠原村 吉野方村

酒谷村 本町 今町

二小區 全郡之内

△星倉村 △戸高村 △隈谷村

△平野村 △西辨分村

三小區 全郡之内

△橋之口村 △大窪村 △塚田村

△毛吉田村 △上方村 △下方村

四小區 全郡之内

△津屋野村 △中村 △谷之口村

△脇本村 △勢波村 △潟上村

五小區 全郡之内

△北河内村 △郷之原村 △大藤村

△松永村 △上東辨分村 △殿所村

△下東辨分村

六小區 全郡之内

△益安村 △平山村 △風田村

△宮浦村 △富士村 △伊比井村

第十大區 福島十八ヶ村

一小區 那珂郡之内

反別帳 一氏村 △西方村 △奴久見村

△高松村

二小區 全郡之内

△大平村 △奈留村 △南方村

三小區 全郡之内

△天矢取村 △秋山村 △北方村

四小區 全郡之内

△本城村 △寄田村

五小區 全郡之内

△都井村 △御崎村 △大納村

六小區 全郡之内

△六郎坊村 △海北村 △市木村

第十一大區

一小區 諸縣郡之内

△安樂村 △野井倉村 △蓬原村

△月野村 △野神村 △原田村

△伊崎田村 △田之浦村 △内之倉村

△夏井村 △帖村

二小區 諸縣郡之内

△假宿村 △菱田村 △永吉村

△井俣村 △横瀬村 △岡別府村

、神領村 ジンリヤウ、持留村 モチトメ、益丸村 マスマル
、野方村 ノガタ

三小區 全郡之内

松山郷 マツヤマ、新橋村 ニハシ、泰野村 タイノ、尾野見村 オノミ

第十二大區

一小區 諸縣郡之内

、上長飯村 カミナガエ、下長飯村 シモナガエ、梅北村 ウメキキ
、五拾町村 ゴジツテウ、金田村 カナダ、宮丸村 ミヤマル
、高木村 タカキ、川東村 カハジガシ、郡二元村 フタノモト
、安久村 ヤスサ、豊満村 トヨミツ、上町、中町、下町、西町、平江町

二小區 全郡之内

、樺山村 カハヤマ、宮村 ミヤ、蓼池村 タヂイケ
、餅原村 モチハル、長田村 ナカダ

三小區 全郡之内

、安永村 ヤスナガ、西嶽村 ニシダケ、中霧島村 ナカキリシマ
、山田村 ヤマダ、丸谷村 マルクニ、岩満村 イハミツ
、下水流村 シモツル、横市村 ヨコイチ、野々美谷村 ノノミタニ
高眼 カミツル 上水流村 カミツル

第十三大區

美作三為可

一小區 諸縣郡之内

、大井手村 オホイデ、櫻木村 サクラギ、穗満坊村 ホマンバウ
、石山村 イシヤマ、有水村 アリミツ、四家村 シカ

二小區 全郡之内

、山之口村 ヤマノクチ、富吉村 トミヨシ、花之木村 ハナノキ
同 華木村 ハナキ

第十四大區

一小區 高原 諸縣郡之内

、麓村 フミト、蒲牟田村 カマムダ、廣原村 ヒロハラ
、後川内村 ウシロガハチ

二小區 小林 全郡之内

、眞方村 マカケ、細野村 ホソノ、堤村 ツツミ
、水流迫村 ツルザコ、北西方村 キタシシカタ、東方村 ヒガシカタ
、南西方村 ミナミシシカタ、五日町 イツカ、十日町 トツカ

三小區 野尻 全郡之内

、麓村 フミト、三ヶ野山村 ミケノヤマ、紙屋村 シヤ
、笛ヶ水村 フエガミツ、江平村 エヒラ、麓町 カミヤ
、紙屋町 シヤ

四小區 須木 全郡之内

、須木村 スギ、四日町 シツカ

五	郡	反	別
諸縣郡 二三、七二丁九五一部 <small>(マ)</small>	那珂郡 一〇、三九四丁九二〇部	宮崎郡 四、四二〇丁八八〇八部五り	白杵郡 八、一八七丁八三二一部九り四毛
		兒湯郡 六、九六三丁九一一九部五り	
			合五 三、六八七丁六八〇部九り四毛

小八〇
區

反別帳

日向國三百七十六ヶ村

西細江村・東細江村両村合併

右、往古旧幕領代官支配所ニテ一村ノ処、延享四丁卯年、東細江村ハ旧延岡藩領地相成候故分村致シ候義ニテ、西細江村ハ反別六十六町八反余、戸數百五十八軒、人員男女共六百七十九人、東細江村ハ反別七町五反、

全戸數二十一軒、人員男女共八十一人ニ有之、何レモ小村ニテ、合村ノ伺明治六年十二月廿五日御聞届ナリ、

南諸縣郡志布志・大崎・松山

本郡ハ日向諸縣郡ニ屬シ、古時分テ救仁郷百六十町・救仁院九十町ト為ス、建久元年四月十一日、初平氏ノ時、救仁院平八成直救仁院ヲ領ス、其弟安樂平九郎為成之ヲ奪フ、幕府源頼朝已ニ平氏ヲ滅スニ及ンテ、救仁院ヲ収メ成直ニ還ス、既ニシテ成直罪アリ之ヲ没入ス、二年十月十一日、幕府島津忠久ニ救仁院ヲ賜フ、南北朝ノ時、肝屬兼重・伊東祐廣等遙ニ新田義貞ニ應シ各兵ヲ擧テ、兼重ハ日向三俣院高城、祐廣ハ八代城ニ據ル、是ニ於テ建武三年正月、重久篤兼尊氏ノ師ニ應シ、千種宰相家雜掌等カ胡麻崎城救仁院ニ據ルヲ聞、廿八日、胡麻崎城ヲ攻ム、廿九日、又兼重黨ヲ志布志救仁院ニ攻ム、貞和四年六月、楡井頼仲志布志城ニ據ル、畠山直顯兵ヲ帥テ之ニ向フ、島津貞久モ亦隅州ニ發向ス、是時貞久重久篤兼ニ書ヲ與ヘテ來會セシム、觀應元年、幕府新納時久ニ救仁院

ヲ封シ軍功ヲ賞ス、蓋是年時久ニ賜ハリ、觀應二年ノ後徙テ松尾城ニ居ル、是歲、楡井頼仲志布志城ニ據ル、二年八月十二日、崑山直顯頼仲ヲ志布志城ニ攻メ、明日之ヲ抜ク、是時頼仲蓋大崎ニ奔リ、胡麻崎城ニ據ル、延文二年正月廿七日、直顯禰寢清種等ト楡井頼仲・頼重ヲ胡麻崎城救仁郷假宿ニ攻ム、晦日、之ヲ陥ル、二月、直顯又松尾城志布ヲ攻メ、大ニ其師ヲ敗ル、頼仲力屈シ、五日自殺ス、四年十月五日、島津氏久相良氏ト莊内國合ニ戰テ勝タス、氏久救ヲ手取城主岩川某ニ求ム、應セス、又蓬原城主救仁郷某ニ請フ、某モ亦肯セス、氏久遂ニ兵ヲ擧テ蓬原城志布及手取城岩川ヲ下ス、十一月十五日、氏久得丸左近將監ヲシテ救仁院野與倉野井倉・大隅小原別府等ヲ領セシム、康安元年、直顯新納越後守實久ヲ松尾城ニ攻ム、氏久兵ヲ引テ之ヲ救フ、直顯飢肥ニ走り援ヲ伊東氏ニ求ム、伊東氏應セス、乃豊後ニ奔ル、是歲、氏久志布志城ニ徙ル、名ケテ内城ト云、其後氏久鹿兒島ニ還ル、應永二年二月廿七日、島津元久波見太郎ヲシテ岩切某舊領求仁郷ノ地ヲ領セシム、十二月、元久和泉式部少輔久親ニ求仁郷深川村百町ノ地ヲ與フ、六年十二月三日、元久菱刈安藝守久隆ヲシテ求仁郷十五町ノ地ヲ領セシム、八年、元久又三

郎久照ヲ大将ト為シ志布志城ヲ攻ム、新納實久松尾城ヨリ兵ヲ將テ犬ノ馬場ニ迎ヘ撃テ之ヲ破ル、十七年二月十八日、島津久豊内倉豊前介ヲシテ内倉・帖二村共志郷ヲ領セシム、長祿二年、久豊新納忠續ニ日向飢肥ヲ與ヘ、以テ伊東氏ニ備シム、救仁院ヲ領スル故ノ如シ、文明十八年、島津忠昌新納忠續ヲシテ飢肥ヲ去リ、島津忠廉ヲ以櫛間、飢肥領主ト為ス、志布志ニ復セシメ、別ニ末吉・財部以上二邑、嶺郡ノ地・救仁郷大崎郷ヲ云フヲ加封ス、明應三年九月廿九日、島津忠朝飢肥領主志布志領主新納近江守忠武ト合戦ス、永正三年、肝屬兼久邑ヲ以テ叛ク、是時兼久高山城ニ居ル、八月六日、島津忠昌自カラ將トシテ兼久ヲ伐ツ、新納忠武志布志ノ兵ヲ引テ之ヲ救フ、利アラズ、十月、軍ヲ班ス、大永三年十二月七日、島津勝久伊地知重周・吉田某ヲ遣シ槻野志布志ヲ攻ム、新納忠勝撃テ之ヲ破ル、重周之ニ死ス、享祿元年五月朔日、伊東氏新納忠勝志布志領主ヲ撃ツ、忠勝之ヲ禦キ、其前軍ヲ敗ル、北郷忠相八百餘騎ヲ將テ城ケ尾ニ軍スルニ會シ、忠勝・伊東各援ヲ忠相ニ求ム、忠相忠勝ヲ助ント欲ス、家臣大久保刑部左衛門・有田加賀曰ク、新納氏同宗ノ義ヲ顧ミス、動モスレハ輒テ我カ財部院ヲ侵ス、今伊東ノ軍ニ克タハ、

勢ニ乗シ我ヲ撃ハ必セリ、伊東氏ト兵ヲ併セ之ヲ撃チ以テ其銳ヲ挫カハ、則我カ邑其レ免ル、ニ如カス、忠相之ニ從ヒ、破テ忠勝ヲ走ラス、追テ梅北城下ニ至テ還ル、天文四年八月十四日、北郷忠相島津忠朝ト末吉・松山・梅北^{三邑皆忠勝ノ領地}ヲ攻ム、五年、初島津忠朝六郎三郎忠吉ヲシテ申良城^{肝屬郡}ヲ守ラシム、肝屬兼興^{高山城主}之ヲ攻ム、新納忠勝兼興ニ應シ、申良・飢肥往還ノ路ヲ絶ツ、城中益困ム、忠朝忠勝ニ告ケシメテ曰ク、申良ヲ以君ノ次子安千代殿ニ與ヘン、願クハ戍兵ヲ助ケヨト、忠勝曰ク、諾、既ニシテ兼興忠吉ヲ殺シ申良城ヲ陥ル、忠勝救ハス、是ニ由テ忠朝之ヲ怨ム、八月十一日、忠朝志布志ヲ伐ツ、^{是時忠勝老シ}忠茂立テ志布志ヲ領ス、閏十月十八日、忠朝復志布志ヲ撃テ市井ヲ破リ、横峯^{帖村ニ}戰ヒ之ニ克ツ、七年正月二十一日、忠朝兵ヲ遣シ大崎城^{新納氏領邑}ヲ攻ム、二月晦日、肝屬兼續大崎城ヲ取ル、三月十六日、野卸城ヲ取ル、四月二日、北郷忠相夏井^{志布志ノ地}ヲ拔ク、廿日、兼續安樂城^{安樂村ニアリ}ヲ取ル、忠朝ト連和ス、故ニ之ヲ昇フ、七月十三日、蓬原ヲ取ル、十六日、恒吉^{瞻峯郡ノ地}ヲ取ル、^{以上肝屬諸ニ據ル}、忠相末吉・松山^{新納氏領邑}ノ二城ヲ下ス、忠相・忠朝既ニ數城ヲ取ル、新納忠茂急

ヲ島津貴久ニ告ク、貴久乃忠茂ヲシテ忠朝等ト和ヲ講セシム、廿六日、忠茂城ヲ以テ忠相・忠朝等ニ授ケ、其子忠常ト共ニ佐土原ニ奔リ伊東氏ニ依ル、是ニ於テ忠朝救仁院・末吉・松山ヲ領シ、志布志廣朝城ニ移リ、嫡子忠廣ヲシテ飢肥本城ニ居ラシム、是時北郷忠相ニ三俣院高城ヲ昇ヘ、以テ梅北ノ地ニ易フ、十一年閏三月晦日、忠廣蓬原^{肝屬氏ノ係ル}ヲ攻メ之ヲ取ル、兼續援兵ヲ北郷氏ニ乞フ、忠相次子左馬助忠孝ヲ遣シ之ヲ助ク、十三年四月、兼續忠朝ト戰ヒ、二十日、安樂城ヲ取ル、十二月二十一日、兼續復忠朝ヲ伐ツ、晦日、大崎城ヲ取ル、^{是ヨリ先キ忠朝ノ有ト為ルカ}、族人兼活ヲ地頭ト為ス、十五年七月十三日、兼續蓬原城ヲ攻ム、城主救仁郷藏人介頼世城ヲ以テ降ル、弘治三年八月十七日、島津忠親^{飢肥領主}兼續ト大崎ニ戰フ、忠親之ヲ敗ル、永祿元年六月六日、兼續ノ將藥丸某等忠親ノ將甕武清ト西谷口^{志布志ノ地}ニ戰フ、十月廿三日、兼續又志布志ヲ伐、忠親ノ兵ト十三本ニ戰フ、利アラス、二年四月、兼續其子良兼ト兵ヲ將テ松山城ヲ伐ツ、十六日、城主平山忠智其子久武等ト大田尾ニ戰ヒ之ニ死ス、兼續遂ニ松山城ヲ取ル、^{或三年四月ノ事トス}、乃渡邊源惠ヲシテ之ヲ戍ラシム、三年十

二月二十日、兼續兵ヲ遣シ忠親ヲ志布志城ニ伐ツ、五年二月、兼續義祐ト兵ヲ合セ飢肥忠親領邑ヲ攻ム、五月、忠親力屈シ、兼續ニ救仁院ヲ授ケ、飢肥南郷ヲ義祐ニ界フ、兼續其子良兼ヲシテ志布志ニ居ラシム、六月、兼續又安樂城ヲ取り、亦良兼ヲシテ之ヲ領セシム、七年、兼續徒テ志布志城ニ居ル、九年十一月、兼續志布志ニ卒ス、肝屬三河入道ヲシテ地頭ト為シ鎮戍セシム、元龜三年九月廿九日、島津義久北郷時久ヲシテ月野志布志郷ナリヲ伐シム、兼亮良兼早死、立テ嗣ト為ル兵ヲ出シ泰野松山郷ニアリニ戰フ、兼亮ノ兵敗死スル者多シ、天正二年三月、兼亮侵地廻市成恒吉等ヲ島津氏ニ獻シ降ル、四年十月、肝屬兼護兼亮弟ナリ兵ヲ遣ハシ南郷伊東氏ノ領邑日向ノ地ナリヲ撃ツ、勝タス、是時義久ノ老中喜入季久等以為ク、若伊東氏ヲシテ肝屬氏ノ敵ヲ承ケ櫛間・志布志ヲ取ラシメハ大事ナラント、季久島津征久等ト共ニ櫛間・志布志ヲ守ル、是ニ由テ二邑肝屬氏領邑島津氏ノ有ト為ル、是ヨリ肝屬氏寢衰へ、領スル所ノ諸邑大崎・串良等ノ諸邑往々逆降ル、初肝屬氏群臣兼亮ヲ廢シテ兼護ヲ立ツ、五年、義久兼護ニ高山一邑ヲ與へ、他ノ郷邑松山・志布志・大崎・福島・飢肥其他肝屬ノ諸邑ヲ悉ク収ム、乃鎌田出雲政近ヲ志布志地頭、市来小四郎家親ヲ松山地頭ト為シ、北郷時久ニ永吉大崎郷・内之浦肝屬郡・恒吉嚙歌郷等ノ地ヲ與へ、其他ノ各邑地頭ヲ移シ鎮戍セシム、十六年八月五日、豊太閤島津義弘ニ日向諸縣郡眞幸院・救仁院九十町志布志郷・救仁郷百六十町、其他諸邑千四百四町ヲ封ス、文祿四年六月、豊太閤島津義久ニ志布志村壹萬四百四拾五石餘ヲ賜フ、薩隅ノ地合テ十萬石トス、慶長四年、伊集院忠眞十二ノ寨ヲ財部・安永等ノ諸邑ニ築キ叛ス、義久之ヲ聞テ、諸將ヲ遣ハシ要地ヲ戍ラシム、是時桂氏ニ大崎・樺山久高ニ志布志、柏原周防守ニ松山、各城ヲ守リ、以テ忠眞ノ軍ニ備フ、七月三日、忠眞日高靜鎮・中村吉右衛門ヲ遣ハシ松山城ヲ攻ム、樺山久高志布志ヨリ兵ヲ遣シ松山ヲ救フ、靜鎮・吉右衛門志布志ニ趨リ、月野志布志郷ヲ襲テ之ヲ破ル、又松山城ヲ攻ム、柏原周防守之ヲ禦ク、忠眞ノ軍引去ル、慶長五年、堀孫右衛門大崎郷永吉村ヲ領シ、移テ之ニ居ル、十八年八月廿六日、島津家久其妹千鶴ノ江戸ニ質スルヲ愍ミ、之ニ志布志槻野二千二百四十石ヲ與フ、其後各邑島津氏ノ有ト為リ、地頭ヲ置キ之ヲ管ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、十一月、

都之城縣ニ屬ス、六年一月、宮崎縣ニ屬ス、九年八月、復鹿兒島縣ニ屬ス、十六年五月、復宮崎縣ヲ置ク、是時諸縣郡ノ内志布志・松山・大崎三郷ヲ割テ南諸縣郡ト稱シ、鹿兒島縣ノ管轄ト為ス、

一明治十六年五月九日、宮崎縣ヲ置キ、本縣管下日向國諸縣郡ノ内志布志郷・大崎郷・松山郷ヲ除キ同國一同管轄ニ相成候條、引渡方可被計旨、太政大臣三條實美ヨリ達セラル、全月十七日、本廳へ到達セリ、六月三十日ニ至リ、日向國五郡土地人民引渡濟、

一全年六月十八日、日向國南諸縣郡ノ義、大隅外一郡之役所之轄ニ屬シ來ル、七月一日ヨリ事務取扱候旨ヲ布達ス、

一明治十七年十一月二十六日、宮崎縣下日向國白杵・那珂・北諸縣ノ三郡ヲ左ノ通分割ノ旨布告アリ、参照ノ為メ記載ス、

西白杵郡 北白杵郡 北那珂郡 南那珂郡

北諸縣郡 西諸縣郡 東諸縣郡

明治十七年二月十三日付ヲ以、北白杵郡ハ東白杵郡ノ誤ト達アリ、

(本記事ハ鹿兒島県立図書館所蔵本ニミリアリ)

〔地理纂考〕

諸縣郡志布志郷

鹿兒島より寅ノ方二十里、寅卯ノ方那珂郡福島に接し、戌亥大隅恒吉郷に界ひ、亥ノ方同國松山・岩川の二郷に隣り、子ノ方末吉に接し、申酉ノ方大崎に界ひ、其外の三方海に對す、周回三千五百九十一間、村落十二蓬原村夏井村 伊崎田村 原田村 田之浦村 野神村、野井倉村 内之倉村 帖村 安樂村 野井倉村、高志萬三千五百七拾七石壹斗四升七合余、士族千六百四十三人男九百十五人 女七百廿八、平民五千五拾二人男二千六百九人 女千四百四十三人、人員總計六千六百九十五人、戸數千四百十一、
建久八年日向國圖田帳に救二院ツツニ九十町地頭石兵衛(マ)佐殿とある救二院即此地なり、建久の頃救仁院平八成直郡司と旧記に見えて、其以前の領主詳ならず、

〔和泉氏譜中〕
四代 久親

又四郎 式部大輔 弓馬達人也、

太守元久公治世之際、徵於豊後、故去豊後來當國、則使
吾居求仁院志布志、于時賜百町之地於求仁（院カ）郷深川村也、

〔地理纂考〕

蒲葵島 志布志郷の海濱より一里沖にあり、周回凡一里
にて人家なし、島中只此一種繁茂せり、延喜内膳式曰、

檳榔葉八枚扇涼御飯料、同民部式に檳榔馬糞六十領・同
蠅糞百二十領・蘭帖笠百三十云々とあるハ、皆此島より
出る処なり、撈鈔ニ檳榔前關白近衛領鎮西志摩戸莊土産
云々ともあり、土人此若葉を取り、晒して笠に縫ひ、或
ハ團扇に製る、此地の名産なり、

権現島 周廻五町許にて、海岸を距る事僅に六十間許な
り、潮満る時ハ島となり、干潮の時ハ陸に接す、高サ百
間許にして、半腹に波ノ上権現社あり、故に土俗権現島
と呼ぶ、

有明浦 志布志海邊の總名なり、海上東ハ那珂郡福島の
地遙に横出する事四里余にして、其嘴端（ハチサキ）を土肥岬（トビシ）と号す、
南ハ内之浦の地突出する事一里許にして、其嘴先を火崎（ヒサキ）
嘴といふ、土肥の岬（ミサキ）と火崎の嘴と相距る事八里許にして、
蒲葵島其大灣の中に屹立し、権現島ハ海岸に接して舟楫
の泊處なり、此地同郡都城まで路程六里許にて、往古都
城島津莊の治所なりし時ハ、諸方の舟船此地に輻湊して
いと繁榮なりしといふ、

〔地理纂考〕

志布志川 水源同郷内之藏村の山中より出つ、数里を經
て海に入る、海口に権現島ありて風濤を防ぐ、故に大小
の舟舶繫に便りあり、人家此川を夾ミ軒を列ね、人煙頗
る繁榮なり、此川十二月より二月の頃まで白魚海中より
上る、長一寸許にて、其雪（雪色）の如し、此処の名産なり、

〔地理纂考〕

田之浦村

御在所嶽（コサイノシヨヅメ） 田之浦嶽ともいふ、同郷山口神社縁起曰、天

智天皇臨幸日向也、著船于此地舟磯、舟磯地名、因問于村老曰、

夫開聞在何處乎、村老對曰、西南距海上三十里余、天皇遂抵開聞駐滯五六月、復歸于此、嘗乘白馬登田浦山、遠望開聞嶽、而詔村老曰、吾樂斯風景也、崩御宜建廟于此、

既而還御、今田浦山阿称天皇腰掛石者、今猶存焉、後世立祠于其上、奉號山口大明神、大同二年、遷宮即今之安樂山云々とあり、又一説に、天智天皇御遺勅のまに、和銅元年六月、田浦の山上に社を建立して山宮大明神と称へ、其後又山の入口に一社を建立して弘文天皇を齋き祭り山口大明神と称へしを、大同二年六月朔日、両社を合祭して同郷安樂村に遷し奉り、山口大明神と称へ奉る由いへり、今御在所嶽の絶頂に天帝之廟の五字を石に彫りて建たり、天智天皇幸御の次事に云ふべし、

「地理纂考」

安樂村

山口神社

奉祀六坐 天智天皇 弘文天皇 持統天皇 乙姫宮

倭姫 玉依姫

寶殿に銀幣一つ及び古鏡三十四面を蔵む、其内六面ハ應

永二年・應永十一年・永享八年・享祿五年・天正十五年等の銘あり、此祭の中に乙姫宮・倭姫・玉依姫の三坐を會祭して天智天皇の皇女なるよし土人傳稱せるハ信し難し、さる皇女のおはしまし、こ

と天智天皇紀に見えず、又天智天皇日向へ臨幸の事正文に見えず、又さるへき謂もなし、按するに、肝付家譜曰、肝

屬氏出于大友皇子之子余那足、余那足始賜伴姓、傳七世至伴掾大監兼行、始居薩摩鹿兒島神食村、至曾孫兼俊領

大隅肝屬郡辨齊使、後一條天皇長元九年九月、兼俊三代之孫薩摩守兼貞移大隅肝屬院高山云々とありて、後に日向國志布志をも併領せり、家譜に因て按するに、當社ハ

肝付氏の創建にて、縁起の説ハ附會なる事疑なし、薩摩國開聞神社に天智天皇の御劍なりとて兵庫鑓の太刀一振を寶殿に納めたり、其裝に鶴の丸を彫り付たるハ彼家の定紋にて、祭神を天智の皇后なりといふ、妄言を信して肝付

カ寄附なる事疑なし、さるを白尾國柱曰、天智帝九州に來り玉ふと思ふ事あり、其ハ岡元宮に御宇齊明天皇百濟國を

救ひ賜はんか為に親御出馬ありし時、天皇いまた皇太子にて、齊明に従ひ玉ひ筑前に御下向あり、此時行在まし

まし、所を朝倉宮といひ、非常の為に假の関を刈萱の里に置せ玉ひし処を今関屋村といふ云々、當時天智一旦薩

摩地かけて御巡幸にて、穎娃郷までも燕出ありしとハ見

えたり、書紀にハ其よし見えされとも、志布志山口神社

奉祀 持統天皇

縁起に曰とて彼文を擧たり、按するに、齊明天皇朝倉宮に崩し給ひ、天智天皇巡狩に従ひ給ひて、○君か免のこほしきからにはて、ゐてかくやくひむも君かめをほりと遊しける、其時の事情を思ふに、いかて日向へ臨幸あるへき御違ましまさんやハ、又崩御の前なりとせむに遙々筑紫に下らせ給ひ、さま／＼の軍器を調べ、事繁き中に駿河國に詔ありて造らせ玉ひし軍艦の故なくして一夜の中に艫舳相反り、此外にもさま／＼怪異ありて皇軍の敗績すべき怪なるよし、密に私語き童謡をさへ謡ひて人心

創建の年月傳ハらず、例祭正月初戌日なり、此日山口神社の神輿を此処に昇来りさま／＼祭式ありとぞ、山口神社より寅卯方一里余なり、思ふに是も肝付氏が建立なるべし、

更に安からざるを闇て獨臨幸あらんやハ思ふべし、又肝付か家を大友皇子の後裔なりとするハ誤れり、此ハ大伴姓にて、天押日命の後なる事大隅高山の巻に委しくいへり、祭祀二月卯日・九月卯日にて、春秋共に牲獵と号し猪鹿を得て牲に供へ、鹿角ハ社内に納む、志布志郷の總鎮守なり、

〔地理纂考〕
安樂石（安樂村） 同村にあり、建久の頃安樂平九郎為成居城にて、安樂村を領す、此地累代肝付氏の所領にて、為成ハ其支族なり、其後領主しは／＼沿革ありしを、永祿五年六月、又肝付氏に復す、

〔地理纂考〕

若宮神社

〔地理纂考〕
平洲ヒラシマ並夏井 夏井村の海岸を距る事三町許海中にて、四面巖石なり、其中に六段許平沙ありて、其清麗常に箒き清めたるが如し、潮満る時ハ隱る、此地に来る者遊觀せざるハなし、又此所に井ありて、夏水勢大にして冬涸る、故に夏井村の名あり、

志布志村

松尾城 往古此邊を救仁院といへり、建久八年日向國圖田帳に、救仁院百六十町、また九十町、地頭右兵衛尉忠久とあり、建久の頃、救仁院平八成直領主にて當城を治所とす、貞和の頃に至り、楡井遠江頼仲志布志を奪ひ當城に抛り、屢兵を發し諸邑を併す、足利直冬筑紫に至るに及びて、畠山直顯直冬に應し、觀應元年、新納時久か所領日向新納院高城を陥れ、時久ハ島津貞久第四の弟なり、延文二年、直顯また當城を攻む、同年二月五日、城遂に陥り、頼仲逃るゝに路なく、同郷大慈寺の支院宝地庵に入て自殺す、其時の辞世、

大事因縁 五十七年 遊戯自在 劍樹刀山

来し方も又行末も此年のこの月今日ケの只今ケにあり

是に於て直顯軍威大きに振ふ、初め新納院を陥るゝや、時久足利尊氏に属して京に在り、任終り國に皈るに及びて救仁院を與へ、時久當城に移る、是より以前、直顯諸所に兵を發し大隅國加治木に屯す、島津氏久兵を遣して是を破る、直顯志布志に走り、内城城主詳ならずを抜て是に抛り、又當城を攻む、時に康安元年なり、此時時久既に死して、

其子新納越後實久城主たり、氏久急を聞、鹿児島島の兵を引て親來り援ひ、内外より夾ミ撃て大きに破り、直顯豊後へ奔る、時久より八代新納近江忠勝に至り、屢兵を發して諸邑を併せ兵勢壮なり、時に都城領主北郷忠相・櫛間領主島津忠朝是を怒り兵を合せ、天文七年、忠勝と戦ひ統下の數城を陥る、肝付兼興肝付高山・幸久・樺山・安永等の諸所を領す忠相・忠朝に應して當城を攻む、城遂に陥り、忠勝櫛間に移り、其子新納四郎忠茂母と共に佐土原に走る、かくて忠相・忠朝救仁院を分ち領す、其後忠朝子島津忠親又伊東義祐・肝付兼續等と戦ひ、遂に敗北して櫛間に走り、兼續救仁院を併領す、肝付左馬助兼道に至り勢ひ衰へ、天正八年、島津に属し救仁院平治す、

「地理纂考」

内城 松尾城に相對して兩城相距る事僅に一町許、其間に谷を隔つ、周回十四五町余にて、高サ松尾城に勝れり、延文二年、畠山直顯此城に據り、新納時久に戦ひ負て豊後に奔る、事ハ上章に詳なり、旧記に此兩城を合せて志布志城と云り、領主新納忠臣一女あり、島津久豊島津家八代嫡

男忠國に許嫁す、是時兵乱止時なく、忠國を當所に迎へ婚禮を行ふといふ、

〔地理纂考〕

熊田原某兄弟形代

(志布志村)

同村寶満寺の跡にあり、島津の臣本田忠親島津元久に叛き、島津久哲第三子又三郎久熙(照カ)を將とし、應永八年、櫛間より来りて志布志を侵す、此時領主新納越後實久(時久)の旗莊内に兵を出して城中空虚なり、古老相謀りて紙製の旗を多く城に豎て衆兵の状を示す、敵疑て進まず、實久急を聞き、馳駈りて城下に戦ふ、野邊薩摩九郎といふ者の麾下に熊田原某兄弟衆に擢て奮戦し、共に戦死す、時に兄十九、弟十六なり、何れも容貌壮偉にして勇武比類なかりしを、皆人賞して二王の形を作り兄弟の形代とす、此戦ひ三月三日なりし故に、今に此日の勝利を賀して毎年三月三日に旌旗を立てるを當郷の故事とす、

堀内村

蓬原城 往古救仁院平八成直一族救仁郷藏人頼世居城な

り、延文四年、島津氏久末吉國合原の軍に援を當城に乞ふ、頼世是に應せず、氏久後に兵を發して當城を圍む、頼世遂に戦死す、

梶野村

梶野城、松尾城主新納近江忠武島津勝久に叛く、是より先

忠昌大隅高山の城を攻む、忠武肝付を救て島津の軍大永二年十二月七日、勝久伊地知縫殿重周・吉田某を將として是を討

しむ、兩將忠武と梶野村に戦て利あらず、兵を収て鹿兒

島に皈る、又伊集院忠真叛して、慶長四年七月三日、其

將日高静鎮・中村吉右衛門日向松山城を侵さむとす、志

布志城主樺山久高兵を發して松山を救ふ、敵其虚を察し、

兵を轉して當城を陥る、

○千人塚 梶野村伊屋松(イヤヅ)にあり、大永二年戦死の塚なり

と云ふ、

物産

器用 蒲葵笠 土産の蒲葵葉を以て製す、雨晴共に用(用)

蒲葵團扇 蒲葵葉を以て製す、其形巧緻にして佳

なり、且雨露に濡れて損せず、此地の名

産なり、

馬蘭帚バリハキ 馬蘭草の根を采り、是を衆合して製す、

蔬菜 松露 香草 丁草

竹木 蒲葵 杉 松 櫛 梧桐 樟 蚊母 虎竹方 竹

に黒斑あり、煙管の柄に佳なり、

飛禽 山鷄 雉 雁 鴨 鴛鴦

走獸 野猪 鹿 猿

鱗介 鱈 鱒 鯛 蛤 梭魚 鱸 鮪 鰯 烏賊 章魚

龜 鰻 鰻 白魚 胡鯊

〔御居城由来記〕

諸縣郡志布志

一内城

新納家之家嫡越後守實久志布志松尾居城之時、畠山治

部太輔修理直亮直顯構對陳候故、氏久公御発向にて、直

顯事豊後國江致退散候、依之 氏久公内城を御居城に

被成、松尾城ニ者如元實久被召置候、

〔御居城由来記〕

諸縣郡志布志

一蓬原城

救仁郷氏居城にて候、氏久公御責落被成候、

〔御居城由来記〕

諸縣郡志布志

一志布志

元久公御家老本田信濃守忠親 元久公を奉恨出奔之以

後、伊久入道久哲之三男又三郎久照始元久公之御養子にて

を大将と称、日州櫛間より到志布志、責入向川原之下

寶満寺之間、新納越後守實久志布志の領主犬馬場に發出し合戦

有之、

〔御居城由来記〕

諸縣郡志布志

一月野

勝久公御代大永三年十二月七日、守護方伊地知氏・吉

田氏を大将として發鹿兒島志布志江被差向、於月野新

納家之大合戰有之、味方數百人戰死有之候、

日向國諸懸郡「地理誌」

志布志

一 志布志者舊救仁院卜云、 忠久公御代以前より救仁院
平八成直領地、其後楡井頼仲領する之処、 畠山修理亮
直頭依謀頼仲没落、其後新納近江守時久領地也、代々
居住、天文七年戊戌七月廿六日、近江守忠勝福嶋之嶋
津豊後守忠朝攻亡、忠朝領之、永祿五年壬戌五月廿八
日より肝付左馬頭良兼知行、證書肝付家古系圖譜之内
ニ有之、天正年間、鎌田形部左衛門尉政廣被補地頭職、
慶長年間、地頭樺山權左衛門尉久高、

一 山口大明神

右者、 天智天皇(并)一ノ后倭姫・二ノ后玉依姫・天
皇之太子大友皇子・皇女持統天皇・乙姫宮二ノ后皇女、以上
靈社號山口六宮大明神、玉依姫本國江流、 天智天皇
三年甲子拾五歳也、 天智天皇四年乙丑四月上旬、和
州長津宮忍出、供奉之臣宇都宮・岡本・池田・山口・

紀野・柳田・上野・岩下以上八人也、御船志布志浦着、
其地舟儀卜云、(卷)安藤村之内(内地)有一宿給ふ、宿主今之一
之所也、(田境)新田境、(枚)一宿給ふ、宿主今之一

宮是也、同年乙丑五月朔日、 天皇牧聞ニ行幸座、五

月五日より九月九日迄五ヶ月之間、拾六歳ニシテ夫婦

成給ふ、妊、同五年丙寅五月十八日、生乙姫宮卜云、

天皇玉依姫ニ離志布志ニ再幸座、田之浦麓ヨリ三里山阿

腰掛石有、同年、和州長津岡還御、和銅元年戊申六月

十八日、一宮建立、號西宮大明神、為之基以來田浦山

阿 天皇座其地御在所、和銅二年己酉六月靈社草創、

曰山宮大明神、 天皇之太子大友皇子、白鳳元年壬申

七月薨御、同年八月靈社ヲ草創、列山宮之口頭、故號

山口大明神、為是基、以來建六宮山口六宮大明神、大

同二年丁亥六月、山宮社を迁安樂地、

一 天智天皇并大友皇子靈社之事、和銅二年己酉、田浦山

宮大明神(坂ノ)御在所、 天智天皇靈社、崩御より及卅八年、

二后玉依姫草創也、大友皇子靈社ハ同年后建立也、

一元明天皇奉勅、八月下旬、岡本意美丸志布志浦下着、

而件兩社傳神祿附屬祭主職、

一和銅二年己酉九月吉日、右兩社依草創、 天皇供奉之

臣八人奉詔下着勳社役、

一 延長五年丁亥十二月廿六日、外從五位下行左太夫阿力(刀力)

宿祢忠行、

一 安和元年戊辰二月、神領之事五百町、

一 寬正六年乙酉仲秋下旬、台嶺門從勤供花懺法置於大般

若一部、

一文永三年丙寅、岡本伊与常丸代再興、

一文永四年丁卯三月十二日再興、神主岡本親忠代、神鏡

六面、本地六觀音大權現改六、

大旦那藤原氏公家久經 勸進僧良

慶佛師榮尊

一 乾元元年壬寅再興、神主岡本親世代、

一 康永二年癸未十二月七日再興、岡本季季代、

一 明德三年壬申十一月十五日再興、岡本形部季清代、

一 永享二年庚戌再興、岡本季輔代、

一文正元年丙戌八月十一日再興、岡本季朝代、大旦那嶋

津修理亮 立久公御代、

一 明應六年丁巳二月十三日再興、岡本季康代、

一 永正四年丁卯七月日再興、岡本季慶、旦那新納近江守

忠武代、

一同十四年丁丑十月吉日、四足堂再興、岡本季清代、

一天文廿一年壬子十二月廿三日再興、岡本季種初龜三郎、後季太夫

一天正十三年乙酉十一月廿九日、宝殿再興、大旦那 義

久公御代、神主岡本山城守季觀代(本マ)、導師大性院盛秀、

一文祿四年乙未八月廿五日、神領御藏入ニ相成、 義久

公御代、藏役福崎新(兵衛)、

下安樂之岸田 一稻荷大明神 右同年中建立と申傳候、

安樂村 一水神

右、寬永三年、安樂村牛馬なやミ、其外田溝崩、殊

之外荒候故、安樂江曾ニ名中より勸請すと申傳候、

伊崎田村 一白鳥大明神

右、文和元年建立と申傳候、

全村 一早鈴大明神

右、文和元年建立と申傳候、

一宝満寺 山号秘山、院号蜜教院、律宗南都西大寺末寺

右者、 聖武天皇本朝為鎮護御造宮、

一不動 毘沙門二躰

右、當國御代官土肥次郎殿・土屋三郎殿兩人之形代

之由古書付ニ相見得、申傳ニ茂有之、二躰炎上之節

燒失、

右、頼朝公御願所當寺本堂御建立、本堂江御形代御安置有之、鎮守鶴ヶ岡八幡御勸請有之、本堂之儀ハ九州御造宮被仰付由、土肥次郎殿・土屋三郎殿下候節、當國江御代官之由古書付ニ相見得、申傳ニ茂有之、

一本堂棟木相摸守右京大夫 頼朝將軍与古書付ニ相見得、申傳ニ茂有之、

一^{〔本ノマ、〕}頰度上人

右、山門法師將軍之御おちきニ而、其山之開山与古書付ニ相見得、申傳ニ茂有之、

一鎮守鶴ヶ岡八幡 正鉢舎金

右、自関東鎌倉宮木ト申社人被仰付奉守、當地江御勸請被成与申傳候、古書付ニ茂相見得候、

一高五斛五斗九升七合

右、慶長六年五月三日、鎌田出雲守政近・平田太郎左衛門尉増宗・比志嶋紀伊守國貞・圖書頭忠長在判新地目録ニ而被下、右者、天神御筆之御影 黄門様御代御屋形江可差上旨蒙仰之間、當寺第一之寶物ニ

而、殊ニ 禁裏御祈禱抽丹誠之様被仰付詔を以御断

申上候処、右御影代リニ者木像御勸請可被遊之御事ニ而差上候処、弥御勸請有之、奉崇社頭、古来之御祈禱申上来、且又右御影差上候為御返礼右高被下候処ニ、元和年間寺社知行被召上候節被召上候、

一忠昌公當寺江御止宿、其節肥後國主菊池肥後守殿使者到来、於光明院御對面被遊与申傳候、

一▽^①花園院御宇、興正菩薩江律宗再興被仰付、當寺為△

勅願所、^②大菩薩為名代鎌倉極樂寺開山忍性菩薩^{真正}

之弟^③之弟子信仙上人江院宣被成^④當寺ニ下向、建立當

伽監、安置▽^⑤本尊△、正和五年丙辰、自鎌倉將軍

家被打渡傍尔證文明鏡也、其後 後醍醐院鎌倉執權

平相摸守守時朝臣御教書并寺領御寄附御下知^⑥、自

元亨年中到正中・嘉曆^⑦通始焉也、又 光明院御宇元

弘年中、就當^⑧兵乱、人民不皈敬寺家、剩及押妨之間、

經奏聞、依之被成下綸旨於當國大守、天氣之趣誠以

嚴重也、自御宇建武年中、如先代不可有相違之旨

將軍家御下知狀分明也、然而先年寺家炎上之時、不

幸而證文悉燒失、 後水尾院御宇万治元年、仙秀燒

損（二）院宣、就東山泉涌寺、屬勸修寺大納言經廣

卿、繼目之院宣之儀奉望、則自當國鳴津筑前守・伊

勢兵部少輔・新納右衛門・町田勘解由（院）遊連（署）暑於泉

涌寺、万治二年、泉涌寺呪持明（院）岳長老・戒光寺

住持天圭西堂・來迎院住持月峰上座連暑持參于勸修

寺殿、繼目之院宣儀被達、天聰、無相違（可）被成（下）之旨、

前大納言殿（御）御奉仰渡之、同年十一月十五日、明岳長

老并天圭・仙秀△相共參候于勸修寺殿、奉請取院宣右

中辨經慶朝臣被傳渡早、同十九日、院宣被仰出、

一▽（神）本尊如意輪觀世音運慶作、右者△元應二年庚申、

自南都西大寺下向、願主八道海・光信・信長之三人

也、（道海ハ俗名仲津川勘解由左衛門、光信ハ原田入道、信長ハ姓名不分明、三人生所不相知、

右尊像ハ運慶一生涯不意之逸作（二）而、尊像相成不能

離其側、直（當）奉守（于當寺）、尤當寺（二）而死去、廟所

有山中、

一高三拾貳石六斗八升貳合九夕壹才

右、勘解由左衛門當近所之間寄進之旨寄進狀相見得

候得共、何人共不相知、

一熊野權現

右、慶長年間社頭及大破、座主光明院より社頭再興

企候処、慶長十一年六月朔日、樺山權左衛門尉久高・

圖書入道御書付を以御領國中江被仰渡者勸化を以再

興、

一下馬札

右者 勅許（二）而相立候由申傳、

一海徳寺 山号無量山（託阿方）

右、開基ハ遊行七世詫阿上人也、寛永六年己巳閏二

月中旬焼失、當寺十七代覚阿 家久公江申上、両奉

行喜入撰津守・川上式部太輔被遂下知御再興之旨、

遊行卅五世上人之書付有之、

一大慈寺 山号龍興山

右、開山玉山和尚也、致入唐帰朝之時、大姫良濱田

村江着船（二）而、草庵結ひ、其名號吞海庵、間もなく

大姫良龍翔寺建立、其後檢井頼仲高山之帝釈寺引移

號大慈寺、

一蓬原城（蓬原村）

右、救仁郷氏（肝付一族也）居城、氏久公御責取被成、其後

天文十五年丙午、肝付省鈞被攻取、（省鈞家譜之内ニ有之、）城主者

救仁郷藏人介頼世、救仁郷家系之内ニ有之、源家也、

一 松尾城

右、假屋より式丁余茂可有之、西之方[▽]④より[△]少北之方ニよる川上之方也、楡井頼仲居住、没落以後新

納近江守時久居城とし、應永八年辛巳、本田信濃守

忠親[▽]④久照を[△]大将として向江川原宝満寺ニ攻入、

新納近江守実久犬之馬場ニ打て出合戦、野邊薩摩九

郎從兵之内熊田原兄弟拔群之勳ニ而戦死、宝満寺ニ

王八熊田原兄弟之形代也、

一 犬之馬場

右、麓假屋之下馬場也、古戦場、

一 向江川原

右、麓より川向ふ宝満寺之下也、古合戦之事ハ前ニ

記、永祿三年庚申、肝付氏多勢を率志布志責、時嶋

津豊後守^{「本」マ}一旗^{「本」マ}三郎五郎武清向江川原於地藏堂前ニ

及三度相戦ふ、敵者肝付之黨伊集院參河守也、

一 西谷口

右、岡手之方より麓江通る通路、小川流る其前西谷

云、永祿元年戊午六月六日、於西谷口甌三郎五郎武

清相戦ふ、敵者肝付之黨藥丸伊豆守也、右之事平山

氏系圖武清譜之内ニ有之、武清覚書之内ニ者年号替

有之、弘治二年丙辰六月二日ト相見得候、

一 澤目キ

右者、西谷口より麓之方江通り之左之方、天文廿二

年癸丑七月十日、志布志澤目木口ニ而征矢仕ると有

之、右、平山武清覚書之内ニ有之、

一 安楽城

右、本通路筋より川上之方拾四五丁茂可有之欵、天

文十三年甲辰四月廿日、安楽肝付省釣齋知行、右之

事省釣譜之内ニ有之、右之日共落城ニ而可有之、又

安楽川ニ而甌三郎五郎武清勳為有之由武清覚書之内

ニ有之、

一 月野村

右、大永二年壬午十二月七日 勝久公より伊地知縫

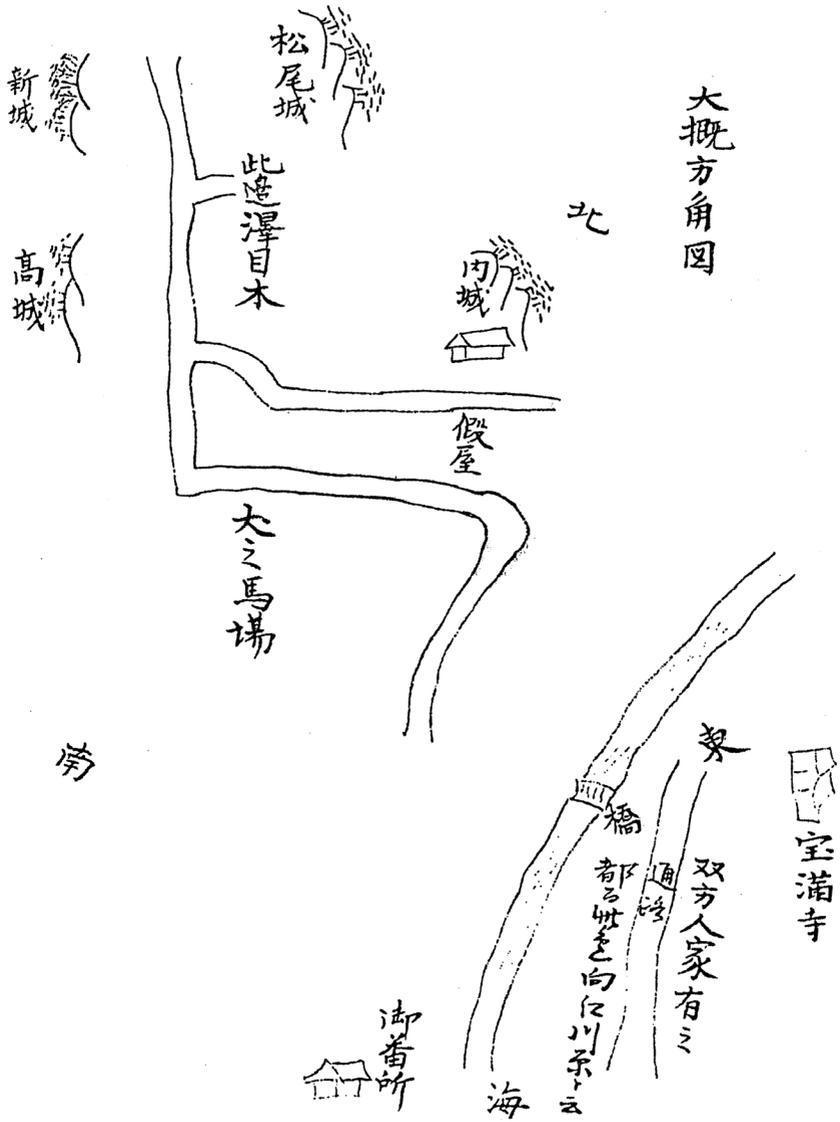
殿重周・本田^{「吉」マ}大將ニ而被差向、新納近江守忠

茂^{「勝」マ}ニ合戦、守護方敗軍ニ而、右兩人其外七百三十八

人戦死、右合戦之場[▽]④所不詳、當村之内大崎・恒吉伊

屋松と申所有、其所ニ千人塚迎塚老ツ有、右之邊を合戦

場と云、然とも究而不詳、此所共ニて候半哉、又慶長四年七月三日、庄内一乱之節、於當村合戦有、此所△者月野村之内下岡(ナシ)村(ナシ)与申所也、大概月野村之真中なり、當分庄屋役所之上之邊也、



〔一〕ハ鹿兒島県立図書館所蔵本ニノミアリ

「志布志」

「建久圖田帳」

救仁郷百六十丁

諸縣郡内

地頭忠久

救仁院九十丁

全

全

「島津氏忠久譜中」

建久元年庚戌

是年四月改元建久、自三月以前猶是文治六年夏四月十一日改元、摺大日本史、

初平氏時、

救仁院平八成直領救二院、其弟安樂平九郎為

成奪之、頼朝已滅平氏、乃収救二院、以還成直、既而成

直有罪、没入之、

救二或作救仁、即今志布志地、按盛時遣公書云、薩摩國救二院平八成直為救二院地頭弁濟使、志布志属日向、而云薩摩國救二院平八成直、豈謂薩摩國人成直乎

1「全」

御判

薩摩國救二院平八成直奉公之由申也、而件救二院地頭弁濟使職事、自平家之時、舍弟安樂平九郎為成ニ被妨取、而今為成謀反第一之者也、早以成直以彼地頭弁濟使、無

相違可令安堵給者、鎌倉殿御旨如此、仍執達如件、

五月九日

(平) 盛時奉

宗兵衛尉殿

(忠久)
(本文書ハ「旧記雜録前編二」一五三号文書ト同一文書ナルベシ)

2「全」

「島津譜ニ、建久二年辛亥冬十二月十一日、頼朝忠久ニ救仁院ヲ賜フト

云々」

御判

島津庄住人不隨忠久下知之由、有其聞、尤不當事也、慥

可相從件下知、兼又、救二院平八成直敬僧畢、所行之至

不敵事也、於件所知者、可為忠久沙汰之状如件、

建久二年十二月十一日

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一五五号文書ト同一文書ナルベシ)

「國史忠久記」

建久元年庚戌夏四月十一日改元、初平氏時、救二院平八成直領救二院、其弟安樂平九郎為成奪之、頼朝已滅平氏、乃収救二院、以還成直、既而成直有罪、没入之、救二或作救仁、即

4 「重久氏文書」

④凶惡

黒楡井四郎頼仲楯籠日向國救仁院内志布志城之間、

⑤山修

皇理亮罷向之由、日所被馳申也、仍被合若

⑥致

致遲来十八日道鑿可發向隅州、任以前可

⑦被

馳寄守護所、仍執達如件、

貞和四年六月

沙弥(貞久)(花押)

重久孫八殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二七〇号文書下同「文書ナルベシ」)

「島津氏支流系圖」

島津忠宗四男

時久

号新納、四郎左衛門尉 近江守 入道名祐齋

為守護代數勞軍務、尊氏卿感其軍功、賜數多之重器、被

補日州新納院地頭職、

貞和五年八月十三夜、(二カ)高師直兄弟圍御所、時久與和泉右

衛門兵衛尉忠頼属直義盡忠節、為其賞賜日州救仁院、※

※(行間)

5 「土持氏藏書」

日向國新納院鴨津近江守時久地頭職之事、為兵糧料所宛行也、弥可致

忠節状如件、

延文二年丁酉十二月十三日

(二色範親)刑部少輔在判

土持冠者殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六号文書下同「文書ナルベシ」)

「島津氏久譜中」

延文四年己亥十月五日、於國合莊内合戰、不利、其後又發

軍攻取蓬原城救仁郷氏居城・手取城岩川某居城、

自鹿兒島移大始良城、又徙居日州志布志内城、

伊東・相良・渋谷・菱刈以下凶徒圍攻都城、北郷義久・

樺山音久守城固禦為後攻、應安六年正月、發志布志陣天

ヶ峯吉末、二月廿八日、進陣平長谷云、

「國史貞久記」

觀應元年庚寅秋八月云云、直冬已至筑紫、郡縣多應之者、

畠山直顯亦叛幕府、附直冬、攻新納院高城陷之、高城領

主近江守四郎左衛門改近江守時久、時在京師、比其反也、轉客高江

⑧総

郷、幕府追録東洞院之功、新納時久赴東洞院之難、見去年、封諸救仁院、其

後時久居松尾城、時久居松尾城年闕、摠下二年畠山直顯下楡井賴仲

領志布志者畠山直顯、然則時久居志布志城、此年領志布志城者楡井賴仲、二年當在二年以後、但其年之遠近不可知已云々、初肝付兼重使其

弟五郎九郎居大始良城、城下郷豪曰濱田氏、曰橫山氏、

曰完目氏、曰大始良氏、四族合謀、陰附公室、五郎九郎

襲橫山城拔之、濱田某戰死、完目某挺身逃亡、匿於道則

竹林中、狙擊五郎九郎殺之、楡井賴仲聞之、引志布志兵

至、攻大始良城陷之、使大始良新兵衛・橫山彦三郎等守

之、三月廿七日、祢寢清成・清増・清種・從畠山直顯、

攻大始良城、

〔肝付秋兼譜中〕

正平六年辛卯、北朝觀應二年、初足利兵衛佐直冬之至九州也、畠

山修理亮直顯等多迎降者、秋兼亦及父舉族附之、以和直

顯、而未幾父兼重歿、叔父五郎▽◎九郎△亦尋兵死、當

是之時、楡井四郎賴仲據有志布志城、所謂信濃源氏之族

也、乃乘其虛、侵我肝屬、取大始良城・加世田城上竝見・

高熊城屬郡之串良郷、今屬郡之串良郷、今等、分之戍衆、使其弟又四郎賴重成

加瀬田城、使其臣岡富三郎次郎及大始良新兵衛道心・橫

山彦三郎等戍大始良城、至是三月二十七日、畠山直顯率

禰寢彌次郎清種等攻大始良城、四月四日、拔之、十日、

攻賴重於加世田城、二十五日、得丸六郎五郎良世等又攻

之、良世弟得丸孫七・新平被疵有功云々、七月十一日、

清種等又攻高熊城、明日拔之、二十五日、賴仲遣其黨風

十郎・細山田三郎等、復取大始良城、據而戍之、薩摩人

肥後三郎兵衛尉・石堂彦次郎等帥兵衆來築鷹栖城、亦為

外援、直顯乃使清種等攻鷹栖城、不拔、賴仲又別遣島津

田三位房・饗庭九郎等、屯井上城、在始良、亦援之、八月三

日、清種等與之戰於井上、斬三位房等數人、又陷崩城、

未考、夜陷加瀬田城、四日、復攻大始良・鷹栖兩城、皆陷

之、十二日、直顯帥兵攻賴仲於志布志城、明日拔之、

〔小根占池端氏藏書〕

大隅國祢寢又五郎建部清増軍忠事

右、去延文元年十月廿五日、薩州凶徒大将三条侍從泰季

并島津三郎左衛門尉氏久以下、率數多軍勢、寄來加治木

城、取向陳於所々之間、即時馳向致合戰之刻、延文正

月廿七日、楡井四郎賴仲打入日州救二郷胡麻崎、構城塙

楯籠之間、不廻時剋馳向、致散々合戦、若黨▽^①大夫房被
疵^右、同晦日、攻破彼城、頼仲・頼重以下、親類若黨△等數十
人討取之訖、仍自最前迄于今、所々合戦抽忠節之条、御

見知之間、不及巨細、然早預御證判、為備後代、粗恐々
言上如件、

延文貳年五月 日

〔直頭〕
承了判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一五号文書ト同「文書ナルベシ」

7「安養院文書」

日向國求二郷永吉東方比志田内地頭屋敷二ヶ所^{平九郎衛門并海道入道衛門}

法橋菌一ヶ所・江六菌一ヶ所事、先日任祈願之旨、鹿兒

嶋諏方大明神所奉寄進也、任先例、知行不可有相違之状

如件、

〔延文四年也〕

正平十四年八月卅日

修理亮氏久判

諏方座主兵部律師御房

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二六三号文書ト同「文書ナルベシ」

〔肝付河内守兼氏譜中〕

〔頭注〕觀應二ノ後ニ入ル

正平十二年丁酉^{北朝延文二年}、初畠山直頭取志布志城、城主楡井

頼仲蓋奔大崎、據胡麻崎城、^{遺墟今在大崎郷假宿村}至是正月二十七日、

直頭及禰寢清種等圍胡麻崎、晦日、陷之、二月、直頭又

攻松尾城、^{遺墟在地頭館西}大敗其師、頼仲力屈、五日、自

殺於寶池菴、^{一説、晦日清種等殺頼仲於胡麻崎、據聖榮日記及頼仲神文陰文等、則以此日死明矣、蓋晦日詐死至此爾}

〔頭注〕後ニ入ル

十六年辛丑^{北朝康安元年}二月云々、初大始良有四豪族、陰附公室、

由此公拔大始良城及末次城等云々、當此時、新納修理亮

實久亦居于松尾^{在志布志}、為之外援云々、

〔國史貞久記〕

〔頭注〕前ニ入
觀應二年八月^①三日△轉戰于始良莊井上城、殺頼仲黨與

島津田三位房等數十人、又陷加瀬田小城、又陷高山城、

此夜遂陷加瀬田城、四日、復陷大始良城、又陷鷹栖城、

十二日、畠山直頭率祿寢清成・清種・清増等攻志布志城、

明日下之、^{志布志城蓋松尾城、係楡井頼仲所領}

延文二年丁酉^{南朝正平十二年}春正月廿七日、祿寢重種・清増攻楡

井頼仲・頼重於救仁郷胡麻崎城、^{救仁郷或作求二郷、即今大崎郷、胡麻崎城故墟在大崎地頭}

館東十五町、晦日、祢寢清増・清種等陷胡麻崎、殺頼仲・頼餘假宿村、重、初檢井頼仲領志布志、畠山直頭取之云々、蓋文和・延文之際直頭領志布志矣、其間檢井頼仲居大始良城、後從救仁郷、至是復還志布志而亡云々、

四年己亥冬十月五日、齡岳公自將擊莊内、與相良氏軍戰于國合、我軍敗績云々、國合之敗、公求救於手取城主岩川某、某懷兩端觀望、又請於蓬原城主救仁郷某、某亦不肯、公已歸鹿兒島、旋復舉兵北征、先攻蓬原城下之、又攻手取城下之、肝付氏別族有救仁郷氏云々、蓬原城遺墟在志布志地頭館西二里許蓬原村、十一月十五日、齡岳公使得丸左近將監領大隅之小原別府西方・柏原東方・日向救仁院野與倉條、郡村高辻帳、申良郷有小原村、救仁郷有野井倉村、

康安元年云々、是歲、齡岳公陷大始良城及末次城、使島津忠経居末次城、使本田信濃守重親居西侯、其後自鹿兒島徙大始良、又徙志布志、初畠山直頭使野本藤次秀安守帖佐萩峰城、齡岳公遣兵攻之、而畠山軍圍本田重親於溝辺城、既而公與直頭講和、直頭又屯加治木土器園、公夜遣精兵破走之、直頭引兵而北、屯志布志、攻新納越後守實久於松尾城、公自鹿兒島引兵救之、直頭走櫛間及飢肥、

求援於伊東氏、伊東氏不應、乃奔豊後、及公徙志布志、因直頭故壘為城、名曰内城、注略、其後復居鹿兒島云々、

〔國史氏久記〕

永和三年丁巳春、齡岳公自志布志引兵救都城、屯天ヶ峯云々、

永徳元年秋七月四日、今川滿範取末吉城、置兵戍之、而與岩河城相應、以絶志布志・宮古城之道云々、

〔國史元久記〕

應永二年二月廿七日、惣翁公使波見太郎領岩切旧領求二郷之地、冬十二月云々、和泉某者蓋和泉式部少輔久親也、久親父曰能登守氏儀、氏儀父曰右衛門兵衛尉忠直、忠直父曰下野守忠氏云々、忠直後事征西將軍宮於豊後、氏儀久親皆居豊後、齡岳公嘗謂惣翁公曰、不可使和泉氏無後於國、必召之、時忠直・氏儀已死、惣翁公乃召久親於豊後、賜之求仁郷深川村合百町地、

應永六年十二月三日、恕翁公使菱刈安藝守久隆領日向求仁郷地十五町、

〔國史元久記〕

應永八年云々、是歲、間公之如鶴田也、推又三郎久照為大將、引兵攻志布志、屯宝滿寺、新納實久自松尾城將兵出犬馬場、濟川擊破之、忠親引去、本田忠親也、

十七年庚寅二月十八日、義天公使内倉豊前介領日向國內倉帖如此、郡村高辻帳、救仁院有内之蔵村、

〔國史久豊記〕

長祿二年戊寅、是歲、公與新納忠續日州飢肥、使居其地、以備伊東氏、而領救仁院如故、註三新納氏領救仁院、見觀應元年、

〔國史忠昌記〕

文明十八年丙午、公使新納忠續去飢肥復志布志、別以末吉・財部・救仁郷賜之、公以櫛間・飢肥國之北門、守難

其人、冬十月十九日、以島津忠廉為櫛間・飢肥領主、

明應三年甲寅秋九月二十九日、島津豊後守忠朝次郎三郎忠朝、稱與志布志領主新納近江守忠武合戰、公田譜、忠武忠續

弟忠明之子也、忠續無男、以忠明為嗣、而忠武嗣父職、領志布志、

四年乙卯夏四月十五日、公使島津忠朝攻串良城、忠朝襲而取之、以賜忠朝、忠朝使其叔父平山越後守忠康守之、忠康忠廉之弟、

※永正三年丙寅秋八月六日、公自將伐兼久、新納忠武率志布志兵救之、我師不利、冬十月十二日、公班師、

※〔頭注〕

〔永正三年、肝付河内守兼久以高山城叛云々、〕

〔全勝久記〕

大永三年癸未十二月七日、公遣伊地知縫殿助重周・吉田某攻槻野、新納氏邑、新納近江守忠勝擊破之、重周死、槻野或作月野、郡

村高辻帳、救仁院有槻野村、重周季豐之玄孫、忠勝忠武之子也、

〔國史貴久記中〕

享祿元年戊子、伊東氏屯日向小鷹原、志布志領主新納忠勝屯冷水、夏五月朔日、伊東氏擊忠勝、忠勝禦之、敗其前軍、會北鄉忠相將八百餘騎軍城ケ尾、忠勝・伊東各求援於忠相、忠相欲助忠勝、家臣大久保刑部左衛門・有田加賀曰、新納氏不顧同宗之義、動輒侵我財部院、今克伊東軍、則乘勢擊我必矣、不如與伊東氏併兵擊之、以挫其銳、則我邑其免乎、忠相從之、破走忠勝、追至梅北城下而還、

〔國史貴久記〕

天文四年秋八月十四日、北鄉忠相與島津忠朝攻末吉・松山・梅北、伊東氏・北原氏救之、末吉・松山・梅北、皆係新納氏所領地、

天文五年丙申云々、初島津忠朝使六郎三郎忠吉守串良城、肝付兼興攻之、新納忠勝應兼興、絕串良・飢肥往還之路、城中益困、忠朝使告忠勝曰、當以串良與安千代殿、願拯

城中之衆、忠勝曰諾、既而兼興殺忠吉、陷串良城、忠勝不救、由是忠朝怨之、八月十一日、伐志布志、忠勝次子孫、四郎忠常者、忠朝弟備中守忠秋之婿也、幼字安千代丸、蓋是時約婚既定、故忠朝欲以串良與之云、天文二年、忠勝老、忠茂立、領志布志者即忠茂、冬閏十月十八日、島津忠朝復擊志布志破市井、戰橫峯克之、志布志帖村有橫嶺門

〔肝屬兼續譜中〕

天文七年戊戌正月四日、北鄉忠相進兵復財部城、二十一日、島津忠朝遣兵攻大崎城、二十六日、兼續遣兵取高岳城、以上三城、忠勝侵地、界之清年、(稱寝)、又取百引城、二月三日、又取平房、二十一日、又出師、晦日、取大崎城、三月十六日、取野卸城、四月二十日、取安築城、連和忠朝、故畀之、七月十三日、取蓬原、十六日、取恒吉、十一年閏三月晦日、豐州忠廣謀取我蓬原、兼續乞援于北鄉忠相、忠相使北鄉左馬介帥兵赴之、及我兵與禰寢兵戰、鹿屋、禰寢兵敗走、園田將監・根占八郎左衛門・長門守等五拾餘人死之、十三年四月、及豐州朝戰、廿日、取安築城、七月云々、兼續攻市成城、斬城主出羽守忠時山田氏等陷之、公乃賜兼續市成、賞軍忠也、八月(廿)二日、號省

鈞云々、十二月廿一日、又伐豐州、廿六日、又伐禰寢、廿八日、取西俣及野里、晦日、取大崎城、使同姓兼活為地頭焉、十五年二月六日、取大始良城、七月十三日、攻蓬原城、城主救仁鄉藏人介頼世以城降、乃使大野出羽守源加為之地頭、既又以伊集院筑前守久利為地頭焉、弘治三年八月十七日、及豐州忠親戰于大崎、斬日置彈正等五十餘人、我兵亦三百餘人死之、永祿元年六月六日、我將藥丸伊豆守・安樂某等、與忠親將齧武清戰于西谷口、在志布志十月二十三日、又伐志布志、及忠親戰于十三本、斬日置伊勢守久岑等、二年四月十四日、省鈞及子良兼起兵伐松山城、名松尾城、在新橋、十六日、及城主平山越後守忠智戰于大田尾、栽松為塚、今尚存云々、斬忠智及其子右馬允久武・次郎四郎久次等、遂取松山城、或為三年四月事、乃使渡邊隱岐守源惠成之、三年十二月二十日、省鈞遣伊集院三河守入道竹友帥兵伐忠親於志布志、竹友進兵、及豐州將齧三郎五郎武清・伊東源四郎等三戰于向河原、地藏堂前、五年正月、義祐來伐飢肥城陷之、二十二日、又伐飢肥、又取眞幸、二月十日、又攻本城陷之、尋陷酒谷城、十八日、省鈞發兵、及義祐兵夾攻飢肥、是月、義祐取高原及高崎云々、四月五日、省鈞取

松山城、豐州將平山右馬允戰死云々、五月、忠親力屈、廿八日、授省鈞救仁院、志布志此、以飢肥南鄉畀伊東氏、退保福島、於是、省鈞使良兼領志布志、柏原下總①兼之等移之、六月、又取安樂城、在志布志、亦使良兼領之、七年七月十八日、省鈞帥兵又侵福島、及忠親師戰于桂原、斬新納新三郎忠衡等敗之、我兵亦二十二人死之、是年、省鈞徙居於志布志城、以肝付三河入道為之地頭云々、〔本ノマ〕八年云々、五月十八日、時久〔北郷〕師于松山、二十四日、福山乃發伏兵、及伊東衆戰、伊東兵十一人死之、十一月十五日、卒于志布志、年五十六、

〔肝屬兼亮譜中〕

元龜三年九月廿九日、公使北郷時久來伐月野、我兵發出、與之戰于泰野、今松山村名、敗、死者多、此日、時久別遣梶山衆亦伐福島、我兵拒戰却之、

〔國史貴久記〕

天文六年丁酉三月三日、北郷忠相陷岩川新城、生獲二千餘人、岩川新城係新納忠勝所領、遺墟在末吉郷、係中之內村、中之內村・五十町村、岩崎村、總稱岩川、冬十二月云々、大翁公之奔帖佐也、島津實久欲為守護職、乃如都城、

告北郷忠相、忠相許之、如飮肥、島津忠朝亦許之、遂與忠相・忠朝及清水領主本田董親如志布志、會肝付氏・衾寢氏等至志布志、與告於新納四郎忠茂、忠茂与父忠勝謀焉、不可、於是忠相・忠朝等與實久謀、欲先滅新納氏、而實久如清水、召募大隅兵、誘生別府城主樺山幸久、幸久應之、按、樺山幸久事公無貳者也、今應實久、豈出於一時自免之計乎、初北郷氏領隴州財部院、新納氏取之、

七年戊戌春正月三日、北郷忠相復取財部院、二十一日、

島津忠朝遣右衛門太夫忠隅攻大崎城、大崎係新納氏所領、二十九日、

陷之、二月二日、忠相拔梅北城、二十日、忠相拔安樂城、

夏四月二日、又拔夏井岩、秋七月二十三日、又下末吉・

松山二城、大崎城遺墟云々、係假宿村、安樂城遺墟在志布志、係安樂村、松山郷在新橋村、其地即古城墟、郡村高辻帳、救仁院

有夏井村、忠相・忠朝既取數城、遂與肝付兼演・樺山安藝守幸

久等攻志布志城、新納忠茂告急於公、公以國事方棘未能

救、乃使忠茂與忠朝等講和、二十六日、新納氏譜作三月二十六日、忠茂

以城授忠相・忠朝等、與其母俱奔佐土原依伊東氏、忠茂母伊東尹

祐之而忠朝與忠勝市木使居之、市木在櫛間、於是忠朝取救仁院・

末吉・松山、忠相取財部、當取梅北、忠朝請以三保院高

城易之、忠相許之、

十一年閏七月晦日、島津忠廣攻蓬原、乞援兵於北郷氏、③

北郷忠相遣次子左馬助忠孝助之、与肝付氏戰於鹿野屋、

蓬原屬肝付氏邑

「島津忠朝譜」

大永^③年癸未八月廿日、志布志城主新納忠勝及兼興謀、

使兵絕水陸路、以不得通申良、

四年九月中旬、忠朝求和於忠勝曰、讓君之次子安千代丸

忠常、乃忠朝姪婿也申良、願助我戍兵、忠勝應之、十九日、兼興攻

申良城、我戍將島津六郎^③郎忠吉等悉死之、忠勝不援、

忠朝恚之、自是為氷炭矣、

天文元年壬辰十一月二十五日、始師于三保、二十七日、

遣兵戰于下河内、克之、斬伊東將八代長門・福永某・海

非原某等、新納忠勝遂取野々美谷、伊東去之也、

五年丙申八月十一日、師于志布志、伐忠勝、閏十月十八

日、破其町、戰于橫峯、克之、

七年戊戌、及北郷忠相謀伐新納氏、夾而攻之、正月四日、

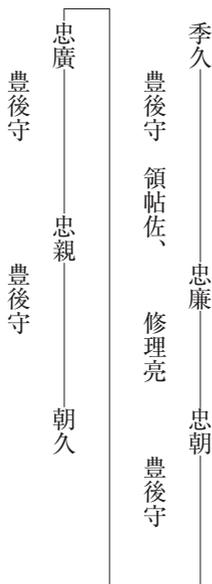
忠相攻取財部、二十一日、忠朝遣右衛門太夫忠隅帥水兵
 攻大崎城、二十九日、陷之、二月二日、忠相又取梅北、
 二十日、忠朝陷安樂城、四月二日、拔夏井砦、七月廿三
 日、又攻末吉・松山取之、二十六日、忠勝以城（メシ）和、
 於是、忠朝與忠勝福島内市來五十町為食邑、而忠朝悉領
 救仁院、移于志布志廣朝城、使適子忠廣居飢肥本城、時
 畀忠相三侯高城、以易梅北地也、於是時、忠朝所食飢肥・
 福島・志布志・安樂・松山・末吉・梅北七邑、威名振世
 云々、
 九年庚子三月三日卒、年七十五云々、

〔島津忠親譜〕
 弘治（二年）丙辰八月十七日、忠親師于大崎、肝付省鈞防之、
 忠親破之、斬獲三百餘級、我軍日置彈正等五十餘人戰死
 之、

永祿元年戊午十月二十三日、省鈞攻志布志、忠親擊奔之、
 重臣日置伊勢久岑戰死、忠親收（兵力）還、
 二年四月十四日、松山戌將平山越後忠智如志布志、道會省

鈞軍戰而死之、省鈞直進圍松山城、忠智子右馬助久武・
 次郎四郎久次遂戰死、城亦陷、
 五年壬戌二月中旬、伊東・肝付合兵、夾攻飢肥、十八日、
 委城保福島、畀肝付志布志、伊東取南郷、既而使家臣日
 置周防守忠充（後改）越後為謀、留家人深水主水居于飢肥、乃忠
 充與主水謀、復飢肥云々、
 ○忠親以為末吉・梅北地阻難守、乃致公末吉三百五十町、
 畀時久梅北八十町、公又賜時久末吉、

〔豐州家系圖〕



〔國史貴久記中〕
 永祿元年十月廿三日、肝付兼續攻志布志、島津忠親擊敗
 之、○二年己未四月云々、島津忠親使平山越後守忠智守

松山城、十四日、平山忠智如志布志、與肝付兼續軍遇於道、力戰而死、兼續遂陷松山城、忠智二子右馬助久武・

次郎四郎久次死、忠智近久之孫也、

〔國史義久記中〕

永祿五年壬戌春、松齡公還鹿兒島、

永祿三年如
飢肥云々

既而伊東義

祐與肝付兼續合兵、復擊島津忠親、忠親不能禦奔櫛間、

義祐取飢肥、兼續取志布志、註曰、島津內膳家譜云、二

月十八日、忠親奔櫛間、以志布志授肝付兼續、大中公田

譜云、五月十八日、忠親奔櫛間、東光坊家藏伊東家略記

云、正月二十二日取飢肥、未知孰是、而其事互足相證、

因並錄之、

全年九月十七日、島津忠親夜襲飢肥本城取之、明日、酒

谷諸城皆下、

〔頭注〕參照ノ為メ也

全七年甲子七月十八日、島津忠親與肝付兼續戰于櫛間桂

原云々、十九日云

々註云

島津忠親實北鄉忠相之子、出為飢肥領主

島津忠廣嗣、留其子時久、為北鄉氏後、而飢肥与伊東氏

接壤、動見侵掠、故公与時久為此盟云々、

〔頭注〕參照ノ為メ

天正三年乙亥十二月七日、肝付氏室老葉丸出雲入道孤雲

遣飯熊山別當・巖龍寺二人告絶於伊東氏、肝付治部左衛

門奉高城処志布志、

大崎・始良
皆肝付氏邑

伊東義祐遣河崎駿河・河

崎紀伊將輕卒百餘人取高城、十三日、向櫛間、葉丸孤雲

拒而弗納、如志布志、有備又不能入、退屯波見村云々、

二十三日、河崎駿河將衆引去、紀伊恐以無功見罪、乃請

待衛高城於志布志、待命於波見村、

全四年十月朔日、肝付兼護遣葉丸孤雲・新納永看或作
永閑

肝付兵部等擊南鄉、伊東
氏邑、不勝、麾下三百餘人死、老中以

為、若使伊東氏承肝付氏之敵取櫛間・志布志、則大事去

矣、十日、老中喜入季久・伊集院忠棟与島津征久・鎌田

出雲守政近共守櫛間・志布志、由是二邑季入公室、註略、
④卒

而肝付氏寢衰、所領諸邑往々逆降、諸邑蓋大崎・串
良等之地云々、北鄉時

久之敗肝付軍也、事在上
元年、公謂之曰、待克肝付氏之後、會以

志布志賞卿、至是將與時久志布志、伊集院忠棟不可、乃

以恒吉・永吉・内之浦百八十町地與之、大崎郷有
永吉村

〔國史義弘記〕

慶長四年、伊集院忠真修都城、深陞高墨、復築十二塞云々、貫明公聞忠真之叛、乃遣肥後某渡瀬、山田利安成廻城、寺山氏戌市成、桂氏戌大崎、樺山久高戌志布志、柏原周防守戌松山、入来院重時戌高崎、久高分遣軍士守陌塞、以絶莊内魚鹽之道、

全年七月云々、伊集院忠真遣日高靜鎮・中村吉右衛門偽將攻松山城、志布志地頭樺山久高遣兵救松山、而靜鎮・吉右衛門反趨志布志、襲月野破之、又攻松山城、地頭柏原周防守禦之、木脇喜兵衛放銃斃數人、忠真軍引去、

〔國史家久傳〕

慶長十九年八月云々、〔^①二十一ナシ六日〕、公愍千鶴質於江戸、^②也二十八日、賜之志布志槻野村二千二百四十石、

〔國史義久記〕
〔全〕

^③國史註云、松山人吉田五左衛門家藏年代記、天正四年丙午十月一日、福島兵七百人死於南郷之戰、七日、福島・

志布志等十四城皆皈公室、肝付甚兵衛文書、志布志地頭肝付治部左衛門將福島・志布志兵擊南郷、反為所敗、治部左衛門死、兵士多死傷、而福島・志布志並為空城、於是鹿兒島遣兵戌之、二說與新納氏譜・二宮式部家藏旧記大同小異、互足相證、故並錄之、

〔嶋津國史義久記中〕

天正十六年八月五日関白朱記書、益封松齡公日向諸縣郡眞幸院・救仁院・救仁郷・綾・田尻・嵐田・八代・深歳・向高・穆佐院・須木・入野名・紙屋・野尻・漆原・浦之名・飯田千四百四町、註ニ、救仁院今志布志地、救仁郷今大崎地云々、

〔堀孫右衛門傳〕

慶長五年、移居于私領大寄之内永吉村、

〔日向記〕

永祿元戊午年冬ノ比、島津方ヨリ肝付ニ被働、其起リハ、近来肝付家ノ叟ハ伊東方ニ味方ヲナス、此意ニテ清ケ島

ニテ合戦有、肝付衆劍崎常陸守・大野出羽守ヲ始三百餘討亡シカハ、此競ヲ以大勢肝付省釣ニ打懸ル、省釣少モサワカス打物ヲ取玉フヲ、切ナハ敵大勢追懸ルニ仰天ノ切ヌルト沙汰セハ、敵味方ノ聞ヘ末代ノ不覺成ト靜カニ解セ玉フ、▽^⑩味方△纒ニ三四拾人程ノ人数ニテ太刀下ニ宗徒ノ士拾七人討取玉フ、此勢力ニ闢辟シテ皆散々ニ退散ス、飢肥・庄内ノ人数モ志布志ニ打入肝付ヲ攻ント巧シカ、省釣吾ト打物ヲ取、大軍追ナヒケ玉フニヨリ、暫シハ兵ヲ扣ケル、省釣ノ御手柄家ノ面目トソ聞ヘシ云々、

〔國史家久記〕

慶長十八年夏六月九日云々、公妹千鶴稱御下為質於江戸、千鶴始適伊集院忠貞、忠貞誅、而千鶴大歸云々、^⑩八月二十六日、^⑪公愍千鶴質於江戸、二十八日、賜之志布志槻野⑫二千二百四十石、

國史延宝七年ノ記ニ、初慈眼公千鶴ニ湯沐邑三千石ヲ賜、千鶴島津久元ニ適ク、又五郎久近ヲ生、久近久元ノ第三子也、久近卒、男ナク、公第四子又六久岑ヲ以久近ノ嗣ト為ス、久岑卒、亦男ナシ、公又第十一子權

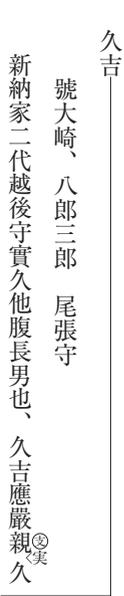
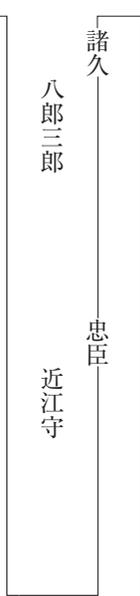
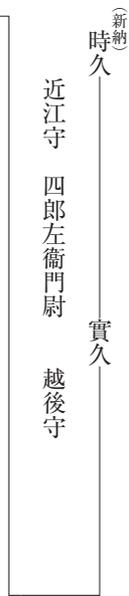
七久寛ヲ以久岑ノ嗣ト為ス、三世ニ及フ比、三千石ヲ食、實佐志、皆號千鶴後トス、議者以女子後ヲ立ヘカラス、三月十一日、公忠清ヲ以祖ト為シ、久近、久岑、久寛、皆之カ後トス、而久寛ヲシテ佐志ヲ食シム故ノ如シ云々記セリ、

〔日向記〕

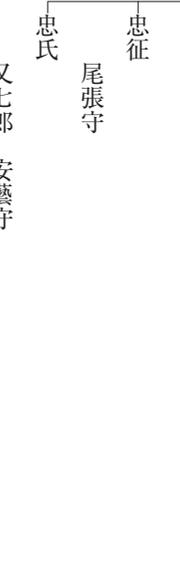
豊州家降陸之亶肝付方ニ聞ユルハ、飢肥ノ亶伊東家ヨリ知行由申渡ス間、肝付ヨリハ志布志ヲ受取ヘキ由使ヲ立タリケリ、豊州方ヨリ志布志ハ肝付ノ矢サキナレトモ伊東方ニ渡シ可申旨有、^⑬翌五年壬戌二月、義祐公木脇八郎左衛門尉ヲ志布志ニ被差越、同廿二日ニ志布志ヲ受取、肝付ニ相渡帰宅也、其時義祐思召ケルハ、豊州家ヨリカヤウニ懇切有上ハ、豊州家ヲ櫛間ニ残スヘシト被仰出、日置周防介・柏原宮内少輔ハ豊州家之談合衆ナレハ、是ニハ南郷三百町ヲ被下、依之、同五月十八日、飢肥悉ク伊東方ヘ相渡ス、忠親櫛間ノ如ク退レケル、夫ヨリ彼界泰平ニコソ治リケレ、

〔樺山玄佐自記〕

其以後、忠平又四郎殿ト申セシ頃、豊州為養子飢肥へ御越ナサル、其頃豊州櫛間・志布志ヲ覚悟之處、伊東・肝付手強依相働、日置伊勢久岑ナトモ討死ス云、
〔永徳元年十月廿三日戦死〕



之命居住大崎城、故小時號大崎、^{③(少)}



恒吉城代也、^{③(主)} 天文七年戊戌七月廿六日、宗領近江守忠勝没落志布、^{②(忠)} 時忠氏因妻女之縁、隨身肝付河内守兼續入道省鈞、而後補大崎地頭職、



義持
滿頼

近江守 号近江源氏、

頼綱

四郎左衛門 号救仁郷、始日向州下向、

忠綱

伊豫守 近江守 宮内太輔 伊豫守

頼世

〔天文十五年、肝付兼續攻取〕

藏人介 蓬原城ヨリ没落、 宗量

朝元

法印 日州飯隈山別當坊 良朝 法印 飯隈山別當坊

〔救仁郷氏旧記〕

應永之頃、渋川右兵衛佐滿頼九州之探題トナリテ下國ス、

滿頼ノ子滿武^{〔氏〕}、後救仁郷氏之女ニ嫁シ、救仁郷ヲ名乗、
性ヲ源ト號候、其後ニテ候哉、飯隈山別當職相勤、先達
被任救仁郷陽慶坊ノ嫡孫ニテ候、

〔菱刈系圖〕

應永六年十二月三日、元久ヨリ救仁郷ノ内十五丁ヲ菱刈
安藝守久隆ニ賜、同七年、賜横川院上村云々、

〔島津國史^{見慶長三十二年}〕

飯隈山別當即蓮光院、居照倍院、按大崎蓮光院系圖及古
調、蓮光院姓救仁郷氏、其先出^{◎於}肝付氏、世居志布志蓬原
城、渋川滿頼為九州探題時、其子四郎左衛門尉頼綱娶於
救仁郷氏女、遂為救仁郷氏、傳五世、至法印朝元、始為
飯隈山別當職云々、

〔新納氏藏書〕

時久 日向國新納院高城ニ居住、其ヨリ号新納、尊氏將
軍御代ニ守護代ニ上洛候、然処ニ、京都兵乱最中ニ而、
時久擲一命抽軍忠之間、被許守護之支度、
白弓袋・白笠袋并
花氈之鞍蓋等之事

也、賜日州救仁院地頭職者也、

五代忠續

救仁院之外飢肥を給、廿九年格護候、于時文明十八年、自守護任御下知、飢肥ヲ末吉・財部・救仁郷相易賜之者也、

八代忠勝

初忠家、居城志布志、其外領地安楽・大崎・松山・末吉・恒吉・高隈・垂水・廻・市成・牛根、于地ハ不及記、九代忠茂

此時志布志落居、其故ハ、薩州實久守護を望叛逆ありて、
豊州于時在・肝付于時在此三家ニ内通あり、モトヨリ新納北郷脱カ
（飢肥カ）ハ親類タル故、雖被為透引更不許容、依其三家一味シテ
當家ヲ欲亡、當家多勢ナリトイヘトモ、敵従三方責来ル
故乃難儀、此趣南方江欲申上、聞多而難通、此時家来刀
迫因獄介・柴主殿助ヲ山ク、リニ遣、刀迫ハ被殺ケルカ、
終ニ其行衛ヲ不知、柴ハ漸凌日州之山中、おいの別府ニ
着、樺山江申入候、樺山使者ヲ相副南方江被送届候、則
志布志之様ヲ懇ニ申上候得ハ、御返事ニ、御加勢之御志
雖不少、薩摩國中之兵乱未相止、難及御力之間、如何様

ニも相計致和談、後日之忠功ヲ可被掛心云云、依其天文
七年戊戌三月廿六日ニ豊州ト成和睦、忠茂ハ伊東ヲ頼、
母儀ト山東ニ渡海、父忠勝ハ二男忠常ヲ伴ナヒ飢肥江退
出候、新納之家至于此時滅亡、代々之寶物并文書等粗焼
失す、畢竟南方江無二心抽忠功之故、家門繁栄一時ニ亡
者也、翌年十一月十三日落髮、同十二月十日、南方江參、
薩州小野へ住、其後日當山を賜リ移ル、於此地死去、
武久 日當山ヨリ菱刈平出水ニ移リ、其ヨリ日州富田ニ
移リ数年居任、（住カ）天正十年十月十九日ニ死去、

忠真 自日州富田谷山水タルニ移、其後菱刈市山ニ移、
又伊集院ふく山ニ移、又三躰堂ニ移、狂氣依無快氣、終
ニ富田之返地不出者也、寛永十四年七月十八日ニ死去、
歳七十三、

〔称名墓志〕

和泉式部太輔久親 初又四郎と称す、采地百町を求仁郷
及び深川の内に食ミ、志布志ニ居れり云々、

〔地理纂考〕

大崎

鹿兒島より辰巳海陸十四里、丑より辰方志布志、西北百

引・恒吉、西方高隈、亥方市成、西南申良に接し、東南

海に對す、周回廿三里八町五十八間、村落十^{飯宿村}、^{永吉}村、^{横瀬村}

神領村、益丸村、菱田村、井俣、高一万七百十三石余、士族四

村、岡別府村、持留村、野方村、農戸七百五十六、人員

百五十二戸、人員男九百四十三人、女八百三十二人、男二千九十二人、女千七百三十九人、

〔地理纂考〕

野方村

二石岡 當邑第一の高岳なり、頂上に大巖石二相並たる

か故に二石の名あり、當邑の地形山林少く平原曠野多き

かゆへに、此岡高からすといへとも頂上に登れハ闔邑一

望の中にあり、

〔地理纂考〕

菱田川 舟渡りなり、川の濶凡三十余間にして渡場より

海口遠からされハ、潮水満る時ハ漁舟上下す、此地南ハ

海に臨ミ、三方ハ平地にしてすへて原野水田なれハ、四

時の遠望無双の勝地なり、水源百引・市成の両郷より出

つ、

〔地理纂考〕

荒佐野 此地限りなき曠野なりしを、元禄十年二月十一

日、和泉國の次左衛門と云者棟梁にて、和泉・摂津・土

佐の土民五十一人二十四戸荒佐野に移り住ミて、原野を

開拓ん事を願ふ、官是を許して此地に來り、同十一年よ

り十五年に至り官田百四十四石餘の地を墾く、今其人民

繁殖して二百六十餘人に及び、今に至りて徭役を免した

り、此地更に泉水なし、半里餘の処より毎朝水桶に水を

汲ミ牛馬にて運ふ、昔年此地に井を堀らんとす、一老翁是を止めて

販りて又餘力あれハ他の事を為す、水遠きに在か故に、鶏鳴に起きて水を汲ミ、

寝すへし、夫に隨ひて農事をもまた忘るへしといへるに、皆服して止ミ

しと

〔地理纂考〕

妻方神社

奉祀一坐 木花開耶姫命

創建の年月詳ならず、妻万を今字に隨ひてサイマンと訓むハ誤れり、建久八年日向國圖田帳、諸縣郡妻万宮領九十八町とあり、文明の頃薩摩國坊津一乘院住持賴政筆記に、守護社參の次第、薩摩總廟開聞、大隅總廟止上、日向總廟五社大明神号妻宮とあり、此神社旧志布志原田村に在りしを、天文九年十一月三日遷座ありしとぞ、天文廿二年癸丑三月肝付兼續重建の棟札・天正十六年戊子二月島津義久改造の梁文存れり、大崎郷の總鎮守にて、例祭正月中西日・九月中西日なり、九月の祭日にハ神輿濱下り且鎬流馬等の式あり、さて彼原田村なる旧地を今旧宮といへり、

〔地理纂考〕

大崎城 大崎ハ往古より世々肝付氏所領なり、大隅肝付郡高山城主肝付河内守兼忠三男肝付越前兼光嫡庶不和になりて、文明十三年、高山を去り當城に移りて守護方に属す、兼光卒して志布志城主新納忠勝大崎を併せ領す、天文七年、北郷忠相都城領主・島津忠朝櫛間領主兵を合せて當城を陥れ、忠朝が所領とす、同十三年十月、肝付兼續又是を

抜く、天文の末に至り、忠朝か子島津忠親當城を攻む、兼續城外に迎へ戦ひ利あらず、其後堅く守りて動かず、忠親軍を班む、天正年中肝付兼道に至り勢ひ衰へ、遂に島津に属す、家臣比志島國守を地頭たらしむ、

〔地理纂考〕

龍相城 横瀬村にあり、一に龍草又龍沢の字を用ふ、或ハ出田城又井出田城ともいへり、肝付氏家譜に、天文十三年甲辰十一月晦日大崎を知行とあり、又島津忠朝臣甞三郎五郎武清覚書に、天文廿三年甲子八月十八日、大崎の内龍沢にて分捕すと見え、志布志郷山口神社の祀官岡元某系圖に、岡元助兵衛季慶弘治年間大崎龍草にて打死、弟富岡左衛門二郎同所にて戦死、敵方北郷左衛門・同彈正とあり、又旧記に、永祿年中、藥丸出雲入道子の彈正ハ大崎の内井手田城大野出羽守に掛合、両将互に戦死とあり、出羽守ハ島津氏の支族にて、藥丸ハ肝付氏の將なり、又旧記に、天文十八年、蓬原地頭大野出羽守とあり、蓬原ハ志布志にあり、是に因れハ當時の城主出羽守なりしにやと思はるれと、詳なる事ハ傳はらず、

〔地理纂考〕

胡摩ヶ城 假宿村にあり、延文二年、楡井頼仲（ニシ）其弟頼重と俱に當城に拋る、同年正月晦日、大隅国祢占領主祢占重種・祢占清増是を陥る、祢占氏家藏文書に曰、上略、延文二年正月廿七日、凶徒楡井四郎打入日州救仁郷胡摩ヶ城、構城墾之間、馳向致散々合戦、攻落彼城、頼仲・同舎弟又四郎頼重以下親類若黨等數十人討取之訖、仍所々合戦抽忠節之上者、預御一見之状、為備後代、粗恐々言上如件、延文二年五月日とあり、又大隅国祢占又五郎建部清増軍忠事とありて其文に曰、延文二年正月廿七日、楡井四郎頼仲打入日州救仁郷胡摩崎、構城郭楯籠之間、不廻時剋馳向、致散々合戦、（若）苦黨大夫房被疵足、同晦日、攻破彼城、頼仲・頼重以下親類若黨等數十人討取之訖、仍自最前迄于今、所々合戦抽忠節之條、御見知之間、不及巨細、然早預御證判、為備後代、粗恐々言上如件、延文二年五月日とあり、又一説に、楡井頼仲志布志松尾城に拋る、延文二年、畠山直顕是を攻て城陥る、頼仲遁る、に道なく、二月五日、志布志大慈寺の支坊宝地庵に入り自殺すといふ、此事志布志の巻に詳なり、又仁礼某家記に、延文元年丙申正月、楡井四郎頼重大崎胡摩ヶ崎城にて戦死

とありて、此仁礼氏を頼仲か子孫なりといへとも、慥なるよりところなけれハ家記も疑かハしくなむ、

〔地理纂考〕

天守城 益丸村に在り、楡井頼仲志布志を領せし時肝付氏と屢合戦ありし址なりといふ、城主詳ならず、

〔地理纂考〕

大家山 横瀬村にあり、周廻三丁余の林叢にて、往古戰場の跡なりといへとも事實傳ハらず、山上に大きな石棺あり、年月姓名を記さず、此邊今に古き陶器の類ひ堀出す事ありとぞ、

〔地理纂考〕

鳥井ヶ段 野方村にあり、元龜元年三月十九日都城領主北郷氏肝付兼續と合戦の址にて、北郷藏人戦死の石塔及び首冢ツツあり、

〔地理纂考〕

遠見ヶ尾 同村にあり、應永十八年、肝付兼興鹿屋龜鶴

城を攻む、城主鹿屋周防玄兼急を鹿兒島に告ぐ、島津久豊大軍を將ひ市成に渡り、此地を歴て鹿屋に出むとす、時に援兵の來れるを城中に示さむ為に此岡にて狼煙を上げし址なりといふ、龜鶴城の事ハ大隅鹿屋の卷に詳なり、

物産

藥種 柴胡

鱗介 鯛 鱸 鮪 方頭魚^{クヅツナ} 烏賊^{イカ}

(中表紙)

大崎誌 飯隈山書出

一 仮宿村之内 麓地頭仮屋より中城入口迄^{未^午}二丁三十六間

一 古城之事

一 大崎三城三丸

小城^{②北} 高サ拾三間 廻り式拾九間^{②町}

中城 高サ拾三間 廻り三町八間

南城 高サ拾三間 廻り式町拾三間

右、文明之比肝付越前守兼光居城と申傳候、其後元和[△]①寛永[△]之比地頭土持權之頭居住為有之由相見得申候、

一 地頭仮屋壱ヶ所^{②右} 大城外曲輪之内

一 右境内迫水伊豫入道と云傳石塔并土持殿と云傳墓有^{①塚}之、

仮宿村之内

一 胡广ヶ崎城 酉拾五丁五十四間

右、延文元丙申正月、楡井四郎頼重大崎於胡广ヶ崎

討死と仁礼家之書付に有之由、

永吉村之内

一 野卸城 酉十六丁十二間

古日記曰、肝付家より天文七年戊三月十六日領之、

④麥
麦田之内

一天守城 寅壹里二十三丁十二間

右、楡井頼仲志布志押領の時、折々合戦為有之由、

横瀬村之内 高サ拾間

一 龍相城 辰十七丁五十間

右、天文廿三年甲寅八月十八日、嶋津豊俊守忠朝家

臣甑三郎五郎武清と肝付之兵卒於當城合戦之由、然

共志布志山口大明神主岡元氏系圖に、岡元助兵衛

季慶、弘治年間大崎於龍沢打死す、弟富岡右衛門次

郎、是も同所ニ而討死と有之、又高山之平岡氏系圖

ニ、平岡左衛門五郎、大崎龍相ニ而戦死、敵方北郷

左衛門・同彈正と有之、古人書集之内、藥丸出雲入

道孤雲子之彈正者、大崎之内井手田之城大野出羽守

に掛合、將ニ互ニ戦死と有之、永祿四年書記有之、左候得者、

當地之合戦天文・弘治之比兩度合戦可成欵、志布志

蓬原村權現座主書付之内、天文十八年、蓬原地頭大

野出羽守と有之、尤龍相近邊井手田門藪の中に藥丸

彈正戦死跡軍神堂有之、又益丸村の内下村と申所へ

大野出羽守切腹之場と申傳⑥石右小倉、其外龍相城より

戦か嶋、益丸村邊ニ六地藏并首塚有之、

古戰場并古陣場之事

益丸村之内

一 戦か嶋 辰十八丁四丁五間⑦七

右、龍相より東ノ方一丁餘り、隅州柏原より日州志

布志筋之通路、四方田地、左右茅原、古松数本有之、

古老曰、戦か嶋・龍相城に鎧武者之石像有之、此邊

及落馬欵又ハ奇吳之事共有之、往来之諸人難渋いた

し候を、菩提所心慶寺之住持先年彼所へ移し安穩に

成る、石像于今心慶寺に有之、

横瀬村に有、

一大塚山 巳十九丁五間 廻り三丁程

但大塚大明神之社由来不詳、

右、龍相城合戦之場とみえ候、上ニ大キ石棺有之、

年月不詳、古キ焼物類・瓦類崩出る由、

野方村に有り、

一鳥井か段 子四り四丁五十六間

右、元龜元年三月十九日戦場と相見得候、北郷藏人

頭打死石塔并首塚有り、武具類のもの間に堀出し候

由、

同村立小野に有り、

一遠見か尾岡 戌二り二十九丁五十間 今松林

右、應永十八年 久豊公御代鹿屋城を肝付家より取

囲候節、為御救御出陣之折、此地御通行之由、狼烟

を立、鹿屋周防之介居城江相圖之地と申傳候、木屋

之跡式ヶ所有之、

神社之事

宗廟 地頭仮屋より辰の方道法八丁六間

一妻萬五社一ノ宮大明神

祭神立速主命

但木像

社司 案原藏主藤原篤洪

權主取 案田直記藤原政武

大宮司 竹之下式部藤原政次

右、往古日州諸縣郡志布志原田村野間文祿元年以前ハ大崎之内なり

と申所へ鎮座有之、天文元庚子十二月十三日、妻万⑨九

五社一ノ宮大明神西追江御移り、座主大宮司竹之下

式部家古キ書付彼書の内に相見得申候、尤當地遷宮

無之以前炎上ニ而、宝物・文書焼失之由申傳候、尤

神領高志布志原田村の内より九門、大崎井俣村之内

小高井田門、菱田村の内西光寺屋敷、合拾壹門相付

居候得とも、何年間被召上候も相知不申候、尤當分

右門之より祭日之節者社役相勤申候、

祭之式

一正月中ノ申酉、御供四拾九膳相備候、

御代參郷士年寄老人并地頭代老人參詣、當日御田踊

と申候而近年諸在より興行有之、

一九月中ノ申酉、御代參・地頭代正月如祭、幣白五躰・

神馬式正濱殿へ御幸、歸宮次第四十九膳如前、春秋
兩度之祭米三斗五升被成下候、

一九月祭之節、御武運長久之鎗流馬所郷士より勤候、

棟札曰、

夫社壇造立、當主君伴(天長兼)公・同隱居兼續公、

急成魯般之乎巧、卒盡落成之指奉調造立之、地頭

伴兼活・同兼秋、

天文二十(一)天癸丑三月六日

高崇寺權少僧都

(神法)清眼快惠

棟札云、

救仁郷一宮大明神壹宇、大願人(藤原宗綱)同氏久延、夫神殿再

興者、三州之太守島津義久様(同義弘様)竝當地

頭新納久將(竝)新納久延、

天正十六年戊子三月廿六日(三)

權大僧都重運

妻万五社一ノ宮大明神御宮御再興之由来、御殿破

損之故、御公儀へ御修理之訴訟(壬辰)年より申上、

十三年ニ訴訟相立、寛文五年より諸材木取揃、寛

文六丙午年正月廿六日に鹿兒嶋より被為越大工業、

同廿七日、御普請取付、從 公義銀子壹貫八百五

拾目雖下給、依難調、當所衆中諸在郷勸進ニ而御

再興相調、寛文六丙午三月十九日迄成就、當地頭
高橋七郎右衛門、

右宮内

一善神王

一山王御社

右、高橋七郎右衛門造立也、

一稻荷社

右、栢山存仙房・肥後織右衛門・山元五郎兵衛・

山下善兵衛・山元藤七兵衛五人にて造立也、

一五林御社

右、小野四郎兵衛并百姓下西門名頭太郎兵衛造立

也、

縁記略ス、

一普門品 一折

右、齊興公ヨリ文政四巳三月廿六日御奇進(寄)、寺社

奉行所書付有候、

持留村に有り、

一二ノ宮大明神 来曆不詳、戌一里廿一丁四十三間

神躰觀世音

但木像

正月・九月中ノ戌日祭、祭米之儀ハ持留村宮地門より渡候、御供十八膳備候、

棟札云、

奉再興、大檀那忠勝・忠重、當地頭山口藏主貞行、

大宮司隈元次郎兵衛延豊、大工竹江助兵衛、

大永六丙戌十二月

天正五年丁丑十一月廿四日熊本肥後杵五千本植調訴

念之棟札有之、亦元和^④丙辰二月再興棟札、

家久公御代、當領主伊地知清右衛門平氏重豊、當旅^④

主中島弥右衛門、

右宮本^④

一本地堂

棟札曰、

欽奉造^(ママ)榮本願^比丘^比畹春公記室禪師沙門

永祿^④元^④年^④戊^④午^④霜月吉日願主 敬白

一稻荷大明神^{持留村大久保に有り、地頭板屋より子一里三十三丁二十六間、}

棟札曰、

日州大崎

奉造立稻荷大明神社一字
夫社頭造立者、大檀那田原主慶尉息災安身、

元和五年己未十二月吉日

右社之後岩間ニ冷水出候、大久保邑汲む、神躰白狐、

持留村にあり、

一尾鼻權現 酉一里三十一丁十四間

右、天正之比當地頭比志嶋美濃守兵書奉納之地と云、

兩度燒失ニ而、建立年月不詳、冷水ニケ所出候、一

ケ所は絶頂に有、一ケ所山下に有、穢人禁ず、茶木

邑此水を汲ム、

永吉村檔ヶ山に有り、

一彦三所大權現 酉廿五丁廿五間

一神躰中釈迦 左觀音 右阿彌陀

但木像 宮下清水出候、

一正月末ノ卯日・九月同シ兩度祭、御供廿七膳、檔ヶ

山屋敷名頭より備候、

棟札曰、

奉再興彦三所大權現社頭三社、夫以者、松杵千歳之^④

色、官祿長受、椿葉八千之愛花、乃至国家豊饒、万

民快樂、四海太平、願主藤原高久・忠廉、

天文四年乙未菊月廿一日

一 神領高・寄付高無之、

益丸村にあり、

一三之宮若王子^① 卯十九丁二間

一 神躰不相知、

一 永祿十三年庚午三月廿六日棟札有之、

一 正月・九月中ノ亥日両度祭、御供廿七膳相備候、

永吉村にあり、

一 白山大權現 酉廿九丁七間

一 勸請年月・神躰不詳、

一 二月初ノ卯辰・九月末ノ卯辰両度之祭、御供廿七膳、

永吉村白山門之名頭より相備る、

棟札云、

社頭再興、源光久公并當所地頭諏訪甚左衛門三輪正

兼、

慶安三年三月大吉辰

奉造立白山妙理大權現、元和七辛酉八月吉日、夫社頭造立者、為

金輪聖皇天長地久、殊者大檀越橋元助七武運長久、

子孫繁昌、家内安全、諸人快樂、五穀豐饒、心中所

求如意満足、

永吉村に有り、駿河門

一 稻荷大明神 午十六丁五十間

一 神躰・神領高不詳、

一 十一月三日祭

棟札

奉造立社一字、應永十三年丙戌十一月六日 願經藤原宗資

奉造立宝殿一字、 文明十五年癸卯三月廿三日

右意趣者、為天長地久、御願圓滿、殊者心信之檀

那日兼則家内安穩、息災延命、子孫繁昌、無病自

在、心中求願如意満足故也、

井俣村下ノ藪門に有り、

一 蔵王權現 丑廿四丁十四間

一 神躰・神領高不詳、

一 十一月十四日祭

(マ)元祿七年戊戌三月吉日

新奉造立^②蔵王權現宮一字、

日州大崎上永吉谷迫山東光寺

權大僧都善鏡坊快道

菱田村にあり、

一 諏訪大明神 卯一里五丁五十三間

一 勸請年月・神領高不詳、

一 八月廿八日祭米之儀者都之城より被相渡候、

棟札云、

奉再興諏方上下大明神御宝殿一字、

元和二年丙

大檀那藤原朝臣忠能公

辰卯月廿八日 竝藤原朝臣若君公

仮宿村に有り、

一 伊勢大神宮 卯辰十一丁五十一間

一 神領高無之、勸請年月不詳、

一 二月十一日・九月十一日祭米野町中より備候、

仮宿村に有り、

一天滿大自在天神 卯五十九間

右、當郷取建之比迁座と申傳候、前々之儀ハ知行高

相付候由候へ共被召上、御祭・修覆等城内郷中より

相調候、十月廿九日祭、御供一膳相備候、十一月朔

日祭りハ仮宿村大崎^{②村}門名頭より相備候、

一 鏡壺ツ 裏ニ天滿大自在天神

天文十六年丁未九月十三日

願主次郎四郎と有之、

右宮床入口大松壺本有、吳國方物見之松と申傳候、

仮宿村麓の内に有り、

一 八幡大菩薩 子三丁八間

一 神跡阿弥陀如来

但木像

一 十月廿九日祭、御供一膳馬場郷中より備候、

一 十一月朔日祭、仮宿村大崎^{②村}門名頭より右同、

謹奉書圖八幡宮御本地自證之尊形也、

文明十二年^マ戊子二月廿一日、大願主紀氏實政敬白、

裏ニ八幡之本地、

棟札曰、

奉造立南無八幡大菩薩御宝殿一字、

右意趣者、天長地久、御願圓滿、殊者護持信心之大

檀^{②ナシ}主、別者當地頭田部親經身心堅固、息災安全、

御子孫繁昌、如意満足故也、

元和三年丁巳二月十三日

口略ス、

奉造立所如件、延宝九酉年仲春吉祥日

當地頭村田氏經智トアリ、

仮宿村禁の内に有り、

一 雷神大明神 亥四丁四十四間

一 勸請年月・神領高不詳、

一 神躰十一面觀音

一 十一月朔日祭、大崎村門より御供一膳備候、

一 慶長十一年午十一月朔日棟札有り、

野方村荒佐野之内

一 伊勢大神宮 戌亥三里一丁三十間

一 神躰立木像

一 神領高無御座候、

一 二月十一日・九月十一日、多聞院より御供相備候、

元禄二年己巳二月十一日、惣御郡座根占八郎右衛門

殿へ相付、摂州大坂出原次左衛門荒佐野開作仕度之

旨願申上候処、願之通御免被仰付候上、我々共駈催

罷下、御當地之御蔭於蒙、於此地初而大山野相開、

畑作致、漸有付為申儀ニ御座候、左候而、獅子隈檀

之上新ニ一社を構、奉勸請天照皇大神宮・八幡大菩

薩・春日大明神・住吉大明神・熊野大權現、為天下

太平、國土安隱、國家安全、武運長久、當村氏子息

弟、五穀成就、奉信仰者也、誠有願心者、心有叶事、

人信則神明有誠應而世界趣之印也、
宮守 朝日巫

主取和泉國

吉原半右衛門

撰津國 山崎次兵衛

出原次左衛門

和泉國 岩崎六左衛門 河内國 江村七兵衛

佛閣之事

地頭仮屋より寅ノ方四十七間

一 如意山 寶捧寺

大乘院末寺 多聞院

一 開基年月不詳、御先祖様御位牌無御座候、

一 寺領高四石

一 菊一文字宝劍・日月之光を招玉、當寺為宝物、

一 開山頼惠、慶長廿年甲春^(天)遷化、

二 頼演 傳瑜 覺英 覺雅 覺巖 秀全 亮傳 覺如
十一 十五 十六 十八 廿一 廿二

廿三 快充 盛照 盛義

一 鐘之銘、享保十四年、當寺見住覺因謹誌、

其外略ス、

地頭仮屋より辰の方六丁廿八間

一 大崎山

大安寺末寺
心慶寺

一 文明の比、肝付越前守兼光建立、

一 寺領高尙石

一家久公御牌宝永八卯年安置、 祠堂銀二拾三貫文所

郷士中より、

開山

一 龜慶抱

二 鷹嶽宗俊

三 意僊祖養

四 通屋吞達

五 薛西齡存

六 諶惠真海

七 鳳山大瑞

八 昂然祖雄

九 宗雄妙印

十 春峯祖莫

十一 運長

十二 惠海月峯

十三 絶海大草

十四 古含玄珠

十五 大峯知山

一 鐘之銘、宝曆十一 現住妙印謹誌、略ス、

一 補陀山

十二丁廿九間

心慶寺末
月笑寺

一 開基年月不詳、

一 寺領高無之、 心慶寺二世開山、

一 鐘之銘、元文四

施主三浦半介
治工三条益や

和田信濃掾
心慶寺末

一 獅子吼山

一里二十二丁

廿四間

心慶寺末
杵谷寺

一 開基年月・由緒・寺領高不詳、

一 心慶寺四世開山、

一 高原山 二り卅三丁廿一間

右同末

淨圓寺

一 開基年月・由緒・寺領高不詳、

一本尊阿ミタ

一心慶寺三世開山、

一 玉寶山 一里九丁廿一間

福昌寺末
正明寺

一 開基年月・由緒・寺領高不詳、

一 福昌寺三十七世覺海團和尚開山、

一 鐘ノ銘、安永五、現住木鱗代、略ス、

一 大龍山

午末ノ方十
二丁十三間

高山瑞光寺末
翁松寺

一 開山瑞光寺四十二世真翁慶觀和尚、永正十年癸酉春、

當寺造立、乾ノ方に當て有大松、蟠屈之形似青龍、

宿其樹下座禪、于時白髮之老翁愛松葉、慶觀問曰、

是何人哉、老翁答曰、我山守護神也、慶觀即三拜、

老翁化去、于時木像乘松葉、慶觀折枝葉取之、則一

寸之大黒天也、慶觀是創建之奇瑞也、此大黒當山十

三世泰山和尚高山本寺へ持越候途中ニ而失と云、

一 開基 好善院殿月浦省鈞法印

永祿九寅十一月十五日

一 舟月籠画 一幅

右宝物之处、地頭高橋七郎右衛門殿より白銀三拾

枚被遣懇望也、

一 鷲之画 圖書殿より右同人ニ而懇望、

一 高九石七斗

右、元和二丙辰年觀住覺了知叟和尚代、雪舟筆屏風

画拾式枚、上方目利九右衛門と申人依鴻望、白銀三

百目賜、其換銀を以福崎越後知行高拾三石買取、四

分一 公義江被召上、残而右高九(⑧右) 七斗當寺役人隈

元夏右衛門先祖助太郎代より持高ニ仕置、于今取務

也、

一 觀世音野方村荒佐野に有り、地頭板屋より戌亥方三里五十九間、

但碼碯石立像

由緒

南閩浮州大日本國西海道日州諸縣郡在大崎之領有廣

漠之地、今古非人之所住矣、先君於此地招居農民、

令闢此地、日往千年積テ為一邑、邑人因予欲令安置

於金像一字矣、予聞之、便於弥勒現住賢英院家、而

得碼碯石大悲之像、而則與于荒佐野邑人、奉持而募

信心矣、新建立一字、歸依於心淨邦矣、香花為氳藹

此地、夫惟為此金像者、自北京傳中山王貢于先君之

簾中、而還渡于東武、暫安置高輪之旅館、而後拜持

弥勒 弥勒上人亦來降于薩州、于時享保十八捻、送於荒佐

野郷、実所致深縁乎、世々需不朽之永矣、予不獲深

拒、垂老下毫而謹誌焉、

于時享保二十捻(⑧)旛蒙單闕亭朝旦

洞山三十八世前隆盛洲

大功誌焉

志布志大慈寺末觀音寺

一 獅子隈山 三里三十九間

一 本尊文珠菩薩

一 寺領無御座候、

八 大心

一 開山 台山

一 元徹 玄洞 惠勒 圖規 知清 道體

一 一宝捧寺宝物前ニ有り、略ス、

一 肝付古系圖略ス、所持所郷土川北伊兵衛

兼續譜中ニ

一 三郎 河内守 妻嶋津忠良嫡女 于時天文十三甲辰

八月廿三日、年三十四ニ而入道、權大僧(⑧郡) 省鈞、官

從御門跡(⑧) 淡巖院殿申請也、

一于時天文七年戊正月廿六日、高^(山)岳知行早、仍祢

寢堯^(滿)為^(吳)心前^(心)一味同心、在所去渡早、其後

清年對當家依有隔心、于時天文十一年壬寅二月、重

〔^(畠)〕知行早、同年同月、百引知行早、同二月三日、

平房知行早、

一天文十三年甲辰十二月廿一日、〔^(至)〕乘棟、同卅日、

大崎知行、廿五日、西保知行、同日、野里知行、同

年四月廿日、救仁院之内安樂知行、仍鳴津忠朝雖為

〔^(吳)〕心前一味同心、彼^(在)所者渡畢、翌年乙巳七

月、市成知行早、

一天文十五丙午二月、大始良知行、同七月十三日、蓬

原知行、同十七年戊申四月十六日、恒吉知行、牛根、

邊田・二河知行早、三ヶ所同前、

良兼譜中

一三郎 左馬頭 妻女伊東義祐嫡女

一永祿四年辛子五月五日癸卯、廻之城知行、同五年壬

戌四月五日、^(戊)午、松山城^(知)知行、同五月廿八

日壬子、救仁院知行、同六月、安樂之知行、同十

一年戊辰五月十二日庚巳、福島之城知行早、

川北太郎右衛門譜中

一肝付家之宝物、大友皇子産衣一重、又八天智天皇御

産衣とも云傳、元祖兼俊より世々相傳之吹流之簾并

小簾、且天智天皇之御宇大織冠鎌足公之搔逆臣入

鹿之首鎌一筒、親兼氏得讓而川北家代々傳來者也、

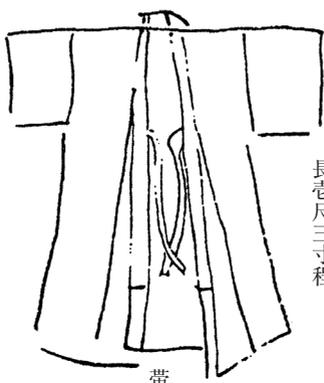
④袖 袖様の

もの

④童子入

老尺

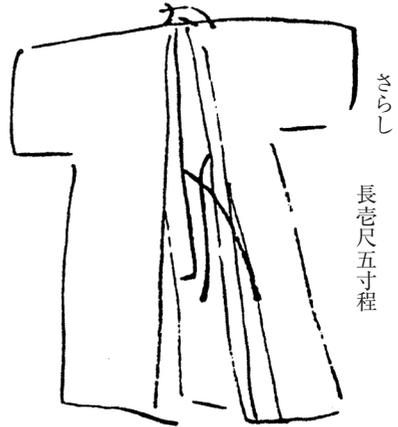
五寸程



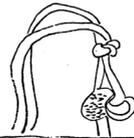
長老尺三寸程

袖長五寸位

帶空色



正平革とみゆる



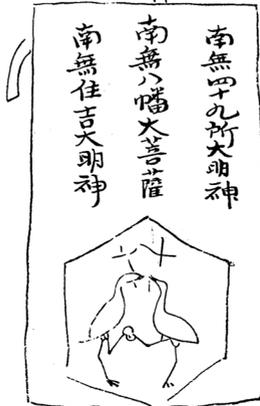
鹿の角廻り

五寸角



紗綾類
のもの

外ニ巻ツ
切之相成不見得



紗綾類長五尺

44400無
(762)

真鍮六角
高廿四寸程



内
法花經八卷入

今卷ッ
十：同シ
奉：同シ
上 圍實坊
三十番神
今月吉日

右、川北氏先祖長弁法印日本廻國所持と云、

所郷士若松喜三右衛門所持

今度美濃國関ヶ原之合戰致粉骨、自其伊勢・近江・伊賀・大和・河内・和泉ニ至リ、帰國之路次傳、片時茂側を不相離、抽奉公之段、神妙之至、尤感入候、仍知行參拾石宛行者也、

慶長五

(義也)
惟新刊

十月十日

若松市兵衛との

(本文書ハ、旧記雜録後編三・一三四号文書ト同一文書ナルベシ)

隅州肝付之内宮下村地分目録略ス、
慶長五拾月廿九日 伊勢平左衛門尉
若松市兵衛殿

外ニ卷通

文章同断 松田市右衛門とのとあり、

子孫市兵衛所持

隅州肝付之内宮下村地分目録略ス、

宛書同断略ス、

一 惣高頭卷萬七百八拾九石式斗五升八合六夕八才
一 惣人別七千四百八人

但亥札御改元

一 惣竈数千三百式拾八

⑧
惣廻り式拾三里八町五拾八間半

申良境より志布志境迄往還道法式里六町

一 濱卷流 菱田村

但志布志境より申良境迄卷里廿一町三拾五里⑧

古墳墓等之事

元龜元年

前北郷藏人頭雲奄龍溪居士

三月十九日

又脇^二
為月荃桂公禪定門也^{生年十}
八戰死

④等 ⑤祀
皆天正十八庚寅季春十九日 慈母敬白

右、野方村之内荒谷方隈恒吉境ニ有之、都之城先祖

之由、

元和^(ママ)三戊未五月十五日

月峯上春上座

右、土持次郎九郎と有之、心慶寺境内に有り、

野方村の内荒谷方隈

一投谷八幡陵

右者、恒吉投谷八幡陵之由申傳候場所ニ而、平日花

立卜唱申候、

古寺地等之事

一龍海山

志布志大慈寺末
朝音寺

右、横瀬村龍相といふ所へ有之、

一月補山

翁松寺末
桂林寺

右、永吉村之内新調堀と云所へ有之、

一日州縣之城主土持彈正忠久綱と有之、

諸郷私領一郷相重候年間等之事

一大崎者、新納家二代目越後守実久之長男尾張守久吉他

腹故不継家督、在城當地ニ、其後文明之比、肝付越前

守兼光家嫡と不和ニ而、高山を落て大崎を領し、其後

天文八年三月廿九日、嶋津豊後守忠朝志布志より来攻

取當城、同年七月廿五日、忠朝之臣平田新左衛門尉宗

親當城請取、然處天文十三年甲辰十月廿一日、肝付河

内守兼續入道省鈞高山より出馬ニ而、同月晦日、責取

當城領地^(スと)、其後天正十三之比、没落後、比志嶋

ミの、守地頭職被仰付、死後新納右衛門佐久時へ地頭

被仰付候、

一志布志之内蓬原村・野上村・原田村往古大崎之内ニ而

候處、文祿元年壬辰、松山郷御取立有之、松山之儀は

志ぶしの内ニ而候處^(放)、松山の返地として右三ヶ村志布

志へ被召付候、

一野方村の内荒佐野旅百姓、元祿二巳二月十一日居付之

願申上、同十一年寅年より同十五年之間、泉州之次左

衛門と申者頭取を以、泉州・摂州・土州之者共人数五拾壹人式拾四家内罷下り致畠開、現高百四拾四石餘御藏入地面ニ而作職いたし、當分家内五拾壹竈、人別三百六拾五人程罷居申候、

鎌田源左衛門

嶋津内膳

文化十二より文政二迄
町田主馬

地頭名前年代等之事
大永六年の比ノ宮大明神棟札ニ有ル

天文十三ノ比妻方大明神棟札ニアル

山口藏主貞行

伴兼活

天正十三の比

天正十六ノ比妻方棟札

比志嶋美濃守國守

新納右衛門尉久將

元和の比八幡棟札

田部親經

元和・寛永・正保の比
イ久饒

寛水の比

土持權之頭

町田勘解由

慶安の比白山權現棟札

上井采女兼延

諏訪甚左衛門正兼

村田善太夫經智

諏訪采女

延宝八より

村田為左衛門

貞享元年

若松十左衛門

元禄九年

新納刑部

木村四郎左衛門

戸田平次

菱刈孫兵衛

郡山權藏

吉岡左平太

明和・安永・天明
畠山數馬

寛政三年
谷村孫右衛門

勅願所飯隈山飯福寺照信院別當聖護院宮准院家五ヶ國法頭▽④本山△修驗正大先達蓮光院由来書拔

一飯隈山新熊野三社大權現^{④宮}

右權現宮造榮之根元、仁王四拾貳代聖武天皇御宇、

修驗高祖役行者直弟子義学尊師草創、慶雲五戊申曆

此地下向有之、弥陀・薬師・觀音出現之尊像を為勸

請、崇新熊野三社大權現、靈驗新成候秘佛御座候間、

御神躰為存知者無御座候、仍義学尊師當寺開基之初

祖御座候、塔所之權現社より九町餘北ニ當、薬師森

の東に有之、祈願靈驗に御座候処、今俗ニ日照佛と

唱申候、當寺權現建立之曆数、從慶雲五年當文政七

申年迄凡千百七年餘ニ相成申候、

一權現宮御再興の儀者、久經公建治二年被為成御

參詣、別當覺進上人江御心願祈念被仰付、神馬・寶

幣等被成御奉納、權現宮御再興有之、仍覺進上人當

寺中興之開山ニ御座候、其後 家久公御精願、慶長

九年より同十一年迄權現宮寶殿并中檀・拜殿・楼・

衛門・客殿^{②廣}大花美の御造立有之、従夫以降 御代々

様御修甫所ニ御座候、弘安三年より當文政七申年迄

五百四拾六年ニ相成申候、

一慶長十一年造榮棟札、藤原忠恒と有り、

一享保三年、別當義年と有り、

一年中拾八祭式日

正月三ヶ日 正月七日 正月十五日大聲會

二月彼岸初中後三日 三月三日 五月五日

六月朔日 六月十五日大祭禮 七月七日

八月朔日 八月彼岸三日 九月九日

但先年者嶋津將監殿・伊勢兵部少輔殿・三原諸右衛

門^{②殿}其外御家老衆より毎々御代參被成候書留有之、

近年正月六日大祭禮ニ為御代參所役より相勤め神

事御座候、

一六月祭礼式日ニ者、毎年於神前寶鏡之式并相撲之式有

之、寶鏡之儀者志布志之内原田村并大崎の内仮宿村の

百姓相勤、相撲之儀者大崎菱田村權現領門之者共相勤

申候、右由緒に依て右之者共神免田頂戴いたし居候由、

一山王權現實殿一字

右權現實末社

一慶安三年棟札、別當朝賞と有り、

一寛永六年右同、法印朝清とあり、

一權現本地堂一字

一稻荷大明神一字

一愛宕摩利支天一字

右三社御造立者、木崎原御合戦之砌、別當坊朝幸法

印被召列、於御陣中三尊軍神祭被仰付候、勸請幣其

御神躰に被崇御造立被成候、

一慶長六年棟札 義久公 別當朝幸外ニ式行略ス、

一慶安三年棟札 光久公 別當朝賞

一不動明王木躰 一躰

右、別當坊本堂ニ安置、智勝大師作、

一役行者木像 一躰 運慶作

右、別當坊本堂に安置、

一黄金如意輪觀音 一躰身長壹寸八部
蓮花座式部

右者、足利義滿將軍より當家代々の守本尊、

一仁王門 仁王身長壹丈

右、古作之大仏③右ニ御座候、仁王門之儀、聖武天皇勅門ニ而、從往古下乘門ニ御座候、宣旨・文書等燒失仕候、尤破壞以後再興相調不申候、

一石鳥居 五尺廻り

右、寛永九年 家久公御建立、其後大風ニ而倒、今城中埋置

一木鳥居

右、建立相知不申候、氏子中并別當坊修甫、

一鐘樓堂 一字

但唐鐘無銘作物高サ五尺程廻リ八尺欵

右、寛永九年 家久公御建立、

一若王子寶殿 一字

右、建立相知不申候、末社之一座ニ而益丸村へ有候、

本社より式町半辰の方、

一勅願③所之儀、天平拾五年癸未、人王四拾五代聖武天皇當

寺第二代覺元上人江勅許有之、御寶祚可奉祈之旨賜宣

旨、且神領高千石御寄附、飯隈山境内四里式拾町卅壹

間半廻り當社被補神領之旨賜宣旨、仍其地于今神領村

と唱申候、其後天文年中肝付乱世の比より御札献上中

絶致居候処に、元禄十四年、網貴公御立願に依て御

再興有之、尔来御札献上毎年無懈怠人峯相勤候、然処、先年諸人部一高差上申候御揚地之、残境内式里廿町廻り餘相成候得共、④古右境内之圖面等御本山表へ上置有之、且又和漢三才圖繪④進ニも飯隈山連光院本山山伏領高千石

与相見得候間、於他國者于今減少無之筋致應答来申候、

從天平十五文政七年迄千八拾二年餘に相成申候、

但聖武天皇勅願所之宣旨并御奇附高之宣旨、天文七

年兵火之節燒失仕、勅願所御再興之宣旨左ニ御座

候、

一勅願所御再興從 網貴公被仰立候由緒書写し、

御目錄 豎紙

黄金 五拾兩

紗綾 拾卷

以上 薩摩中将

網貴

端裏書

△ [元禄十五 五十八] △

9 薩摩中将より、飯隈山別當御札しん上ちうせつ候を、ふ

○ち

た、ひふるきにかへりまいらせ候▽◎御札として△、わ
うこん五十両・さあや十卷しん上候、ひろう申て候へは、
おもしろくおほえさせおはしまして、いよ／＼あひかハ
らすめてたくいわるおほしめし候かし(と)◎、よく／＼御
札進上候やうにと、つたへくれ候やうに申せとて、此よ
し御心え候て申されへく候、めてかしく、

御いまの

◎◎のほねさま
〔御局江〕

まいらせ候

(本文書ハ「旧記雜録追録二」一一二五号文書ト同一文書ナルベシ)

10 一大峯御札献上之事、数年中絶之處、此度依被願申、向
後可為如先規之旨、及御沙汰候条、珍重之夏候、愈抽
丹誠可被奉祈寶算、仍如斯候、謹言、

柳原大納言

九月十八日

資廉判

高野大納言

保春判

蓮光院▽◎權少僧都△

御房

11 一從近衛基照公 中書様江御奉書状

飯隈山別當〔坊〕御札進上之事、再興之間、為御禮被

献黄金・卷物等所令執

◎卷算、天氣快然、更被出女房奉書、誠以勅願寺之光花

珍重之至候、子細被載奉書之条不能多端候、尚期後

慶計候、謹言、

(元禄十五年) 五月十八日

▽◎◎(花押) △

薩摩中将殿

(本文書ハ「旧記雜録追録二」一一二六号文書ト同一文書ナルベシ)

12 一連年御札進献之事中絶候処、被任先規首尾相調候条、
且飯隈山光花日出度思召候、此趣宜可相通之旨 殿下
◎◎御同意候、謹言、

元禄十四年九月十六日

修理權大夫兼仍

蓮光院法眼御房

一家系之儀、第三拾六代之別當朝元法印者、清和天皇之
末流足利家三代義滿將軍之二男滿頼之嫡子志布志蓬原
城主足利四郎左衛門尉頼綱之嫡流救仁郷藏人介頼世之

弟二而、致出家飯隈山別當職ニ相成候処、蓬原城没落
之後、氏久公救仁郷家を 御取建之思召に依て妻帯
之勅許を蒙り、自夫頼綱之後胤致繁茂、今救仁郷・木
野尾・栢山・平良・持留を名乗候者當家之庶流ニ而
御座候、朝元法印事、 近衛家御子分被相成、近代業
室家猶子ニ相成り、代々直叙法眼より僧正迄致任官、
網代乗輿(興)并紫建緒金紋對挾箱・七本道具相用候格式ニ
御座候、足利血脉之世代者從尊氏至朝元式拾六代相成
り、飯隈山別當之世代ハ開山義学より當代迄五拾式代
ニ相成申候、

一當寺靈燒之儀、明和七庚寅年、當別當坊御再興ニ付、
社山之樹木伐方之節、怪我等有之變事ニ而、末略す、
(本)外山より社山竹木伐方不用之旨製札被下置候、
一境内に鶯塚山と唱候処有之、往古ハ妖怪等有之、覺進
上人(念)天笠靈鷲山之土を取り山上ニ埋候段、末略ス、
一御代々様當社御參詣并別當場(坊)へ御成之儀、久經公建
治二年御參詣并別當場御成、氏久公從志布志度々御
參詣御成、家久公御光儀御參詣御成、綱貴公元祿
六年御參詣御成、重年公享保年中御參詣御成、且於

鹿兒嶋居屋敷者、朝清代慶長・寛永の比 家久公 光
久公度々被為 入、菊花御上覽之節者御父子様同日ニ
被為成御詩歌御短冊頂戴、諸臣詩歌迄も左之通所持仕
居候、

菊 露のまも千とせのこ、ち白菊の花におくらすけ

ふの暮かな 家久

黄葉 春ならは山ふきと社誰もミめいろに残れる枝の

木の葉を 家久

秋日雜詠

平日(生)拔華(幸) 簇鵝黃 瀟精神淺 泊粧庭 前黃頭花

獨自顧心迫旭日 人精物理要推行 光久

外ニ

久通詩 為善詩 政統詩 貞昌詩 久元歌 元綱歌

久徳歌 宗辰歌 祐昌歌 利昌歌 両蓮歌 別當朝

清歌

跡とをき手向もけふの物とてや色香妙なる紅の梅

春雨の露の名残に咲つ、しけさ猶増る花の色哉 家久

家久

小男鹿の入野、す、き初尾花いつしか(ト)妹か手枕に
せん 右光久公

霜 風冴る冬野、草もみえぬ迄ゆきとまかへておける

朝霜 齊宣

河 神代より清き流の五十鈴川やそせのなみの音も静

けし 齊宣

一 光久公御筆雀之画

一 御陽成院震筆天満宮神号

一 後水尾院震筆

鶯 鶯の聲の(カ)ひを梅枝の色香にそへてあかすと

かなく

一 後陽成院震筆

氷封水面聞無限 雪就林頭見花(有)

大空の月の光しきよけれハ影みし水そ先こほりける

一 後奈良院御震筆

青山有雪諸松性 碧落無雲稱鶴心

ときわなる松の緑も春くれハ今一人の色まさりけり

一 後陽成院

花手向 咲つ、く花の色(枝)折なから神のまに、手向

すらしも

一 青蓮院宮

寄竹祝 もろこしの鳥も住(ト)へき此宿の静けき竹に御代

の春風

右詠歌者大藏匡久也、文龜三年正月二日為和歌所

會始各詠之中也、爰愚老及(月)一夢之事、就竹

有子細之处、此歌夢想令相應、尤感悅無極之者歎、

御書判

一 照高院道見親王筆徒然

一 伏見宮御讚牧童画

一 聖護院一品盈仁親王 二幅

一 聖護院道増后親王 三社神託

一 聖護院道尊(親王御染筆當社権現) 衡門額

一 近衛関白内前公御賛朝日山画野舟筆

明らけき御代のはしめの朝日山あまてる神の光りさし

そふ(ト)

一 近衛家久

つかへつ、おもひしよりも三熊野、神の恵ミそ身に

あまりぬる

一 近衛家熙公古今集 一軸

一 近衛家久公金字御經 一軸

右、元文五年九月二日御奉納、

一 近衛家久公 義年拜領

月照瀧水 さやけしな名におふ花の春もあれと月もよ

しの、瀧の白糸

一 近衛左大臣 頼英拜領

女八〔本ノマコ〕のみこ元良〔⑧み〕のすこのために四十の賀し侍けるにき

くの花をかさしに折て

藤原伊衡朝臣

萬代の霜にもかれぬしら菊〔⑧せ〕のこゝろやすくもかさし

つるかな

一 近衛基熙公

百年にやそとせ添ていのりける玉のしるしを君みさ

らめや

一 近衛家久公御短刀一本拜領

一 葉室大納言朝熙御歌

播州に鞆の梅・若木〔⑧の〕桜とて二木の名木あり、鞆の梅

ハ、壽永の比平景季といへる武士の生田の森のさき

かけしたる時、手折て〔鞆〕〔⑧えひらじ〕さしたる梅の今に残れり

となん、若木の桜ハ何の世よりか須戸〔⑧使〕に名高き木な

り、是も同じ比太夫判官義經うての枝としてくたれ

るに、此花を愛して、武藏坊弁慶をして制札を立し

とかや、其制札今に須戸寺にのこり、こたひ薩州蓮

光院律師都にのほり給ふとて播戸路にかゝれる時、

此二木の本に立寄り、そふ觀のあまり花を押花にし

て都にもてのほり、見せられて歌よめと乞給ふ、い

なミかたくて

権大納言朝熙

今さらにもかしかりそおもひ出る生田の森の梅の花

の香

須戸の浦にいまも若木〔⑧み〕の名に高き花も老せず香に匂ふ

らし

一 傳教大師細字法花經 一部

但一行十七字 高卷寸五部

軸紙惣掛目七匁三分

一定家卿真筆 一幅

一 傳教大師 一幅 此二幅極折紙添、

⑤(管カ) 菅原相自画自像 一軸

⑤(尊) 尊圓親王真跡 一軸

弘法大師真跡 一軸

一右同真作クリカラ不働木像 一躰

一足利義継自画讚 一幅 名判有、

一天元書翰 一幅

一上秋謙信真筆 一幅

但柿坂藤九郎江川中島忠戦之感状

④(心) 一牧山齊画 一幅

一白蛇之鱗 二枚

右、當寺四十代傳朝法印霧嶋山參籠之時、權現顯れ

授給ふと申傳候、

一御陣太刀 一腰

右、氏久公より先祖良朝拜領、

一笈

右、開祖義学傳來、寶殿ニ納、

一天狗爪 一

右、寶殿ニ納有之、由緒不相知、

一五ッ俣鹿角 寶殿ニ納、

一役行者所持之錫杖

右、義学傳來、寶殿ニ納、

一金寶幣

右、久經公御〔寶物〕寶殿ニ納、

一短刀一本

▽④(奉納) 作来△國俊

一同一本 一文字

一寶劍二 作不知、

一矢根一箱

右六行寶殿ニ納候得共、由緒不知、

一中院通茂卿近江八景歌 一軸

一公家衆筆色紙手鑑 一冊

一祐天六字名号

一網切丸刀 一腰

右、佐々木四郎高綱宇治川先陣相用候差添にて、先

祖江遺刀之傳來、

一丸之内ニツ引白幡 一頭

右、出雲の幡と申候而、足利頼綱より傳來と申傳候、

一先達職御再興之由緒

日向國飯隈山之儀、往古⑩以來先達役仕候由候處、近年如何候哉、闕如之由候、從當年者如旧規相勤度由被申候間、聖門様御前可然様可預御取成候、恐々謹言、

⑩「慶長十二年」△

五月廿八日

雜務坊

羽柴陸奥守

家久御判

日向國諸縣郡年行事職之事、其身住居之地ニ而種々御理申上候故、今度被仰付候訖、然ハ每年入峯無懈怠、可被守奉公之忠勤事肝煎之旨、仍執達如件、
元和四年九月廿一日

法眼判

飯隈山

養仙坊

(本文書ハ「旧記雜録後編四」三六〇号文書下同「文書ナルベシ」)

日向國飯隈山之事、往古より雖為先達所、近年斷絶之趣、堅令言上、達而企祈詔之条、今度被補役職訖、然者全守其旨⑫、入峯、可奉抽奉公忠勤之由、依 聖 護院御門跡御氣色執達如件、

慶長十三年七月廿七日

法眼判

法印判

飯隈山

別當坊

一五ヶ國法頭年行事職霞領掌之由緒書

薩摩・大隅年行事職之事、▽⑬今度△任令立望被仰付候訖、然上者、大峯修行無懈怠、可被抽奉公之忠勤之旨、依 聖護院御門跡御氣色執達如件、
元和三年八月十一日

元和三年八月十一日

法眼判

法印判

飯隈山別當坊

養仙坊

老岐・對馬兩國先達職之事、毎年入峯無懈怠相勤、神妙被 思召候、因茲被仰⑭〔候訖〕、▽⑮弥例年入峯致修行、可抽奉公忠勤之由△依 聖護院宮御氣色執達如件、

元禄二年九月五日

法印光有判

飯隈山

陽慶坊

18

今度薩摩國年行事之事被仰付候、就其松平薩摩守殿一家一族御祈念之事、於大峯無油断可被抽精誠候、右之通國司江茂御理申被入候事、可為肝要候、恐之謹言、

九月十三日

雜務坊

源春判

飯隈山

養仙坊

19

薩广・大隅▽^⑩日州諸縣郡△年行司職之儀、聖護院御門跡以御許容被仰付、御書物頂戴之上ハ、大峯修行每年無懈怠相勤、當家之祈念可被抽精誠者也、仍状如件、
元和五年二月十五日 宰相 家久御判

飯隈山

養仙坊

(本文書ハ「旧記雜録後編四」一五七五号文書ト同一文書ナルベシ)

右從御代 光久公 綱貴公 吉貴公 繼豊公 宗信公

重年公 重豪公 齊宣公 齊興公 御判物頂戴仕候、

20

薩广・大隅年行(司)職^{⑩ナシ}之事△從 聖護院殿様被仰定上者、永之大峯本山修行可有御勤候、尤以御規模之至候、恐之謹言、

[▽]^⑩「元禄三年」△
十一月三日

伊勢兵部少輔貞昌判
三原諸右衛門重種判
比志嶋紀伊守國貞判
町田圖書頭久幸判

飯隈山別當

玉床下

(本文書ハ「旧記雜録後編四」一四七二・一六四八号文書ト同一文書ナルベシ)

御状令披見候、其方霞之内札賦候事、其所之祈禱ニ而候間、尤之事候、関東向何れも霞の内札賦候事有来通候、不案内故と存候、以来左様可被相心得候也、

九月十七日

雜務法印判

仙光御房

岩坊法印判

者本山一派ニ相限者也、

元龜三年二月七日

石卷判官判

本山年行事中

22

飯隈山先達職霞之儀ニ付御來命之趣、陸奥守へ申入候處、御尤ニ被存上候、即國中ニも如仰申觸置候、以來之儀者、如法命永々札賦可有之旨被奉存候、御礼之儀、猶御序宜被仰上度、陸奥守より御頼為申与之事御座候、恐々謹言、

24 秀吉公御朱印

年行司霞之證文、修驗中年行事職、右任聖護院御門跡被定置通先例、領掌不可有相違者也、仍如件、
天正二十年正月廿三日 全阿弥判

本山年行事中

十一月三日

伊勢兵部少輔貞昌判
三原諸右衛門重種判

25 家綱將軍御朱印

比志嶋紀伊守國貞判
町田圖書頭久幸判

雜務^{④坊}様

岩坊様

23 義照將軍御朱印

本山派霞領掌之事、如被定置諸日那と申合、無違乱入^{④御}峯修行可有之、宗門難有筋於出来者、其旨趣 御門跡^{④立}江相届、其國之領主へ申談、可伺其意候、勿論霞之儀^{④任}

慶長十八年先御代於駿府御批判之節、非法之儀計御停止之處、本山年行事職之事かすめと申懸、霞哥破候由、從當山方奥州白川・豫州松山等へ書状を以觸進之事、不届之至也、熊野之儀者 聖護院御門跡^{④代}山檢校^{④三}職たる故、本山之支配紛無之、并年行事職之事も^{④至手}無相違證文有之上者、熊野道者如前之本山山伏可為引導事、
右條々、今般度々御穿鑿之上所被定置也、自今以後

違有之族有之おひて者、^{②科}糺料之輕重速ニ可及沙汰、

為後鑑本山・當山双方へ書出之訖、

寛文八年戊

十二月廿六日

甲斐守判

^{④申}山城守判

^{④申}但馬守判

^{④申}大和守判

^{④申}美濃守判

本山

年行事中

一坊中式拾八ヶ寺

梅谷坊 桜井坊 十宝坊 榎木坊 門也坊 仲之坊

桐樹坊 池之坊 松尾坊 杵谷坊 文珠坊 禪盛坊

^{④原}石之坊 橋本坊 山本坊 藤井坊 井上坊 松谷坊

文昌坊 宝玄坊 慶林坊 永学坊 文堯坊 養傳坊

圓長坊 甚鏡坊 来仙坊 勝善坊

一刀大小二腰

一知行高百石餘

右、光久公より拜領、外々略ス、

一虚空藏木躰^{②像} 一躰 運慶作

一神變大菩薩木像 一躰 作不知、

右式行、相樹坊格護仕候、^{④樹} 外仏略ス、

26 一五^{②尊}大学不動明王繪像 一幅

一古備前式尺五寸太刀 一腰

右、今度於高麗加德嶋昼夜尽粉骨、依為軍兵勝利、

祈禱本尊・太刀大田吉兵衛を以令拜領訖、猶碎肝膽

可被相勵者也、仍如件、

慶長三年戊二月十五日

桜井坊

慶長坊殿

惟新

義弘御判

(本文書ハ「旧記雜録後編三」三七七号文書ト同一文書ナルベシ)

一近衛基辰公御詠歌写

日州飯隈山眺望十三景和歌

参議左中将藤原基辰

茅屋夜雨

夜もすからふりしく雨も草の戸ハのきは雫の音計して

神前孤燈

神さひてしつけき森の木のまよりよと、も照すともし

火の影

隣寺晚鐘(晚カ)

此里はいと、く人のねさむらん軒はにちかき暁のかね

板橋朝霜

宵のまにおきそふ霜もふか、らんけさ猶埋む野路の板

橋

杜山杵雪

すきたつるそのかミ山にふりそへて手むけのぬさとま

かふしら雪

二浦帰帆

こきつれて帰る夕や二浦の波にかすある海士の釣舟

長沙網代(網代)

浦人のいとまも浪の荒磯にいそかハしくもあひきする

聲

関伽井蛙

聲そふる蛙も法の時を得て清きあか井の底にこそ住め

田中松風(ママ)

畔に生る山田の松の枝たれてそよしあらしの音も静け

き

下村晚霞

いろも香も花も霞にへた、りて村たに遠き春の夕暮

平田白鷺

おく霞にまとふ計に打まれてひらのかた田に遊ふしら

さき

檳榔秋月

もろこしにあるてふ木々の秋にいま千里の外も月やへ

たつる

横瀬浪音

吹払ふよこせの濱の夕風におとそへて打沖つしらなミ

安永三甲午三月、遊行五十三世尊如上人巡行の折此

浦の景氣を見て

たくひなや春も名残の月の影

浪しろたへの有明のうら

一悪七兵衛景清古具足所持

岡之別府村中宿関武兵衛

此書ハ、大崎の郷より名勝志再撰ニ付書誌差出候由ニ而、有馬嘉左衛門殿被持来候間、致借用遂一覽候処、田尻種香（甫カ）被撰置候地理志といふ書あれと、是に洩れ彼に委細なかりし故、両傳を合、別に卷成するもの也、猶傳説疑敷所者此書を見るの君子考補し給へ、

于時文政八年酉七月十五日誌写置

大山次助源定清

諸縣郡「地理誌」

大崎

一大崎者、文明年間肝付越前守兼光肝属家嫡不和ニ而、高山落て大崎領、其後志布志之新納家より領する之処、嶋津豊後守攻取領之、天文十三年申辰十二月廿一日より肝付河内守兼續出陣ニ而、同卅日攻取之領地となる、右之事ハ肝付家古系圖兼續譜之内ニ有之、同年間地頭者伴兼活与申人也、右地頭之事、天文廿二年癸丑三月六日妻万五社大明神棟札ニ有之、肝付家没落之後、天正之始地頭職被補比志嶋美濃守國守、死去之後新納五郎右衛門尉久饒也、

一妻万五社大明神

右、立迷主尊崇むと云、然共是ハ実正不知、神代之系圖ニ茂不相見得由也、五社とハ鹿嶋大明神・香取大明神・諏訪大明神・春日大明神云欵、旧日州児湯郡妻万与申所之由也、天文年間前志布志之内春田村（原力）野間と申所江鎮座有之、天文二年、當分地江遷宮為有之由、

棟札、前句略、

社壇造立、當主君伴良兼公・同隱居兼續公、急成
曾般之乎巧、卒盡落成之指拳調造立之、〔舉力〕地頭伴兼
活・同兼秋、

天文廿二天癸丑三月六日

遷宮師高崇寺權大僧都法印快惠

大勸進橋本坊穰朝 大工古山藤原吉資
池之坊海澄 小工某 鍛冶佐白爲重

一心慶寺 山号大崎山

右、施主肝付越前守兼光也、

一多聞院 如意山 奉椿寺

右、開山不知、中興開山傳瑜法印、

一翁松寺 山号大龍山

右、開山真翁慶觀和尚道場也、永正十年癸酉仲春、

當乾之方有大松、蟠屈之形似春龍、其樹下宿而座禪

樹上、于時白髮之老翁愛松菓、慶觀問曰、是何人、

老翁答曰、我是山守護神也、慶觀即三拜、老翁忽化

去、于時其跡木像乘松菓、慶觀折枝葉取之、則一寸

之大黑天也、慶觀是創建之前瑞也、〔子題〕開闢号大龍山翁松寺、
大黑天・松菓為當寺

〔子秋〕物、宝

一舟月之繪 龍一幅

右、為宝物之處、地頭高橋氏より所望、白銀三枚被
遣、

一鷺之繪

右、嶋津圖書所望、取次高橋七郎右衛門、

一唐之大饒〔子鏡〕壺口并雪舟筆屏風拾貳枚

右、上方目利九右衛門依所望遣、其礼分ニ白銀三百

目遣、右銀を以高拾三石買取、四部壺ハ被召上、残

高九斛七斗于今當寺ニ有之、

一肝付家嫡古系圖之拔書

兼元

嶋津元久御在京之御供、加治木陳中ニ而死去、加

治木事畢、兼忠若年之比加治木渡進、

兼久 三郎四郎 河内守

文明十九年二月廿五日、十五歳ニして高山城落、

同年九月廿三日庚申、肝付入部、五十壺死去、

兼興 妻相良長每二女、後妻嶋津忠朝舍弟左馬頭久

盈女、為忠朝養女、

于時大永四年甲申十二月三日、串良知行、享祿三

年庚寅五月三日、鹿屋城令知行畢、于時天文二年
癸巳四月五日、四十二死去、

兼續 三郎 河内守

天文十三年甲辰八月廿三日、三十四ニして入道、

法名權大僧都省鈞、官位御門跡莊嚴院殿申請、

于時天文七年戊戌正月廿六日、高(山)岳知行畢、

仍衾寢堯清就為弓箭同心、彼在所去渡畢、其後清

年對當家有隔心、

于時天文十一年壬寅二月、重知行畢、

同年同日、百引知行畢、

同年二月三日、平房知行畢、

于時天文十三年甲辰十月、同月廿一日、至乘陳、

同卅日、大崎知行畢、

廿六日、西俣知行畢、

同日、野里知行畢、同年四月廿日、求仁院之内安

樂知行畢、仍嶋津忠朝就弓箭一味同心、彼在所去

渡畢、

翌年乙巳七月、市成知行畢、

于時天文十五年丙午二月二日、大始良知行畢、同

年七月十三日、蓬原知行畢、

于時天文十七年戊申四月、恒吉知行畢、

同十六年、牛祢・邊田・二河知行畢、三ヶ所同前、

良兼 三郎 左馬頭

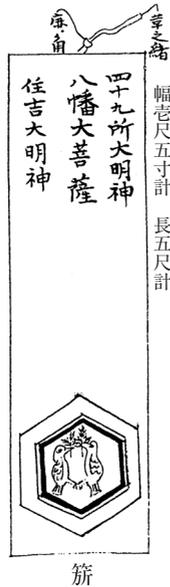
永祿四年辛酉五月四日癸卯、廻城知行畢、

永祿五年壬戌四月五日戊午、松山城知行畢、

同五月廿八日壬子、救仁院知行畢、

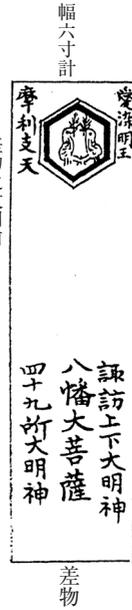
同六月、安樂城知行畢、

永祿十一年戊辰五月三日、福嶋之城知行畢、



旂并ニ幕ノ紋 蓬萊山舞鶴

長壹尺四寸計



幅六寸計

差物之紋同前

右式品、古肝付氏所持之旗并指物之由、右絹者紗綾
など之様ニ相見得候、外ニ産生衣布下相并小キ小袖有
之、是ハ紬など之様ニ相見ゆる、綿入なり、

一古城

右、假屋より三拾間有之、西之城・北之城・南之城
也、城主ハ前ニ相記衆ニ而可有之、

一出田小城 龍澤卜云、

右、麓假屋より拾丁余茂可有之、東之方江當る城地
崩れ、當分ハ三畦計茂可有之、本ハ九畦余茂為有之
由所名寄帳ニ相見得、小城与有之、高キかけなり、
小川流る、外ニ茂西脇之方江壹反計、是茂城地と相
見得、南之方江堀有之、此城ニ者肝付家臣薬丸弾正
忠籠たる歟、

一戦ヶ嶋

右、出田之小城より東之方壹丁計茂可有之、串良柏
原より志布志江通る通路なり、串良川東境より爰迄
三拾丁計茂有之歟、又爰より菱田村志布志境迄三拾
二三丁計茂可有之也、戦ヶ嶋ハ四方田地、其中之通
路筋ニ續キ大松幾ツ茂有之、長壹丁計茂有之歟、横
十七八間之間通路之双方ハ茅など出し、大野出羽守・
薬丸弾正忠合戦之場与申傳ふ、右之場子塔塚有之、六
地藏杯相見得、當分ハ崩少々残有之、出田之古老之
者骨杯出たるを為見由、右之合戦ハ天文▽子塔弘治△年

間ニ而可有之歟、平山三郎五郎武清覚書之内、天文
廿三年甲寅八月十八日、大崎之内龍澤ニ而分捕与有

益丸村
一丁村

之、
右、合戦之時陳場と申傳ふ、

菱田村
一天守城

右、楡井頼仲志布志押領之時戦為有之由、

永吉村
一野卸城

右、由緒不知、

〔地理纂考〕

松山

鹿兒島東北十五里、周廻十里、北末吉に界ひ、外三方志
布志に接す、村落三新橋村 尾野 見村 泰野村、高二千四百九十四石壹
斗五升二合余、士族五百七十八人男二百九十二人 女二百八十六人、平民千
三百二十七人男七百五十八人 女六百廿二人、人員總計千九百五人、戸数三
百十一、

〔地理纂考〕

新橋村

若宮神社

奉祀一坐 應神天皇

神體衣冠の木像一柱と神鏡一面を奉安す、神鏡の背ツツに神
号と永祿九年丙寅十月廿五日願主圓滿坊の数字あり、往
古ハ當邑松尾の城内にありしを、島津貴久享祿二年二月
今の地に移せしといふ、天正十七年島津義弘修造の棟札
あり、當郷の鎮守にて、例祭二月廿五日・十月廿五日な
り、

〔地理纂考〕

松尾城 土人相傳へて、文治四年、池大納言頼盛第四子
武藏守知重の男從五位下隱岐守重頼下向して當城を築く
といふ、天文の頃、北郷忠相・島津忠朝・新納實久・肝
付兼續等多年此地を争ひ、領主沿革屢なり、天文の末に
至り、島津忠親松山を領して、其将平山越後忠智を城主
たらしむ、永祿二年四月十六日、忠智志布志に赴く、肝
付兼續か兵に不意に出遇ひ、父子三人戦死す、故に兼續
又松山を領す、後島津に属して、柏原周防公盛をして此
を守らしむ、慶長四年、伊集院忠真都城領主叛逆して、其将
日高靜鎮・中村吉右衛門イヅナリ偽て當城を攻む、此時樺山久高
志布志を守る、即ち援兵を出す、靜鎮・吉右衛門當城を
捨、虚に乗して志布志槻野城を陥れ、又轉して當城を攻
む、城兵固く守る、公盛か兵士木脇善兵衛鳥銃を善くし
て百發空しからず、敵恐れて兵を引くといふ、此城高さ
三十間、回一里半許にして、大河山下を繞り、極て要害
の地なり、

〔地理纂考〕

軍神社 若宮神社の左脇に在り、平山越後忠智肝付兼續か兵と戦ひ、永祿二年四月十六日、忠智及び長子右馬久武・二男次郎四郎久次、父子三人戦死す、諸人忠智か軍配團扇を神体として軍神に崇むといふ、

物産

藥種 柴胡

走獸 猪 鹿

肝屬郡「地理誌」

松山

一松山者、天文之比嶋津豊後守忠朝領地、天文八年七月廿五日、嶋津豊後守之士平田新左衛門松山之城を請取と云、有年、永祿年間、平山氏か守之ニ肝付か攻落、夫より肝付左馬頭良兼押領、天正年間之地頭市來小四郎、慶長之比柏原周防介、鎮守一正八幡宮

右、建立年間不知、古棟札無之、寛文年間再興棟札

有之、

一蓮花院 座主祈願所

右、開基之年間不知、開山道教、天徳元十一月十四日寂、延久四年三月十三日宥全与永和元年二月廿四日宥快、其外大永年間快賢、天文十九快乘与有之、中興開山堯日、寛文之比也、右古年号住持相見ゆるニ付古寺成へし、

一蒼龍庵 (霧カ)露岳山 禪宗

右、開山代賢和尚、志布志永泰寺開山也、

一古城

右、正八幡宮并假屋之上也、永祿年間、豊州家より領ニして平山氏守之、永祿二年、肝付省釣是を攻落、平山氏遂戦死、夫より肝付氏より押領、

「 松山

一池大納言頼盛四男武蔵守知重男從五位下隱岐守重頼事、文治四年戊申、後鳥羽院御宇、日州松山下向領之、旧記ニ有リ、○新納家三代近江守忠臣、五代近江守忠續、

九代近江守忠勝領之、天文七年七月廿三日没落、豊州

忠朝領、○天文中、島津豊後守忠朝領、八年七月廿五

日、忠朝従士平田新左衛門松山ノ城ヲ請取ト云々、

一松山城 應永廿年癸巳築之ト旧記ニ有、○平山越後守

(忠康カ) 豊州家 康久 公久弟領知松山居于此地矣、文明ノ中比マテハ豊州家ハ

康久ノ子越後守文明ヨ 康久ノ子越後守文明ヨ 〇天正二年甲戌三月、北郷一雲発

兵向此地、肝付氏迫合有リ、豊州家主將

一古城 永祿五年壬戌、平山氏守之、肝付省鈞攻之、平

山右馬允戦死、終ニ為彼邑、四月五日ヨリ肝付左馬頭

良兼省鈞領之、 天正ノ頃地頭市来小四郎家朗、後備前守、天正八年、肥後矢崎城ニ於テ戦死、 同頃

市来小四郎家親、後玄蕃左衛門、天正十二年、島原役手負死、 慶長四年頃柏原周

防助公盛、

一文明六年八月旧記ニ、救仁郷仁肝付主税助、越前守兼光

喜城主 トアリ、外名略、各一城宛被持トアリ、初名カ、大

志布志往古救仁院ト云

一元曆・文治・建久ノ比、救仁院平八成直領之、背忠久

公之命謀反云々、○楡井頼仲宮方一 揆主將押領ス、其後新納近

江守時久領之、近江守忠勝迄領之、

一松尾城 廣朝城ト云、周廻九町、延文二年丁酉二月五日、

頼仲没落、畠山治部太輔直頭依謀計也、○天文七年ヨ

リ豊州忠朝領、永祿五年五月廿八日ヨリ肝付左馬頭良

兼領ト成ル、

應永八年、本田忠親久照ヲ大将トシテ向川原ノ下宝満

寺ニ攻入、實久犬馬場打出合戦刻ヲ移ス、此日野邊薩

广九郎従兵熊田原兄弟戦死、其後兩人之像ヲ彫刻シテ

宝満寺之ニ王トス、二月廿日落去トモアリ 〇天文七年七月廿七日、新納忠勝没落、島津豊後忠朝領、

新納近江守忠勝譜中 〇文明十八年丙午、此年肝付越前守領隅州溝邊、去、 居城大崎移溝邊、其蹟ナルヘシ、易飢肥於

救仁郷、即大崎、蓬原也、 領四十一年ト云、

内城 周廻十四丁廿四間、高四十二間、 應安ノ頃ヨリ氏久公御在城、嘉慶

ノ頃、元久公去此所鹿兒島ニ移玉フ、○中古新納悪四

郎久頭在城ナリ、

月野村 大永三癸未十二月七日、勝久公伊地知縫殿介

重周・吉田某兩人為將遣サレ被責新納家候節、此地出

張合戦有之、守護方敗軍也、戦死七百三拾八人有、

西山 應永三十一年、菊池重朝使節立田某来リシ時、

馳走ニ犬追物有之云々、

蓬原墨 蓬原村ニアリ、自上古救仁郷氏肝付氏一族守之、氏久公責

テ拔之、天文十五年甲午七月十三日、肝付河内守兼續

責取ノ時ニ、救仁郷藏人介頼世下城ス、○天文比地頭

大野出羽守、其後伊集院筑前守久利地頭也、○天正二

年、肝付降參為公領、○救仁郷系圖ニ、源姓足利一流

近江守滿頼号淡川兵衛佐為九州之探題、應永三年比下向九州、

其後下日州救仁院居住、其子滿氏嫁於救仁郷肝付支族氏之

女、救仁郷ヲ冒シ、姓ヲ改源トミヘタリ、然則續救仁

郷遺領三百五十丁、構居住蓬原、而子孫連續シテ守之

云々、○文祿元年壬辰、在郷ト相成候而、野村加賀守

三年程知行、○文明六年旧記ニ蓬原ニ大寺トアリ、

夏井 天文七年戊戌四月二日没落、忠朝領ト成、

山口宮 正一位山口六社大明神ト号ス、在上安樂村、別當千手院、大祭

正月・九月両度中ノ午日、此外年中四拾一度ノ祭祀有

之、當社ハ人皇三十九代天智天皇ノ宮也、又倭姫・玉

依姫・大友親王・二ノ皇女持統天皇及乙姫宮二ノ后、已

上六座ヲ諸所ニ分坐シテ六所大明神ト号ス、然ルニ、

大同二年丁亥、宮ヲ安樂ニ迁シ、六社ヲ一社ニ崇、山

口山宮六所大明神ト号ス、

一古年代記曰、天文五年丙申、此年志布志弓矢初、潤十

月廿八日、横峯合戦、豊州衆十八人打死ト有、右横峯

何方ヲ云欵、

一向江川原 古(マヤ)

大崎

中古大崎蓬原今志布志ノ内ヲ求仁郷ト云、延文四年、氏久公國

合ノ戦無御勝利、加勢ヲ岩川・求仁郷ニ乞玉ヘトモ不

應諾、故帰陳シ玉ヒ、其後兩輩帰伏セサルノ憤ヲ以、

公自軍ヲ卒、求仁郷某カ蓬原城ヲ陷シ、次ニ岩川某カ

手取城ヲ攻落シ、兩所共守護領トナル、○文明六年八

月旧記ニ救仁郷ニ肝付主税介トアリ、肝付系ヲ按ルニ、

宗家兼忠三男越前守兼光此地ヲ領シ、文明十五卯十月

二日死于此地ト見エタレハ、兼光カ初ノ名ヲ主税介ト

云シナルヘシ、其子兼固、同十八年去此地移溝辺ト云、
「大崎居城也」

○應永十九年壬辰、新納近江守忠臣入大崎城於手裡也

ト有リ、夫ヨリ尾張守久吉大崎ト号、實久長庶子ヲシテ當城ヲ守ラ

セシナラン、久吉ノ子將監久秀、長祿三年水、保ニテ戦死、其子尾張

守忠源トアリ、何比迄當地ヲ領セシヤ不詳、○文明十八年ヨリ新納近江守忠續志布志領主領之、近江守忠勝迄領之、忠勝代天文八年三月廿九日、豊後守忠朝攻之、月七廿五日、忠朝臣平田新左衛門請取當地、四月廿一日、請取安樂、同十三年甲辰十月廿一日、肝付河内守兼續入道省鈞出馬ニテ、同卅日、手裡ニ入、天正中、肝付没落守護領、比志嶋美濃守國守補地頭職、

※一戰ヶ島 申良ヨリ志布志江之通路也、田地之中古松数本繁茂ス、 是ハ大嶋出羽守・薬丸

彈正少弼合戰場ト云、首塚及六地藏アリ、天文廿三年八月十八日ノ事ナラン、○出田罌アリ、薬丸彈正守リタルト云、薬丸家傳云、彈正於大崎守護方大嶋出羽守将ニテ互ニ戦死ス、墓在松原、故ニ彈正原ト云、

一龍澤 或龍相トモ此所、天文廿二季、島津豊後守忠朝從兵齧

三郎五郎武清與肝付之兵卒致合戦、勵軍功之場所也、

※(頭注)

「猪鹿倉氏系圖ニ、織部正忠兼、弘治二年八月十七日、戦死于大崎勢筒島、年廿九、此日肝付人衆人数百人戦死トアリ」

(一)ハ鹿兒島県立図書館所蔵本ニノミアリ

日向地誌備考

追録四

(表紙)

都城 鳥津之字出所考 莊内 都城 末吉 古雜記	日向地誌備考 追録 四
-------------------------------------	-------------------

(中表紙)

都城 鳥津之字出所考 莊内 都城 末吉 古雜記	日向地誌備考 追録 四
-------------------------------------	-------------------

「地理纂考」

都城郷

鹿兒島を距る事東北十六里、東下三俣、南末吉、西莊内、北上三俣の四ヶ郷に接す、周廻拾八里一町六間、村落八上長飯村宮丸村 下長飯村 郡元村、高一萬二千六百四十九石、川東村 高木村、金田村、梅北村、三斗一升五合、士族五千三百八十六人男二千八百三十五人、女二千五百五十一人、卒二百三十八人男百三十二人、女百六人、平民七千二百九十五人男三千十三人、女三千人、人員惣計一萬二千九百十九人、戸數千八百七十三、當郷ハ上古都島ト云ひ、中古鳥津とも庄内とも云へり、然るを永和元年、領主北郷義久此地に城を築て都城ト号シ、後郷名も然改まれり、さて都島トハ高千穂宮より出たるなり、此事高千穂の宮ノ処に云ふへし、鳥津ハ、延喜兵部式に水俣・鳥津、又日向國圖田帳に鳥津院(破カ)三百町とあり、院ハ字書に有垣墻曰院、又指官署曰院と見え、又諸國に院を置レシ事ハ續紀又後紀に詳なり、莊内とは、萬壽三年、太宰大監平季基宇治関白頼通公に告て此地に來り、曠野を開拓して余多ノ田地を墾き、其ヲ尽く公の莊園とし、莊衙を建て自らはを掌り、其莊園をさして鳥津御莊と号し、略しては莊内とも云ひしなり、此事鳥津莊の条に委しく云へし、建久年

中島津忠久三ヶ國の守護職にて當國に下り島津殿と号せし由旧記に見えたるも此地なれハなり、土人の傳説に、(マ)荒鴻の世庄内の大河高千穂の山下を廻り大きな湖なりし故に名を得たるにて、今に庄内川を湖水といふと云り、是に因れハ、神代紀に自穗日二上天浮橋立於浮渚在平処而云々とある浮渚なども由ありて聞ゆ、されと無名抄に、筑紫のしまど、云処に通フもの、事のついでにかたりけるハ云々、大隅・薩摩のほといつれの國とかや、大きな港侍り云々、此港ハ鹿兒島前の濱なる事疑なし、又飭鈔曰、毛車執柄家之人用之、檳榔前関白近衛領鎮西志摩戸莊土産云々、此志摩戸ハ日向國志布志郷なり、されとは等ハ後に汎まれるにて、始都城に限れりしか、又一説に、薩摩ハ幸島サチにて、神代紀にはゆる海幸・山幸サチより出、島津ハ幸島門の上略なりといへり、ざるを万葉集三の卷人麿の歌に大王之遠乃朝廷跡オホホキミノトヲ蟻通島門アリトヲ乎見者ハミシ神代之所念オホホキミとあるを此島津なるよし白尾國柱いへり、此ハ端に下筑紫時海路歌とあるに泥める訛なり、此歌の次に名細寸稻見乃海之奥津浪千重爾キイナミノウミノウツナミチヘニカフヌヤマトシメ隠奴山跡島根者とある稻見の海ハ、和名鈔に播磨國印南イナミとある処の海なれば、始の歌

も同しあたりなりけむ、略解にも、島門ハ讃岐の水門ミナトを云ふか、卷二に同人の讃岐の歌に、神の御面と次て来る中の水門ゆ舟浮てとよめる、同じ地と見ゆれハなりといへり、

「地理纂考」

都城 都城の地ハ、島津家の元祖島津忠久より四代島津忠宗六男島津尾張資忠、將軍足利尊氏に従ひ諸所にて軍功あり、建武四年八月、越前國安部郡の地頭に補せられ、文和元年四月、尊氏又日向國諸縣郡北郷則今の三百町を與へ、同年十二月、始て鹿兒島より此地に移り、此郷を與て家号とす、其時の治所を薩摩迫と云ふ、安永村の内にて、一里半、當城より戊亥の方資忠嫡男讚岐義久、永和元年當城を築て都城と名付余也、往古此地ハ都島と云ひしを、城を築て都城と名付しより遂に一郷の惣名とはなりしなり、世々是を治所とす、後に又加増ありて、安永・山田・志和池・野々美谷・高城・山之口・勝岡・梶山・梅北・末吉・財部・恒吉・永吉永吉ハ大崎郷の内・内之浦等の数ヶ所を領して三万六千余石と云ふ、文祿年中、豊臣秀吉公此地を測量ありて、六万八千余石に定まりしとぞ、大隅國肝属領主伊集院忠棟此地を得む事を欲して竊に石田三成に謀る、三

成秀吉公に告ぐ、是に於て北郷氏の所領に数ヶ所を加へて忠棟を領主とし、合せて八万、余石と云ふ、領主北郷時久薩摩國祁答院に移り、忠棟當城に移る、既にして忠棟陰謀發覺し、慶長四年三月九日、島津家久伏見邸に於て親ら忠棟を殺害す、嗣子源次郎忠真迺ち兵を起し、十二ヶ所に城を構へ、當城を忠真か本城とす、十二ヶ所とハ財部・恒吉・末吉・志和池・野々美谷・山田・安永なり、其間梅北・梶山・勝岡・山之口・高城僅に一二里或ハ半里にして、互に相援く、島津義久大隅國富隈城に在りて、諸將に命し守備を嚴にす、同年四月、徳川家康公家久を國に皈して忠真か乱を靖しむ、義久・家久兵を發し、本道ハ通路塞かれる故に、真幸を経て日向東霧島に出、忠真か諸城を抜く、北郷時久孫長千代丸忠能十三歳先鋒たり、同七月、家康公山口直友を下して軍勞を慰め、且忠真を諫て降服を進む、忠真聽カズ、翌年正月、直友再来りて忠真を諭し、義久・家久をして忠真か罪を赦さしむ、時に忠真諸城多く陥り領内日々に蹙るを見て、二月二十九日、忠真遂に降る、是を赦して薩摩國穎娃郡に移し、一万石を與へ、此後忠真再ひ密謀發覺して、同七年八月、遂に野尻にて殺さる、同三月、北郷忠能本領へ復る、初め永和元年北郷義久當城を築て、翌年十二月、官方今川滿範軍を將ひて都城を攻む、薩摩・

大隅・日向の諸城主六十余人是に應し、各軍を發して都城に會す、此時城を築て僅に一年、城郭いまた全からず、危き事旦夕にあり、時に島津氏久忠久よ六代志布志にありて此變を聞、即ち兵を引て来り救ふ、敵の兵に比ふれハ氏久の兵十か一に過す、氏久死を決し、嫡男又三郎後に元久と号すを志布志に皈らしむ、時に年八歳なり、又三郎固く辞して聽ざるを強て皈す、人皆涕を落す、三月朔日、北郷義久甲士七十余人を従へ、城を出て今川滿範と戦ふ、氏久是を助て親ら戦ひ、敵の將伊東六郎左衛門・池尻五郎・渋谷右馬等を斬る、同三日、又戦ひ、一を以て百に當る、暮に及び、島津の兵勞れたるを見て、敵機に乘りて戦ひ、島津の將本田重親・北原彦七郎等戦死す、氏久彌兵を勵して奮戦す、敵軍遂に退散して都城全きを得たり、

※(頭注)

「又三郎貞治二年生ナレハ十四歳ニ當レリ」

「地理纂考」

島津莊

島津莊とハ、萬壽年中宇治関白頼通公の莊園を開きて此

地に莊衛を置れしより起れり、そもく此所ハ神代紀に所謂齊穴ツシの空國ムナクニにして、建國の後も佃者ケツシ少シクなほ曠野なりしハ、續紀聖武天皇天平二年辛卯三月癸カ、太宰府言、大隅・薩摩兩國百姓建國以來未曾班田、其所有田悉是墾田、相承爲佃、不願改動、若從班授、恐多喧訴、於是隨舊不動、各令自佃焉是に大隅・薩摩兩國とあれととあるにて、當時の風を思ふべし、其後三百余年を歴て後一條天皇の萬壽の始、太宰大監平季基或作末基其弟平判官良宗と共に管下を巡視して此地に來り、遂に此処に留り、曠野を開きて墾田若干頃を得たり、此時宇治関白頼通公父道長公に繼て攝政たり、天下の政柄己より出て、威權世に振ひ、朝野敬重せざるハなし、季基得る処の墾田を頼通公に進す、是に於て莊衛を建立し、季基其租税を掌り益莊園を拓く事薩摩・大隅・日向の三國に遍く、此をも總て島津莊と唱へて、後々ハ三ヶ國の惣名の如く成りたり欽、建久八年圖田帳に殿下御領とあるハ皆此莊園なり、斯て綸旨及び鎌倉の命ありて、莊内寺社修造の外ハ一切の課役を免さる、季基一女ありて男子なし、伴兼貞兼貞か事ハ大隅國高山郷の卷に詳かなりに女子を配して嗣とし、同郡箸野末吉郷也に徙る、是に於て富山某東鑑に富山二

郎大夫義良以下云々とあり、同族にやあらむ萬壽三年始て莊衛を建しより元弘年中に至り其間三百余年、世々莊衛に居て遙に領家の命を承、莊事を掌り、又近く守護に順ひて其職を奉せり、富山の系圖を按ずるに、藤原姓にて近衛の族なり、多く二郎大夫と稱す、大夫とあるは諸大夫の類ひにて、莊司に任せられしなるべし、抑莊園ハ稅斂薄くして、人民公田に佃る事を好まず、皆莊園に耕む事を願ふ、故に月を累不歳を積み莊園ますく廣大也、此時頼通公の莊園日向・大隅等ハ更なり、七道諸國にも多く、愚管抄・續古事談・百練抄等に、官旨・官符を以て諸國の公田を採め莊園となりし事見えたり、頼通公の男忠實公準三后に陞り三千戸に封せらる、鳥羽天皇の皇后高陽院ハ忠實公の女にして、崩御の後、其莊園五十余ヶ所を併て家領とせられしよし、東鑑・大系圖等に見えたり、近衛家の莊園諸國に多かりしをおもふべし、當時の風俗にて、諸公卿・大夫及び後宮妃嬪の属に至る迄諸國に莊園のあらざるハなくして、其害甚し、新井白石・野々宮中納言問答の書に委曲なり、是に依りて、後冷泉天皇寛徳二年諸國に詔を下して新に莊園を開く事を停給ひ、後⑨ナシの三條天皇の延久元年、又詔ありて寛徳より以後墾所の莊園を停め、寛徳以前と云へとも國に害あるハ悉く是を罷られ、記録所を置いて正さしめ給ふ、天下大に悦ふ、是より近衛家の權威漸く衰ふ、然りといへとも島津莊の如きハ公田を掠る類ひに非ず、不毛の地を拓きけるなれハ、延久の後迄も莊園なほ旧の如くなりき、ざるを元弘

の乱に及び遂に足利尊氏に奪はれ、再び古に復らず、鹿島比志島某所蔵建武年間の古記に、尊氏所領日向に八國富莊・島津莊とあり、又穆佐院日向ハ將軍家御臺所領、或ハ穆佐院政所・島津莊總政所なと見えて、若林左兵衛尉秀信と云ひしか島津、是時に當りて島津莊の領家ハ堀川閔白經忠公なり、建武四年五月南朝に歸して、文和元年八月薨す、島津莊の領家宇治閔白頼通公に始まりて經忠公迄十三世、萬壽三年より文和元年迄三百二十七年なり、後三條天皇延久元年諸國に詔ありて莊園を停給ひし時も、島津莊ハ其制の外にて、なほ莊内寺社修造の外ハ國務に關からざりし事、莊官上疏左の如し、

島津御莊官等謹言上

欲且依代々 政所御下知、並庄号以後二百六十余歳不
勅例、且任 院宣閔東御教書旨、被經 御奏聞、被下
繪旨、令言上閔東、被究淵底、永被停止神官等新儀濫
訴、大隅國 正八幡宮御造營、當本庄不勤子細事、
右、謹考故實、 正八幡宮御垂跡者、和銅年中、正殿已
下社屋不残一字、被支配三州圖田日向・大隅・薩摩之間、既五百余
歳、御造營敢所無相違也、島津本庄者、萬壽年中以無主荒
野之地令開發、庄号令寄進宇治閔白家以降、長元年中、
奉崇伊勢太神宮依神告・宇佐八幡已下五社為鎮守、令建立

七堂伽藍、称其題額於常樂寺、此外諸寺諸山御願寺其数
惟多、仍公田町分五此下の字欠者、被宛行供料免田、天
長地久之御願、薰修年舊、靈驗彌新云々、御祈禱之次第、
具于年中行事、庄号以後二百余歳者、彼寺社造營之外全
無他事之処、神官等建仁三年始雖掠賜 宣旨、御莊官依
申披不勤之子細、普賢寺禪定殿下御時、可早任先例止新
儀之由、承元・建曆兩度御下知嚴重也云々、莊官上疏の原本
郷の土鹿屋權左衛門所蔵也、是を鹿屋か家に傳へたる由ハ、日向志布志
肝付兼石か三男兼、大隅國鹿屋院の辨濟使にて鹿屋を氏とす、姉婿觀
阿三保院を領せしを、男子なくして宗兼に譲り、宗兼阿所を併せ領す、
かくて觀阿も亦鹿屋院辨濟使に還補せし事、永仁四年の執達状に見えた
れば、彼莊官上疏ハ觀阿より傳へしなるへし、莊官上疏に莊号以後二百
六十余歳云々とあるに依り、萬壽三年を開拓の始として数へ見れハ、永
仁四年まで二百七十余年に及へり、されハ本文
にいへる島津莊官ハやかて觀阿に當れるか如、此上疏の文、島津莊
の建置に就て明證なれハ、今其要を撮て引けるなり、文
中に見えたる普賢寺禪定殿下ハ近衛閔白基通公なり、

神社佛閣上梁文寫

都城山田華舞權現棟

上棟奉修造大山田六所權現御寶殿一字

右志者、奉為金輪聖皇天長地久、御願圓滿、殊當所安
穩、人民安樂、庄内靜謐、五穀成熟、別大願主子孫繁
昌、息災延命、所願成就圓滿、所奉造營之精誠也、仍
註進如件、

嘉慶三年己巳二月廿五日

大願主地頭大和守藤原幸久敬白

引頭草部光長

大工中務丞草部國光

小工草部光吉 藤原末國 藤原國家

梶山新磯權現棟

上棟造立新磯六所大權現宮一字

右意趣者、為奉天長地久、御願圓滿、殊者信心御願主

藤原朝臣尹祐・同席乘丸「天マ、一」并女大施主息災延命、御子孫

繁昌、殿中安全、國土泰平、武運長久、諸人快樂、領

中無事、福壽增進、心中所願如意滿足、所別者當代官

祐賢并女大施主等善願成就也、仍所致造立旨趣如件、

永正十七年庚辰肆月十三日

願主山城國之住侶六十六部聖圓識房

大宮司則宗 大工章吉 鍛冶友吉

小工鴛川民部丞 木下右京介 野崎石見守

惣大工後藤三郎右衛門尉章吉 河野十郎左衛門尉

鬼塚源兵衛 阿万孫兵衛 同大學助 弓削中務允

下別府次郎左衛門 野村主稅助 藤兵衛尉 細ヶ

野新左衛門

別板記此文、

大日本國日向國島津御庄加持山村新磯六所大權現奉造

立社頭一字惣檀那事

長倉孫九郎 當代官藤原氏祐賢

(花押)

藤原肥前守 藤原新左衛門尉 藤原藤兵衛尉 福永因幡守 後藤新兵衛尉 後藤三郎右衛門尉 安藤伊賀守 安藤犬法師丸 安藤新右衛門尉 弓削中務允 野村主稅助 海老原將監 海老原備前守 三輪左近允 久米田對馬守 池田民部左衛門尉 黒岩筑後守 松山又八郎 下別府次郎左衛門尉 野村石見守 野村源兵衛尉 齋川大膳進 齋川民部丞 齋川木工左衛門尉 阿萬孫兵衛尉 阿萬大學助 川越與三左衛門尉 八重尾周防守 多田泰兵衛 木下右京介 木下七郎次郎 楠原彦十郎 眞方清右衛門尉 眞方弥十郎 高野小次郎 赤池大藏助 西ヶ野彦左衛門尉 西ヶ野平次郎 細ヶ野新左衛門尉 赤木右京介 寺原七郎左衛門尉 志和池兵庫介 兒玉平左衛門

相良永兼入道 長倉乙乘丸 滕善院權少僧都海加 (花押)

裏衆

兒玉玄蕃允 兒玉平右衛門尉 兒玉平四郎 谷口彦左衛門尉 谷口彦大郎 河野十郎左衛門尉 河野七郎三

郎 小秋清右衛門 秋丸五郎左衛門尉 雨木野十郎右衛門尉 馬渡九郎五郎 馬渡九郎次郎 正井谷三郎五郎 本願主山城國住六十六部聖圓識房

于時永正十七年庚辰肆月十三日奉成就之處也、

野々三谷諏方棟

上棟奉造立日向國島津御庄北郷野々三谷諏方御寶殿一字事

右意趣者、為天長地久、御願圓滿、殊者信心大檀那安藝守長久子孫繁昌、息災延命、心中所願皆令滿足、文龜貳拾壬戌七月廿九日、大工兒玉兵助満足 兒玉彦三郎守定 引童彦七郎安定

安久長谷寺本堂棟

日向州島津庄中郷内西方長谷寺本堂一字再興棟簡裏書

夫以斯堂者、正安元年己亥之己前、歷湯多星霜哉、依無詳、攸記錄知焉者稀矣、故久經年序、有上滿下濕之嘆、隸之有僧頭叡、為大願主遍勸十方且家、以修理畢矣、其棟銘之末有之云、

正安元年己亥十月十一日、大勸進僧顯叡①(附)、示來至永

正十有七年庚辰、收念倒指以稽視焉、則大凡二百二十

二載也、然者依無大願力之輩、稍不暨於修補焉、棟梁

自傾①(附)、檣壁漸崩側、而無由修香火、所以道俗男女信敬

之心踈、參詣路斷、徒抱慷慨而已、于時有淨觀法師繼

厥蹤由、高野山千手院住侶也矣、胸貯廣大慈悲心、含

善修萬行、加之、口久斷十穀、而身誓生九華、以密出

久栖高野山、四國修行、不為榮遠近之鞋步、遊行於東

西、往還於南北、苔席草枕、露宿風餐、觀身於一漚一

沫、以遂往生之素懷、不亦尚乎、関西路日向州島津御

莊中鄉西方有一字廢堂、顏長谷寺、以奉安直十一面大

士尊像也、淨觀法師熟見此堂之崩敗、而忽心生欲再修

之志遂企、而不分官門民家、不餘漁屋樵店、雖為半錢

不以微、雖為一紙不以輕、戴曉星覆昏霧、以敲大小門

勸焉、則貴賤之施雖微薄、其功不謬、強半于眼前矣、

將謂大山起塵埃、巨海始濫觴、蓋其言之者邪也、然則

同意之傳①(附)、與力之族胥共、現世開于災消除之後①(附)、後生

履八正菩提之路為必矣、何況本願功德主淨觀法師哉、

不言而可知者也、仍獲輟、自從永正九年壬申九月二十

一日始而修營焉、同十二年乙亥閏三月十八日豎柱矣、

同十七庚辰正月十八日、遂取棟簡、以造畢矣、

島津尾張守殿數久公、同姓久清公、忠隆公、貴息左金

吾忠相公、同二郎殿

寺社奉行 和田宮内少輔方

奉行 川野方 吉村方

轟(マ) 藤原秀貞

同新右衛門尉

貞家

右古棟簡、雖有之文字依不明、為後代昔棟札表俛一

字茂不落板改書寫之者也、

延寶三年乙卯林鐘二十一日 正應寺現住法印重興

弓場田口須久塚大明神棟

上棟謹奉修造大日本國日州島津御庄南鄉都城宗廣須久塚

大明神寶殿一字

右伏以再興寶處、夙植福基、棟梁巍然而歲月無(マ)、柱

礎堅固而風雨不蝕、輝神德於八埏、護諸檀之繁榮、被

感應於五濁、施萬民之快樂、佛日兼舜日共(神明)風與(水)

堯風^⑨扇矣、專願大檀那北郷主君藤原朝臣島津忠相

公并貴息忠親武功遠大、壽筭綿延、封内昇平、兵革不

興、火盜消殞、水旱無傷、長大^(マヤ)葉遍滿盡扶桑也矣、

于時大永禊^⑥丙戌菊月十五日

坐主信心大法師實尊

鍛冶来住新左衛門源^⑩利定^⑨

大工野馬彈正助藤原吉定

大願主與州住侶重圓敬白

大宮司伴氏兼豊

裏二

大永六年丙戌三月二十六日丑刻、依香火災神像共燒却

了矣、然間、于粵與州住侶重圓沙門、自七月廿二日念

再興之、修造御寶殿・舞殿・長廳共于九月十五日乙未

造畢遷宮者也、

大永六年丙戌菊月十五日、為後代誌焉、

梅北神社宮棟

奉修造島津御庄惣鎮守神社宮御寶殿一字三間

右意趣者、奉為金輪聖王天長地久、別而者當檀越藤原

朝臣忠重・藤原朝臣忠勝并藤原朝臣久如官祿增進、武

運長久、領内泰平、萬民豊樂、

殊者社頭安全、諸人快樂之故矣、將亦當大宮司伴朝臣

兼秋并勸進沙門權律師頼舜・同隆行無二發願力、驅有

緣勸無縁、願念忽成就、抑當社 妙見者、日本二柱月

神伊勢大神宮日神、此兩天為無双尊神、依是日州南郷^⑩

奉崇敬者也而已、仍諸願成就如件、 本願沙門敬白

天文四年乙未卯月廿九日

小工藤原正續

大工藤原範續^⑩

裏二

奉修造島津御庄惣鎮守天照大神神社宮御寶殿一字三間

代々造營之事

第一

萬壽三年丙寅、大願主平朝臣平大監末基

第二

仁安二年丁亥、大願主散位伴朝臣兼景

第三

弘安四年辛巳、大願主執行左衛門尉伴兼世

第四

應永八年辛巳、大願主島津朝臣前陸奥守元久并讚岐入

道沙弥道旦

第五

文明十五年癸卯、大願主島津陸奥守武久

第六

永正十三年丙子、大願主島津近江守忠武

第七

天文四年乙未、大願主新納忠重遷宮卯月廿九日

又

聖主天中天 迦陵頻伽聲

合奉再興造立南瞻部州大日本國日州島津御庄南郷益貫村

神柱兩所妙見宮一字

哀愍衆生者 我等令敬禮

夫以從天神・地神十二代草創以降然、今時巧匠法尔自

然之以緣成再奉遷宮、為御法乘(穠)哩耶三昧、尔者答(益)

此善業、倍增和光神明之威、滅消五襄三熱之災(災)、依之

當社不朽、而本跡垂擁護於納受給而已、仰願、奉為金

輪聖皇玉牀安穩、天長地久、國邑治齊、別者護持大英

檀越藤原朝臣時久・藤原朝臣忠虎御息災延命、御子孫

繁榮、武運勝利(統)、繞領堅固、五穀豐登(饒)、萬民快樂、如

意吉祥、四海靜謐而殿中無為、(唐朝)泰平而翫萬春松

柏榮花、君臣和平而保千秋龜鶴齡筭、故奉造立如件、

天正十四年丙戌八月初三日

當城地頭伴氏兼廣

惣大工前田右馬尉

小工藪田藤原氏末明岩見守

脇大工藤井市尉氏昌

坐主權律師惠遍

大宮司伴氏宣兼

遷宮之導師西生寺別當權大僧都法印勝政

早水大明神棟

上棟

謹奉再興日州島津庄 早水三所大明神御寶殿 一字

伏以茲靈社者、當境旺化顯名第一之寶所也、當地領廿

八躰眷屬、鎮護東西南北、譬如高天列廿八宿衆星、昭

映春夏秋冬、尔来物換星移、年月久故、薨破棟撓、露

往雨来、于爰大檀越北郷主君島津讚州太守藤原忠相并

左金五尉忠親抽丹悃、以修造當社、經之營之、風斤月

斧為響、感之應之、天神地祇合力乎、輪奐蟾窟美麗、

棟梁椽柱巍然、不日落成也、卜令月吉辰遷宮畢功矣、

仰願、信心大檀那(マ)身宮安泰、保龜鶴之歲、武運長

久、振龍虎之威、子孫繁茂、君民和樂、封内偃干戈、

田園布金穀、皇風與①亮風永扇、神門檀門弥昌、至祝々々

至禱々々、
于時天文十二年癸卯十一月十二日癸丑

大檀那島津忠相并忠親 敬白

大工黒岩丹後守

鍛冶高濱秀俊

代官土持主稅助綱一

歌津飛彈守

前田和泉守

世戸山城坊

鬼塚太夫并市右衛門尉

大宮司 同家永次郎右衛門尉

本願重圓權律師

裏二

奉加御人衆略ス、

梅北黒尾権現棟

奉再興南膽部州大日本國日州島津御庄黒尾大明神宮一字

夫以自性清淨之滿月衆生本有德心水、故神明者依衆生

崇敬增威光、衆生者神明之蒙惠拂障難、嗚呼貴哉、然

當社雖未及廢壞、別而萬民之志為甚深、故數年有餘勵

人力、寶殿令作造興処也、本覺真如之資豐葦原國垂跡、

上者守皇帝、下者扶民庶、仰願、信心檀那息災壽延、

子孫繁多、武運勇猛、統領安寧、吉祥滿足而已、

大檀那島津尾張守藤原忠嘉

當地頭知覽兵部少輔藤原忠嘉

于時天文十二年癸丑十一月十一日

坐主西生寺井房快宗

神主願主竹島市尉秀信

大工宇田津膳左衛門尉
小工待木大藏助家直

鍛冶正次

神主子息宮太郎并助願主瀬戸山源四郎為息災延命也、

二人大工藤原利定 小工各藤原氏房 鍛冶源秀利朝臣
裏衆略、

安久鶴岡八幡棟

諸佛救世者 住於大神通^①

梅北大吉宮棟背文^表不明

棟上奉造立八幡大菩薩靈祠一字

第一建立平朝臣平大監末基 萬壽三年九月十五日落成
第二再興三位伴朝臣兼景 仁安二年二月十三日落成

萬悅衆生故 現無量神力

第三再興左衛門尉伴朝臣兼世 弘安四年八月廿七日落成

夫以日州島津庄者、我高祖豐後守忠久於薩隅日三州權

第四再興陸奥守藤原朝臣元久 應永八年十一月七日落成

輿之地也、然則文明乙巳夏、與薩摩守國久赴飮肥之戰

第五再興^{（之）}豐前守伴朝臣兼續 文安五年戊辰十二月十

場日、依難起、竊鎌倉鶴岡八幡宮勸請之、願主前左衛

八日落成

門尉藤原數久・讚岐守義久・修理亮忠廉・薩摩守國久

夫以自性清淨之滿月、衆生本有之德而心水、本覺真如

也、亦爰奉再興大且越藤原忠相、別者大且越忠親・同

之資、豐葦原之國和光之垂於跡矣、抑當社重於春秋、

忠豐朝臣・久通朝臣弓箭名加、國土安全、萬民快樂故

久積歲霜、遠而既及而廢壞刻、去天文廿季辛亥南呂十

也、依意趣如件、

六日、俄大風頻吹、不計刹那而反蹤、因茲神主竹島市

司役聖應寺別當宥雅

正橋秀信并宮太郎丸累年步於運而、亦々前數千有餘之

天文廿三年甲^①寅 三月九日

勳於人力、新造立大吉宮一字三間處也、仰願者、施主

本願寶藏坊權大僧^①重圓敬白

各息災延^①命、子孫繁昌、家內如意滿足耳、遷宮道師西生

當代官土持撰津介田部頼綱朝臣

寺別當權大僧都勝貞同書之、

大宮司岩切兵庫允草部綱滿朝臣

〔三保院記カ〕

都之城

一都之城者、文和四年、嶋津七郎左衛門尉資忠為勲功之賞賜ル北郷ヲ、仍號北郷、永和元年、資忠嫡子義久城ヲ築ク、文明八年、敏久安永城より又當城ヲ移、文祿四年乙未八月廿三日、時久入道一雲祁答院宮之城ニ移、當城伊集院右衛門太夫忠棟領ス、幸侃御成敗以後、源二郎忠真桶籠、慶長四年下城ニ依テ、同五年三月、賜時久ノ孫長千代丸忠能、

〔在梅北村祝子家〕
一神柱大明神

右、萬壽三年丙寅正月廿日、平朝臣平大監季基卿領當地移住之日所崇也、同年九月九日、神社造立、伊勢内宮也、出羽庄内一社・日向庄^{○内}一社、日本二柱之神也、仁安二年丁亥、散位伴朝臣兼景再營、弘安四年辛巳修造、大願主執行左衛門尉伴兼世、應永八年辛巳二月七日修營、陸奥守藤原朝臣元久并沙弥道旦、文明十五年卯二月九日修營、陸奥守藤原武久、永正十三年丙子四月十四日修造、島津近江守忠武、天文四年卯月廿九日

修理、新納近江守忠勝也、天正四年丙子二月廿日、鳥居建立、北郷左衛門時久入道一雲、慶長十四年修營、北郷讚岐守忠能也、

天文四年卯月廿九日、檀越藤原朝臣忠重・同朝臣忠勝・同朝臣久如、天正十四年丙戌八月三日、時久代地頭伴兼廣

〔在野々美谷社中〕
一諏訪大明神

棟札

上棟
奉造立日向國嶋津御庄北郷
野々三谷諏訪御寶殿一字事

右意趣者、天長地久、御願圓滿、殊者信心大檀那安藝守長久、子孫繁昌、息災延命、心中所願皆令満足、大工兒玉兵庫助満定・同彦三郎守定・引童彦七郎安定

文龜貳拾^{壬戌}七月廿九日敬白
永祿六年^(丁丑) 弥生吉祥日 再興大檀那藤原時久

〔右同〕
○天正十九年二月廿五日再興、大檀那時久、大工岩切丹

後守草部氏久行

一 俵子 北郷兵部少輔久栄

一 柱十六本 石坂出羽守久明

一 俵子一石 小杵下総介相繁

一 俵子二ツ 細山田大藏左衛門守朝

一 俵子二ツ 山之内織部佐義陳

一 俵子一ツ 龜沢藤左衛門

一 俵子一ツ 黒田美濃守兼友

一同 岩切丹後守久行

一同 中村和泉守儀秀

▽
③ 一同 岩切内藏助 △

一同 木藤但馬守

一同 戸^(マ) 大炊左衛門

一 白米 池田因幡守

一 白米 細山田源右衛門

一 俵子一ツ 西俣萬右衛門

一同 黒田宮内少輔

一 俵子二ツ 願成寺 銭三百文

一 俵子一ツ 雲林寺

一 白米 撰立寺

一 白米 福圓坊

一 白米 圓松庵

〔御居城由来記〕

諸縣郡都城

一 都城者北郷家居城にて、求麻相良氏薩隅日三州之歴々

六拾三人同意にて都城を責候時、氏久公御後攻之た

め志布志より御出馬にて、同所天ヶ峯に被遊御陣、其

より平長谷に被移御陣、應安二年三月一日・同三日、

於都城蓑原大合戦有之候、都城よりも打出、北郷讚岐

守義久之弟弥次郎基忠・七郎忠宣兄弟^(宜之)遂戦死、其外

氏久公之軍中本田信濃守重親・肥後兄弟・石井某・北

原彦七郎・宍目藤藏致戦死、敵方相良氏頼・伊東六郎

左衛門・池尻五郎・薩州一揆之張本渋谷右馬助を打

〔出〕^取被成、大軍を討退被遊候、

天正拾五年、殿下秀吉公被為入御當國候節、御家老伊

集院右衛門太夫忠棟入道幸侃以野心之志内應仕、早速

御和談取喫、其後隅州肝付郡一郡之御朱印を幸侃江拜

領仕候、依之幸侃弥振權威、其上石田治部少輔三成江
 取入、文祿四年、北郷氏を薩州伊佐郡宮之城に移し、
 幸侃事庄内都城に罷移り、北郷・南郷・中郷・三俣院・
 財部郷・末吉郷以下八萬石を領し、威勢弥強く、野心
 之色自然ニ相見得候ニ付、忠恒公幸侃を御討可被遊
 と数年思召候得共、三成江取入、秀吉公ニも御存知之
 者ニ御座候得者、御賢意^⑧之上時節を御見合被成候処、
 幸侃悪行日々に相積り、御家の御為難黙止被思召、
 慶長四年三月九日、於伏見御屋形御茶亭 家久公 御
 手討ニ被遊候、依之幸侃嫡子伊集院源次郎忠真都城に
 楯籠り、恒吉・山田・野々美谷・志和池・安永・高城・
 山之口・勝岡・梶山・財部・梅北・末吉十二之寨を構
 へ、家久公ニ奉背候故、龍伯様新納武藏入道拙齋・
 山田越前入道理安此兩人ニ被仰付、都城を御押、伏見
 に御注進被遊候故、忠恒公早々御下國被成、庄内江
 御出陣被遊候、六月廿三日、恒吉・山田兩城御攻、山
 田城落去、八月廿日、恒吉城御陷被成候、九月十日、
 於都城御合戦有之、野々美谷・安永の兩城より人数を
 出候て、雌雄を争大に會戦有之、同月廿九日、家久

公山田城ニ御入被成、急ニ源次郎忠真を可被成御攻殺
 と被思召候得共、龍伯公被思召上子細有之 御止被
 成候、十月二日、家久公森田ニ御陣被成候、志和池
 城を御圍、糧道を御絶候処、安永之凶徒山田城ニ向ひ
 挑ミ戦、伏兵を設候、此時味方入伏ニ戦死之者百人及
 候、翌慶長五年二月五日、志和池之凶徒下城仕、同月
 廿九日、高城・山之口・勝岡・梶山・野々美谷・安永
 六ヶ所之城兵城を捨捨て去候、依之源次郎忠真滅亡之近
 き^⑨存し、且又從 家康公山口勘兵衛直友を以忠真和談
 可仕旨被仰下、奉應其意候、都城・財部・梅北・末吉
 四城を奉獻候故、三月十四日、龍伯公 家久公^⑩
 都之城ニ御入被遊、翌十五日御帰陣にて御座候、

〔御居城由来記〕
 諸縣郡都城
 一 梶山城
 高城之城主和田土佐守・梶山之城主高木長門守御味方
 故、明德五年^{則應永元年}之春、凶徒^⑨御退治力を和田・高木
 に合、元久公庄内に御出張、於梶山御合戦有之、二

(中表紙)

月十七日、北郷又次郎忠讀岐守義通久之四男遂戰死、同三月七日、土佐守之軍敗候而及難儀、北郷藤次郎義久三男・伊地知又七郎戰死仕候、

七郎戰死仕候、

右之後、梶山之城主高木長門守是家 太守忠國公ニ相

背候故、長門守・同左衛門尉殖家父子被遊 御誅罰候、

鳥津の字出所考

文政癸未五月輯寫之

「六年ニ當レリ」

「御居城由来記」

諸縣郡都城

一野々美谷城

元久公御代、應永元年七月、以謀野々美谷城を陥候て、

相良氏之勇士数輩致斬獲候、 元久公岩川より當城江

被成御越、野々美谷を以樺山美濃守音久ニ給り候、

鳥津の字考證

目次

①延喜式に鳥津といふ地名の事

②忠久公以前に鳥津御庄と見へし事

③平家物語に鳥津の庄と云へる事

④文治元年二年頼朝公御下文に鳥津御庄の事

⑤圖田丁等に鳥津御庄又ハ御庄寄郡とのせし事

⑥嘉禎四年中院通方卿撰集玉ひし飜抄に鎮西志戸庄と

ミへたる事付板榔毛の事

⑦鴨長明か無明抄につくしのしまと、ミえし事忠宗公ノ時

⑧金峯山鐘銘の事道鑑公ノ時

⑨島津庄の御訴状の事付應永記に島津御庄の事

⑩庄内島津稻荷の事

⑪祝吉御所御由緒の事(祝カ)

⑫庄内阿弥陀造立の棟札

⑬都城安久正應寺古棟札

⑭都城郡元村阿弥陀甲板背の銘

⑮庄内八幡社の棟札

⑯樺山玄佐日記抜書

⑰上井覚兼日記抜書

(○ハ全テ朱書ナリ)

島津の字考證艸

『一』延喜式に島津といふ地名の事

本朝六十代

醍醐天皇の延長五年丁亥十月、左大臣忠平勅を奉りて、

その以前五十二代

嵯峨天皇の御宇大納言藤原冬嗣等に勅して弘仁十一年に撰ミおかれし弘仁格式、またハ五十六代

清和天皇の御宇大江音人・管原是善等(音)に勅して貞觀十一年に貞觀格、同十三年に貞觀式等撰ラミ置れしに、

年代移りてよろづに張り弛ミ出きて、時所により行われ難き事など、或ハその前脩に残歛せし事とも新たに

取捨して、延喜式五十巻を撰ラミ、上表して獻(マ)られけるとかや、それから中の二十八の巻部諸國器仗の脩にか

くなん見えしとぞ、

※

○大隅國驛馬蒲生・大薩摩國驛馬市來・莫禰・納津・田傳馬市來・莫禰・納津・田後驛各五疋○日向國長井・川邊・櫛野・高來各五疋傳馬田後驛各五疋○日向國兒湯・當磨・田救・麻救・武並・椰野・後夷守・真研・長井・川邊・刈田・美禰・氷根・島津各五疋傳馬兒湯・去飛驒各五疋

右の内にて蒲生ハ始羅郡の今の蒲生ならん、大水クイミツとハ大隅郡の今の垂水ならん、大學旧音泰の如くなるべし、市來ハ日置郡の今の市來ならん、莫禰ハ莫禰の譌にて、今の出水郡の阿久根ならん、納津ハ網津アツの譌にて、高城郡今の水引に遺れる網津村の邊なりしならん、田後アツハいまた詳ならず、櫛野ハ薩摩郡榑脇に遺れる市比野

村の邊を云ふなるべし、圖田丁に新田宮領市比野十五町などミへし是ならん、高來郡の高城を云ならん、長井と川邊といまた詳ならず、延喜式二十二の卷部民薩摩國の郡名にハ河邊と載せ、今もかわりなれとも、日向にてハ考ることなし、刈田ハ今日州の海江田ならん、圖田丁に加江田八十丁宮崎郡の内とあり、美禰ハ日州峯の城とか云あり、その邊ならん欵、重て考ふべし、去飛ハ今の高岡の去川の邊ならん、兒湯ハ日州五郡の一名なり、當磨・田救・麻救此三所未考、貳亞テ新名なるべし、アとナは横音通じ、本阿弥などを本なミと云ふ如くならん、圖田丁柏杵郡の内新名五十とミゆ是ならん、椰野ヒヤいまた考えず、後夷守ハ今の小林邊を云へる欵、真斫マサキハ諸縣郡の真幸を云なるべし、圖田丁に真幸院三百二十丁とある是ならん、今の吉田・馬関田・加久藤・飯野・小林等の總名なりとそ、水僕も同郡の三俣院を云なるべし、圖田丁に三俣院七百丁とある是ならん、亦今の高城・山之口・勝岡・志和池・梶山都城の内・水流村高原の内邊の總名なりとそ、島津も同く本ハ諸縣郡の院名にや有けん、今都城郡元村に遺れる安養寺の

〔此阿彌陀今都城川東村ノ亡大草六兵衛ノ屋敷ニ移シアルトゾ〕

阿彌陀の佛躰に、應永十五年戊子、日向國島津院安養寺此寺の跡ハ、郡元村の内早水堀に堂山と云造立云々、又同村上之坊にある阿彌陀此画像の裏銘、寺社方の古棟札集にハ画像所に安養寺門とて百姓やしき成居るとそ、全文見合セ写入れたきことなり像の甲板に、大日本國日州島津院圓福寺阿彌陀如来奉造立、文明十六年甲辰六月十五日云々などミへしとそ、文治二年忠久公御入部より延喜式ゑらばれし延長五年までハ二百六十年以前なるに、日向に右の如く真斫・水僕・島津など載せ、建久八年の圖田丁などより今に至て真幸・三俣ハ院名なれハ、島津も上古ハ此類なる欵、然るに近衛領たりし頃、島津庄ハ今の鹿児島のやう都會の地にやありけん、長明か無明抄につくしのしまど、いふ所にかよふもの、など、又飭抄に近衛領鎮西志摩戸庄などミゆれハ、近衛領の都會地なる欵、建久の圖田丁など近衛領のミ島津御庄に属せしやう思わる、文治二年忠久公島津御庄の惣地頭に補任し玉ひてより薩隅日の惣名とハなれる欵、その詳なる事知らず、

※(頭注)

「江戸ノ人ノ姓ニ楠イアリ、田後カ然モ又其所ヲ詳ニセス」

『二』忠久公以前島津御庄と見へし事

1 島津御庄

補任百疋村辨濟使職之事

勾當僧安兼

任相傳文書之理、補任被職畢、庄衛宜承知、敢勿違失、

下、安元二年七月日

守沙彌判

(本文書ハ一旧記雜録前編一二五五号文書ト同一文書ナルベシ)

『三』平家物語に島津の庄と云へる事

甘卷平家四の卷丹波少将成經薩摩沖小島に流さるの條に、上文略す、従夫室町・船引・大山とて月影も日影も洩らす巖々石巖を凌越、日向國西の方島津の庄に着し玉ふと云々、是れハ治承元年の事なり、島陰雜著云、

大日本國海西路薩摩州硫磺島熊野三所大權現神廟再興

上棟之事、當社ハ、治承元年丁酉、都人羽林藤原成經

判官平康頼謫此地、而祈禱之餘、創建熊野三所大權現

之廟貌、以抽丹悃、獻青詞、豈無感格耶、藤平二公速

遇赦入皇都、爾來海西之靈地、不告而諸方知其有硫磺

之島、實自丁酉迨去年戊午三百二十有二載、廟荒ワレテ視

者為可惜焉、府君命有司某執役、於是再興之功不日而

成矣、所謂神者不測之理、興廢亦然也、夫神之權威重、

則四時調、四海安、神之現德厚、則萬物生、萬民樂、

利濟之於日域不亦大哉、伏希薩隅日三州太守藤氏癸未

己酉命運亨通、武久長久、國人以忠為義、共稱一家之

藩垣、民俗有土有財、各富九州之金穀、子孫室家之繁

茂、親戚臣官之衆多、所願從心皆獲吉利、專祈上棟之

後柱礎堅固、梁棟安全、諸國一天之星河、不隔島嶼、

大洋萬里之波浪、宜護舟船、明應八年己未春時正月初日、

司役友安神官等敬白、○季彬按云、癸未則寬正四年、

忠昌公生之、己酉則延徳元年、忠治公生之、本文所謂

府君指二君耳、

『四』文治二年頼朝公御下文に島津御庄之事

東鑑云、文治元年、因幡守廣元申云、世已澆季、梟惡

者尤得秋也、天下有反逆輩之條更不可斷絶、而於東海

道之内者、依為御居所雖令靜謐、奸濫定起於他方欵、

為相鎮之、每度被發遣東土者、人々煩也、國費也、以

此次、諸國交御沙汰、每國衙・庄園、被補守護・地頭

者、強不可有所怖、早可令申請給云々、二品甘心、以

此儀治定云々、於是北條時政在京、奉仰奏之、同二年

丙午三月、六十六ヶ國被補惣追捕使并地頭、由是諸國

置守護、庄園・郷保補地頭云々、○又鎌倉將軍譜頼朝

公傳云、文治元年十一月、時政在京、奉仰言諸國地頭、

守護不論權門勢家庄公可充課兵糧米之由云々、勅許之、

同二年三月、六十六ヶ國被補惣追捕使并地頭、由是諸

國置守護、押國司之威僅存吏務之名所有庄園・郷保補

地頭、而本所如無、（ケ）時政補七ヶ國地頭、○山田聖榮自記曰、東

國之事ハ如此乎なり、未西國の末日向・大隅・薩摩こ

そ地頭御家人強國なり、伯父鎮西八郎為朝鎮西府將軍

として打隨、其ま、三ヶ國に居住有、其無沙汰間、忠

久か自力を以て可持とて頼朝より御讓なり、以上國ハ

七ヶ國、日向・大隅・薩摩・伊勢・若狹・信濃・越前、

其外國々御本領六十七ヶ所なり、丹後局折々にて大膳

大夫廣元・齊院（◎）司官親能御入口、同くハ天下にも不應

遠國を忠久に知らせ給り度の由依被仰、與三ヶ國（◎）ハ御

入部也、

2 下島津御庄官

「頼朝公」
御花押

※ 可早任領家太夫三位家下文狀、以左兵衛少尉惟宗忠

久為下司職、令致庄務事、

右件庄下司職、任領家下文、以忠久為彼職、可令致庄

務之狀如件、庄官宜承知、勿違失、以下、

元曆二年「乙」八月十七日 「此月十四日文治ト改元、時

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」八九号文書ト同一文書ナルベシ）
鎌倉追ハ不知ノ故ナラシ」

※（頭注）

「此三位家トアルハ高倉三位局ナレハ、領家基通公ノ御母堂ト

ハ從母姉妹ノ御属キナリ、左アリテ、高倉王ノ御實母ナリ」

「頼朝公」
御花押

3 下島津御庄、可早停止（◎）旁濫行、從地頭惟宗忠久下知、

安堵庄民、致御年貢已下沙汰事、

右、諸國（◎）諸民地頭成敗之條者、鎌倉進止也、仍件職先

日以（◎）忠久令補任畢、而今殿下依令相替給、（◎）雖無領家

之△定、于忠久地頭之職者、全不可有相違、慥令安堵

士民、無懈怠、可令致御年貢沙汰、兼又、為（◎）民士並

國人等、恣致自由之濫行、或打妨御年貢物、或背忠久

之下知、(○事)毎年令對捍之由、有其間、(○尤)所之旨、(○尤)最以不審也、自今以後、停止彼等之濫行、令安堵住人、不可違背忠久沙汰之状如件、以下、

文治二年四月三日

(本文書ハ「日記雜録前編」二一〇二号文書ト同「文書ナルベシ」)

※(頭注)

「此文書ハ牛屎氏ニ傳ハレルトナレハ、牛屎院司元光等ニ仰渡サルモノナラン」

○按するに、此年三月より諸國に地頭など置玉う事初て頼朝公の御進止になりしと東鑑及び將軍譜等に見ゆれハ、所謂先日とハ則三月時政など七ヶ國地頭に補せられし時と同じかるべし、然るに其頃島津御庄領家に(頭注)「重テ此処天系圖ノ近衛家ノ傳ヲ考ヘルニ、世替カ職替カ知ルヘシ」ておハせし殿下の相替らせ給ふによて、國人等忠久公の地頭職を疑ひ御下知を背けるものもやありけん、此御下文を下し給ふならん、將軍譜等此時より守護若くハ地頭を置いて國司の威を壓へ僅かに吏務の名のミを存じ本所如無と云に據れハ、やはり國司ハ禁裏の勅命にて補任ありしと見ゆ、尤忠久公御入部の

後も島津庄ハ近衛領にて、忠久公ハ其守護職に補し給ふなるべし、

禁裏より補せらるる領家・國司の分にてハ御家人又ハ其國々の住人等濫行對捍せしもの多かりける間、それを鎮めんか為に鎌倉より地頭若くハ守護の職を申付進止し玉ふことを 勅許ありしならん、忠久公の入部し玉し後も領家ハ尚近衛家と思はるゝもの、石筑役の田丁或ハ金峯山の鐘銘など粗見及へり、然るに漸々守護の威勢盛んになりゆき、國司の威ハ遂にハ無か如く衰へつらん、又さて此四月三日の御下文の島津御庄の文に薩摩・大隅・日向の惣名なりと引札つき、字も紙も御教書に異ならずと云へり、聖榮日記を按するに、康安元年道鑑公の時守護代酒匂得貴か奉行所に言上せし状にも、文治三年九月十九日、(九カ)奥三ヶ國と号し、忠久公御拜領の御下文にも島津の庄を以て日向・大隅・薩摩を孕むこと炳焉也、或ハ日向・大隅・薩摩三ヶ國ハ島津庄の内たる条御下文にも明鏡也など云へる趣に見え、又應永記にも薩摩・大隅・日向孕御庄之間島津の御庄三ヶ國と申也など見え、又薩摩の圖田丁の内には島津御

庄寄郡と載せし田丁諸郡に多く見え、又日向の圖田丁に殿下御領島津庄など見え、大隅の右式田丁の内にも島津御庄領家近衛殿など見え、位方參へ考るに、殿下御領島津庄の内にも一圓に御領ある庄ハ、日向にてハ諸縣郡の内に北郷・中郷・南中郷・救仁郷・財部郷・三俣院・島津破・吉田庄などと合せて二千二十町、其餘ハ諸郡に散存して島津御庄寄郡千八百十七町、二口合せて島津庄の田代三千八百三十七町と見え、薩摩にてハ島津御庄一圓の御領とてハ伊作郡・日置北郷・日置南郷内外小野・和泉郡などと合せて六百三十五丁、其外ハ多く諸郡に散在しけるを、島津御庄の内「アツメ」に寄郡二千七百町餘と見ゆ、大隅の圖田丁季彬「セシ」いまた讀む事を得ず、考へかたけれとも、石筑地の田丁になと島津御庄領家近衛殿新庄七百五十丁七十五丈など見え、又建武三年二月の旧記にも島津庄に大隅方より寄郡の田数七百十五町八段など見ゆれハ、是亦一圓の御庄より寄郡の田丁多かるにあらずや、去れハ島津と云ふ根本ハ、其頃より二三十年許以前延長五年の頃なとより延喜式にも日向國の地名と見ゆれハ、此に島津庄と云も日向の諸

縣郡にあるならん、島津破三百丁も勿論此郡にあり、然して薩隅にも行き散りたる御領の田丁を郡々にて拾ひ寄たる事を島津御庄寄郡と載せあるにハあらずや、夫を領家の近衛家にて一圓の御領所島津庄に多けれハ、多きを擧げて平日の唱にも三ヶ國の御領分の事をハ島津庄々々々の玉ひ、兼々ハ三ヶ國の國名ハの玉ハざりしならん、それに往昔より一郡一院一郷一名等の司と為りて上方より下向して其諸所に就て御年貢等を沙汰せし輩、所謂某地頭・某下司・某院司・某郡司・某名主・某辨濟使などと云へる國司の属官等より其領家を敬ふ意より知しめさるゝ、島津の庄の事をも自然と島津の或ハ殿下御領なと御の字ハ付け呼しならん、京都邊におひて近衛家などの詞バに兼々島津庄とのミ唱へらるゝを遍く聞なれしにや、平家物語など日向の國西の方島津の庄とかき、中院通方卿も、近衛領鎮西志摩戸庄と書き玉ふ、其頃三ヶ國にて近衛領の庄園多かりし内にも、國司の居所ハ島津に在けるにや、酒匂安國寺が申状に八文字民部太輔廣言ハ日向の國司にて島津に居住候とかき、山田聖榮も、民部太輔殿始ハ島津

に居住あるか、島津殿と奉申八文字と云ハ後に土佐國に移られしよりの名字歟、いつれとも始ハ島津と申せしと見ゆと書き、何れ島津かその時の都會にて、今の鹿兒島の如くやありけん、鴨の長明か無名抄にも築紫の島戸に通ふものなど、博く呼へり、彼これ築紫の島戸、鎮西の志摩戸、日向國西の方島津の庄など云へるを見て考ふれハ、とかくに皆泛く指て呼へるの名ならん、然るに忠久公治承三年撰州住吉にて誕生ましマく事を飛脚マれて事を頼朝公に告られ、頼朝より公を三郎と名付られ、局を日向の國司島津民部太輔惟宗廣言に給ひ、忠久公も御母に隨ハせられ廣言か島津の館にて御育ちあそばしける故、元暦二年、七歳にて鎌倉に御登り、畠山庄司次郎重忠多マぼし親にて御元服、六月十五日、左兵衛尉に任せられし時、惟宗の忠久と養父の姓をそのま、名乗らせ玉ふならん、又廣言ハ局の生ミ給ふ異父の御舎弟忠季も公も皆姓ハ惟宗、氏ハ島津を同じく名乗玉ひ、殊に忠久公の惟宗などハいまた島津庄の下司職にも補せられ給はんまへかと思ゆれハ、姓も氏も廣言の始めより名乗居けるを、自らそのま、正しく右大将の御子ながらも冒し給ふ事にハなれる歟、

斯る由縁にや、幼なくましませとも、文治元年八月十七日、右大将家より僅七歳に成玉ふ忠久公を島津庄の下司職に補せさせられ、翌二年三月頃、八歳の御時、島津庄惣地頭職、尋て又島津庄三ヶ國守護職にも補任ましマくて、御名字の地を全く知らせ玉ふに至れる歟、且つ島津庄薩隅日の惣名たりし事ハ、文治二年四月三日の御下文の引札・同三年九月九日及び十九日マの御下文になと、島津御庄に薩摩・大隅・日向を孕ミ懷て三ヶ國の惣名たる赴き明鏡にありけるよしを聖榮自記等に云へり、然るに今その事の炳焉たる御下文ハ、只四月三日の文のミ牛屎院司元光か子孫に遺れるもの而已傳ハれるとなん聞及へり、去れと道鑑公の時此事を既に、御下文に炳焉也、或ハ明鏡也など、まさしき御下文を二三通副へ進せられて言上ありし事、その状の案文聖榮の自記に見え、幸ひ又一通ハ現に傳ハる、きけバ寔に惣名たるの明證とも謂ふべし、又公の三ヶ國の守護職にておはせし事どもハ東鑑等にそれ明なれども、其補任ありし御下文ハ傳ハらずと歟聞き及べども、今此言上の状に據て考るに、外の齟齬する事さへなけ

れハ、文治三年九月十九日三ヶ國守護職に補せられたるかと思ハる、とかくに此年九月九日・十九日(マ、マ)に玉ハリし御下文ハ、三ヶ國御拜領の事の證據ともなる赴のありつるハ疑あらしとおぼゆ、

『五』圖田丁等に島津御庄又ハ御庄寄郡とのせし事
薩摩國

注進(○ナシ)
〔國中惣圖田丁〕

合肆仟拾町漆段▽○○□□△部頭八十町

右衛門▽◎兵衛△尉貳千五百九十一町六

千葉介四百十一町二段

佐女島四郎二百十町四段

一圓國領二百十一町

方々権門領寺社五百六町五段

寺社領六百五十五町内

安樂寺御領百五十四町四段(○内)領家即別當

〔此外略ス〕

大隅正八幡宮御領二百二十五町(○内)

一圓御領荒田庄八十町 鹿兒島郡内地頭掃部助(○頭)

万得御領百四十五町三段内郡々在散五島津御庄論

此外没官御領内阿多久吉内八段二十町但正「この下字見えず」

府領社二ヶ所二十五町(○五)段内五ヶ社内地頭右衛門兵衛尉

伊佐知佐十八町 谷山郡内

郡本社七町五段 鹿兒島郡内地頭右衛門兵衛尉

島津御庄一圓御領六百三十五(○町内)段 右衛門兵衛尉

御庄寄郡内没官御領六百十町二段内

二百三十二町 地頭右衛門兵衛尉

市來院百五十町 島津御庄寄郡 院司僧「字不

地頭右衛門兵衛尉

満家院百三十町 同御庄寄郡 院司業平

地頭右衛門兵衛尉

河邊郡二百二十町内 同御庄寄郡 地頭右衛門兵衛尉

高城郡二百五十五町内 同御庄寄郡

草道万得十五町 島津御庄論 名主紀太夫正家

大河三町五段 同御庄論 万得

東郷別府五十三町二段内

吉枝七町 同御庄寄郡 名主在 广師高

若吉六町 同御庄寄郡 名主小太夫兼保

時吉十町七段同御庄寄郡 郷司在广道友

薩摩郡三百五十町三段内

時吉六十九町同御庄寄郡 名主在广道友

地頭右衛門兵衛尉

若松五十町 名主在广種明

地頭同前

永利十八町同御庄寄郡 名主在广種明

◎頭 地頭同前

吉水十二町同御庄寄郡 名主當國◎拒捍使崎田五町

地頭同前

火同丸九十四町同御庄寄郡 島津御庄方辨濟使

都浦十町島津御庄論 一万得

宮里郷七十町内

公領六十一町五段島津御庄寄郡 ◎郷 郡司紀六太夫正家

地頭右衛門兵衛尉

入來院九十二町二段内 没官御領地頭千葉介

公領七十五◎ナシ町島津御庄寄郡

祢答院百十二町内同御庄寄郡 没官御領地頭千葉介

牛屎院三百六十町内同御庄寄郡 右衛門兵衛尉

幸万五十五町 島津御庄方辨濟使

山門院二百町内島津御庄寄郡

公領百七十五町六段 地頭右衛門兵衛尉

光則百三十三町六段 院主秀忠

辨濟使◎分二十七町 名主島津御庄領家沙汰

莫祢院四十町同御庄寄郡 地頭右衛門兵衛尉

甌島四十町内同御庄寄郡 没官御領千葉介

日置庄三十町北郷内 弥勒寺 下司小野太郎家綱

同南郷三十六町 没官御領地頭右衛門兵衛尉

加世田別府百町内

公領七十五町◎内 地頭右衛門兵衛尉

村原十五町 没官御領地頭佐女島四郎

◎智 知覽院四十町内島津御庄同寄郡

公領三十町三段 郡司忠答

地頭右衛門兵衛尉

穎娃郡五十七町内島津同御庄寄郡

公領三十四町七段 本郡司在广種明

地頭右衛門兵衛尉

指宿郡四十七町内島津同御庄寄郡

公領三十七町七段 下司平三忠秀

地頭右衛門兵衛尉

給黎院四十町 島津同御庄寄郡 郡司小太夫兼保

谷山郡二百町内 島津同御庄寄郡 没官御領地頭右衛門兵衛尉

鹿兒島郡三百二十二町内 島津同御庄寄郡

公領百九十七町 郡司前内舍人康友

地頭右衛門兵衛尉但本郡司平忠純

伊集院百八十町内

野田六町 島津御庄論 万得

大田○十五町 島津御庄論 万得本主在广道友

寺脇八町 島津御庄論 万得名主在广道友

谷口十四○町 没官御領地頭右衛門兵衛尉

右件圖田注文、去文治年中之比、依豊後冠者謀叛、彼乱逆之間、被引失畢、仍太略注進如件、

建久八年六月 日 權（様之）藤原朝臣在判

〔外ニ四人モラス〕

日向国

注進國中寺社庄公惣圖田町

〔此間略ス〕

殿下御領島津庄田代三千八百三十七町

一圓庄二千二十町○前右兵衛尉 〔前右衛門尉〕 地頭忠久

〔四〕北郷三百丁

〔同〕中郷百八丁 右同郡内 地頭同人

〔同〕南中郷二百丁 右同郡内 地頭同人

〔同〕救仁郷百六十丁○三 右同郡内 地頭同人

〔同〕財部郷百五十丁 右同郡内 地頭同人

〔同〕三俣院七百丁 右同郡内 地頭同人

〔同〕島津破三百丁 右同郡内 地頭同人

〔同〕吉田庄三十丁 右同郡内 地頭同人

寄郡千八百十七町

〔島津御庄ノ寄郡十二ヶ所合テ田丁ト見ユ〕 右柏杵郡内 地頭掃部頭○殿

新名五十丁 右同郡内 地頭同人

浮目七十丁 右同郡内 地頭右兵衛尉忠久

伊富形ガツ十五丁 右同郡内 地頭同人

大貫十二丁 右同郡内 地頭掃部頭殿

新納院百二十丁 右兒湯郡内 地頭右兵衛殿忠久

宮頸三十丁 右同郡内 地頭右兵衛殿忠久

穆佐院三百丁 右諸縣郡内 地頭同人
飲肥北郷四百丁 右宮崎郡内 地頭同人

同南郷百十丁 右同郡内 地頭同人

櫛間院三百丁 右同郡内 地頭同人

救仁院九十丁 右諸縣郡内 地頭同人

真幸院三百二十丁 右同郡内 地頭同人

〔外ニ地頭信綱等ノ田丁モラス〕

右ハ元曆年中之頃、武士乱逆之間、於譜代国之文書

ハ散々取失畢、雖然寺社庄公惣圖^{○田}大略注進如件、

建久八年六月 日 大部依包

權様^(捺カ)矢田部恒包

權介日下部盛直

〔外々もらす〕

大隅の圖田丁いまた借得す、垂水調所文書に關東御教書によつて石築地役の田丁あり、それに、

島津御庄^{領家近衛殿地頭尾張守殿}

新庄七百五十丁七十五丈

深川院百五十丁十五丈
財部院百丁十丈
〔頭注〕「旧記ニアルトシ」※

多祢島五百丁五十丈

〔此間モラス〕

右、件石築地役、任關東御教書〔此文書年間未詳ナラス〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」七七三号文書ノ抄ナルベシ〕

※〔行間〕

〔島津庄大隅方寄郡田數七百十五丁八段三丈内寺社御寄附分

横川院三十九丁五段二丈安樂寺天満宮御寄附

建武三年二月日〕

此三部の右書を按ずるに、島津御庄とミへしにハ、必ず地頭右衛門兵衛尉、或ハ右兵衛尉忠久など、ミへ、或ハ島津御庄領家沙汰、或ハ殿下御領島津庄、或ハ島津御庄領家近衛殿など、見ゆ、皆近衛領の事を惣て島津御庄と云に似たり、

〔六〕嘉禎四年中院通方卿撰集玉ひし飭抄に鎮西志摩

戸庄とミへける事付檳榔毛の事

忠久公既に卒去し玉ひてより十二年、二代忠時公の御時に當て、嘉禎四年に中院家の御先祖大納言通方卿撰集し玉へる飭抄となん云へるにかくそ見得けるとなり、

毛車 執柄家禮之人用檳榔毛、檳榔、前関白近衛

領鎮西志摩戸土産云々、仍所望用之云々、

檳榔毛の御車ハ天子遷幸の時に駕し玉ふ例あて、古より島津庄に御所望ありしとなり、文治二年忠久公御入部より四十七八年以前の 崇徳帝^{五代}保延五年十月八幡賀茂詣の日、またハ忠久公御入部ありしより二十四五年以後 土御門帝^{三代}の承元三年十一月春日詣の時など、皆檳榔毛を用ひられし事などありけるとなり、通方卿の飭抄に撰集し玉ふも斯る時の例を取引玉ふならん、されハ保延の頃より志摩戸庄ハ近衛領にて、承元三年など忠久公既に薩隅日の守護職に居玉ふ時も、國司の領家ハ尚近衛殿下にてやおはしけん、右に引ける古書など考合すべきなり、今諸縣郡志布志の午方海上二里檳榔島と云ふあり、周廻凡そ一里餘、檳榔尤多し、嶺に檳榔御前の祠あり、祭神一座乙姫君、例祭正月申の日、いにしへより御所望の檳榔ハ必ず此島に産するを獻れるとなり、

近頃寛政二年庚戌十二月仙洞御所百十八代、御諱智子、櫻町院第二皇女遷

幸の時も、檳榔葉百五枚近衛家より所望し玉ひ、京都

に贈られ禁廷に獻せらるとなり、志摩戸庄ハ三ヶ國の

總名なれハ、志布志も其中にこもれり、檳榔ハ、蒲葵の事を往昔和名のひきを

あて誤るとそ、近年蒲葵に作る、

『七』鴨長明か無明抄(ママ)につくしのしまと、ミえし事

長明ハ百人一首に載れる俊恵法師か歌の門人とミゆ、(頭注) 大日本史に長明ハ後鳥羽帝ノ時代ノ人

年間何れの頃に當る欤、重て識者に問べし、その著せ

し無名抄の諸浪名に、

つくしのしまと、いふ所にかよふもの、事のつゐ

てにかたり侍りしハ、つくしにとりて南のかた、大

隅・薩摩のほと、いつれのくにとかやわすれたり、

おほきなるみなと侍、そこには四五月にハあけくれ

浪たちて、しつまるまもなし、四月にたつをうなみ

といひ、五月にたつをさなミとなん申侍といひき、

う月・さ月といふゆへにや、いとけふある事也、

此文にて考ふれハ、しまとハ都會の地とおもわる、通

方卿ハ鎮西志摩戸といひ、長明ハつくしのしまと、い

ふ、平家に日向国西の島津庄に着玉ふなと、何れにも惣名たりしハ疑あらし、

忠宗公の時

『八』金峯山鐘銘の事

田布施金峯山の蔵王権現傍に鐘樓あり、その古鐘の銘

奉始鑄 薩州阿多郡金峯山洪鐘一口、

右奉鑄志者、為 正朝外朝天長地久、関白殿下・関

東武家、四海守護、國土安穩、諸人繁昌、勸化十方

檀主所禱、仍如件、

座首僧覺秀

應長元年辛亥十一月日

大勸進金剛弟子妙法敬白

大工沙彌西願

道鑑公の時

『九』島津庄の御訴状の事

付應永記に島津御庄の事

島津上総介入道道鑑代得貴謹言 欲早被直用捨御沙

汰、就鎮西管領御下向、寺社本所平成可有御管領旨、

7 「山田自記三」

被成御教書之由、承及間事、
副進

一通右大将家御下文案文治三年九月九日散通難給、依繁略也

※ 1 二通鎮西警固御教書案弘治九年三月廿一日正應六年三月廿一日

右、道鑑⑨晨祖豊後守忠久、〔十六〕文治三年九月十九日、号奥三ヶ國拜領之条、以島津

庄、次子日向・大隅・薩摩、右大将家御下文以下炳焉也、〔孕歎〕

其後、宰筑後守先祖号武藤小次郎資頼、〔大〕建久年中、肥

前号前三ヶ國拜領云々、大友刑部少輔先祖齊院司〔官〕親能〔大〕豊後・肥後

※ 3 領云々とある如此無勝劣被宛行九州於三人以來國拜領云々、鎮西守護職管領無相違処、中頃遷代一族為鎮西管

領下向刻、各二ヶ國〔豊〕ツ、從△関東被召借之時、三人無用捨之儀、就中日向・大隅・薩摩三ヶ國〔大〕為島津庄之内条、〔文治三年九月十九日ノ御下文ナルベシ〕

※ 4 統之御時、大宰筑後入道・大友之近江入道并島津道鑑

面々、一ヶ國〔豊〕ツ、△被返付之時、以同前、何於當

御代、及用捨御沙汰、限而道鑑可失面目哉、爰大宰筑

後守雖罷成御敵、参御方時、云本領、云新恩、令拜領

之、隨而被任西國播面目者哉、次畠山禮部自去觀應二

年以來迄〔イテ〕文和四年、依為御敵、可誅伐之由、被成御教

※ 5

書、去延文▽^⑤元年△以来御方之由就申、数ヶ所被拜

領恩賞并日向守護職、剩任訖、至道鑑者、自最初迄今、

於御方致無二忠節上、殊可預抽賞之処、如承及筑後守^⑥者

大友刑部少輔・畠山禮部三人分國外、大隅・薩摩・筑

後三ヶ國寺社本所領主成、可有管領之由、被成御教書

云々、此條如載先領、道鑑何依罪科可及用捨御沙汰哉、

晨祖忠久右大將家御代、自令拜領彼國々以来数代之奉

公勞^⑦軍忠^⑧段、異于他之処、結句及道鑑、此等次第、

幸^⑨落字^⑩同被直用捨御沙汰、播面目、彌為抽戰功之勇、

仍粗言上如件、

〔文保二年ヨリ四十五年以後〕

康安元年^辛四月日

任此状可領掌之由伏御下知〔欠アルカ〕

文保二年三月廿三日

相模守在判^{〔高時〕}
武藏守在判^{〔節直〕}

※1 (頭注)

〔弘安九年ハ忠宗公ノ時、正應六年ハ永仁元年忠宗公ノ時〕

※2 (頭注)

〔次子ハ孕ノ誤ナルベシ、應永記ヲ可考、後ニ載置〕

※3 (頭注)

〔鎮西ハ西國カ〕

※4 (頭注)

〔譜通譜代ノ意カ〕

※5 (頭注)

〔以同前ノ句疑クハ闕文アリ〕

※6 (頭注)

〔壬寅貞治元年四月老于家、

癸卯貞治二年七月三日、道鑑公卒九十五〕

※7 (頭注)

〔九代守邦親王ノ時

四代忠宗公ノ時ナリ〕

應永記云、抑當家ハ、忠久受關東讓、去る建久三年壬

子有下向拜領三ヶ國、依薩摩・大隅・日向孕御庄之間、

島津の御庄三ヶ國と申也、然ハ代々の相續無別子細云

々、

〔十〕庄内島津稻荷の事

酒匂安國寺申状云、抑當家御先祖忠久と申ハ、右大将頼朝の御子三男にて御渡り候、御母ハ丹後御局、ひきの藤四郎義数かあね、御くわいにんの時、頼朝の御臺二位殿と申ハほうてうの四郎義時かあね、仍て此二位殿御はからひにむほんをくわたて天下をおし取て候⑩何ことも二位殿のおほしめすま、の御はからひにて候の処、丹後の御局の御服⑩題に御子ありつき由其聞えあり、殊の外に御そねミにて、彼女ハ河にしつむべき由頼り仰られ候の間、日向國へ流し申さるべきにて鎌倉を御立候時、頼朝より男子ならハ何方よりも御左右申へしと仰下れける間、摂津國住吉にて御腹氣付せ給間、御宿かり候へとも、住吉のならひ⑩にで不浄の人ハ久しくいむ所にて候ほどに、宿をさらにかし不申候、大雨にて候ひけるに、道のほとりにひらく大に候石の候ひけるに御こしをかきすゑ候へば、やがて御産の男にて御渡り候の間、鎌倉に飛脚を立此由申す、其後住吉の神主此由承て、御所をあげ入申候、御産の間大雨にて候ひけるに、ミやうふ殿其あたりにそひ申て居て候ひける間、當家に野干殿と雨を吉事にせられ候由承、彼石を御産

▽⑩の石△と名付て、此邊よりのぼり候御年来の人々ハ拜し申候けるとおとなども申候、

山田聖榮記に云、忠久御誕生の時、産神稲荷を島津に御祝ひ申され候、秘事條々此内に有り云々、
都ノ城

稲荷大明神 郡本村に鎮座、領主假屋を距ること子方

二十町ばかり、祭神三座、倉稲魂命・天津彦⑩火々瓊々杵尊、伊弉册尊、年中祭六度、正祭九月

十九日なり、正月元日・同初午日・三月三日、當社ハ得佛公薩

五月五日・十一月中の午日祭りすといふ、

隔日三州の守護職に封せられ玉ひ、薩州山門院に下着し、日向方島津に移らせ給ひて、建久八年九月建立し、

氏神と崇め給ふ、社説に云、▽⑩得仏公、初め棋州住吉社邊にし、故をもて薩隅日三州の封を受給ひ、建久七年八月薩州山門院に下着し、翌八年日州諸縣郡島津御庄に移り、御館造りておほしけり、是を祝吉の御所といふ、其年の九月稲荷社建立あり、九月七日柱立して、同十九日に遷宮の儀を執おこなわるとなり、此所を島津といふにこそ俗に島津稲荷と呼べり、又、島戸ともいへり、今郡本村と唱ふ、

又和光寺を創建して別當職を掌とらしめらる、社司を

鬼束某といふ、

北郷忠相修造の棟札あり、天文十四年乙巳十一月、火

災にて古文書焼失云々、

書入

神領高二百三十石、忠能代慶長十七年七月、大宮司藤

田越前跡を細山田大蔵左衛門江申付、高六十三石、持

永権兵衛跡中原兵部左衛門江申付、高八十七石、和光寺八十石支配有之候、四分一上地又ハ寺社領勘落の節、寺社段々領知減少無高に相成、當社ハ格別の由緒ゆへ神領五十三石餘なり、和光寺二十石、細山田二十石、中原十三石餘なり、元文〔二款〕元年丁巳二月申分の筈にて調らる案紙の内〔一〕にあり、

『十一』祝吉御所由緒の事

祝吉御所跡 稻荷社の辰巳方八町はかりにあり、建久八年、得佛公薩州山門院より日州島津の御庄に移り玉ひて、御館つくりておハしましける所なり、其遺趾今に存して、いにしへの門の跡などいひて塚築きてあり、案するに、得佛公幼なくおハせし時、生母丹後局に隨ひ、八文字民部太輔惟宗廣言の家に育なハれ給へり、初め廣言ハ日向国司にて島津に居住し侍るといふ、されハ公の御館の島津にあること、そのかミ廣言の家に育ハれ給ひし時既にこの御館におハしけるならんか、又建久年中国に就玉ひて後初めてこの御館つくり給へるならんか、今詳かにししかたし、姑く土俗の傳ふる所を記といふ、

命婦山正覺院和光寺 稻荷社鳥居の左側にあり、真言宗天長寺の末寺にして、稻荷神社の別當寺なり、開山

權大僧都舜全、慶長七年甲辰の七月廿四日迂佛、本尊十一面觀音、立像長一尺七寸、

造者詳ならず、建久八年十一月、得佛公草創し給ふといふ、

酒匂安国寺申狀に云、男子のよし頼朝きこしめして撰津国よりめしかへされ候て、八文字民部太輔廣言預申て養育申候間、丹後の御局を給られ候てさいあひ候、忠季と申ハ民部太夫か子にて候、忠久一腹の御兄弟にて御渡候、隨て初ハ惟宗氏、承久三年に改姓ありて号藤原と、民部太夫ハ日向国司にて候ける間、島津に居住候、比木の判官・民部太夫も承久兵乱のむほんの人数にてうせ候ぬ、其子孫土佐のはたの庄にひき・なからむら・さかい・ひらおかとて今もあひ残り候云々、此間も忠季と申ハ今のわかさのミかた殿にて候、あさ名ハはくかい殿と申候云々、ミかた殿と申ハいまた惟宗氏にて候、其故ハ民部太夫の子孫にて候の間、ことハリにて候か、忠久の御ためにハ廣言ハ養父にて御渡り候の間、別名の儀にて候か、雖然昔より名字をつるて島津殿と申候時ハ、ミかた殿さまにハ同姓よりハむつましき御事にて候哉、是ハ當家の秘事にて候云々、

『十二』庄内阿弥陀造立の棟札

大日本国日向州島津院圓福寺

阿弥陀如来奉造立奉加

信心大願主

文明十『六』年^{甲辰}六月廿五日敬白

僧實秋

理性坊

南之坊

越前坊

沙弥道

五郎太郎

孫左衛門

三郎

作者快扶(花押)

取

次郎兵衛

四郎衛門

三郎衛門

太郎次郎

『十三』都城安久正應寺古棟札

日吉山王宮一宇

右、奉為天長地久御^{闕文}、殊者當郷守護藤原朝臣島津

守遠江殿勝久并當別當權少僧都慈範、又助成^{中文}略之當代

官藤原五代右京助友春・藤原鬼塚久義、

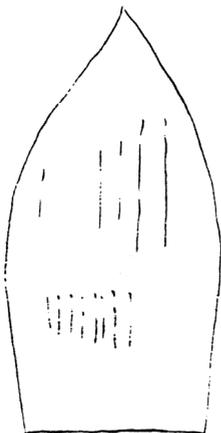
應仁二年戊子二月廿九日

大願主源連日敬白

山田聖榮の書おける目安系圖に遠江守殿^{都城居住}ほつしんと見ゆ、

此頃島津に居住ある欵、桂氏の先祖なるべし、

『十四』都城郡元村阿弥陀甲板背の銘



『十五』庄内八幡社の棟札

^{見于島陰雜著}奉再興 八幡大菩薩靈祠一字

夫以日州島津庄者、我高祖豊後守忠久領刺史於薩隅日三州權輿之地也、然則當社亦基于我高祖者耶、文明乙七年^{（一）}已夏與薩摩守国久赴飫肥戰場之日、肅詣于祠下、積年不修、大敗難起、竊念願我軍速獲凱旋、本祠豈不修復、於是神威所施敵陣忽亡、可敬信哉、依是茲歲與国久胥謀新建一字之廟貌、以抽還願之丹誠、伏希、上棟之後、柱礎堅固、梁棟安全、神德增光、一門共熙、武功之弘大、仁政埽厚、三州長致民業之康寧者也、長享三年己酉、願主薩摩守藤原国久・修理亮藤原忠廉、司役助工權大僧都呈壽坊快扶、

『十六』樺山玄佐日記拔書

樺山玄佐自記に云、伊東・北原ハ外敵、野々ミ谷を望内敵有て、武略をめくらし、守護方へハ御奉公の旨を申上、敵方江ハ内通を以知音し、種々様々なれハ、野々ミ谷勘忍成かね、長久・廣久以内談美悪、守護御辺へ移替を令相定之折節、北原野々ミ谷懇望之旨あり、其旨ハ、野々ミ谷栗野にかへすべし、内縁等を云合すべきなと深重なりし、されハ野々ミ谷老若民以下まで

是に傾く、既に日限定へきと云時、長久入道して宗棠と云しか、年六十三、鹿兒島江遂參上令託言^{（託カ）}、我浅ましき生性なから、忝も道義の末子、道鑑の弟の流、いかてか島津の郡在名の樺山をハ国衆へ可渡、願くハ御奉行衆御分別の事大望の由數返雖申上、太守忠兼様御老中薩摩の難及御手、樺山得心次第の御返答無力云々、大永元年五月十日、堅利小田假屋に成云々、

『十七』上井覚兼日記天正十一年癸未二月の内拔書

一廿六日、鹿兒島江參上之為打立候、田野へ着候、上之原の長蔵坊へ宿仕候云々、

一廿八日、早朝田野の宿を打立候、山之口と島戸之間にて、肝付彈正忠殿宮崎まで音信之為使節被遣候に行逢候云々、

同年四月、鹿兒島より御暇之時ニかくあり、

一五日、敷根三五郎殿朝食振舞なり、従夫休世齊^{（齋）}も宮崎江越候由候間、同道に打立候、北郷殿江御禮可申存候て、都城江未刻計越着候、本之原本別當古郷隆昌處へ宿仕候、休世齊ハ島戸まで通にて候云々、

「以上島津ノ字出所考ナリ」

「地理纂考」

梅北村

神柱神社カシノシラ

奉祀二座 天照太神 豊受太神

當社ハ、太宰大監季基、万壽三年、天照大御神を此地に
イヅキ齊祭り社号を神柱と称すへき由大御神の託宣ありて、當
齋社を建立し、親祭祀掌り、水俣・島津両院の總鎮守とす、
 人民上下崇敬せざるはなし、季基一女ありて男子なし、
 伴兼貞に女子を配して嗣とす、兼貞男子五人ありて、後
 水俣に卒す、長男を太郎兼俊、肝付の宗とす、次を次郎兼任、萩原菖
の宗とす、其次を三郎俊貞、安樂の宗とす、又其次を四郎行俊、和泉の宗とす、
 第五を五郎兼高と号す、後齋宮介と称して神柱の祭祀を
 掌り、是を梅北の始祖とす、各島津の院の莊事を掌る、神柱神社由緒
 記曰、平朝臣大監季基始て梅北の荒土を開墾して是を有
 ち、第宅を構へて居住す、万壽三年丙寅正月、家の門を
 建むとて梅北村大吉山より門柱を牽く、片柱を五百人に
 て牽けとも動かす、又五百人を増す、時に季基の女子六
 歳なるか出て是を見るに狂氣に成り、是に神託ありて、
 我ハ伊勢の外宮なり、此地に在りて万民を護らむと欲す、

速に社を建て神柱と称すへし、是を信せずハ人を伊勢の國に上せて問へしとなり、季基則使者を發す、時に伊勢の國にも彼神官の童子七歳成る者に神託ありて、日向國莊内益貫ツネノに我を祭るへしとなり、因て使者を發して日向に赴かしむ、日向國縣延岡に於て両使同しく郵亭に宿りて共に其事を語るに、符節を合せたるか如し、兩使各其郷に歸る、此時の夜話を世人傳へて伊勢日向の物語と云ひしとぞ、此歳季基伊勢に到り、神宮に告て神躰を奉し下り、當社を建て結構美を盡す云々とあり、又鹿屋玄兼自記に曰、三侯神柱大明神ハ、三侯の主平大監殿伊勢宮の夢想を蒙り勸請なり、夫よりして梅北殿大宮司御持なりとあり、鹿屋ハ往古大隅鹿屋院の領主にて、彼所の辨濟使也、玄兼ハ其後に、鹿屋周防介忠兼と号す、應永年中島津陸奥守元久の家老にて、志布志郷鹿屋權左衛門ハ玄兼が嫡孫也。さて莊官上疏にハ長元年中建立と見え、棟札にハ万壽三年大願主平大監季基とありて、其年の異なるはいかにと按するに、建立ありしハ長元年中にて、棟札にハ神託ありし時の年号を記せるなるへし、又莊官上疏何れの年とも知られされと、庄号以後二百六十余歳とあるに依りて、万壽三年より筭れハ正應元年にて二百六十三年なれハ、此頃の上疏なるへし、又正應の

頃の莊官ハ、島津莊の条に云る如く、永仁四年鹿屋院の辨濟使となりし觀阿なりし事年数符号せり、さて此以後仁安二年伴兼高、弘安四年伴兼世、應永八年島津元久、文明十五年島津武久、永正十三年島津忠武、天文四年新納忠勝等、修覆の棟札数枚を蔵む、祭祀年中拾二度、其中九月九日を正祭とす、

「地理纂考」

屋形石 平大監季基屋形の跡なり、其あたりに屋形寄と云へる処も在しとぞ、鹿屋玄兼自記に、平大監在所ハ、都城と梅北との間の原に屋形あり、今に無隱云々とあり、玄兼ハ應永年中の人にて、万壽三年よりハ三百七十年許りの後なるを、其時迄ハ尚屋形の跡現存せしなり、今定かならず、

「地理纂考」

八幡神社

奉祀三座 仲哀天皇 神功皇后 應神天皇

神社神社より東一町許なり、平大監季基、長元年中、神

柱神社と同時に豊前國宇佐の神靈を迎祀して荘内の鎮守とす、領家近衛殿世々崇敬ありて、當社と神社との修造ハ荘入の財を惜まます是を辨へ、自餘の課役ハ荘内全く闕らさりし事、莊官上疏に見えたるか如し、永正四年僧慶祐修造の棟札と、天正十年領主北郷一雲新建の棟札存せり、祭祀二月初卯・十一月初卯日なり、

〔地理纂考〕

梅北城 當村益貫に在り、万壽年中平大監季基領地なりしを、伴兼貞に譲り、兼貞五男齋宮介兼高に譲りて、世々居城なり、兼貞父子か事神柱の条に詳なり、兼高地名に因りて家号を梅北と改む、是梅北の始祖なり、一説に、此処に梅の大樹あり、兼高が家其北に當れるか故に家号を改むと云々、数世を歴て元弘の亂に及び、足利尊氏當國に來り、當城を奪ひて其將畠山治部大輔直顯を城主とす、明應年中、志布志の城主新納近江時久、畠山直顯に代りて領主たり、時久ハ島津忠宗四男にて、始日向新納領を領す、故に新納を家号とす、時久より八代新納忠勝に至り、享祿元年、伊東義祐當城を攻て戦ひ、利あらず、忠勝・義祐俱に救を北郷忠相に乞ふ、忠相ハ島津忠宗六代なり、資忠都城の内南郷・中郷・北郷を領し、後に北郷を家号とす、忠相伊東氏に應し、兵を合

せて城を攻む、忠勝遂に敗亡して北郷忠相領主たり、其後伊集院忠棟北郷に代りて是を領す、忠棟子忠真慶長年中叛逆の時、其將日置善左衛門・同覺内・澁谷仲左衛門城主たり、忠真十二城の其一なり、

〔地理纂考〕

郡元村

稻荷神社

奉祀一座 稻倉魂命

此地古の島津院なり、島津の元祖從五位下豊後守忠久、文治二年薩摩・大隅・日向三箇國の地頭に補せられ、續きて守護職に任せらる、此時忠久八歳にして鎌倉に在り、斯て建久七年丙辰八月朔日、薩摩國出水郡山門院今の野田の城に下り、翌年、此地に徙りて當社を建立すと云ふ、其後都城の領主世々修覆を加ふ、其事余多の棟札に見えたり、俗に島津稻荷と称す、例祭九月十九日なり、

〔地理纂考〕

祝吉ユシキ並堀之内 祝吉ハ郡元村の中なる地名にて、島津忠

久の屋形の跡なり、俗に祝吉御所・堀之内御所と号す、

祝吉ハ稲荷社より辰巳方八町許にて、門柱の跡、或ハ習

馬埵ウリバの跡存れり、堀之内も同しく屋形の跡なり、同郷安

久村にて、祝吉より南方一里許也、今に神幣を建て崇敬

す、安國寺安國寺ハ酒匂氏にて、其祖先ハ梶原刑部丞朝景なり、相模國酒匂を領して家号とす、其子左衛門景貞忠久に従ひて薩摩に下る、安言上状に云、惟宗民部大夫ハ日向國司にて

國寺ハ其後裔なり

候ひける間、島津に居住云々、山田聖榮自記に曰、聖榮ハ島津忠久より二代島津忠時他腹の長男山田忠繼より五代山田久興嫡男にて、出羽入道と号す、文明年中の人なり、奥三ヶ國御入

部也、先是薩州山門に御下り、夫より島津之御莊と申者

日州庄内三ヶ國を懐たる在所とて、庄内島津之庄南郷之

内御住所堀之内に御作在り御座候訖、御養父八文字民部

大夫殿も始ハ島津居住、其跡御座候故に島津殿と申也云

々、亦鹿兒島寶持院の古記に、忠久公建久七年當國島津

莊島戸有御下着、岩吉郷四方構大堀為御在城、稻荷大明

神御崇、累世島津之氏神と定給云々とあり、安國寺言上

状等に因れハ惟宗廣言の屋形も此あたりなりけんを、今

其址定かならず、

〔地理纂考〕

溪蓀原アヤメ 祝吉より西南半里許にあり、東西八九町、南北

三四町許、平坦の曠野にて、古来より自然に野生す、常

の菖蒲とハ一種異にして、長一尺二三寸、花濃紫スベテ紫なり、

満開の時ハ紫の褥クサを敷る如くにて、花見の輩多し、他所

に移し植ても變する事なし、世に莊内菖蒲と云、

早水池ハヤミツノイ 溪蓀原より北方五六町許にて、池の回り十余町

なり、南の方なる水際より三四間沖の方に水底より清泉

沸騰す、其高水面より三尺許、回二丈余なり、汀に杉の

老樹一本ありて清泉の上に横たはる、其杉に登り三間許

の大竹を突入るゝに、其竹隠れて暫くして頭れ出つ、深

測るへからず、其側に小社ありて早水大明神と号す、祭

神詳かならず、

〔地理纂考〕

五拾丁村

高千穂宮蹟

都城の地ハ高千穂山の東南の麓にして、往古都島と云ひ、

其中なる宮丸村を神代皇居の跡なる由傳稱せり、按ずる

に、書紀・古事紀の趣は、俱に皇孫尊高千穗峯に天降坐テモリイジて直に笠沙岬カサノサキに幸坐イキマシしか如く聞えたれハ、高千穗宮ハ彼方なりし如く思ハるれと、然らず、其ハ如何にと云ふに、古事記に彦火々出見尊者坐高千穗宮伍佰捌拾歳とあるを思ふに、始に高千穗の宮の事なくしてハ斯の如く打まかせて記すへきに非されハなり、今實地に因りて考るに、笠沙岬は高千穗山より西に距る事三拾里に近けれハ、其所なるを、高千穗宮とハ云へからず、古事記傳・古史成、文などに論あれと、暫く書紀・古事記の趣を放れ實地に就て考るに、瓊々杵尊天降坐て始の大宮ハ高千穗の東西の峯の間なる瀬多尾にて、後に都城の地に遷都ありけん、然思ふ由ハ、續後紀に日向國諸縣郡霧島峯神預官社と見えたる神社ハ、天孫降臨ハ云も更なり、此山上大宮の跡なるか故に創建ありし事論なし、往古別當寺ありて瀬多尾セタオと云り、其跡今も残りて勸請堂と云ひ、不動の石像現存せり、又古事記に、此地者、向韓國朝日之直刺國、夕日之日照國也、故此地イトヨキヒノクリノキ甚吉地詔而、於底津石根、宮柱布斗斯理、於高天原、冰椽ヒキタカ多迦斯理而坐也とあるを思へハ、瓊々杵尊の始の大宮ハ高千穗の山なる第一の證とすへし、古事記の此所の文

後世錯簡サマシて前後重複せるよしハ、大隅國贈於郡の卷に辨したるか如し、参考すへし、又同書に、詔天_ニ受賣命ウケウリノミコト、此立御前所仕奉猿田毘古大神者、專所顯申之汝送奉云々、於是送猿田毘古大神者遷到云々とありて、次に於是天津日高日子番能邇々藝命、於笠沙御前云々とあれハ、猿田彦大神・天宇受賣命の瓊々杵尊に別給へりしハ高千穗にての事なる事論なし、此時の事を書紀の一書に、上果如先期、皇孫尊則到筑紫日向高千穗櫛觸之峯、其猿田彦神者、則到伊勢之狹長田五十鈴川上、即天鈿女命隨猿田彦神所乞遂以侍送焉アヒタマとあり、天降坐て直に笠沙岬に臨幸あらむにハ、彼所迄ハ必ず從ひ給ふへき理ならずや、是をも第二の證とすへし、古事記に故此地甚吉地詔而云々とあると相照して、瓊々杵尊の始の大宮ハ笠沙岬にあらず、高千穗山なる事を思ひ明むへし、斯てそ彼彦火々出見尊坐於高千穗宮云々ある文も能く續て聞ゆる、然れハ瓊々杵尊ハ始高千穗の山上に坐まして、後に都城に遷都ありて、此処彦火々出見尊より葺不合尊迄次々大宮所なりけん、そもく都島・宮丸などいへるハ高千穗宮より出たる名なる事論なく、又都とハ宮所の約言にて、皇居に限

れる事ハ、書紀景行天皇の卷に、到豊前國長峽縣、興行宮而居、故号其処曰京也和名鈔豊前國京師郡とあるを思ふへし、島ハ締のりの略ツかりたるにて、一村にもあれ一郷にもあれ一方限をいへるなり、締を島とのミ云る例ハ、書紀武烈天皇の御歌に、於彌能姑能、耶賦能之魔柯枳、始陀騰余泚、那為我與齧據魔、耶黎夢之魔柯枳能之魔柯枳、羅智易耶陸之羅智積ヲカキとある、之魔柯枳ハ締垣にて、都島の島と同義なり、さて當村に須久束神社有て、土人の傳説に、往古同村なる城山の内に鎮坐ありしを、此所に城を築し時遷坐ありて、當城ハ都城の領主北郷讀岐守義久永和元年築く処にし、慶長年中伊集院源次郎忠真叛反せし時ノ本城也、其城山を神武天皇の皇居の蹟なる由云傳へたり、按するに、神武天皇ハ高原郷狹野にて御降誕ありて、御名をも狹野皇子と申奉り、御降誕の跡も大宮の跡も彼方に遺りたれハ、城山なるハ其以前の大宮なるを誤り傳えたるにやあらむ、高原ハ都城より北五里許にて、大宮の跡といへるあり、たりの總名を今も狹野といへり、高原の卷に詳なり、今一所ハ、莊内郷安永村に母智丘キエナチ絶頂トに母智チハ、岡の巽の麓に高千穂宮の忍穂井と称して靈泉ありしか、今ハ水涸たれと、其跡に毎年齋垣を結替て土人崇敬する事世の常に勝れり、此靈泉の涸ぬる由ハ、百年許以前に、此里なる賤女此水に浸して衣を洗ひしかハ、其夜一

夜の間に涸果て、其後ハ遂に出る事なしとぞ、其以前ハ水勢甚盛りにして、如何なる干魃なりとも水減することなかりしとぞ、其地に古来より天下門と書て阿母里門と唱ふる地あり、此所に天下天神と云小社ありて、是をも土人阿母里天神と稱し、往古大社なりしよし傳稱せり、按するに、阿母里ハ天降にて、天神ハ則邇々藝命なる事疑ひなし、されハ此所高千穂の瀬戸尾より遷都ありし跡にて、神社も上古ハ大社なりけむ、地形もさるへき処なり、さて彼宮丸村ハ高千穂宮に就ての名ならむを、其と覺しき所の異所なるハ、今の如く分界の定まりしハ後の世にて、往古ハ汎く係れりけん、かゝる神跡の世に分明ならずなりたるハ、此地應永文明の頃より慶長の初迄多年の戦場なれハなるへし、いと浅ましからずや、又大隅國桑原郡鹿兒島神社の古傳に、當社ハ彦火々出見尊の皇居にして、其山陵ハ近郷溝邊に在りといへり、實に尊の御陵ハ溝邊郷麓村に在りて、土人神割岡と云、高千穂の西嶽より真西にて直經二里許なり、溝邊の卷に詳なり、其所に高屋神社もありて、鹿兒島神社より北三里なり、是に因て思ふに、當社ハ神名帳に名神大とありて、三國に比類なき大社なるハ尊の皇居なれハなるへし、是に因て猶按するに、彼都城も此鹿兒島神社の地も共に彦火々出見尊の皇居にて、初め都城なる皇孫尊の本宮に坐まし、

海宮より還御の後此方に遷都ありけむ、其ハ御陵の在所近く、又當社の東半里許に隼人城ありて、火闌降命より始めて世々隼人の居城なりと云へり、此所鹿兒島の神社より其間の近きハ、火闌降命後に彦火々出見尊の聖徳に服従ありて、神代紀にはゆる不離天皇宮墻之傍、代吠狗ツクスマツル而奉事也とある誓言チカゴトに能く符合り、此皇居を都城としてハ山陵までの里数十四五里にして、さる遠き所に葬奉るへきにあらされハ、かの坐高千穗宮伍伯捌拾歳とある大宮ハ此処なるへし、以上の考的當せすとも遠くハ違ふましくなむ、此地高千穗山より直徑二里余にて西南の尾崎なれハ、なほ高千穗宮といふへき也、實地を見て知るへし、

「地理纂考」

須久東神社

當社ハ往古より當村なる城山の地に在りしを、永和元年領主北郷義久一義誼に作る城を築し時遷坐ありしと云ふ、城山より東の方四町許にて、庄内川の北の堤なるに小高き岡の上なり、さて其原所を神武天皇の皇居の蹟と傳稱せり、此事高千穗宮の処に云へり、須久東の名義思ひ得ず、土人の説ハ往古城山の地に鎮坐ありし時の形状を摸して土地をも高く築立つ

る由云ひ傳へたれハ、築塚ならむかと云り、大永六年燒亡して、同年領主北郷忠相再興す、其棟札に日州島津御ノ莊南郷都城宗廟須久東大明ノと記したり、祭日二月初申日、十一月初申の日なり、

「地理纂考」

兼喜神社 北郷常陵⑧陸相久の靈を崇む、相久ハ都城領主北郷左衛門時久入道一雲か嗣子也、家臣の讒言に因り父の意に忤ひ、天正九年八月晦日、安永村金石城中にて自殺す、于時年二十九歳也、其後怪異頻にて、人民大きに恐れ、皆人其靈の為す処なりと云ふ、此歳父時久社を創建して相久の靈を崇め、若宮八幡と号す、祠官妹尾重貞を其東門に移して神事を掌らしめ、西南の両門に寺を建立して、西を延壽院、南を常徳寺と号す、慶長七年、北郷忠能又一寺を北門に建立して本地院と号す、文祿四年北郷時久薩摩國祁答院に移りし時、當社を彼地に移し、慶長年中本領に復りて又此地に遷す、都城の總鎮守にて、例祭八月晦日なり、三騎の鎭流馬を張行す、

〔地理纂考〕

明人何欽吉墓 當村故寂心院境内にあり、欽吉ハ明國廣東潮州海縣の産にて、明末の乱を避、大隅内之浦に來り、後此地に移り、醫道を以て業とす、或時欽吉此処の山中にて和人參を得て大きに其功を称す、此時土人いまた和人參俗に鬚人參とも云ふを知らず、欽吉是を用ひ功あるを見て漸々世に行れしと云ふ、今に至り多く此地に産して特に上品なり、墓の正面に業岐山心恒居士欽吉墓とありて、左右に生於大明廣東海縣、逝于萬治元年戊戌九月廿九日と記したり、寂心院の東隣に市店ありて唐人町と云ふ、販化の明人多く居住せし跡なるか故に其名を得たりと云ふ、

〔地理纂考〕

八幡神社 都城城山の内にあり、慶長年中、都城領主北郷時久伊集院忠棟か謀計に因て薩摩國宮之城に移され心安からず、旧地に復せん事を宮之城湯田村なる八幡宮に祈る、其後忠棟か嫡男伊集院忠貞反す、兵を發して是を討つ、時久孫北郷長千代丸忠能先鋒たり、忠貞降伏して忠能旧地に復る事を得たり、因て宮之城なる八幡宮を迎

祭して湯田八幡と云ふ、祭祀九月廿五日也、

〔地理纂考〕

物産

飲食 茶 此地の名品也、凡茶ハ海を距る亘遠くして霧深き処を良とす、此地海を距る亘六里余、殊に高千穂山の大麓にして雲霧常に深けれハ、古來霧海ともいへり、是に依りて其茶他所に勝れり、土地廣きか故に年々植殖して、是を製し四方に鬻ビヤく者多し、製法各家傳あり、又近年宇治の傳を習ひ得て製法するもありとぞ、茶名さまくにて、甘露・紅梅・白梅・朝霧・夕霧・深緑・浅緑・氷心・若緑・露①霧の香・雪の香・住の江・川霧・浦の秋・碧露等なり、

藥品 柴胡 白朮 蜜 和人參 小野蘭山本艸譯説に曰、和人參ハ諸國皆産ス、深山幽谷雜木ノ所陰等に生ス、陽ニハ不生モノナリ、和人參始テ薩摩ニ産ス、試ルニ上品ナリ云々、又曰、竹節ニ鬚ツク、ヒゲハ竹節ヨリ上品ナリ、薩摩最上品ナリ云々とあり、彼明人何欽吉か始て此所にて掘得たりといへるに符合せり、 金銀

花

蔬菜 香シシク草 丁マヒシク草

果實 栗 梨 柿 楊ヤマモモ梅

花卉 映キリシマ山紅 萬年青 深緑にして両邊白文あり、葉の

長さ三尺に余れり、世に都城萬年青と唱へて賞翫す、

往年或者此地の山中にて見當り秘蔵せしか、終に世に

廣れりと云ふ、

飛禽 山鷄 雉 鶉 鶺鴒ツルシ 鴨

走獸 野猪 鹿 獺 狢ツノ 狼 狐 狸 兔

鱗介 鯉 鮒 鯰 龜

〔地理纂考〕

莊内郷

當郷ハ本都城郷の内なりしを、十一村を割て一郷とし莊内と号く、鹿兒島を距る事東北十八里、東都城、東北上三俣、西北小林・高原、南末吉、西襲山・財部、合て七ヶ郷に接す、周廻二十七里十七町十間、村落十一安永村五十町村西嶽村 岩瀨村 上水流村 横市村 中霧島 高一万六千七百六十六村 山田村 丸谷村 下水流村 野々美谷村

十五石、士族五千三百七十七人男二千七百十四人、平民六千三百六十七人男三千三百十五人、人員惣計一万千六百七十四人、戸数千三百九十二、

〔地理纂考〕

安永村

持チツ丘神社

奉祀 保食ウシモカ神

創建の年月詳ならず、持チツ丘とハ此神の鎮り居坐岡の名にして、高廿四五町許、周廻七八町余なり、按するに、丘ハ岡にて、持とは保食神の上下を略けるなり、一名を石峯とも云へり、其ハ岡の頂に大きな巖の立並ひたれハなり、往古より此岡の北の方八分目許に鎮坐ありしを、社殿タカ太く毀れ、修覆を加ふるに就て郷人相議りて、明治三年庚午六月二十三日に絶頂に遷坐ありしなり、さて社殿を改め造るに就て、數日を累ね若干の人衆して地を引き、大きな巖ともを引直すに、六七尺許地の底より古き陶器と棒の如き物とを掘出たり、其形状奇なり、幅六寸許、長七尺五寸余、重七十斤余也、中心にハ鉄などの類ひを

入れたる物とおほしくて、外ハ赤き土もて包ミたるか、
太く堅硬にて、其本末辨へ難し、神代に廣矛と云ひし物
斯の如き物にてやありけん、如何とも名付難し、陶器も
いと古く見えたり、其形状圖の如し、又靈應の常に靈異
なる故に、皆人崇敬する事他に異なり、田中頼庸か著し
たる神鏡の銘左の如し、

母智丘神社寶鏡銘

言萬久者雖畏、宇氣母智大神者、宇宙能萬乃本多留食物・
衣物・住宅・道遠惠幸倍坐元都御祖神爾志有婆、天壤爾
在斗坐八百萬能神祇遠始而、天能壁立極、國乃隔立限、
百八十能國爾所有青人草者、此大神能廣久厚伎恩賴遠不
蒙斗云事無之、是以皇御祖天照大御神能高天原爾而此大
神能御靈遠齊始給之余利以來、歷世能天皇尊乃御食都神
斗崇重給任爾、天下四方能御民者貴毛賤毛常爾敬比仕奉
部伎神者、此大神遠除而有事無之、斯在婆我大神能生坐
而葦原中國爾住給比、偉波志伎神德遠所躰坐志蹟所能本
縁者、古今能人物毛詳爾明久辨知禰婆、合奴理爾那毛
有遠、神世能御典爾毛全久其傳者洩而、考部伎使無久、
諸國能風土記佐倍既亡而、正部伎由無介留爾、奇久毛靈

幸比坐神能導爾夜有介牟、日向能諸縣爾其蹟遠得多利、
其蹟斗者母智丘云岡爾在氏、甚高久神佐昆多留地那留賀、
其宮能近旁者五種能穀物乃美爾榮留事、日向能中爾毛
比類無伎沃土在者云毛更也、地名爾持尾原・持尾谷・桑
原・豆田那杼相唱來都留者、此毛我大神爾深伎縁由有事
爾社有良米、然爾此母智丘能大神者、自昔穀物・牛馬種
々能祈願爾最靈久妙在御威稜遠頭給倍留事、時々不絶叙
有介留、然遠地頭那留三島通庸伊固余里皇大御國能御道
爾志厚伎人爾志有婆、此能御舍能忘々之久荒坐之事遠畏
美憂而、宮造能制祭祀乃法遠良懇勲爾治奉牟斗思起而、
去年能冬余利且々其事遠謀之初而勞伎仕奉間爾、今年能
六月斗云月乃廿三日爾者其功成竟而、白珠如須眞妙久造
磨介留新宮能大殿爾遷宮乃式仕奉而、斯道爾許多祥倍留
神事遠婆振起世留神伊都伎能喜久悅伎爾合而、大神能御
威稜乃常余利毛異爾彌勝利而尊久畏伎驗遠蹟給事數知受
叙有介留、然有賀中爾毛此宮地爾高九尺六寸、周十丈一
尺許能大石有利、其石能中心在細池者、周僅爾一丈五尺、
深一寸五分許有而、二斗四升許能水遠蕃布部之、其水涯
自爾犬牙如而綾爾乏伎狀爾人巧能好及部伎爾有受、即祈

雨須留時爾此池遠乾婆必雨遠令降給利、亦西下能窟爾者

白狐・赤（狐）・白蛇能屬毛棲居那留賀、大神能御心爾合之人

者今毛現爾見事不絕叙有介留、又一顆能大石者高六尺五

寸、周五丈七尺許毛有介留賀、初余利宮路爾塞而參出留

人能便毛惡介禮婆、其北能方爾少久引移麻久欲須禮杼毛、

努々凡人能力乃致部伎限爾有禰婆、為方不知爾思煩奴留

遠、其時大神能御悟爾、此大石者容易所移部之斗宣給爾

就而、誰夜之人毛皆不審怪美乍毛、村里能男女二千三百

人之氏試爾彼大石遠引寄介禮婆、唯枯樹遠動須如速久移

來而、宮路能問者好開奴、然後爾衆人毛皆力遠窮而彌

④引爾△引杼毛少毛動事無久、其持引留竹素佐部切損而

為方無久毛止爾伎、乃其両石能下余利掘出留鐵如器者、

長七尺五寸許、形者廣矛雖如、全朽而難辨、陶器者徒來

眞埴土厚爾製而、神隨朴素在古風能忌瓮爾叙有留、抑是

両石遠婆▽④稻荷△石斗号事者、庄内地理誌云書爾毛録

之、稻荷誕生石斗毛土俗能言米留毛、亦舊久傳來留說在

賀、果氏大幅六寸許、長七尺五寸余、重七十斤余

其裏

神人爾著而是我生坐之石叙斗告頭給之余利、始而世俗毛

總而母智丘能本緣遠知得事斗者成奴、加之、陰陽能神石

毛二柱相雙而、北方高千穗山爾向立利、陽石者高一丈八

寸、周五丈七尺許有而、雄々之伎姿警部久毛有受、陰石

者高五尺五寸、周六丈三尺、陰門能深一尺五寸、長四尺

許在賀、其形能最能成足留事者畫爾毛書爾毛著難之、實

爾此神石者產靈大神能結爾所化之天下爾毛両都無伎珍寶

叙賀之云々、今年者其陰内爾稻自生介留遠陶器爾移植之

賀、復更爾稻生出而、彼陶物在能毛共爾日爾異爾繁榮奴

留社、誠爾五穀遠生之坐御德能神隨無窮爾尊在介禮、故

自爾先此神石能齊垣遠造留時、瑞宮能上爾一物有利、譬

婆紙囊能如久、色者白玉爾似多留▽④地狀那留△賀、漸々爾

大虛爾飛騰而、百町許以上爾至之時、大白能如光遠放而

四方八隅爾照亘利乍、彌益爾高久遠久升往任爾、螢火如

而叙消果奴留、既而一雙能雀天翔來而宮上遠飛匿、一瞬

之間爾其雀能跡毛失爾介利、凡頃刻能間爾彼物能三度麻

傳升降之者、往閏十月能十九日那留賀、是日者天原者清
爾霽而雲霧不鬱、科戸能風毛殊更和爾之底、木葉佐倍不
動狀那留遠、通庸遠始米一百武士等者親久居途而正目爾
見乍毛、若者颺風能所為爾夜有良牟斗疑思賀余爾、八度
毛懷在紙遠婆飛試禮杼毛、終爾一枚太爾飛揚留事者無伎
然爾母智丘能邊者初者御水遠可取地佐倍無之遠、唯此岡
能半服爾少久水氣有而、凡三日之間者令鑿介禮杼毛、終
爾水者不出伎、其時大神從容爾倍給都良久、今其水能不
出遠婆莫愁比叙、若水遠用部伎事有婆、必出氏牟物叙斗
宣給那加良、幾久毛有受而此異能片岡爾眞清水自湧出來
都、其水特爾勝而熟爾清旨伎事、世能名妙伎水爾者比部
久毛有受、斯而此良方安永宮原在井蹟者、皇御孫命能天
降坐之時、此大神能宮爾始而忍穗井遠崇居給之地那留賀、
百年以前麻傳者人皆飲食爾汲用毛為都留遠、或賤女賀下
裳遠滌宜留由爾依而、彼水者一夜能問忽爾涸奴、當時此
水後爾周三畝許能深沼有而、其沼上爾者我大神毛亦鎮坐
介禮婆、早霖能時者請禱事遠疾久聞取給爾依而、土俗者
今猶其蹟遠重美乍、牛馬遠放事無久、恒毛佐登爾者必離
遠結改而掃淨留事不絕仕奉、若其禮等閑在婆、直爾崇谷

給而歲者不得也、亦其沼爾住魚者悉獨眼不成者無之、縱
他河余利致留能毛必獨眼爾化斗那毛語傳多留、既而新水
能出初之時、今之忍穗井斗稱牟水遠知麻久欲斗清白婆、
果氏彼元井遠乾給之狀者、賤女賀所汚之如久爾而、今此
異方爾出留能所謂忍穗井那禮婆、常爾好潔來而、其水內
遠汚那斗宣制給任爾、御井定而御饌爾仕奉利、亦水神・
主水神・御井神遠齊鎮留事、是時余利肇伎、今春者鄉內
能衆人毛大神能御恩遠仰賀余爾、山々峯々能櫻樹遠婆千
種五百種斗探索而那毛瑞垣能內外毛宮路左右毛透間無伎
麻傳彌植爾種播之都、雖然其中爾者童子・弱女等能生々
爾植而根株能疎爾不固物多介禮杼毛、一株能片株太爾枯
受之氏、悉爾良久馴著爾伎、加之、安永能里平山余利所
移之櫻樹者、尋常爾異禮留大樹那留賀上爾、其二俣能大
枝者常毛十日許者互爾後先而花遠綻那留、最怪伎樹能性
佐倍有介禮婆、鄉內能壯士等二百人遠令役而植竟介留時
爾、一速久毛大虛搔曇而終霄心足比爾天水降灌之加婆、
乃三十日爾者不而新葉毛生出奴、既而二俣能條各花遠開
初留時、其色香獨拔出而心麗久雅多留狀言毛難留許那利、
然婆是岡毛舊者木竹能屬不生地在杼毛、自今者自爾植留

樹数毛彌益而、天地能共無窮爾榮往牟者此山爾叙有留、亦此宮爾所立之碑石者、元形能周四丈一尺許有而、最深土中爾埋多禮婆、石工等毛稍取難居間爾、其石忽爾震動而自然爾踊出都、因石工等毛驚畏美逃去乍毛、更爾立歸而竟爾其碑石遠取得多利伎、乃此石踊出之地者安永能闕尾、其牽來留勞一日道程七十二町許、亦役爾預留武士者三百人許也、凡大神爾祈願之賽爲時者、白鷄遠獻事舊例能任、今者其數轉加而多爾群居扃毛、其能鳥一雙太爾狐狸能犯事無久、次々穩爾蕃息留事自古常爾不變介利、總而此大神能御靈者之毛殆人能心爾在賀如久、天地爾有斗之所有物事爾惠幸給奴、隈毛無久最一速奇久御坐事者、皆悉眼前爾見毛聞毛之那賀良、千重能一重毛言盡部伎事爾者不有云々と記したり、そもく此大神の事ハ古事記に曰、又食物乞大氣津比賣神、爾大氣都比賣自鼻口及尻種々味物取出而、作具而進時、速須佐之男命立伺其態、爲穢汚而奉進、乃殺其大宜津比賣神、故所殺神於身生物者、於頭生蠶、於二目生稻種、於二耳生粟、於鼻生小豆、於陰生麥、於尻生大豆、故是神產巢日御祖命、令取茲成種云々、古事記傳に曰、書紀一書に、霖ふりて宿とひ給ふに、衆神宿かさて甚く辛苦つつ降り給フ事あり、此にも又の字の上

に然る類の事有けむが脱たるなるへしと師の云れつる信に然るべし云々とある、實にさることなり、とありて、此時の事を書紀一書にハ、天照大神在於天上曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受勅而降、已到于保食神許、保食神乃廻首嚮爾則云々と有て、須佐之男命を月夜見尊と記、大氣津比賣を保食神と記したり、されと其趣ハ異ならされハ、大氣津比賣ハ保食神の又の名なる事疑ひなし、偕彼神鏡に記せる如く、保食神の託宣に是ハ我生坐し石そと宣給へりしを思ふに、須佐之男命の御饗乞坐しもやかて此所なりしにやあらむと思ハるゝを、書紀にも古事記にも其處を記し漏されしハいと口をしくなむ、

「地理纂考」

関之尾瀑布

上流ハ財部郷の山中より出つ、瀑布の高八間許、濶二間許なり、末流庄内の大河に入る、瀑布の上下怪巖奇石大小相疊て、流水其間を行く、又山中櫻多し、花の時ハ花見に來人日毎に絶す、無双の勝景なり、

〔地理纂考〕

真池 此池三分の二ハ安永村に属し、三分の一ハ高原郷に属す、高原の巻に詳なり、

小池 真池より半里余山上なり、東西四十間、南北八十

間余にて、深さ測るへからず、深山にて大樹空を覆ひ、水色藍の如し、此二つ霧島山中四十八池の其内なり、

〔地理纂考〕

荒嶽神社

奉祀 瓊々杵尊 彦火々出見尊 葺不合尊

神倭伊波禮毘古尊

創建の年月詳ならず、寶殿に鉾を藏て神躰とす、其鉾の長さ今の曲尺にて長さ一尺五寸許、回り八九寸にて、質ハ銅の如し、本に鐔の如き処ありて雲形を鑄付たり、土人相傳て云、往古高千穂山炎上の時、彼嶺上なる天逆矛の燒折たる折れ先にて、折口を紙に摺り嶺上の鉾に合すれハ、割符を合せたるか如くなりと云へるハイみしき妄言なり、程も形状も更に似たる処なく、又質も異なり信

すへからず、

〔地理纂考〕

諏方神社

奉祀 建御名方神 事代主神

都城の元祖北郷尾張資忠、足利尊氏に属し屢軍功ありて諸所の地頭に補せられ、文和元年、尊氏また日向國諸縣郡の内北郷三百町を與ふ、資忠封に就むとする首途に鹿兒島諏方神社に詣つ、時に何方よりもしられず資忠か前に鎌飛來る、資忠則神躰に崇て當社を建立すと云ふ、寶殿に樟板二枚を納め、一枚に諏方上大明神、一枚に諏方下大明神と記して、俱に應安五年六月一日と記したり、例祭七月廿八日なり、

〔地理纂考〕

薩摩迫 當村の内中霧島に在り、北郷資忠文和元年十二月鹿兒島より移りて此處を治所とす、其子義久に至り、永和元年治所を移す、則今の城山なり、

〔地理纂考〕

安永城 南より西北に至りてハ安永川城下を繞り、東ハ原野に接して堀切あり、資忠より六世北郷持久是を築く、伊集院忠真叛せし時、其將伊集院五兵衛・中山佐平太・白石永仙是を守る、慶長四年十二月八日、白石永仙兵を中霧島・諏方山・風呂谷・枳ヶ谷の四ヶ所に伏せ置き、輕卒を率ひ種子島勢の陣營なる山田城に向ひ、鉄砲を發して戦を挑む、城兵出撃す、寄手伴り走る、城兵是を察らず追て諏方山に至る、中霧島の伏兵起りて山田の軍利あらず、又安永の城中に薪を積ミ火を放つ、煙焰空を蔽ふ、島津の兵是を望ミ安永城陥ると思ひ、争ひて出撃し安永に向ふ、諏方山・風呂谷・枳ヶ谷三ヶ所の伏兵又起り、城中よりも出撃す、島津方の補將頭彌一郎一軍を率ひ來りて是を救ひ敵を退く、島津の兵士に富山次十郎と云者あり、年十六にて容貌甚た麗し、此日風呂谷の上にて戦死ス、兩軍愛惜コトシさる者なし、此時新納忠元 昨日迄誰か手枕に乱れけむ蓬か本にかかる黒髪 と詠て、今も人口に膾炙せり、白石永仙ハ始め紀伊國根来の僧にて還俗し、此時伊集院忠真が軍師たり、智謀ありて能ク諸軍を指揮す、

〔地理纂考〕

山田村 山田城 往古北原氏領地にて、其將白坂左衛門居城なり、天文年中、北郷忠相是を陥れて其臣小杉頼武を城主とす、北原又大軍を發し、城を攻落して頼武を討取り、北原遠江守を城主とす、忠相憤り止す、天文十一年、又當城を攻抜き城主遠江を討取り、北郷圖書忠茂を地頭とす、其後伊集院忠棟都城の領主と成り、其子忠真叛逆して、家臣長崎林兵衛是を守る、慶長四年六月廿三日、島津忠豊・新納忠元・村尾松清・入來院重時等當城を攻む、城兵忠豊か旗を奪て城に立つ、衆軍忠豊先登すと思ひ、争ひて城中に攻入り、守將長崎林兵衛を始め三百余人を斬り城陥る、既にして島津家久高城東霧島の本陣を當城に移す、

〔地理纂考〕

野々美谷村 野々美谷城 當城ハ北郷氏の管下なりしを、球摩の相良氏押領して寇を成す事多年なり、應永元年七月、島津陸奥守元久當城

を抜て、樺山音久音久ハ鳥津家四代上總介忠宗五男北郷資忠か次子にて、樺山資久か養子とす、故に樺山ト号す

城主たらしむ、音久是に居る事数世にして、五代樺山長久に至り當城を北郷に譲りて大永元年五月十日大隅國府郷小瀆に徙り、長久に代りて北郷左衛門尚久城主たり、

同三年十一月八日、伊東・相良兵を合せて来り攻む、尚久流矢に中りて死す、其後伊東の管下なりしを、天文元年、北郷忠相島津忠朝忠相・忠朝上に出及び北原某等と相議して當城を抜き、北原是を領す、既にして同十一年十二月十六日、忠相又兵を發して是を取る、伊集院忠真反するに及びて有屋田大炊左衛門守將たり、大炊左衛門戦死して城陷る、

〔地理纂考〕

伊東家 野々美谷城の北二町許に在り、大永三年十一月伊東・相良當城を攻し時、伊東か將矢に中りて死す、其冢なりと云ふ、此主將を土人の旧記にハ伊東尹祐とす、碑文左の如し、

喝奉為大用全公大禪定門

敬立

藤原式部太輔

荒武左京亮

于時大永四年甲申仲秋日

〔地理纂考〕

遠見塚 伊集院忠真か乱に、慶長四年九月十日、島津家久諸軍を將て此所に軍す、北郷作左衛門三久祁答院の兵を引て先鋒たり、三久此時旧領都城を去り、薩广國祁答院にあり、三久輕卒を出して諸所を放火す、忠真兵を出して是を追ふ、三久か兵戦て利あらず、北郷喜左衛門久陸来り救ひて都城の兵を退く、野々美谷・安永の両城より兵を出して後陣を襲ハむとす、又梶山・勝岡の両城よりも兵を出して来り戦ふ、家久の將島津忠豊安永の敵を撃て退く、又川田大膳・上井仲後(五カ)・肝付伴兵衛・敷根仲兵衛・阿多長壽院等、野々美谷・梶山・勝岡の兵と戦ふ、三久横を撃て大に破る、三城の軍(兵)各城に向て退く、三久勝に乗り、野々美谷の搦手に廻り外郭を破り、首を獲る事八百余級なり、此所地形高くして、遠く四方を見渡す故に遠見塚の名あり、

〔地理纂考〕

上水流村

志和池城 北郷氏世々傳領の地なりしを、天文中北原氏はを抜き、其臣白坂下總を城主とす、同十一年、北郷忠相父子兵を發して當城を攻む、伊東兵を發して北原を助く、同年八月、忠相高城小山川原高城ハ都城の近郷にて、今の原ハ當城より辰の方二十町余なりに戰て大に敵を破り、白坂を始め以下五百余人を斬り、遂に志和池を抜く、白坂下總戰死の後、其冥魂崇に恐れ、神社を建立して荒人大明神と稱す、又其傍に別當寺を建て新山寺と号す、寺ハ廢して今なし、土民大叛して其將伊集院掃部助是を守る、島津の兵城を圍ミて糧道を絶つ、忠真夜る竊に糧を城中に送る、兵を伏せ盡く是を奪ふ、城兵圍まる、事累月、食盡て將士盡く潰散す、

横市村

霧島神社

奉祀 瓊々杵尊 木花開耶姫命

弘治三年、都城の領主北郷時久創建なり、初め時久領内の大河に大橋を渡さむか為に同郷山田村の山中より材木を取らしむ、其中に樟の大樹あり、余多の人して挽とも

進まず、數百人を増して横市村に曳来るに、樹の本地中に穿入りて動かす、又聲を發する事牛の如し、時久驚て遂に止む、皆人神木なりと云ふ、其後領内怪異災殃甚し、土人大に恐れ神木の祟りなりとす、時久是を除かむ事を議るに、皆人高千穂の神靈を迎祭して除災を祈らむと云ふ、時久是に従ひ神社・寺院を建立す、弘治三年より永祿三年に至りて其功畢る、其莊嚴美麗すへて大和國多武峯の神社・寺院に擬へりとそ、慶長年中燒亡して再興ありしかとも、今ハ古の十分の一に過す、例祭十一月十八日なり、近年寺ハ廢して今神社のミなり、

物産

産物大概都城郷に同し、

〔中表紙〕

都城・末吉古雜記

霧島山 西生寺〔曼腕力〕大茶羅院 勅筆額有之、後鳥羽院宸筆、或伏見院とも申傳、本尊阿弥陀〔マ〕檀金、古往今

来秘佛也、并鎮守山王權現、脇宮弁財天社有之、

大御堂一丈間七間四面、各丈古寺領町反不知、三千其後新納忠

武公知行三百間一、椽礎茅葺也、其後五十石〔マ〕罷成、大伽藍も〔マ〕破壊ゆへ、

密宗第六世住僧実海法印御堂引移、寺中四間三間前四

尺〔マ〕、堂造営方可有之、又属五十石被召放、只今者寺地

計也、

奉修造西生寺大舅茶羅院

奉為金輪聖皇天長地久、別者當旦那藤原朝臣忠武官祿増進、武運長久、領内泰平、万民豊楽、殊者當城軍代藤原久友御息災延命、〔中略〕抑當寺者、〔⑩〕天台之教風、

而湛比叡之〔⑩〕水、〔中略〕兼又〔⑩〕先修之銘記、草創者、尋

譽上人之開基、伴朝臣兼高、仁安二季丁〔⑩〕、第二再興

者、舜應聖人之勸進、當旦那伴之兼郷、弘安元稔戊寅

云々、

昔明應九歲庚申三月 日 大勸進〔突〕〔⑩〕徒中 本願

田中坊沙弥秀珎

大旦那 藤原朝臣忠武 奉行大江朝臣匡成 大工藤

原武典 小工藤原勝正

當寺古往於霧島山佐野邊建立、今来梅北引移云々、〔山〕

符合之、又於霧島本西生寺と云谷有之云々、

亦平家小松殿建立、此時大〔マ〕中將殿有下向被造営云々、

以是勸之、於霧島山小松殿 立之棟者、梅北引移而

兼高被 立之棟欵、

素琴 小松殿寄進云々、 うらに奉西生寺阿弥陀佛御

宝前 下二字アリ、ヤケテ不知、

脇寺四十二坊名都テ略ス、其中玉藏坊住僧持香とあり

三味衆九名略ス、

當寺以下

成福寺 棟札永享三年〔庚戌〕〔⑩〕立、大旦那中務少輔藤

原知久、當住持法印真海等云々、只今八百姓地ニ成、
高拾八石一斗、今ハ勘考、

神宮寺 神柱宮座、今當寺之末寺なり、高二六石、只
今五石、尊星院妙見山、

貴船寺 右同、高廿六石、今三石七斗、性淨院普門山、

新山寺 醫王山脇寺有六坊云々、右同高廿六石、今六斗壹升余、勝軍院、

千手院脇坊有六坊云々、皆為山

内山寺山野悉く為百姓地

右六ヶ寺内三ヶ寺敗壞なり、

西生寺内

山王社 本像七体燒金鉢 二体

神体厨子之中に五寸方計之板あり、其文云、

「上不知
仁安子」女三歲次
三月二日庚子造立之、

為大施主此間不明位伴朝臣兼高并藤原氏息災延

命且那散人快樂、殊致精誠所造立如件、

「上不明
分朝」誓願大悲中 一人不成二世願

□虚妄罪垢中 不還本覺捨大悲

板繪トミユ



此板古來ヨリ社内ニアリシノニハアラス、
先年此寺ノ仁王イタミ、体内ヨリ小キ板ニ
細字アル出タルコト有トソ、決ツシテ其板
ナラン、

外ニ應永・文明年号アル佛ヲウス
カネノ丸ニ付タル其ウラノ板ニア
リ、文字ヨク不分故シルサズ、

兼高ハ梅北氏ノ始祖ニシテ、肝付

太夫兼俊ノ五弟也、梅北系圖ニハ兼
俊ノ兄ニツレリ、

仁安三ヶ皇ママ 代後一條帝年号、

文政三年庚辰マテ後欠

梅北氏系圖

仁王卅九代

天智天皇——此間三世略

善男

此間四世略

行貞

無官太夫

文舞鶴梅北四郎兼伯

都城梅北二住、

大納言

此時惟高・惟仁位ヲ諍ヒ給ヒ、
其時惟高ノ方ハ紀ノ名虎ト云

人、惟仁ノ方ハ此善男ノ大納

兼嘉

若狹守 神柱本地薬師木像銘、大永四年甲申正月十五日造立、大旦那伴兼吉、

兼隆

刑部太輔 踊ノ地頭トナル、

女子

石井殿女中

宗看入道

忠氏

新納家ノ養子トナル、

宣兼

土佐 入道梅悦 天正十四年丙戌八月三日棟、

大宮司伴氏宣兼、

女子

土持民部妻

頼兼

弥七兵衛 安藝守 神柱脇早辻木像 天文七年

戊戌卯月吉日、大願主梅北安藝守・同治部少輔

佐兵衛尉トアリ、

兼政

若松家ノ養子トナル、

良兼

土佐 入道正庵

寛永十七年庚辰霜月十五日棟、

梅北土佐守良兼大クシ也、万治三年九月鐘銘、

俊良房

西生寺住持

兼相

伴三郎 正兵衛 母

富山藤右衛門義貞女

女子

申良宮地土佐守妻

母同、

兼敬

伴左衛門 母窪山甚

右衛門重長女

女子

島津権十郎局

女子

〔女子

北郷仲左衛門尉久昌妻

内山喜兵衛妻

8

南之郷之内

一諸麦門

一行友

一田万里門

一下高久田

一門貫

一女橋門

一赤坂

一阿弥陀寺堂地門口

一大山之内女子分門

一石河脇門

一江口北之村

貞和三年六月 日

梅北

沙弥定阿(花押)

兼明

刑部 母肥後平左衛

門盛成女

正次郎 利右衛門

母若松清左衛門女

兼敦

兼逢

今井喜右衛門妻 母

同、 所全右衛門養子卜成、

栄右衛門 母同、最

隆由

半三郎 半右衛門 母同、

兼伯

正四郎 宝曆六年丙子六月九日生、母永峯孝兵

衛女

兼陳

清八

女子

女子

9

〔口切テナシ〕
一宇那木田門

一湯屋之前門

一感應寺門

一西之蘭門

一的庭門

一浮免所之在

貞和三年六月 日

梅北

沙弥□

水田 一町

天正伍丁丑

十二月七日

北郷左衛門入道

時久(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二九四九号文書ト同一文書ナルベシ)

大隅之國於串良五町、為祈所可宛行所也、任先例、可

領知狀如件、

永享七年十二月十五日

(忠國) 奥陸守 (花押)

梅北橋野殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二八二号文書ト同一文書ナルベシ)

11 度々奉公令悦喜候、依仕合所領一町分可遣候事実也、



12 拜進

赤木宿之門

安永東條利兵衛文書 郡元東条太次右衛門所(マ)文書朱

書之通有小吳、

東條朝臣致忠節事書

藤原朝臣忠久御下向時御供人数、(マ)東条 西条 〔中条〕不笠

御守 本田 左向 猿渡為袖添 左近尉 此數殊東条与本田、

掛懸替彼兩人者同老者職持、若東条絶者可誂本田、又

本田絶者可誂東条〔被〕与如此之定、島津落着國在知行、從

其自坂下御下之時者、横河内屋形ケ野有御宿、東条伊

牟田村宿仕、從其國見云尾ニ上、則國知行候、依其故、

雖少所候、横川彼東条被下候、其以後筒羽野半分御扶

持半分〔邪道〕分領地頭代官職候、其後祁答院大村城〔被〕召移候、

以後於日向國 忠國召向時、東条式部少輔打死仕候、

其子季少候之間、御近邊ニ与候て向嶋ニ召移候、

立久公御代時、横山ニ居候而、横山与申候て可然由

被仰下、于今横山与申候、若彼親類他國候者、東条

与可名乘候、

右東条之旗之事綿裙黒、氏藤原、家字忠、彼東条藤四

郎子有七人、出横川依仕付候、城山・大平・大角・床次・分

候、是者凡事書也、本繼圖之事、小分限候とて令述懷、

正宮旗繼圖奉籠る、本田治部少輔三ヶ國代官職持候時、

如此述懷候、其以後者申下候する事如何とて、則申下

し致覚悟候間、于今治部少輔可有子孫候、又横川被下

候御判忠昌公御覽可有由上意候間、上申候ヲ、横川之

事者明法第与候て先々御記与上意候而、横川ニ茶藷

与申村被下候、其時向島地頭職被持候間、彼御判上候

処も、大寺彦左衛門尉被致御使候間、覚悟候へと上意

候間、于今可有彦左衛門尉所候、後日為披見時如件、

横山下野入道忠充（花押）

是メウリヤウ【也】

東條左京介忠幸江
『同又左衛門丞忠善
此者アトヨリ書シトミユ』

13 下

可令早為大隅國筒羽野村半分地頭代官職事

東條藤四郎入道之悟

右以人、所補任當村半分地頭代官職也、於有年貢已下

濟物等者、任先例、可沙汰進之状如件、

建武三年四月十日

『為鑒』 道鑒（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」一八三三号文書ト同一文書ナルベシ）

外新系圖一卷有之、享保以来をツル、天明年間に仕

立たるなり、故ニ略ス、

横山久内忠篤覺書云我等先祖事

忠久公従上方御下向之時分、東條安房と申て、氏者藤

原氏、家之字ハ忠と云字を名乘り、近衛殿より被相添

罷下候、左候て、横川をを領して罷在、其後安房事民

部少輔ニ罷成、日向之合戦に木之脇ムツノ原ニテ戦死

仕候事、

向之嶋ハ京八幡持にて野口殿被囓候、其後御家御領分

に罷成、右民部少輔嫡子安房を向之嶋[▽]横山[△]へ被召移、則横山を名乗、左候て、向之嶋廿五社之座主を仕、代々相續候処、座主横山大圓坊と云、一年 御家に神社領主崇りをなすと被聞召上候て、惣て左様之衆御法度之時分切腹被仰付候、其孫四才罷成候を御助被成、鹿兒島之内當所付[◎]江ノキ候而罷居候処、二階堂殿取聳ニ罷成、其後山伏に罷成横山大泉坊と云、我等家より座主仕候て不叶義[◎]付、鹿兒島よりカケテ座主相勤め申候と云々、

一志和池城邊新山寺古墓四ツ有り、何れも自然石なり、

慶長[◎]亥天 園木治右衛門

玉照宗金居士

十一月八日

園木左右馬充

真香清金上座

子正月十六日

慶長四己亥 内村半助

射室道弓上座

十一月八日

慶長四己亥

法山慈雲上座

十一月八日

ウラニ小川半平

一荒仁大明神 同寺に在、天文年間戰死せし白坂下総守

伴兼——灵ヲ祭ル、

梅北益貫

一春日大明神

古棟札表文字不分明、裏に、于時天文戊戌七年二月

二日より島津豊州知行、地頭知覧見[◎]大和守、當大宮司

西原帶刀、○一ツ者表裏とも文字不知、

慶長十三年九月北郷忠能再興、外近世再興棟札三四有、

略ス、

役人

山内佐渡守藤氏義盈半篙齋

同名新左衛門尉藤氏義立法名常鑑

大河原備後守藤氏兼義

中原丹波守藤氏盛紹

河野備前守越知氏清通宗伯齋

社司以前ハ河野氏也、

秋永ハ今ノ大膳祖父代より、

外

正保・明曆等之棟札有、寛永十四年十月廿九日、忠直・

兼之・久宣其外家臣十一人連哥有、

享禄之棟札別記、

天文廿年、忠相并忠親一門之小次郎久朝奉再葺、

天正十一年未七月廿四日、時久・同忠虎并源左衛門尉

久觀有御供而肥後隈本之番なり、
右衛門尉忠家
大旦那敬白 見宝蔵東

岳叟誌旆、

當座主文珠院権律師重秀、高城道場住①昭弥阿弥、

是より前之役人山内佐渡守ニ續り、

右安永諏訪棟札

安永五社

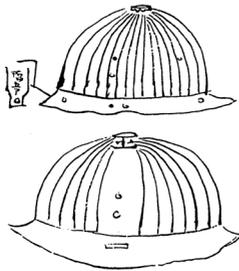
諏方 妙見 千多（寺カ）羅守権現

横市天下天神なり、

外

金吾宮

安永一流新田溝水安永・野之三谷・志和池・高原合三
千石餘之田地ニ掛る、寛文十三年（ママ）郡奉行菱刈孫
兵衛堀 充滿寺十一面觀音棟札ニ見得たり、今此寺な
し、此觀音初天正七年造立と見ゆ、

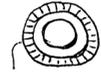


野之三谷山田鐵太郎蔵甲

徑七寸五部位



前 六寸六部位
横



穴徑七部位
廿一

同

上棟奉造立日向國嶋津御庄北郷野々三谷諏方御宝殿一字
事
安藝守長久子孫繁昌——

文龜貳稔^{壬戌}七月廿九日

右棟札前ニ記ス、

再興永祿六年癸亥弥生吉祥日、大旦那藤原朝臣時久、

諏方脇小社棟札

霧島六所大権現 永祿九年五月四日、大旦那藤原朝臣

時久

諏方宝殿上葺之時棟札

慶長十四年三月廿六日、藤原忠能公——

天正十九年^(ママ)卯二月廿五日拜殿造立棟札、大旦那藤原

時久并忠虎——

裏ニ

御寄進御人衆

一^(ママ) 二十 北郷兵部少輔殿久米

一 柱十六本 石坂出羽守殿久明

一^(ママ) 一石 小松下総守殿頼繁



○^(孝) 山妙見大姉 ^(貞) 位牌上之六人之内道瑞居士無之、

○無塵道瑞居士 妙有大姉有、

○玉庵清香大姉

○^(天) 石岩融善居士 開山一門和尚、永祿四年七月廿二

○無極道悅居士 日

○釣璜院殿哲翁忠英居士

以上七ツ石塔あり、

野々三谷

諏方棟札

右立願者——信心大旦那・大工尼玉兵庫助満足・

(マ) 一 二ツ 細山田大藏左衛門殿守朝

其外山田・龜沢以下數十人略ス、

外ニ

寛文・寛政社頭再興之棟札有、

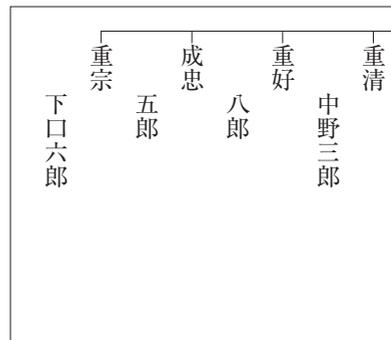
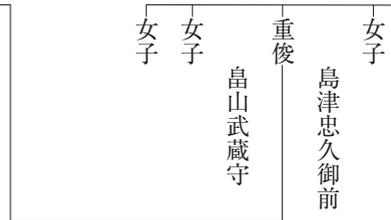
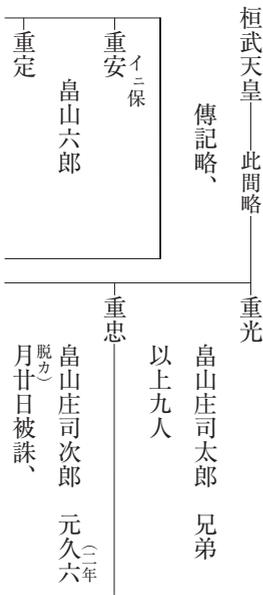
都之城中尾口横市住宮之原傳太左衛門系圖書拔

本書豎系圖也、

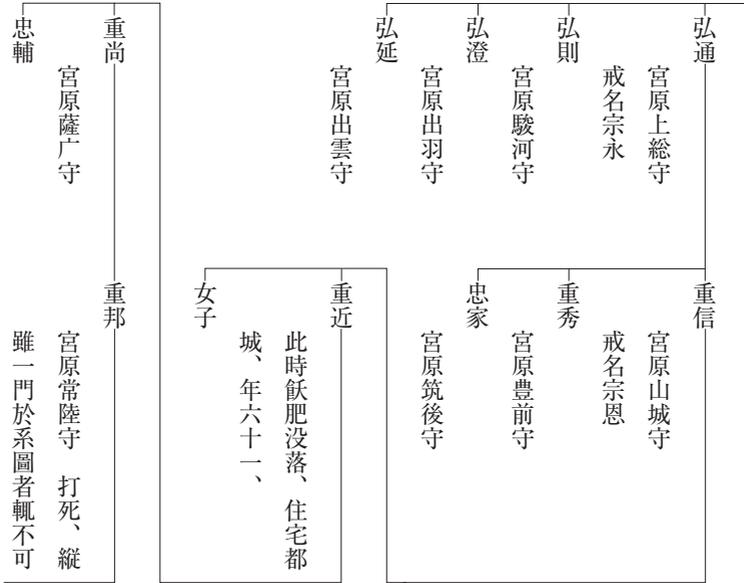
「口」右、從康應以來適生其家者不知其姓名、然間系圖既欲

断絶、仍而為後昆重而誌之而已、

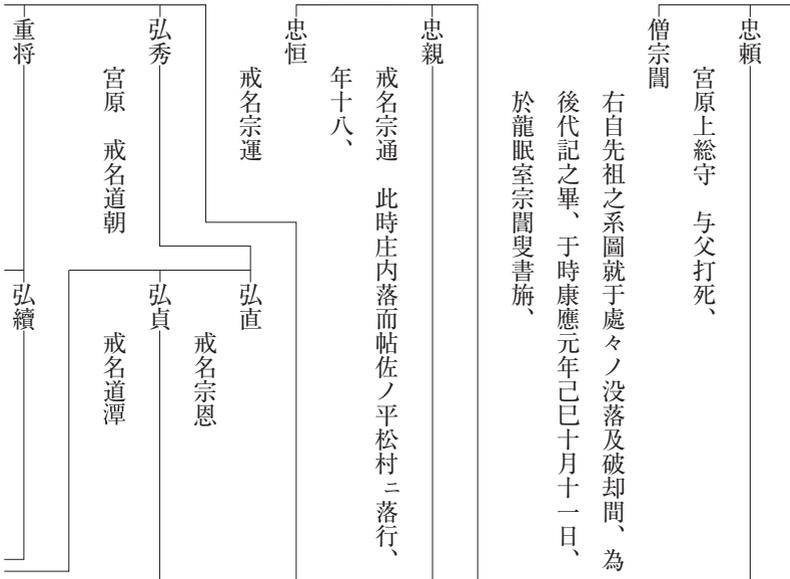
明應七年戊午六月十六日 宗春叟

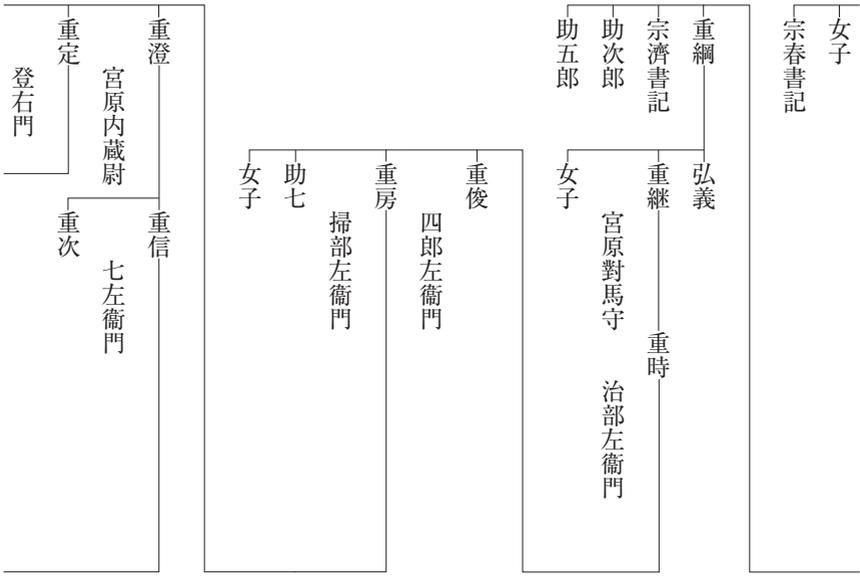
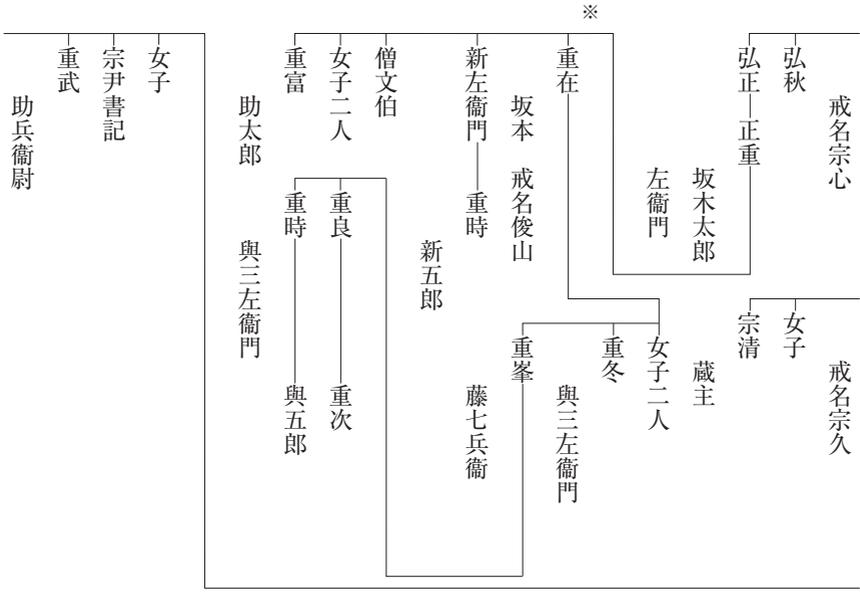


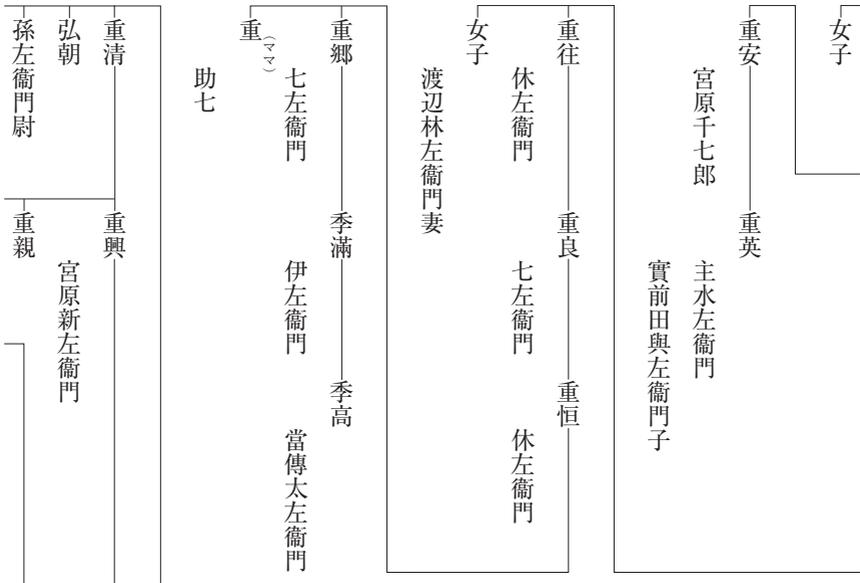
延應元年己亥八月十一日、立紀州云々、本書有之、



宮原上野守 許之云々、







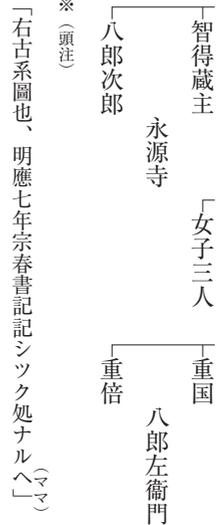
14

從先師快肇阿闍梨被讓當山三山總別當職并國之御領等、其内日向國北郷三百餘町授舍弟平越前守重弘公、仍家文所領之證文其外當山諸老者判等讓畢、自日向・大隅・薩摩三ヶ國堂山參詣之貴賤、可依彼重弘公之下知、故立館飫肥之内宮之原、子之孫之莫改變、為後代記之、延應元年己亥八月十一日

熊野三山總別當

定照(花押)

※(頭注)



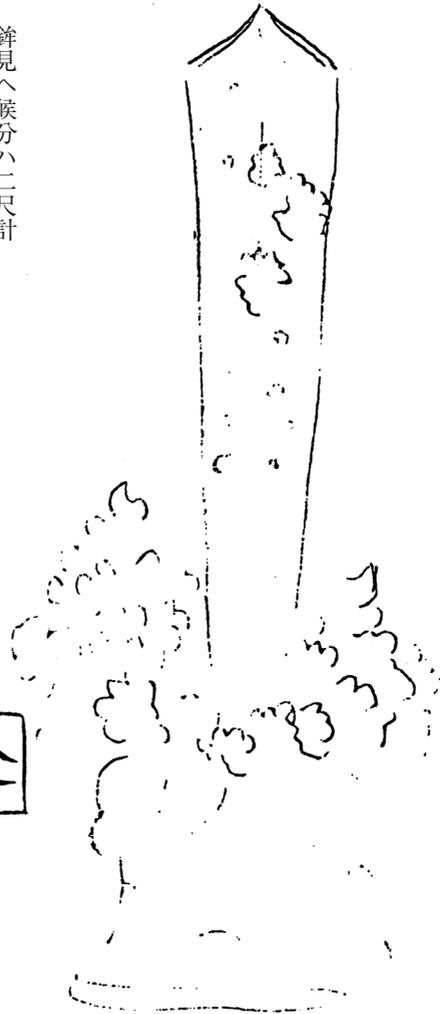


安永不動

美濃 菩提



荒神権現神籠圖



臺六寸八部位
幅五寸位

銚見へ候分ハ二尺計

臺ニ入候マテハ三尺計

不動堂鰐口銘

山内勘解由

天文廿三年十二月吉日

田中新兵衛尉

舍剛金

不動堂額

無銘



霧島本社十一面

觀音性空

上人作、

以前ハ

三間四面

ナル由、

荒武権

現社



南門霧島六所大権現 霧島明観寺 金剛寺

南泉院ヨリ四年跡住職ノ由、

不動堂 由来古来棟札無之、

再興宝徳四年壬申七月

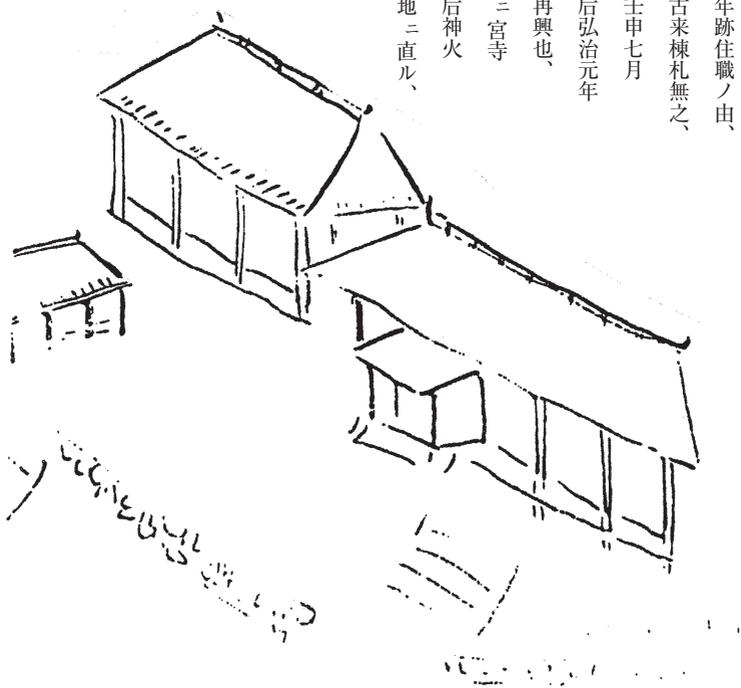
二日云々、其后弘治元年

乙卯、忠相代再興也、

古来山ノ半服ニ宮寺

共有之由、其后神火

度々燃、今ノ地ニ直ル、



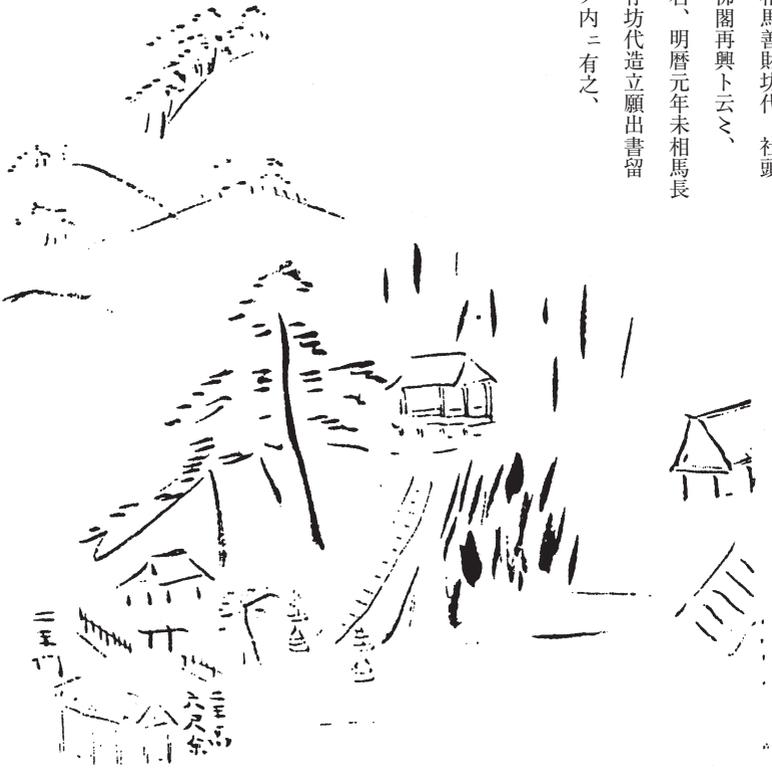
「長存坊カ曾祖也」
相馬善財坊代、社頭

佛園再興ト云々、

右、明暦元年未相馬長

存坊代造立願出書留

ノ内ニ有之、



二王 正月十八日修正 二月彼岸讀經 三月三日佛供
五月五日佛供 八月彼岸讀經 十一月十八日佛供 十
二月卅日・元日鏡調、前にハ高百三拾石之内を以相調
申候、今高壺石三斗七升、寛永十八年より付申候、正
月修正被相調申候、



這箇輪充非人手、巧作奇中奇絶中絶也、只
可信可仰矣、

「空順弟子ノ由 智空」
寶永三丙戌林鐘日 野洞忍書

寶永第二白香室優婆夷所持之箇輪月拜見焉、
奇々快々如何著弁乎也、書亦頌也、
紀慶子〇

正應寺文書

15 一惣高七百四十五石餘

右正應寺事、別而折念相頼候ニ付、家中在役之時、文
鏡房一代之事者、可為半役旨相定者也、

慶長十七年十月廿二日

(北郷) 忠能 (花押)

傳教大師書法華經、高四寸計り之紙に至極之細字ニカ
ク、口は朽切、処々字残れり、末之方ハ裡うちちなど故
文字分明也、一卷ニして有之、

右入箱之底ニ、報恩院方付法之初付属于宥久法子、
有政記 〔第一〕
上人有政 壽齡 八十三歲

鐘銘

祥雲山大龍禪寺者、諸乘開會之道場、法界包含之名藍
也、(マ)明巖和尚雖為中興之主、盟請 先師傑翁和尚号
開山 (マ)當寺大且越 (マ)小野道盛并其の子前美作太守正
盛等、當山再興之次、雖鑄于青銅之七子、年深日久而
一朝撞破了、爰有買勇之輩 (買カ)曰壽雄、曰令忠、雖化遐
邇不足得質、於茲二人竭私財等、合旧鐘而成大器、簾
之銘曰、日州灵境 中有金田 列祖居位 群徒 修禪
三条椽下 七尺单前 用心密之 (心々)工夫綿一 (心々)明旨外旨
暗玄中玄 (心)御興東土土 (心)道厭西天 (心)新儔九乳 (心)瓶楼簾
焉 祇園告曉 豐嶺送年 音徹四隩 響及八埏 二聽

忻尔^⑤ 觀恬然 尊卑破夢 老壯欠眠 千秋萬歲 勝利
無適 皆應永^⑥白秋日、前能仁大業賢勲書之、

住持比丘明巖嗣^⑦話

案スル、祥雲山大龍寺諸縣郡中ニハ其名ヲ聞ズ、大
旦那小野道盛トアレハ、櫛間辺ニアリシ寺ナラン、
小野道盛ハ野辺氏ナルヘシ、







藥師堂額

〔今ハ正ノ字ヲカケリ〕
聖應寺山王本地佛十一体、背ニ願主并年号作者ヲ記ス、

左ノ通り、

一 中尊 聖真子八幡大菩薩 願主高木長門守久家 應永

十二年八月廿八日 作者聖觀

〔次〕
一 左ニ宮地主花臺菩薩 願主和田豊前守正能 年号作者

同前

一 右三宮本地普賢菩薩 願主高木用丸次郎忠家 年号作

者同前

〔是ヨリ次第不同〕
一 客人宮本地十一面觀音 願主福永豊前守源為和 年号

作者同前

一 八王子本地千手觀音 願主高木正秋〔本ノマ、〕 年号作

者同

一 本地早尾不動 願主小弁濟仕持然 行年六十九 年号

前ニ同シ、別當僧都有澄 大工聖觀法師 ○□□加茂

大明神 願主 ○藤 教法師 作者年号同

一 聖女如意輪觀音 願主滿熊丸 年号作同

一 北野天滿天神 願主宮司淨圓 大工左衛門尉国家

一 十禪師地藏菩薩 願主大智坊 立者心澄

一 大宮法宿菩薩 願主別當權少僧都有澄 年号作者同前

同社獅子駒銘胴ト尾ト間ノ放 聖應寺日吉社御宝前獅子

胡摩狗 時別當僧有澄 願主常喜坊供僧澄譽敬白 佛

工同前 應永十七年九月八日獅子玉眼ニシテ金ミカキ

一天文六年ノ棟札アリ、棟札 別ニ写置故コ、ニ略ス、

一 應仁二年當郷主④守護島津遠江殿勝久トアル棟札写、棟札

集ニ見得居候ヘトモ、今社内ニハ見ヘズ、

一 山王神体裏 聖真子八幡大菩薩 願主高木長門守久家、

應永十二年八月廿八日 作者聖觀

一 本地早尾不動 願主小弁濟使持然 行年六十六九、年

号前に同、別當僧都有澄 大工聖觀法師

一 上マ山王宮一字

右意趣——藤原朝臣忠相并忠親息災延命——當代

官輿綱除災——

天文六年丁酉九月八日



